

総務文教常任委員会会議録

(令和7年3月10日 開会)

(令和7年3月17日 閉会)

※一部抜粋

交野市議会

1 日 目 令 和 7 年 3 月 10 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

10:00～11:44

案 件 1. 付託案件の審査について

議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について

議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員長 中谷政人

副委員長 安部敬子

委員 黒田実

委員 岡田伴昌

委員 堀天地

委員 松永隆太

委員 藤田茉里

委員 山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 岡田智里

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
副市長 危機管理監	山添学	教育長	北田千秋
財産管理室長	南賢治	総務部長	阿佐正和
企画財政部長	苗村徹	市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川暢子
健やか部長	島田国久	福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子
都市まちづくり 部長	竹内一生	教育次長兼 教育総務室長	大湾喜久男
学校教育部長	和久田寿樹	学校教育部長	内山美智子
消防長	山田健治	危機管理室長 代	中野貴雄
財産管理室長 代	久保田剛司	財産管理室次長 兼財産管理室 課長	森下真
総務部次長兼 人事課長	今堀祐児	総務部次長	上井克敏
企画財政部次長	山埜勝哉	企画財政部次長 兼都 まちづくり 次長	原田享一
市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅和美	市民部次長兼 税務室長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	大門秀幸
健やか部次長兼 こども家庭室長	森山友美子	福祉部次長	藤原功
学校教育部次長	井上成博	生涯学習推進部 次長	本多章博
消防本部次長兼 消防署長	西中敦也	危機管理室課長	吉永貴俊
財産管理室課長	山口茂樹	総務課長	船戸貴彰
人権と暮らしの 相談課長兼消費 生活センター長	和田直人	秘書政策課長	松浦新太郎
財務課長	厚主敏治	市民課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	寺島孝彦
こども園課長	西田賢之	教育総務室長 代	堤下栄基
まなび舎整備 課長	草野将明	まなび舎整備 課付課長兼 施設整備係長	飯田由治

警防課長兼
消防署副署長 亀井 新人
総務課長代理 安永 雄一
人事課長代理 松井 慎治
財務課長代理 西浦 朋子
市民課長代理兼
マイナンバー
カード係長 角 樋 由紀子
こども園課長
代理 大下 明仁
指導課長代理 佐藤 洋一

危機管理室課長
代理 中井 文子
人事課長代理 植垣 和貴
人権と暮らしの
相談課長代理 坂元 有紀子
市民課長代理 平井 良太
こども園課長
代理 木下 恭子
障がい福祉課長
代理 猿橋 峻

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 健一
係 長 竹村 真仁

局 次 長 大湾 桂子
係 員 中島 咲葵

(午前10時00分 開会)

1. 委員長(中谷政人) 本日は、総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) おはようございます。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダー内の令和7年第1回議会(3月定例会)フォルダーにあります議案書・参考資料フォルダーに格納しています。また、その他の資料は総務文教常任委員会フォルダー内のR070310-17フォルダーに格納しておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長(中谷政人) あらかじめ申し上げます。

本委員会に付託されている議案第29号については、事前に事務局まで資料請求希望がなかったため案件2. 資料請求については行いません。

なお、案件審査は3月17日月曜日に行います。

理事者から挨拶がありましたら、どうぞ。

1. 市長(山本 景) 皆さん、改めましておはようございます。

本日はお忙しい中であるにもかかわらず総務文教常任委員会を開催くださりましてありがとうございます。

本議会にて、2回にわたりまして本会議に提案をいたしました議案のうち、当本委員会に付託をされましたものにつきまして審議をお願いをすることでございます。

具体的な案件といたしましては、条例の制定に関する議案が2件、条例の一部改正に関する議案が8件、令和6年度の一般会計の補正予算に関する議案が2件、令和7年度一般会計等予算に関する議案が2件の以上の14件でございます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが委員会開催に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

1. 委員長(中谷政人) これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付された各議案については、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。

また、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されております議案第19号 令和6年度交野市一般会計補

正予算（第9号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（藤田菜里） おはようございます。よろしくお願ひします。

まず、参考資料の105ページの戸籍の振り仮名記載の事業について何点か伺いたいと思います。

令和6年度の補正予算の第6号にも、戸籍における振り仮名記載が法制化されたことに伴ってということで補正予算が組まれていたんですけども、今回のシステム整備というのはどういうものになるのか。また、参考資料を拝見しますと、通知書の作成や通知発送業務に関わるものというふうには書かれてはいるんですけども、市が市民に対して送付する通知書というのは多岐にわたると思われまますので、どのような通知書が対象となるかなど、もう少し詳しくこの事業の詳細を教えてくださいなと思います。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、当初、令和7年度での国への補助金の申請、その後に補助決定が起きてから印刷等の契約を行うというスケジュールで、国のほうからもそのように指導されておったんですが、そうすると本籍の方に通知書を発送するのが非常に遅くなってしまふ、法が施行されてから数か月後ということになってしまふということなので、今回、国のほうも前倒しの補助金の申請を受け付けるという方針を示されましたので、郵便料と通知書の印刷製本費のほうをそれぞれ補正予算として今回計上させていただいて、国のほうからは3月中に補助金の交付決定を受けて事業者さんとの契約というふうに進めていくために、今回、補助金のほうを受けるために補正予算のほうを上げさせていただいたという次第でございます。

それと、通知書がどういうものを発送するのかということですが、一応、交野市に本籍のある方が対象になります。はがき1通につき、今の予定で考えておりますのは、4名連名で記載させていただいて、本籍人の筆頭者、本籍の筆頭者宛てに送付するというふうな手順で考えておるところでございます。

以上です。

1. 委員（藤田菜里） ということは、今回のシステム整備というのは、例えば福祉部とか市民部、子育てとか、そういう部署に多岐にわたるシステムの整備じゃなくて、その本籍の部分に関わってのシステム改修というか整備になって、その本籍を置かれている人に通知をするという、そういうものだという理解でいいですか。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） 委員のおっしゃるとおり、今回の戸籍に対して振り仮名をつけるということに対してのことというふうにご理解いただいて結構かと思ひいます。

1. 委員（藤田菜里） そのシステムの整備はほかのシステムと同期されるのか、ほかのシステムにもその本籍の振り仮名が確認されたもの、市民のデータって様々あると思うんですけども、そこに同期されていくというものではなくて、もうこれは個別孤立したシステムになるということになるんですか。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） お答えいたします。

当然、戸籍の情報システムのほうに、今回、氏名の振り仮名が記載されるということになるんですけども、それと併せて戸籍の附票、それから住民基本台帳のシステムにも、今回、

公証された振り仮名が記載されることになっております。

1. 委員（藤田菜里） そこをひもづけるためのシステム改修というのは別で組まれるのか、この予算の中で想定されているのか、そのあたりいかがですか。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） お答えします。

今、お答えさせていただいた部分につきましては、もう既に予算化させていただいて対応に当たっておるところでございます。

1. 委員（藤田菜里） ありがとうございます。

それと、この間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というところに伴っての今回の振り仮名記載とか、その前はコンビニ交付の関係でも補正が組まれていたと思うんですけども、そうした繰り返しイニシャルコストの部分で補正が組まれてきたんですけども、今後、実際にこのシステムが使われていくとなったらランニングコストがどれぐらいかかってくるのかということも見えていかなくちゃいけないという部分になってくるかなと思うんですけども、今後の見通しとしてこのランニングコストにかかる経費についてというのは、国から国費が一定投入されるとか、そうした見通しというのはあるんでしょうか。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） お答えいたします。

今後のランニングコストということですが、今回、戸籍の振り仮名に対しての作業を行うことによりまして、今後のシステムを何かしら運用していく上でのランニングコストというのは発生しないと考えております。

ただ、国のほうの補助金のほうにつきましては、これまでにかかった経費よりは少ない補助金になるのかなという見込みでございます。

1. 委員（藤田菜里） 国のこのマイナンバーに関わるシステムの改修とかDXに関わるところで、自治体の負担というのがかなり大きな問題になってきているとは思んですけども、そのあたり、これからどれぐらい自治体の負担が求められるのかなど、市としてもぜひ把握をしていただきながら、国にもちゃんと国に負担しろということを声上げてほしいなというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（黒田 実） すみません、1点だけ。

今の戸籍の振り仮名記載事業について、予算の内容そのものについての質問ではないです。この事業の内容で、参考資料では要するに通知書は仮の振り仮名を記載しということ、一定それはその時点では仮なんですけれども、最終的にこの先、要は仮から確定するという作業、これ通知されるんだと思う。本人に確認をいただいて、何らかの形でまた、これ間違っていますよとか、こう読むんですよとかいうことになるんだろうなと思うんですけども、その先の仮から最終確定というのはどのような流れになっているのか、ちょっと参考までにお聞きます。

1. 市民課長兼臨時特別給付金推進室課長（寺島孝彦） お答えいたします。

ただいま委員がおっしゃいましたような流れで進んでいくわけなんですけれども、令和7年5月26日に法が施行され、そこから本籍人の方に通知を送って振り仮名を確認いただくという作業になります。

今のところ国から示されている方針といたしましては、振り仮名について間違いがなけ

れば、特に市区町村のほうに届出をする必要はないと。修正が必要な方については、通知書が発送された、いわゆる本籍のある市区町村に申し出て修正を申し出るということになります。当然、そこで申入れがあった時点で、もう修正で公証されたということになります。それと、申出のない方については、1年後の令和8年5月25日をもって公証されたというふうなスケジュールへ進んでいくということでございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（安部敬子） お願いします。

ランドリートラックのところで、請求した資料の3ページのところです。

とても熱源がどのくらい必要かというのも分かりやすく見させていただきました。LPガスボンベが10キロを2本搭載して4時間から6時間使用可能ということで、結構量が要るんだなという印象も持ったんですけども、緊急時のときって避難所の暖房にもボンベが必要なところもあると思うんですが、どのようにストックされるようなもの、量とかどこにとか、そのあたりを教えてくださいたいです。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

LPガスのストック等についてのご質問についてですが、まずこの車自体には運搬が適用されてLPガスボンベ自体が20キロ2本しか積載できません。ですので、災害時におきましては、被災地、市内、管外についても、そこに行きまして、LPガスを扱っている業者さんと調整しまして、最大50キロボンベ3本をトラックの横に沿いつけて運用しようと考えております。ですので、10キロ2本、4時間、6時間、短い時間になりますが、商店さんと調整しまして長時間運用可能にできるようにするように考えてございます。

以上です。

1. 副委員長（安部敬子） ありがとうございます。

あと、この見取図、次、資料の4ページで、平面図を見たときに、エアコンの室外機が運転席の中に入るのかなと思ったんですけども、これは止めているから運転席の窓を開けて利用するとか、そういう印象でいいんでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

平面図でちょっと分かりにくくて申し訳ないです。キャビンの天井の上に設置しまして、その設置したところにフードシェルというんですか、室外機自体は見えない状態で、ですのでキャビンの中ではないです。すみません、平面図で大変見づらくて申し訳ないです。

1. 副委員長（安部敬子） 勘違いで、はい、ありがとうございます。

別の案件で、参考資料の120ページ、市営森住宅用地についての測定の件なんですけれども、1点だけ確認をさせていただきたくて、市営住宅境界線の確定において関係者との協議調整に時間を要したとあるんですが、時間を要したけれども今は全てその敷地内にあるおうちとも了解が取れた上で測定の段階に入っているというふうで合っていますでしょうか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

すみません、まだ中身的には相続の関係がまだ整理はできていない状態で、まだそれを調整をしていただいているという状態でございます。

1. 副委員長（安部敬子） 分かりました。ぜひ合意の取れるようによろしく願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） すみません。

参考資料の107ページの障がい者自立支援給付事業、予算の増額というところで伺いますけれども、この自立支援給付については、介護給付とか地域支援給付、あと訓練等の給付と計画相談支援給付というふうに分かれていて、特に介護給付についてはすごくメニューがあったかと思うんですけれども、この部分でどこの給付のところがどれぐらい増加しての補正になっているのか、その特徴について教えてください。

1. 障がい福祉課長代理（猿橋 峻） お答えいたします。

こちら、そのメニューの中でいいますと重度訪問介護、こちらが重度障がい者へのホームヘルプを含む総合支援が該当するようなサービスでございます。こちらが当初の予算比でいいますと1.6倍ぐらいに増えているという状況でございます。

もう一点が自立訓練、こちらが障がい者が生活能力を向上するために訓練を受ける場合、利用するサービスになります。こちらが当初の予算比でいいますと1.3倍程度。

加えまして、就労定着支援、こちらは障がいのある方が一般就労されまして、その後も就労が継続できるように定着支援を受ける、そういったサービスになります。このサービスの利用者が当初の予算比でいいますと1.4倍程度。

相談系でいいますと地域定着支援というサービスがございまして、こちらが単身での生活を開始された障がい者が地域生活を継続するために、支援者からの常時の連絡、調整支援を受けるようなサービスになります。このサービスにつきまして当初の予算比でいいますと1.5倍程度。

こういったものが特に伸びが増えているというものになります。

以上になります。

1. 委員（藤田茉里） ありがとうございます、詳しく教えていただいて。

その背景についてなんですけれども、転入などによって利用者が増えているとか、高齢化によって利用者が増えているとか、様々あるのかなと思うんですけれども、背景の特徴として見られるところってどういうところですか。

1. 障がい福祉課長代理（猿橋 峻） お答えいたします。

まず、重度訪問介護につきましては、やはり重度障がい者が地域で生活をしていくというところがどんどん、他市もそうですけれども、増えてきております。これはやはり高齢化、また障がいの重度化というところが背景にありまして、今後も重度障がいのある方が地域で生活をしていくに当たって必要なサービスとして増えていくという可能性があるかなと思っております。

もう一点、生活自立訓練というところに関しましてでございますが、こちらやはり地域で障がい者が生活をしていくために生活支援等を受けるようなサービスになりますので、これまで入院をされていた方や施設入所されていたような方が地域で生活をしていくために訓練を受ける、こういった場面もやはり増えているのかなと。

同様に、地域定着支援につきましても、単身での生活を始められる障がい者というところが増えておりまして、そこをフォローするようなサービスとして伸びがあるのかなというふうに見ております。

以上です。

1. 委員（藤田菜里） ありがとうございます。

今の説明を基に考えたときに、交野市としても障がいを持っている方たちも地域で住みなれた場所で住み続けられるようにということで、障がい福祉の計画なんかもその考え方をベースに立てられてきていると思うので、そうしたことがどんどん定着すればこの自立支援給付の部分については今後も伸びていくというふうに見込んでいいのか、そのあたりの見通しというのはいかがでしょうか。

1. 障がい福祉課長代理（猿橋 峻） お答えいたします。

委員のご指摘のとおり、障がい福祉のサービスとしましては障がいの重度化というところが一つのキーワードになってくるかなと思っております。そういった点では、やはり給付費というところは一定伸びていくというふうなところにあるのかなというふうにして思っておるところです。

以上です。

1. 委員（藤田菜里） ありがとうございます。

では、次の108ページのところにも障がい通所給付事業というのがあるんですけども、こちらの増額についても先ほど説明いただいたようなことが背景にあるというふうに受け止めていいですか。

1. 障がい福祉課長代理（猿橋 峻） お答えいたします。

こちらにつきましても児童が受けるサービスというところになりまして、サービスの伸びとしましては児童発達支援というようなサービスがやはり伸びが増えているというところがございます。こちらにつきましては、早期の療育支援というところの観点から伸びがあるという状況で見えておりまして、障がいの重度化というところとはまた別に、就学前からお子さんの療育というところを早期に進めていくというところで伸びがあるのかなというふうにして見ておるところです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（堀 天地） お願いします。

参考資料の111ページ、災害用ランドリートラックについてなんですけれども、車両の整備等については前回の全協においても資料でも詳細がうかがえるんですけども、この車両の災害時の派遣先、市内外問わずその選定基準等あれば教えていただけたらと思います。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

ランドリートラック配置後の出動の選定基準についてでございますが、基準自体については現在定めておりませんが、当然災害があれば市内の避難所等に配置を考えております。

また、市外各都道府県にて災害があれば、要請がかかれば派遣の検討を行って派遣をしていくふうに考えてございます。

以上です。

1. 委員（堀 天地） 災害発災時、同時多発的に各地域で発災することも考えられますので、一定の基準は設けておく必要があるのかなと思います。

続いて、平時の活用についてなんですけれども、防災の啓発あるいは訓練等々で平時の運用の計画等があれば教えていただけたらと思います。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

ランドリートラックの災害ではない平時の運用については、現在のところ基準、運用方法等は決めておりませんが、考えているところがございますと、地域の防災訓練等を持っていき展示なりを考えてございます。あと、平時についてですが、ランドリー車としても活用を考えてございます。

以上です。

1. 市長（山本 景） 現時点で考えていることといたしましては、学校とかでの洗濯の生じたもの、カーテンとかそういったものに関しましても洗うことは想定しておりますのと、設置場所に関しましては現状いきいきランドを想定しておりますので、設備的にリョウガイヒでありますたり、もしくは防犯カメラ、そしてまたコインランドリーの機能も有しておりますので、そういった施設での利用を想定しております。

1. 委員（堀 天地） ありがとうございます。

続いて、購入後のランニングコストについてなんですけれども、もう年間で大体ざっくり保守点検費、メンテナンス費等々どれぐらいかかってくるのかご説明お願いいたします。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

ランドリートラックのランニングコストにつきましては、令和8年度におきましては、消耗品、燃料費、法定車検費用等を込みで22万円で考えてございます。

1. 委員（堀 天地） 続いて、実際の運用についてなんですけれども、資料を拝見しますとなかなか設備が多岐にわたってしまして専門的な知識も一定要るのかなというふうに思うんですけれども、実際に運用するに際してマニュアル等は整備されていくのか教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） ランドリートラックの運用のマニュアルでございますが、現在のところは作成してございませんので、今後作成について検討をしていき、作成に向けていこうかと考えておりますのでご了承願いたいと思います。

1. 委員（堀 天地） 最後になんですけれども、車両の導入の検討に際して、市民の意見やニーズ、声をどのように把握してこの事業に反映されたのか、意見聴取の有無も含めてお聞かせいただけたらと思います。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

さきの一般質問でもご答弁させていただいたんですが、能登半島地震を受けてトイレトラックをまず導入させていただきました。能登半島地震ではライフラインが甚大な被害を受けて水の重要性というものが明るみになったところがございます。本市としましては、水に関係するトイレトラック、それからシャワートラック、それから避難所の環境改善のためにランドリートラックを整備させていただいて、市民の皆様に対しまして環境のよい避難所の生活を行っていただきたいと考えまして、今回導入させていただいたところがございます。

委員おっしゃったその市民に対しての調査というところは私ども実は行っておりませんが、水の重要性というところから今回導入配備を予定したところがございます。

1. 市長（山本 景） 私から答弁いたしますと、私の考えといたしましては、市民がこれを必要だと思いか思わないかよりも、大規模災害に本市として必要かどうかのほうがまず大事だと思っております。当然市民さんに関しましては、このような専門的な車両のシッシをどこまで有しているかという話もあります。私といたしましては、大規模災害に本当に必要なものはもう行政の責任におきまして整備はすべきであり、今回能登半島の地震に関しまして

はやはり避難所環境のところではトイレとシャワーのところ、そしてまた洗濯のところは非常に必要性があるということが顕在化、リスクが顕在化いたしましたので、市といたしまして導入の判断に至りました。

ただし、うち今回のランドリートラックに関しましては、新しい地方創生に合わせまして利用が何とかできるということが急に明らかになったことから、急ぎでの車両の購入に至ったところでございますので、そういった経過に関しましてはぜひご理解賜れたらと思っております。よろしくお願いいたします。

1. 委員（堀 天地） 市長の見解は理解できますけれども、しっかり市民のニーズに即した上で災害時に有効に機能するように、今後の運用計画や維持管理についても引き続き丁寧な説明責任を果たしていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

1. 委員（藤田 菜里） すみません、ランドリートラックのところ、先ほど市長の答弁で平時の使い方についての答弁があったと思うんです。普通に市長が今答弁されたような使い方ができるのであれば、それは使い方としていいのかなというふうに漠然と思うところなんですけれども、実際にその使い方を実現しようとしたときには、学校間の調整とか様々難しい調整が必要になってくるのかなと思うんですけれども、今、補正予算で上げられているタイミングでそこまでをしっかり調整に入られているのか、これから入るのか、そのあたりのスケジュール感といいますか、今の状況というのはどういう状況ですか。理想としては持っているけれどもまだそこまでいっていないのか、そのあたりの現状を教えてください。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） ランドリートラックの平時使いですが、現在のところ、先ほど市長ご答弁させていただいたように、例えば学校のカーテンであるとか、庁内におきまして大量の洗濯物が出たときに活用しようと考えてございます。あと、何かのイベントの際には一般市民様にもコインランドリーとして活用が可能と考えてございます。

調査でございますが、各学校に例えばカーテンであるとか大量の洗濯物の確認はしたんですが、まだ導入前でございますので、具体的な計画というか、どこどこ小学校のカーテンをいつに行くというふうなところまではまだ実は調整できておりません。10キロのボンベ2本で4時間から6時間洗濯可能でございますので、ある一定1つの施設におきましての洗濯容量は賄えるのかなと考えてございます。

せっかく導入したトラックでございますので、平時もしっかりと使わせていただくよう全庁的に調査いたしまして、活用したいと考えてございます。

1. 委員（藤田 菜里） これは横のつながり、連携をしっかりしていくということが重要になってくると思いますので、宝の持ち腐れにならないようにぜひしていただきたいなというふうに思います。

続いて、参考資料の110ページと115ページの保育児童委託の施設型給付費の2号・3号と1号の部分で確認なんですけれども、これ12月議会の補正にも同じ理由で上がっています。今回もう一度上げられているというところの理由の説明をまずお願いします。

1. こども園課長（西田 賢之） お答えします。

12月補正につきましては、園児数の増加及び令和5年度の人事院勧告に伴う公定価格の増額について補正のほうを上げさせていただいています。

今回の補正につきましては、今年度の人事院勧告に伴いまして人件費が10.7%引き上げられたことに伴う公定価格の増額によるものでございます。

1. 委員（藤田茉里） 今回の答弁ですと、令和6年度の人勧に基づいて10.7%の引上げがあったということで上げられているんですけども、12月議会のときに私もこの質問をさせていただきまして、そのときに人勧の引上げの率とかホームページでも見られますので確認していたんです。そのときにもう10.7%と上がっているんですよ。そこを12月補正で踏まえずに今回上げてきたというところに特別の理由があるのであれば教えてください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

12月補正の締切りにつきましては10月、11月になりますので、その時点ではまだ令和6年度の人勧の補正率等確定していませんでしたので、今回の時期となっております。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

あと、これは市から各園に支給をされるということになるので、各園にどのタイミングでいつぐらいに支給されるのか。この補正予算が通ってから、もちろんそうだと思うんですけども、今、年度末、新年度に向けてというのが各園の状況ですけども、どういうタイミングで支給されるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

例年、国から増額等ありましたら公定価格の改定が1月頃に示されます。その後システム改修を行いまして、市から園への支払いにつきましては4月をめどにお支払いのほうをさせていただいています。

1. 委員（藤田茉里） ということは、4月をめどということは4月以降の人件費部分、民間園という人件費部分とかに反映される引上げというふうな受け止めていいのか、年度内で例えば民間の保育園でしたら3月に一時金という形で支給をしている園とかも、例えばこの間の令和5年度の人勧の部分についてはそういう対応している園とかもあると思うんですけども、今回の分については令和7年度以降の人件費に反映されるものということで考えていいんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

令和6年度の人件費に反映されるものになります。国のほうから示されているものになりますが、市のほうから園のほうには1月に概算でお伝えさせてもらっていますので、可能な限り年度末まで一時金等でお支払いするようお願いしているところです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） すみません。

じゃ続いて、参考資料の116ページですが、庁舎のところで、先日議会に基本方針が示されたわけですけども、令和7年度に繰り越す委託の内容について、あとどの部分の業務が残っていて繰り越すのか、この参考資料を見たら基本設計、詳細設計というところは読み取れるんですけども、もう少し細かくどういう業務が残っているのか教えてください。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

基本方針につきましては全協等でお示しさせていただいたとおりで、これから基本設計、詳細設計に入るに当たりまして事業者による詳細な調査を進める中で、本庁舎の既存不適

格、是正項目等の改修が多々判明いたしまして、そちらの項目についての設計並びに図面の作成等々あります。既存不適格の内容につきましては、排煙設備の不備、廊下等についています防火戸の機構についての現行法に適合させるような改修、あと防火シャッター、またエレベーターにつきましても既存不適格等々ございます。あと、消防法に適用するような防火設備の改修等々が判明いたしましたので、それらのことにつきましてさらに基本設計等に入れ込んで、詳細設計、積算等の工程に進む予定でございます。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

今の段階では、もう既に基本設計の作業には入っておられるんですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

基本設計の作業につきましては現在進めておるところでございます、そのための機械設備、耐震の方法について詳細に検討しているところでございます。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 今回の一般質問でも聞いていたかもしれないんですけども、改めてですが、この基本設計と詳細設計の完成のめどというのは、令和7年度、基本設計はいつぐらいに上げて、その後の詳細設計はいつぐらいから入っていつぐらいに上がるかというのは、今の中でスケジュールとしては持っておられるのでしょうか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 現在、基本設計の調査中というところございまして、7年度中の発注を目指すというところございまして、スケジュール的には早々にというところしか現在ではお答えできないところでございます。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 詳細設計までの完了は7年度中に終わらせるということで認識しておいていいんですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

現在のスケジュールに関しましてはそのような認識で結構です。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） それから、参考資料を見ますと、先ほど答弁にも言われていたみたいに、既存の不適格等の改修項目が判明しというところで委託内容が増加したというふうに書かれているんですけども、委託費については今回繰越明許だけで増額とかというのがないわけですけども、これは今後、補正がまた上がってきて増額とかということになるのか、今の委託費の中でこの委託内容の増加分というのも含まれているというふうに踏まえていいのか、そのあたりいかがですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

今後なんですけれども、詳細を詰めていく中で、増額等あれば変更契約等させていただく予定でございます。

1. 市長（山本 景） 今できるだけ医療費のトータルでの実質的な費用の縮減を今役所の中で協議をしていて、もう既に耐震工事部分に緊防債充てるといったところはもうやっているところでもありますけれども、エアコンの空調のところが多額にお金がかかるんですけども、今のところ地財措置がないという状況でありますけれども、ちょっとそこの脱炭素化の取組をより進めることによりまして Z E B r e a d y なのか、もしくは公共施設等適正管理

推進事業債を適用できるのかのところが今検討をしているところであり、それによって若干の設計とかの変更も生じる可能性があります。結果、ただそれらに関しましては、トータルといたしまして交野市の財政負担を軽減化する措置であります。予算については場合によりましては増額の可能性はありますが、結果として市の負担、実質的な負担の軽減の取組ではありますので、ご理解賜れたらと思っておりますのでございます。

1. 委員（藤田茉里） 必要などころには必要な予算をかけていただくというのは否定するものではないですので、安全第一で進めていただきたいなというふうに思っています。圧縮できる部分は、今市長が言われたみたいに様々工夫をしながら圧縮をしていただきたいなというふうには思っています。

すみません、続いて、繰越明許の電柱の移設事業なんですけれども、117ページ、これも年度内の工期では施行困難ということで繰越しされるということなんですけれども、工期のめどというのは今の段階でついているのか教えてください。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

現在、関西電力と工程につきましては協議中でございます。一応移転先のほうの承認はいただきまして手続に入っておるという状態なんですけれども、関西電力のほうは実はいろんな災害等も含めて今電柱の移設に関してはかなり時間がかかっているという状況で、できましたら5月の頭ぐらいまでには行いたいというふうな形で関西電力とは今協議をさせていただいている状況でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 委員（藤田茉里） 関西電力の状況なんかもなかなか厳しいのかなというふうな受け止めるんですけれども、ここの電柱の移設となると、かなり日中とか交通量が多いので夜間の工事が必要なのかなと思うんですが、今の関西電力の状況とかを踏まえたときに夜間工事というのは可能なのか、日中の工事になるのか、そのあたりの状況いかがですか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） すみません、まだ工程につきましては具体的な日程が詰めていない状態ですので、そこにつきましても関西電力も含めて協議をさせていただければと思っております。

1. 委員（藤田茉里） これは要望ですけれども、ぜひ市民生活に支障のない時間帯にできれば工事を行っていただきたいなというふうに思います。関西電力側の状況もあるかとは思いますが、調整をお願いできればと思います。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） すみません、工事につきましては夜間をベースに考えてございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） すみません。

では続いて、参考資料の121ページと追加で頂いた資料の5ページの防災備蓄倉庫の新設のところなんですけれども、星田3丁目の防災備蓄倉庫から少し聞きたいと思いますが、追加の資料を見ますと多品目少量ずつというふうな書かれています。例えば、水とか食料品とか衛生用品など、そういったものを備蓄をされるということで理解しておいていいのか、そのあたりまず教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

星田3丁目防災備蓄倉庫の備蓄内容ですが、ここに記載のとおり多品目を少量ずつ備蓄するという理解で、今委員がおっしゃったようなところで考えております。詳細について

は現在の備蓄の指針を見直しておるところですので、そこできっちり決めていきたいと考えてございます。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

あと、この追加資料を見ると、細かい部分なんですけれども防災公園というふうに書かれているんです。今回の備蓄倉庫とはちょっと違いますけれども、公文書としての資料として統一していかないといけないんじゃないかと思う視点で、以前、多目的防災広場でしただけ、そういう言葉に統一していくということを、あれは全協の場ですか、答弁されていたと思うんですけれども、今回出ている資料を見ると防災公園と書かれていますのでそこを統一したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、今の段階ではこれは防災公園でいいんでしょうか。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

こちらの表記のほうは確かに公園という形で書かせてはいただいておりますけれども、全員協議会等々でもお話しさせていただいたように、防災広場というような言い方もちょっと含めてありましたので、そこら辺についても今後は統一していくような形で一定整理しながらさせていただきたいと。公園というところについてはまちづくり部のほうとも話はさせていただいております、なかなかその公園という使い方についてはやっぱり一定ちょっと気をつけないといけない部分もございますので、そこら辺は委員のお話いただいたとおり、きちとした形で整理していきたいというふうに考えております。

1. 委員（藤田茉里） 出される文書は残るものですので、そのあたりは統一して出していただければと思います。今後も私たちも見返すことがありますのでお願いしたいと思います。

それと、星田9丁目の防災備蓄倉庫なんですけれども、資料を見ますと間仕切りテントのみ、段ボールベッドのみというふうに書かれているんですけれども、その後に等というのが書かれているんですね。「のみ」と使いながら「等」というふうに書くとちょっと意味合いがよく分からないので、そのあたりちょっとどういう意味なのか説明をしてください。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

今ご指摘いただいたとおり、確かに「のみ」というところで「等」がついておるところでございますが、こちらは場所でいきますと星田9丁目という形になっておりますが、星田3丁目の倉庫とも近うございまして、その辺も含めまして先ほど課長が申し上げたように備蓄の計画のほうをちょっと整理しております、確かにちょっと表記的には矛盾している部分あるかと思うんですが、そこは今後整理してまた皆様にご報告という形でさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1. 委員（藤田茉里） 段ボールベッドや間仕切り以外にもほかのところでも余白があれば備蓄もされるということだとは思いますが、今回のこの9丁目の防災備蓄倉庫の面積から考えたときに、例えば間仕切りテントとか段ボールベッドを備蓄しようと思ったらそれぞれどれぐらいの量を備蓄できるのか、そのあたりは想定されているんでしょうか。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

現在、間仕切りテントであるとか、段ボールベッド自体は協定を結んでおりますのでたくさん数はないんですが、間仕切りテントにつきましては乙部浄化センターのほうの仮

に置かせていただいているというスペースもありまして、そちらのほうも含めて繰り返しになるんですけれどもちょっと調整のほうをしながら可能な範囲で置いていくということで現在考えておるといところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

1. 委員（藤田 菜里） 備蓄のこれから指針整理されていくということなので、それぞれの備蓄倉庫に、例えばこの星田9丁目の面積であればどれくらい備蓄ができるのかということもぜひ整理をして示していただければと思ひます。

この星田9丁目とか位置図を見ますと隣に池があるんです。ちょっと思ったんですけれども、この池の高さと備蓄倉庫の高さって、これから建築していく中で実際に調整が必要なのか、その高さの部分でどっちが低いんですか。

1. 危機管理室長代理（中野 貴雄） お答えいたします。

こちらの全現堂池については、今、星田北エリア事業のほうで埋立てのほうをされておるといところでございますので、直接的に今後、池ではなくなるという見込みで私どもも考えております。現状ではございますが、こちらの場所のほうが一定高いといところもありますので、そこは問題なからうかと思ひます。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑はございせんか。

1. 委員（黒田 実） ただいまの参考資料でいうと121ページ、星田3丁目、9丁目の備蓄倉庫絡みで、まず1点、今回繰越しといことなんです。造成工事の設計業務が想定よりも時間を要したといことなんです、要は相手さんがあつてどうのとか、先ほどの電柱の話とか、いろいろそれはどうしてもちょっと年度内にできませんといことがあるんですけれども、これ設計業務が想定よりも時間を要したつて、設計業務を委託しているわけなんですけれども、ちょっとこの中身について何がどう設計上——先ほどの庁舎の耐震化については調べていくといろいろと不適格な部分が見つかった、そういうのは明白なんですけれども、造成工事の設計業務で想定より時間がかかったとい理由について説明をいただきたいと思ひます。

1. 危機管理室長代理（中野 貴雄） お答えいたします。

設計業務といところで造成工事の部分でございせんが、こちら当初もちろん想定はしておつた期間より時間を要しているといところなんです、まず造成を行うに当たりまして、まず市のほうの開発の要綱に基づいた協議といところをさせていただかなければいけないといところもありまして、そちらの図面のほうも含めた書類のほうを鋭意作成するのにやはりちょっと時間がかかつておるといところでございまして、それに加えましてマンホールトイレであるとか、そういったところの整備を行うについての管の配置であるとか、そういったところについてちょっと想定より遅れてしまったといところもございまして、最終的にその図面等々に影響が出まして、今現在その書類のほうを鋭意作成しておるといところで少し遅れが出ておるといところでございまして。

1. 委員（黒田 実） 今お聞きしますと、それはどちらかといと市側のいろんな手順、段取り等々、そういったことも要していたかといことなので、簡単に言ひます。当初の見立て、スケジュール、それがちょっといかなものかなといふうに今の説明では感じたんですがいかがですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、私ども当初の予定よりも開発、申請などの手続で時間を要したと

ころは認めてございます。あと、あわせまして、入札書類も少し作成に時間を要しまして、年度当初4月入札が実は行えなかったこともございまして、スタート段階で少し遅れてしまったところが今回事業が遅れてしまった一因と考えてございます。

1. 委員（黒田 実） 基本的には行政の進め方というのは当初に立てて進めていく、できるだけ年度内。ただ、いろいろな不可抗力がある。予測不能な事態に陥る。例えば物価高騰も含めてそうです。ただ、当初から入札自体がもう手続、段取りがちょっと遅れましてと言われると、それを果たして危機管理室としてどういった段取りで取り組んでおられたのか、当然この予算編成というのは事前からずっとやるわけであって。

例えばですよ、それともう一つちょっと気になるのは、果たしてもうマンパワー的にどうなんだとかいろいろと懸念は持つわけです。なので、これもいずれにしても現時点で設計業務はまだ年度内に終わりませんということなんですけれども、とにかく指摘はしておきます。こういったことが結構散見されるような気がしておりまして、ちょっと仕事の進めなのかどうなのかということに大きな不安を持つということをちょっと指摘したいと思います。指摘したいと思います。指摘したいと思います。

続きまして……

1. 委員長（中谷政人） 黒田委員、それは意見というか、もう指摘……
1. 委員（黒田 実） 意見です。

それと、先ほど藤田委員のほうからの質問に絡んで、備蓄計画と実際の倉庫、備蓄は何をどれだけ備蓄するんだということは、先般令和5年7月に備蓄計画というものがあって、各品目ごとに、それは大は小を兼ねる、あるいは備えあれば憂いなしということはありませんけれども、どうしてもやっぱりこの必須品目いろいろと見ているんですけれども、いわゆるパーティションであるとか簡易ベッド、重要備蓄物資等目標数量、これでいうと44という数字なんですよね。これは多分市全体でのお話だと思うんですが、ちょっと確認したいんです。もうとにかくどういう形でどれをどのような数量を備蓄していくというイメージを持っているのか。それを今後、指針方針で明らかにしていきます。どうしてもやっぱり説明があとづけに聞こえてしまっています、私としては。

それで、少なくとも大きく交野市内、たしか5つのエリアに分けてそれぞれ防災拠点を整備するといった考え方らしいんです。今回は星田9丁目。今回ここについては、いわゆるパーティション、それと段ボールベッド、いわゆるこれは簡易ベッドということですよ。これは全市的なものをここで備蓄するのか、それともこのエリアでの一定備蓄するのか。

それともう一つは、分散備蓄というのを基本にしているんですけれども、それは例えば、避難所ということがあれば、避難所にもそれを備えておくとかということが恐らく分散備蓄の前提にはあると思う。ただし、なかなかスペース的に確保できない場合は、当然より汎用性の高いようにちょっとストックしておこうとかいう考え方は分かるんですけれども、お聞きしたいのは、ここで主に2つの品目を挙げていますけれども、これは市内全体なのか、それともいわゆる星田エリアの備蓄なのかを確認させていただきたいと思います。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） 先ほど次長の中野から説明をさせていただいたんですが、まず星田3丁目の防災備蓄倉庫ですが、これは星田会館の避難所に隣接していますことから多品目、いろいろなものを少量ずつ備蓄して避難所で使っていただくという倉庫でござい

ます。星田9丁目ですが、ちょっと表記がご指摘いただいて分かりづらいとか申し訳ございません。例えば間仕切りテントだけ、段ボールベッドだけ、例えば簡易トイレだけを置くもので、黒田委員がおっしゃった、これは市内全体の例えば簡易トイレだけをここに置くというイメージをしていただければと思います。だから、交野市内の簡易トイレはここだけに置くよというようなイメージで今は考えてございます。置く位置と広さにつきましては、今、防災備蓄計画を改定しておりますので、そこでまた新たにお示しはしたいと考えてございます。

残念ながら交野市の備蓄倉庫なんですけれども、いきいきランドの100平方メートルしかございません。あと乙部浄化センターは間借りしているだけです、あれは備蓄倉庫とは考えてございません。あと、各小・中学校にも分散備蓄はさせていただいていますが、使っていない校舎のトイレの中であるとか、階段の踊り場であるとか、そういうところを一時的に借用して使わせていただいているだけで、実際、スペースとしては考えてございますが、備蓄倉庫ではございませんので、今回新たに校舎、保有地をまず優先的に活用しまして、新たに備蓄倉庫を今建てている状態です。

確かに場所的にはばらばらで使い勝手も悪いところはあるんですが、やはり財政の健全化も含めて、あとは運用でカバーしていきたいと考えてございます。

1. 委員（黒田 実） ちょっと全体計画、個別計画ということで、なかなか今後それ自体を示していきますという中で、確認ですけれども、重要備蓄物等の目標数量のいわゆる44というのはもうここでカバーするという理解でいいんですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） 備蓄品目ですが、現在まず大阪府が示したところが11品目ございまして、現在備蓄計画ですが11品目から16品目で、備蓄目標におきましても現在数量を精査しており、以前の計画よりも数量は上がるものと考えてございます。それに合わせて市内に分散できるよう、今、整備計画を検討しているところでございます。

1. 委員（黒田 実） なかなかちょっと全体的な、いわゆる拠点整備計画かつ備蓄計画、そして今現在進められている当然限られた用地、スペース等々でいかに効率よく備蓄するか、備えるかということはなかなか理想どおりにはいかないところもあるとは思いますが、今の説明で少しやはり今後市内全体の備蓄をどのように考えているのかということがなかなか全体的に示されないまま、防災倉庫の計画のみが進行しているというふうに強く感じました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（藤田茉里） すみません。

防災備蓄のところで、星田3丁目のところは2棟建てられる。ちょっと小規模のもので、これ過去に正式に答弁があったかどうかは分からないんですけれども、企業の名前を出していいか分からないけれども、イナバの物置みたいなああいう形の倉庫を2棟置くというイメージなのかなというふうに規模的には理解するんですけれども、星田9丁目の部分については結構大きな倉庫になるかなと思うんですけれども、今回の繰越明許については新築工事の設計業務委託、設計業務なんですけれども、9丁目についてはこれから備蓄倉庫を建築と言っていいのかわからないですが、それはまた別で工事費がかかるのか、設計業務委託の中でもう最終の完成形まで持っていくのか、そのあたりっってもう一度確認させてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

星田3丁目、9丁目の防災備蓄倉庫につきましては現在設計をしております。工事費もまた別で新年度予算でかかってまいります。

以上でございます。

1. 市長（山本 景） 先ほど藤田委員から星田3丁目のところはイナバの物置と発言ありましたけれども、地域課が長年強烈に強い要望があった星田消防分団の防災備蓄倉庫兼消防団の車庫を含めていますので、ちょっとそういう発言をされると星田エリアの方、やっぱり区長とか住民の方、消防団、大変心外だというふうに思っておりますので、答弁いたします。

1. 委員長（中谷政人） きっちりした備蓄倉庫が整備されるということですね。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） すみません、星田3丁目の備蓄倉庫ですが、これは14.6平方メートルの既製品になります。委員おっしゃった簡易的な倉庫よりも、換気とか暖かいとか冷たいのに対してそこは優れた性能を持っていますので、高性能の既製品と考えていただければなど。これを2棟設置しますので、本市で2棟とも管理するのか、星田区とちょっと調整するのか。

あわせて、星田分団庫の車両を2台置いて、その横に本市の備蓄倉庫も併設して今回は整備しておりますので、ここにおきましては3棟の備蓄倉庫が設置予定でございます。星田分団庫の横、建物に併設します備蓄倉庫におきましては、やはり災害時に星田分団も活用できるようなものを備蓄していきたいなど今考えてございます。

1. 委員（藤田菜里） そうですよ。星田分団庫の部分は別で繰越明許が上がっていますので、私の理解で合っていると思うんですけども。

その3丁目の部分は既成品の高性能の備蓄倉庫が2棟ここは設置される。9丁目の部分は、そうじゃなくて一から防災倉庫として造っていくというイメージの備蓄倉庫になるということなんですよ。それが実際の工事の部分——建設と言っていけないからなんですけれども——は新年度予算でまた上がってくるということでもいいと思うんですけども、3丁目の部分についても、これはあくまで基礎部分の設計に時間がかかったということなんですか。合わせて上がってきているんですけども、造成のところ。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

星田3丁目につきましては公園部分における造成も含めた設計までと倉庫とを併せて行っております。星田9丁目におきましても備蓄倉庫の設計は終わっておりますので、ここで繰越しさせていただいた内容を踏まえて、あとは星田3丁目につきましては造成工事を行った後に公園を造っていくという工事の費用を令和7年度に上げさせていただいております。星田9丁目に関しましてはここで倉庫の設計が終わりますので、あとは建築にかかる費用を令和7年度予算で、今、計上させていただいているところです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者については退席していただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者については退席していただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長(安部敬子) 教育総務室と学校教育部が教育総務部と教育指導部が変わるという機構改革なんですけれども、この新しい2つの部に対して現在の課がどこに入るのかを確認させてください。

1. 委員長(中谷政人) 安部副委員長、資料のページ数をお示してください。

1. 副委員長(安部敬子) 参考資料の25ページです。

1. 教育次長兼教育総務室長(大湾喜久男) お答えいたします。

教育総務部ですけれども、新たに教育総務企画課というのを増設いたします。それで、そこに今現在のまなび舎整備課、それと今現在の学務保健課のうち物資とか備品関係プラスまなび未来課のうちのタブレット関係のもの、要は物資の調達、あるいは備品、あるいは保健関係の部分の新しい課が創設されることになっております。

また、教育指導部ですけれども、今現在の指導課の業務に合わせまして、今現在の学務保健課のうち学事部分、就学であったりとかの学事部分のところを1つの課としてまとめることとなっております。あわせまして、教育指導部にはこれまでどおり学校給食センターが配属されます。

1. 委員長(中谷政人) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。
これより議案第6号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者については退席していただいて結構です。
(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(藤田茉里) すみません。
まず、参考資料の67ページを見ますと、その理由になる——今回、交野みらい学園の体育館の部分、その施設使用料がほかの体育館と比較して2倍の値段設定になっているというところの理由としては、体育館面積が2倍あるということで使用料についても2倍というふう書かれているんですけども、一定この考え方もあるかなとは思いますが。
一方で、現在の利用者が使っている体育館の利用面積というのは、今の体育館の面積なのでそれで事足りていると考えたときに、2倍の体育館で2倍の料金払うよりも2団体が一緒に同じ時間帯使って今の施設利用と同じ利用料金を維持するという考え方も一定あるのかなというふうに思うんですけども、検討の段階でそういう利用、2団体がみらい学園の体育館を一度に使うとかというところは、検討の段階で議論されたのか、そのあたりいかがですか。

1. まなび舎整備課長(草野将明) お答えいたします。
今回のこの条例改正は料金の改定を伴うものになりますので、令和6年10月16日に施設使用料等検討委員会を開催させていただきました。その中で、委員ご指摘の内容、分割して使えないかという議論は上がりました。ただ、今回のみらい学園の体育館に関しましては、社会施設、スポーツ施設ではなくてあくまで学校の体育館として整備しておりますので、入り口の問題であったり、倉庫の問題であったり、あとは空調の問題であったりと、問題をちょっと抱えている部分がありますので、当面、現段階といたしましては、1面での使用の貸出しということで考えております。

1. 委員(藤田茉里) 分かりました。
その中で、今現在、交野みらい小だとか使われている団体の方たちを考えたときには、立地的に交野みらい学園の体育館を利用するということになってくるのかなと思うんですけども、そうすると、その団体を中心に考えたら、利用料が倍になるというところでちょっと負担になってくるということを考えたら、ほかの学校の体育館を使おうというふう

にほかのところにバランスが寄ってくるのかなという気もするんですけども、そういうことを考えたときに現在の利用団体への意見聴取とか、そういうところはされたんでしょうか。

1. まなび舎整備課長（草野将明） 学校教育部としては聴取は行っておりません。

1. 教育長（北田千秋） 失礼します。

先ほども草野も申し上げましたように、あくまでもこれは学校施設でございますので、学校が使用できない、使用しないときに、学校に影響のない範囲で地域の方に開放するという、そういう事業でございます。したがって、いきいきランドでありますとか、あるいはスポレクシセナレルのように、貸出しを目的にしておるわけではありませんので、利用団体様への事情聴取等ではなくて、あくまでも学校施設としてあるいは避難所施設としての体育館の設備でございますので、そのあたりはご理解いただけましたらと思います。

1. 委員（藤田菜里） もちろんそれが前提でということには理解をしているつもりなんですけれども、実際に貸出しをするというところではそういう影響もあるのかなというふうには思います。また、実際貸出しをしていく中でどういう声が上がってくるのかって、もちろん前提は先ほど教育長が言われたとおりだとは思いますが、そのあたりも考慮していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者については退席していただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 参考資料の19ページです。

この条例に、相談及び情報の提供等との記載があるんですが、市が犯罪被害者の相談に応じる場合、その相談体制を危機管理室が対応するのは現時点では難しいと思うんですが、どのように体制をつくるのかお聞かせください。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

まず、犯罪被害に遭われた方というところが、まずその方自体がそういう相談で来られるかどうかというのは正直分からない部分もございますので、一定そういう形で、電話で

あるとか窓口とか受付でそういう形でお話があれば、一旦私ども危機管理のほうに案内していただくような形を取りまして、その後はもちろん市の総務部さんの人権さんのほうで対応できる相談であればそちらに引き継ぐような形を取らせていただくと。なかなかそこでも難しいということになれば、NPO法人さんのほうのアドボカシーセンターであるとか、そういったところに引き継いでいくというような形で、一旦危機管理室のほうでイチバンショティとしてお話は聞かせていただくような形を取らせてもらった上で、そこから支援させていただける内容に基づいて支援するというふうな形で考えてございます。

1. 副委員長（安部敬子） 人権と暮らしの相談課と連携が取れるというふうなのでぜひお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（黒田 実） 参考資料は19ページに、その条例の内容について記載いただいているんですが、見舞金を支給する、お亡くなりになられた方、重傷の場合。この額はどのような根拠で設定されたのかについてまず説明いただきたいと思います。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） 基本的には他市も含めた条例を制定されておるところを、大阪府内も含めてそちらを参考にしながら額のほうを決めさせていただいたというところでございます。

1. 委員（黒田 実） ちなみに私もちょっとこれ調べていない部分ではあるんですけども、例えば、今回は犯罪被害に遭われた方についての支援という。ただ、そういういろいろ予測不能というか、これは人為的な被害ということですけども、それで言うならば例えば災害、災害の被害に遭われてという場合に本市としてはどのような対策を講じているのか。当然復興支援とか、もうトータルの話にはなりますけれども、災害において亡くられるということも十分想定されるわけですけども、その考え方はいかがですか。

1. 委員長（中谷政人） 黒田委員、それは要望等でおっしゃっていただいたほうが。

1. 委員（黒田 実） いや、今回設定されている……

1. 委員長（中谷政人） その根拠ですか。

1. 委員（黒田 実） 本市としても設定する。ただ、事象は違うけれども、そういう被害に遭われる、それを支援する、今回は金銭的に――であれば、ちょっと本市としては災害……

1. 委員長（中谷政人） 考え方ですね。

1. 委員（黒田 実） 今回、本市はこれを設定するんですから。

1. 委員長（中谷政人） 災害被害者への救済とかの考え方。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

災害につきましては災害見舞金という形になりますので、当然火災であるとか、そういったときには災害見舞金のほうで対応というところでございまして、今回に関しましては犯罪被害者というところでございますので、当然犯罪被害に遭われた方が対象というところになります。

1. 市長（山本 景） 大阪府警察本部様におきまして、府下の市町村に対しましてこの犯罪被害者等の支援に関して条例制定できないかという働きかけがありました。本市におきましては、星田交番の要望を大阪府警察本部様に継続してお願いしている立場上、なかなかこれをやりませんと言えないという経緯がありまして制定を進めているところであります。

なお、災害の見舞金に関しましては、前市長時代におきましても大阪北部地震でありましたり、もしくは台風の被害の際にも一部損壊の家屋にもう見舞金を支給しないというル

ールに過去からなっておりますので、十分ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（藤田茉里） 参考資料の29ページです。

目的を見ますと、要は柔軟に多様な意見を反映するために今回条例改正したいということだと思えるのですが、その目的はすごく大事ななと思って受け止めています。その上で、今回は委員構成のそれぞれのところを撤廃して30人以内にするということで改正なんですけれども、この多様な意見を柔軟に反映するというのを考えたときには、今回の改正も必要な部分だとは思いますが、例えばその構成の男女比とかというところを定めて、男性の側からの意見だけでなく女性の視点も入れていくという防災会議の在り方というのが必要なのではないかというふうに思うのですが、今回その視点が改正には入っていないというのはどういうことなのか。必要性というのはいかがですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

柔軟に多様な意見を反映させるということで、今回の改正の対象につきましては、災害時に緊密な連携が必要となる自衛隊の意見や、国からも求められております女性の意見を反映させるために改正を行ったものでございまして、現在、男女共同参画基本計画によっても令和7年度までに目標として30%にしましょうということが掲げられていますので、交野市においてもそこに近づけられるようにも踏まえた今回の改正となっていることをご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。この条例の中に交野市として男女比どうするとかというのが理想としてはあったほうがいいのか、位置づけるという意味であったほうがいいのかというふうにはちょっと率直に思ったところです。今後、運用していく中で位置づけが必要なのかどうかというのはぜひ検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。
これより議案第7号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者については退席していただいて結構です。
（理事者交代）
1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。
これより議案第2号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
1. 委員（藤田茉里） 参考資料79ページのところですけれども、交野市の消費生活センターの利用状況なんですけれども、例えば今ゆうゆうセンターにあって、ゆうゆうセンターにあるほかの課に相談に来られる流れで消費生活センターにも相談に来られるという、こういう流れで使われている方が一定いらっしゃるというふうに聞かれましたけれども、利用実態についてどのように把握されているのかまず教えてください。
1. 人権と暮らしの相談課長兼消費生活センター長（和田直人） お答えいたします。
福祉部の特に障がい福祉課のほうからのそのまま障がいの相談に来られて、そのまま消費相談につながるというケースが多々あるというところは感じております。また、今後本館のほうに移転した際につきましては、そういった連携が希薄化にならないように様々な通信機器や情報媒体を使って連携のほうを取って対応してまいりたいと、このように考えております。
1. 委員（藤田茉里） 実際、障がい福祉課のほうに相談に来られてその流れでということが多々あるということで、そこに来られる方というのは一定障がいを持っておられる方だったり、その方の付添いだったり、いろんな方がいらっしゃると思いますけれども、今回の位置の変更というのは、そういう市民の立場からしたら庁内連携がよりよくなるというのはメリッ

トとしてあると思うんですけども、その移動後ゆうゆうにも行って本庁にも来なければいけないというところでの市民の利便性というところでは、少し課題として残ってくるのかなとは思いますが、そうした課題をどういうふうクリアしていくのか。Z o o mでつなぐのかとかいろいろな工夫があると思いますけれども、市民の利便性が低下しないようにそのあたりはぜひ工夫をしていただければというふうに思いますのでよろしく願います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者については退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。
これより議案第9号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。
これより議案第10号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。
これより議案第11号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは、本日の委員会はこの程度にとどめることとします。
なお、明日11日の予定ですが、午前中は乙部浄化センター及び星の里いわふねのシャワーブースを視察するため、午前10時に本庁東側駐車場にお集まりいただき、車にて現地へ移動いたします。
また、午後1時から委員会を開き、引き続き付託案件審査を行います。
以上で総務文教常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。
（午前11時44分 散会）

2 日 目 令 和 7 年 3 月 11 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

13:00～14:39

14:47～15:48

案 件 1. 付託案件審査について

議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について

議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員長 中谷政人

委員 黒田実

委員 堀天地

委員 藤田茉里

副委員長 安部敬子

委員 岡田伴昌

委員 松永隆太

委員 山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 岡田智里

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
副市長	山添学	財産管理室長	南賢治
危機管理監		企画財政部長	苗村徹
総務部長	阿佐正和	行政委員会 事務局長	今井靖志
生涯学習推進 部長	西岡浩二	財産管理室長 代理	久保田剛司
危機管理室長 代理	中野貴雄	総務部次長兼 人事課長	今堀祐児
財産管理室次長 兼財産管理室 課長	森下真	企画財政部次長	山埜勝哉
総務部次長	上井克敏	生涯学習推進部 次長	本多章博
企画財政部 次長兼都市まち づくり部次長	原田享一	危機管理室課長	吉永貴俊
会計管理者兼 会計室長兼 会計室課長	佐竹利和	総務部総務課長	船戸貴彰
財産管理室課長	山口茂樹	地域振興課長	森敦介
人権と暮らしの 相談課長兼消費 生活センター長	和田直人	財務課長	厚主敏治
秘書政策課長	松浦新太郎	社会教育課長	佐伯尚之
情報 マーケティング 課長	藤生英徳	危機管理室課長 代理	中井文子
行政委員会 事務局次長	野村昌司	人事課長代理	植垣和貴
総務部総務課長 代理	安永雄一	人権と暮らしの 相談課長代理	坂元有紀子
人事課長代理	松井慎治	地域振興課長 代理	梨木直貴
地域振興課長 代理	齋藤豊	財務課長代理	西浦朋子
秘書政策課長 代理	奥田朋史	社会教育課長 代理	会川久美子
情報 マーケティング 課長代理	藤原敦子		
会計室長代理兼 審査係長	若山千賀子		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	次長	大湾桂子
------	------	----	------

係 長 竹 村 真 仁

係 員 中 島 咲 葵

校 正 前 原 稿

(午後 1時00分 開議)

1. 委員長(中谷政人) 本日は、昨日に引き続き総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。また、午前中の視察につきましてはお疲れさまでございました。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) こんにちは。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

1. 委員長(中谷政人) 議事に入る前に、私から一つ皆様にご連絡があります。

ご承知のとおり本日は東日本大震災が発生した日です。午後2時46分に黙禱のアナウンスが流れます。審査途中の場合、中断して暫時休憩としますのでご協力のほどよろしくをお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

それでは、引き続き、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託されています議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算についてを議題とします。

なお、審査は資料共有システムに格納している審査日程のとおり進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に際しましては、初めに資料のページ数等をお示しください。各ブロックでは、そのブロックに関する質疑を、総括では全庁的あるいは複数のブロックにまたがる質疑をお願いいたします。

また、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日はAブロックの質疑を行います。

これより、議案第22号のAブロックの質疑を行います。

質疑はございますか。

1. 委員(藤田茉里) よろしく申し上げます。

まず、予算書でいきますと53ページ54ページ、あと参考資料では181ページと、あそこらから請求させていただいた資料では6ページ、7ページの本館・別館の執務室等の移転工事について、質問させていただきたいと思います。

質問に入る前にといいいますか、請求させていただいた資料の6ページ、別館の1階の図面だと思うんですけども出していただいたんですが、この図面をどう見ればいいのか、ちょっと説明をまずしていただければと思います。

1. 総務部総務課長(船戸貴彰) お答え申し上げます。

図面のほうに説明が不足しておりまして、大変申し訳ございません。

赤い図面のところ、赤く塗らせていただいているところにつきまして、壁を抜くというところを想定した図面でございます。説明不足で申し訳ありません。

以上、説明とさせていただきます。

1. 委員（藤田茉里） 赤いところの壁を抜く、今、壁を抜くと、ひとつこの玄関ホールのところ壁
みたいなものを設置するのかなと思われる線があるんですけども、この線というか、こ
れは何ですか、このぎざぎざ、何と表現していいかわからないんですけど。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

玄関ホールからエレベーターホール、また、正面入り口から外へというところで、点字
ブロックを表しているのかなというところで、お願いします。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

1階の部分は、主にその壁を抜くということとされるということだと理解しました。そ
の上で、この壁を抜く場所について、ここの壁を抜いたとしても耐震としては問題ないとい
う確認の上で、この壁選ばれているということによろしいですか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答えします。

議員ご指摘のとおり、一定壁を抜いても大丈夫というところで確認しています。設計業
務の中で再度確認はする予定でございます。

1. 委員（藤田茉里） 説明ありがとうございます。

それから、請求させていただいた資料の7ページを見ると、スケジュール出していただ
いたんですけども、ここのスケジュールの中の②のところ、別館電気設備工事とあつ
て、4月から7月が設計業務というふうに書かれているんですが、参考資料を確認します
と3番の工事等内容の②、別館電気設備工事950万円で組まれていて、電力容量や通話
内線の増設工事費というふうに書かれているんですけども、この部分の設計業務につい
ては、令和6年度の補正第9号、ちょうど昨日、繰越明許で上がっていた分に含まれる基
本設計、詳細設計のところ、ここの部分も含まれているというふうに考えていいんです
かね。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） あくまで先日、財産管理室のほうで設計委託にかかっているものと
は別でして、こちらはこちらで設計を考えておるところでございます。

1. 委員（藤田茉里） となると、こちらの設計費というのは、この950万の中に含まれているんで
すか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） あくまで工事費というところで計上させていただいておりますので、
この中には含まれてはございません。

1. 委員（藤田茉里） 予算書を見てても、どこにその設計費部分が含まれているのかがちょっとよく
分からなかったんですが、当初予算のどこを見ればその設計部分というのは入ってきてい
るんですか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） 一旦ちょっと設計のところ、当初予算化というところには明記は
させてはいただいているんですけども、できましたら、今年度できたらとは思ってい
たんですけどもちょっと難しかったので、当初予算のところでは計上、今のところでき
ていない状況で申し訳ございませんが、今、額としてお示しするものはございません。

1. 委員（藤田茉里） すみません。工事費が上がってきていて、設計部分が当初予算に上げられてい
ないというところがちょっと理解しかねるんですけども、もう少し説明いただけますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えいたします。

工事請負費につきましては、一定見積りを取らせていただいた内容で計上させていただ
いております。今年度中に設計もというところで考えておったんですけども、ちょっと

いろいろ電気工事、複雑なところがございまして、手法も含めて改めて検討も必要かなというところで、今至っていない状況です。

来年度は、その設計の予算というところで確保できておりませんので、新年度になりまして手法も含めた中で、ちょっと対応していきたいなというところで考えております。

1. 委員（藤田茉里） ということは、設計部分については、補正予算として来年度中に上がってこなければ業務が進まないと思うので、上がってくるというふうに、こちらとしては認識をした上で、今回上がってきている工事費についても、設計してみないと実際の工事費は具体的に出てこないと思うので、足らずが出てくれば補正がまた組まれるということでこちらとしては認識しとかなないといけないということよろしいですか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えします。

設計につきましては、当初、今予算のところちょっと計上できておりませんが、スケジュール感もございまして、ほかの予算も含めて流用等の対応も考えていきたいかなと考えております。

ただ、工事請負費につきましては、工事手法が異なることによって、もしかしたら増額の可能性もゼロではございませんので、その部分については、6月補正等について検討していきたいというふうに考えております。

1. 委員（藤田茉里） 本来であれば、当初予算に盛り込んでいくというのが筋だとは思いますが、そこはどうかと、こちらとしては審議する側としては思うところですが、適切に進めていただきたいと思えます。

その上で、別館3階なんですけれども、例えば気になる点としてコンセントがあんまりないんじゃないかなと思うんです。どこの位置にどれぐらいのそういうコンセントなどの増設が必要かというのは、業務にも関わってくるところだと思うので、そういう業務に支障がないように、設計の段階でどれぐらい増設がどこの場所に必要かというのは詰めていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その設計をしていく段階で、その詰め方というのは、現場と密にやり取りをして落とし込んでいく必要があると思うんですけれども、それは来年度どういう流れで落とし込みがされていくんでしょうか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

市民部のほうとも本館・別館、今回の工事に係る窓口となる職員選んでいただきまして、来年は密に連携を取りながら進めていきたいと思っております。

1. 委員（藤田茉里） その密に連携を取るというのは、具体的にそういう検討会みたいなのがつくられて、その中でもまれていくのか、どんな形で密に連携を取る。市民部は市民部で日常的な業務こなしながらということになると思うんですけれども、もう少しその密にというところを教えてください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えします。

既に一度会議は開いておるんですけれども、企画財政部と総務部と財産管理室とあと市民部が、企画財政部が会議の音頭を取っていただいて、集まってその中で調整して今回予算計上もさせていただいておりますので、今後進める中、レイアウトも含めましてそういう形で進めていきたいとは考えております。

1. 委員（藤田茉里） 業務に支障のないレイアウトやそういう増設になるように、本当に丁寧に進めていただきたいと思えます。

それで、参考資料を見ますと、その電力容量の増設というところが書かれているんですけども、現在、1階部分で使われている電力というのがどれぐらいで、この別館に移ったときに、増設としてはどれぐらいの増設が必要になるかというのは、今の段階で分かっているのでしょうか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答えいたします。

詳細につきましては、設計の中でやっていきたいなとは思っているところなんですけれども、今見積りベースで考えておりますのは、1階及び3階について100アンペアの増設を考えておいて、それは本館の電気容量を勘案して見積りを算出したものでございます。

1. 委員（藤田茉里） 単純なところで考えたときに、日常的な業務をやっている中で、電源が落ちてしまうとかということがあってはならないと思いますので、そこは十分な量を増設していくということが必要ななと思っています。

この今出ている概算の費用、基本設計などがあるわけではない中での概算費用は普通出ないと思うんですけども、今の答弁からすると、見積りベースということで、改めてその受け止めでいいか教えてください。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答えします。

議員ご指摘のとおりでございます。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 副委員長（安部敬子） すみません、参考資料の152ページで、私市山手2丁目の防災用地について、このエリアは土砂災害警戒区域でイエローゾーンにも重なっていると思うんですが、その点についてどう考えて活用されるおつもりか、お聞かせください。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

こちら私市山手2丁目の防災に利用していることで、こちらの土地につきましては、現在、開発公社が持っておる土地でございます。こちらの活用ということも有効なところと、まず、そういうところの観点から活用するということも上げてさせていただいております。

おっしゃるように、こちらはまず調整区域と市街化区域のちょうど端境に立っておる用地でございます。なおかつ土砂災害のエリアの部分というのもあるんですが、そちらをどういう形で活用していくかということも含めて、当然、設計を組んでいく中で、有効に活用できる手段を可能な範囲で活用しまして、活用できない部分については、一定ちょっとどういう形になるか分かりませんが、まず、活用できる部分を優先しながら活用していきたいというふうに現在考えてございます。

1. 市長（山本 景） 本私市山手の事業につきましては、地域から要望書も頂戴しております。

当該地域に関しましては、過去から土砂災害の特別警戒区域が民家にかぶっているところで非常に防災意識が高いところでありまして、防災用品とかをやはりためておくにも場所もないということで、そういった場所を確保したいという地域の意向もありまして、かつ市といたしましても防災・減災のところ、また、市の土地開発公社の負債の7割削減というお互いの利害が一致した上での事業でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（安部敬子） 地域からも要望書があるということで、地域は理解されているという点が

分かりました。

その上で、安全のために備えるもので事故が起きないように、そこに物を取りに行ってしまうことがないようにだけ、これから考えていただきたいと思います。お願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（岡田伴昌） すみません、よろしくお願いします。

同じところなんですけれども、これ大阪府のデータでも一応、土砂災害のレッドとイエローのちょうど間ぐらいになっているんですけれども、そういうところでも国の補助金活用したことが展開できるのかどうか、その辺は大丈夫なんですか。こっちに来ちゃった感じで。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

緊急防災・減災事業債、もしくは緊急自然災害対策防止事業債での活用を今考えて検討しているところでございます。

ここの地域ですが、イエローゾーンに該当するところは承知してございますが、申請に当たって、その警戒区域であるから活用できないというところはうたわれてございません。

私どもの考えでございますが、ここの公社の簿価額が2億2千万円してございます。緊急防災・減災事業債を活用すると、そのうち1億5千400万円が交付税で算入される見込みとなり、その1億5千400万円をかけずに、もちろんその擁壁を造るなど、今年度設計に当たって、その対策を講じながら費用対効果が出るように調整して、防災拠点の整備と考えてございます。

先ほど市長からの答弁もございましたが、当該地域の区からも今、備蓄倉庫が手狭である一定一つに集約したいという要望はいただいたところでございますので、私どももやはり土砂災害警戒区域というところは重々承知してございますので、その対応を考えながら設計業務に当たりたいと考えてございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑は。

1. 委員（藤田茉里） すみません、今のところなんですけれども、大阪府とこの間、緊防債の活用とかで様々な事業で調整されてきたと思うんですけれども、今の私市山手のイエローゾーンにかかっている部分については、大阪府としては認識をした上で、緊防債の活用というのはできるだろうと、こちらはそれをしたいという思いはあったとしても、大阪府としてはそれはオーケーですというふうな返答をもらっているのでしょうか、協議のところで。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） 協議する時期になるんですが、これが年度当初4月か5月になりまして、実際、ここの活用につきましては、まだ協議は行っていないところでございます。

緊急防災・減災事業債の協議時期が、年度が替わって4月、5月、緊急自然災害対策防止事業債が1月か2月に協議を行います。来年度、いわゆる緊自債で使うほうの協議はある一定終了してございまして、活用が可能というところは言われておりまして、この緊防債のほうはまだちょっと確認は取れていないんですが、先ほど申し上げましたように、もちろん土砂災害警戒区域の対応をしながらの活用というところは、併せて府のほうと協議したいと考えてございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（山下千穂） よろしくお願ひします。

実施計画書の115ページお願ひします。

女性の活躍推進優良事業者表彰事業についてお尋ねいたします。

この事業なんですけれども、男女共同参画社会の形成に向けて、女性の活躍を支援する事業者を表彰するとありますけれども、まず、この目的を教えてください。

1. 人権と暮らしの相談課長兼消費生活センター長（和田直人） お答え申し上げます。

女性の活躍推進事業者表彰でございますが、こちらにつきましては、事業者の中で女性の活躍を応援している企業、事業者を表彰することによって、そういった女性の活躍をする事業者がどんどん増えていくというところを男女共同参画の一環として、そういったところを狙いにしまして、そういう表彰事業をしているものでございます。

1. 委員（山下千穂） 女性の活躍を社会に周知していただく、推進することを目的とされているんですけれども、5年度と6年度がゼロということで、なかなか周知がされていないのかなというふうに感じました。これは、募集は広報等でしていただいているだけということで大丈夫でしょうか。

1. 人権と暮らしの相談課長兼消費生活センター長（和田直人） お答えいたします。

広報とホームページと、またチラシを各施設等に配架をして募集のほうを行っているところでございます。

1. 委員（山下千穂） ぜひ女性が活躍することを本当に推進していただきたいと思ひますので、これ事業者というふうに限られているんですけれども、応募者がおられないということでしたら、本当に事業者に限らずチャレンジしている女性であるとか個人であるとか、また、広い立場でも応募していただく中で、この女性の活躍推進優良事業者ということを実際に周知していただく中で、女性が進出できる社会をしっかりとアピールをもっともっていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑は。

1. 委員（黒田 実） ちょっと戻るんですが、先ほどの私市山手の件でいろいろと答弁を聞かせていただいて、有利な制度を活用してと、有利な起債を活用してという説明は分かるんですけれども、先ほど要はイエロー、レッド、もうレッドならもう何をか言わんや。イエローでも普通、防災拠点としては、やはりそもそもわざわざそういうところに造るというのは、私はいかなもんかと。

それについて対策するとおっしゃられたので、それは具体的にこの急傾斜地に対してどのような対策をなさるのか。それは、ある程度やっぱり急傾斜地対策というのは、ある程度ですよ、額がどうであるとかいうのはともかく、その対策の方法というのは決まっている話であって、山肌をしっかりと固定するとか、あるいは傾斜を下げるとかということになるんですけれども、幾ら有利な起債があったからといって、じゃ、そしたら具体的にどのような対策をなさるのかということについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

今年度、設計業務を委託することになるんですが、現在、私ども考えているところでは、委員先ほど言われました擁壁を造るであるとか、壁を造る対策で、そこが活用できるかどうかというところを今、設計していきたいと考えてございます。

1. 委員（黒田 実） これもうワンセットですので、やはりこういった提案の仕方というのは、議会としてはどう、議会としてというか、議員として委員として、どうこれを認めるのか、安全性についてどう確認できるのかと、現段階において何にもないということは指摘しておきます。

続きまして、いいですか。

1. 委員長（中谷政人） 続いてどうぞ。

1. 委員（黒田 実） ちょっともうテーマは変わるんですけども、予算書でいきますといろんなところに書いてある。例えばでいうと予算書6ページ、歳入の話です。歳入の話の繰入金の話です。予算書で6ページにも繰入金24億7千万。実は令和6年度も20億の基金を崩しての予算編成、これは当初予算ですけども、お聞きします。

2年連続で20億を超えているということなんですけれども、じゃ、一体この基金、一定予算としてはそのように提示なさっているんですから、それに対して現在、現金としてはどれだけ保有なさっているんでしょうか、お聞きします。

1. 財務課長（厚主敏治） お答えします。

令和6年度の現在、基金残高全体で特会も含めて約100億円ちょっとございますけれども、そのうち70億円、資産運用、作業運用しておりますので、約30億弱、27、8億円が今、現金であるという状況です。

1. 委員（黒田 実） 予算上、この2年で40億円を超える基金を投入しての予算編成、ただ、今のご説明ですと、現金としては30億円を超える部分と。じゃ、これ一体どのようにしてやりくりをなさるんですか。

1. 財務課長（厚主敏治） あくまで今のところ予算上この数値、示させていただいておりますけれども、決算に向けて取崩し資金を圧縮すべく取り組みさせていただきまして、実際には取崩しをできる限り少なくするという運用していきたいと思っております。

1. 委員（黒田 実） 私が聞いているのは、当然それは圧縮する云々というご説明はいただくんですけども、予算を組んだ時点で現金が今ないという現状に対して、決算に向けてそれは不用額等々というようなお話なんではしょうけれども、予算を組んだ時点で現金がないということについての明確な説明をいただきたいと思えます。

1. 市長（山本 景） 本年度につきましては、まだ決算値、出納整理期間が終わっておりませんので決算値というのは出ていないところでございますけれども、予算を組んだ時点で現金がないというのは、そもそも事実ではございませんので答弁はできないところでございます。

1. 委員（黒田 実） すみません、何を答弁なさったのかが逆に分からないんですけども、繰り返し申し上げます。

今、現金としては32億円ぐらい、この2か年で40億円を超える基金を取り崩すというふうな、予算上はそういうふうにもう説明いただいているんです。これが一つの公式的な予算なんです。

先ほど課長のほうから、決算に向けてはこれを圧縮していったということですけども、そのような、じゃ、不確定な説明を求めているのではなくて、ならば予算上そのような予算を組むべきであって、今これは予算委員会です。当然、過去において当初の予算編成に対して、結果、決算としてどうかというのはありますが、予算審議においてこれは明らかに40億円を超える基金を崩さねばならないという予算を提示なさっているんですから、こ

れが例えば今ある基金を現金で保有しているということであれば、全然こんな話は別に質問としてする必要はないと思うんです。74.5億円、債券で保有しているということですから、これはやはり確認しなくちゃならないということですので、事実ではないとかそういう話じゃなくて、明確なお答えを求めます。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今、委員のご質問の趣旨なんですけれども、当然予算では繰入金として今年度でいうと25億ほどを組ませていただいています。予算を組んだ時点で現金がないよというお話なんですけれども、ただ、予算の種類の中では当然、事業債も組ませていただいていますけれども、その時点では借入れしているものでもございませんし、資金ベースと予算ベースとは異なるというところは当然あるかと思っています。

予算の中で24億の繰入金を組んでいる時点で、その時点の瞬間で24億の現金がないのはけしからんというのは少し筋が違うのかなという理解をしているところでございます。

1. 委員（黒田 実） けしからんと一言も言っていませんし、明確な合理的な説明を求めているだけでありまして、予算上、我々が提示されているのはこれなんです。今、当然いろいろと決算に向けてのお話もいただいているんですが、これが公式的な市としての来年度の予算編成であり、先ほど答弁いただいた現金として保有しているのは30数億だというのも公式で、これ事実です。

けしからんと言っているわけじゃなくて、これだけの基金を崩しての予算編成に対して、現金が30億円少ししかないということですから、つじつまが合いませんねということです。

1. 市長（山本 景） 議案の参考資料に議員の皆様にお示ししておりますが、213ページで、この財政の見通しに関しまして一定お示しをしているところでございます。

確かに議員お示しのとおり、令和6年度の当初予算に関しましては、マイナス20億を超える赤字と、議員もご賛同はくださっておりますし、過去から15億円とかの予算の取崩しは当たり前ように交野市においては前市長時代においても行われてきたところでございます。

なお、予算書は確かに令和6年度、20億を超える取崩しを想定しておりましたが、現時点における本市といたしましての想定といたしましては、歳入引く歳出といたしましてはプラス2億程度になることを見込んでおり、したがって、予算上、2年分の赤字を足したらマイナスになる、基金を売るとかそういった話にはならないと思っており、したがって、現金が不足する等の、したがって、議員がお示しの令和6年度と令和7年、2年で40億ということで、お金がないとかそういった話にはならないというふうには考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。あくまで予算での話であり、令和6年度に関しましては、おおよその想定はお示しをしております。

1. 委員（黒田 実） 見通しにおいてはそうはならないと、これよくよく聞くとダブルスタンダードの話をしているだけであって、じゃ、これは予算審議から今はもうご説明をいただいたので、ちょっとさらに質問させていただきますが、それでも、じゃ、この10年間の見通しでいくと、令和16年でマイナスの43、これ累積ですよ、マイナスの43億円。

今、見通しでというご説明で、令和7年についてはそのようにはならないという見通しを持っていますという説明をされるのであれば、令和16年度でマイナス43億円になっ

ていると、じゃ、この時点で果たして基金のうち、この時点でというか、これ一般質問でもちょっとこれ答弁と質疑がかみ合わなかったんです。これ累積ですよ。

ただ、見通しを説明するのであれば、じゃ、令和8年はマイナス4億円、令和9年はマイナス、累積でというふうになっていっているわけですから、じゃ、今のご説明でということであれば、将来にわたってこの間、基金として保有していても現金としてどれだけあるのか聞くと、実はもう現金で持っている額よりも上回った累積の収支の赤字が出るということについての合理的な説明をいただきたいと思います。

1. 市長（山本 景） まず、現金で持っている部分が足りないというのは、これ事実と異なります。これはチームみんなの交野の上の私や部長苗村からの答弁をしっかり聞いたら、そのような認識は持たないというふうに思っております。まず、改めて繰り返しになって恐縮ではありますが、説明をいたします。

先ほど課長の厚主から説明がありましたとおり、本市の債券投資を除いた分のおおよそのキャッシュに関しましては30億でございます。これはもう答弁、一般質問の答弁でも答えてはおりますけれども、5年債であったりもしくは10年債であったり15年債であったり、本市においては、債券運用はラダー投資という要は期間を分散して保有をしており、おおよそ今後10年間で18億円のキャッシュが戻ってまいります。つまり30足す18、48億戻ってくる、これがキャッシュで残る、10年後には残ってくるという計算になっており、48引く43、これがマイナスになるということはありませんというふうには考えているところでございますので、これはもう既に一般質問でも答弁済みで、聞いておれば分かる話だと思いますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） まず1点、これ算数の話ですけれども、48引く43で5億円は余裕があるよと、もうそんな状況というのは、これ非常に危機的な状況です。じゃ、それならば、もう令和17年、18年も出してくださいという話になる。ただ、今日は予算審議ですから、あまりこれについてはまた総括でもしっかりとお聞きしたいと思いますけれども、じゃ、その先も示してくださいというのが1点。

それと、現金で保有する運用可能額をはじき出した、その現金で保有しておかなければならないといううちの20億は、実はこれは事業費ということではなくて、年間の交野の財政を回すために、ある時期まで一定手持ち現金として持つておかなければならないというような考え方だったと記憶しております。

じゃ、5億円余りました。次の年に債券現金が入ってこない中で、市の財政を回すということは、もうこれ基本的に資金ショートするということになるわけですから、今の説明を聞いても全くこの基金の捉え方については理解できませんので、今の説明では理解できないので、もう一度この見直しも、じゃ、これ10年後には大体8億ですか、ただ、返ってくると言いましたけれども、それ以外はこの15年から20年、30年ですよ。それが、現金が満期で保有することを原則としているということですけども。

なので、限られた基金をそのようにかつかつて運用するということが自体がとても、算数の話じゃなくて、これはあくまで通常の中での見直しですから、この間にどのような緊急的な財源が必要になるとかということも、基金を保有している一つの大きな意味ですので、多くあれば十分ですなんてことは納得できませんので、もう一度、合理的な説明をいただきたいと思います。

1. 副市長（良 幸浩） お答えいたします。

基金の運用については、議会のほうでもその基金の運用の考え方という形で、債券の活用に対しての運用の方針というのを outsizing させていただいております。その中で、財政運営基本方針とか中長期的な財政見通しを前提として、一定、毎年度の予算編成を考慮した資金運用が実現できることとして、財政調整基金の20億であったり、特定目的基金の2分の1という形で考え方をお示しして活用しているところでございます。

また、財政運営基本方針については、これはもちろん委員のほうもよくご存じだと思うんですけども、令和3年3月版のベースにして決算状況であったり、また財政需要などを試算して定期的に更新をかけているものでございます。

今回、提出をさせていただきました見通しでは、今ご指摘のとおり、事実として令和16年度でマイナスの43億円という形では、試算を令和3年の3月分からベースにして見込んだ額がそのようになっておりますけれども、これは今の山本市長の就任前の状況を反映した令和4年の10月の公表分の財政見通しでは、令和12年度末で既にマイナスの46億円という形で試算をしていたところでございます。今回の財政見通しでは、令和12年度末でマイナスの24億円、また、16年度末でもマイナス43億円ということで、令和4年公表分から比べると一定の数値的な形ですけども改善は図っているところでございます。

その改善の要因といたしまして、これも見通しのところで要因分析はしているんですけども、必要な事業に投資するという必要な中であっても交付税措置が活用できる有利な事業債であったり、また、基金の債券運用であったり、効果的な繰上償還と、そういう形でいろいろ精査をして積み上げてきているところでございます。

財政見通しにも書いていますとおりに、その実質収支を、マイナスを縮小できるように、財源確保等を取り組んでいきたいという形になっています。

あとはプラスして、先ほど市長からの答弁あったとおりに、今の債券についても5年から10年で18億という形で、その活用できるような形で戻ってくるという形にもなりますんで、それらを鑑みると一定今のその財政見通しのところを示す数字の中では、これらの財源確保策も並行して講じることで、財政運営が見通せるという形で今認識をしているところでございます。

あわせまして、繰り返しになりますけれども、今後におきましては自主財源の確保であったり事業の財源の確保、また、有利な地方債の確保とか、効率的な事務運営という形で、併せていって、より今の見通し上のマイナスを縮小できるような形で、財政運営についてはきちんと進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 市長（山本 景） 先ほどの答弁につきましては、私から答弁をいたします。

資金繰りのところで、議員がご指摘の本市におきまして48億から43億、5億でそもそも財政運営ができるのかというご指摘に関しましては、本市におきましてはもう既に取組といたしまして、一時借入れなどを既に実施しており、そのときに一時的に生じた費用等に関しましては、一定金融機関等もしくは他会計等からの借入れ等も実施をすることによりまして、資金ショートが起り得ないような体制はもう既に取っております。

できるだけ運用できるお金に関しましては、多く運用することによりまして、市の収入

の増加も併せて図っており、そのようなやり方は別に地方自治体だけではなく、民間の金融機関だったら当たり前に行っている話でございます。

財政運営基本方針のところのまず収支の見通しが10年しかないことに関しまして、ちょっと委員からご指摘を受けるのは大変びっくりしております、もともと財政運営基本方針をつくられたのは前市長の時代でございまして、当時から10年となっております。市長でなくなったら突然15年や20年というのを要求するのはちょっとどうなのかなどというふうには考えておりますが、本市といたしましては、やはりより健全な財政運営をもっと目指すべく、ちょっと15年や20年ができないかというのは、そこは財務課も含めまして今後の検討はしていきたいなと思っておりますのでご理解賜りますよう、急に言われてもできる話ではないということも、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます併せての答弁といたします。

1. 委員（黒田 実） 私が申し上げているのは、いわゆる基金というのは市民の大切なお金です。それは将来に向けていろいろ必要なもの、あるいは突発的な、それこそ災害対策も含めての大切な貯金です。それは必要なときにすぐ使えないと意味がありません。

る説明をいただきましたが、これまで改善され、ただ将来見通し、今出してるのは、これまで改善されてきたから今後も改善されるというふうに我々は努力しますということですが、今我々として認められるのはこの見通しです。これが一つの市として公式的に出している見解であって、これをじゃ、さらに圧縮していきます等々の思いは聞かせていただいたとしても、何の、じゃ、将来にわたってどうなるんですかということの明確な答えではありません。

それともう一つ、今市長から10年先のは前市長からと言っていますけれども、繰り返し申し上げます。債券運用で70数億を運用してしまっているからこういう質問をするわけですから、その先もその先も示してください。20年債、30年債というのものもあるわけですから。そのときに突発的な費用、それは誰も予測できませんから、予測できないことに対して貯金を持っているわけですから。その10年後に5億は余力があります、そんな話で、基金の考え方を語ることも自体が、全く安定した、そして市民の暮らしを守る財政運営としては全く認識不足であると。かつ民間のお話をされましたが、民間と自治体の会計は全く違います。当然、当面使わない基金を運用に回して、市民の大切な貯金を少しでも増やそうという考え方、これは否定しません。しかし、いや、こんなやつたら、すみません、続けます。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 委員（黒田 実） 自治体においては、何よりも大切なのは、必要なときに必要なお金があることが最も大事であって、今の説明で、全く10年後、先、あるいはその先も含めて、しっかりと基金の運用を、基金の保有、そうした基金の在り方について考え方については、全く理解のできない答えであったと思います。

あえて、これまでのことはともかく、70数億も債券運用しているんですから、財政見通しとしては、まずは10年先ではなく債券運用している期間、これも含めて示すのが筋であるということ、元に戻します。

いずれにしても見通しではそう言いながら、私は予算上この2年、6年、7年で40億円を超える基金を崩すということに対して、現金がないということは明白な予算上から

は事実であるということを指摘しておきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（堀 天地） 実施計画書の134ページ、防犯対策事業についてなんですけれども、令和7年度の特許詐欺防止機器貸与数が、今年度計画より150台増えておりますけれども、特許詐欺の被害件数は実際にどれくらい年間で増減しているのか教えていただけたらと思います。

1. 危機管理室課長代理（中井文子） お答えします。

特許詐欺としては把握しておりませんが、犯罪認知件数としましては、令和6年1月から12月の実数になるんですけれども315件というふう聞いております。

1. 委員（堀 天地） 報道等でも特許詐欺の被害は増えているというふうに見聞きしておりますけれども、実際にこの特許詐欺防止機器がどれくらい被害の抑制につながっているのか見解をお聞かせください。

1. 危機管理室課長代理（中井文子） お答えします。

実際の数字というものは把握しておりませんが、市民の方々、借りに来られる方に聞きますと、やはりつけることによってお電話が少なくなったというふう聞いておりますし、抑止ができていているというふうにも聞いております。

以上です。

1. 委員（堀 天地） 実際には機器を貸与するだけでなく、警察等との連携も一定求められるのかなというふうに思いますけれども、関係機関との連携状況について教えてください。

1. 危機管理室課長代理（中井文子） 特許詐欺の件数としましては、先ほどもちょっとお伝えさせていただきましたように把握はしておりませんが、実際に増えているとは聞いております。

警察のほうとしましては、高齢者が集まる場で最近被害が増えていますというふうな形で、啓発事業等、講演等をされているという状況です。

以上です。

1. 委員（堀 天地） ぜひ必要に応じて関係機関との連携を図りながら、防犯対策に努めていただけたらと思います。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） 予算書136ページ、それから参考資料147から156ページの防災拠点の整備事業ということで、まず、そもそものところで参考資料のスケジュールを見ますと、11の事業を同時並行的に令和7年度進めていかななくちゃいけないということが、これで一目瞭然分かるんですけれども、これを中心的に進めていく部署としては危機管理室が進めていくと。今の現体制のところ少し思うんですけれども、今の体制でこのほかの事業もある中で、この緊防債に関わるこの11の項目の事業を同時並行で進めるって、ちょっとどれだけ仕事ができるマンパワーを持っている方の集団であったとしても、非常に厳しいというのが率直に思うところなんですけれども、キャパを超えているんじゃないかと、この仕事量はと思うわけです。

来年度の体制については、これ人事のほうに関わってくると思いますけれども、この緊防債に関わる事業を本当にスケジュールどおりに実現させていこうとしたときの体制というのは、どういうふうには今考えているんでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えします。

危機管理室だけで業務をするわけじゃございませんので、いわゆる技術的な部門でいきますと財産管理室のほうから当然、支援もさせていただいていますし、当然外部委託というところも今回予算化されている部分もございます。なかなか職員数、限りがございますので、全て危機管理室に集めるということもできませんので、それについては応援体制であったり業務委託であったり、アウトソーシングというようなどころも含めてちょっと対応させていただきたいなというふうには考えております。

1. 委員（藤田菜里） 職員全体の数がやっぱり少ないという課題があるのは私も認識をしています。

ただ、一つ懸念するのは、例えば今、危機管理室にこういう建築とかの専門職を配置して、財産管理室とも連携しながらやっていくということが大事なんじゃないかなと思うんですけども、そういう専門職の配置、建築とか土木になるのか分からないですけども、そういうところの専門職の配置は考えていますか。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

私といたしましては、できるだけ専門職の方というのは、やはり小さい正規職員500人規模の役所でしたら、分けるよりも同じところに集約化したほうがより効率的に働けるというふうには考えているところでございます。

そのため、現在、建築であったり電気のところの採用については継続をしており、増員中ではありますけれども、この4月から危機管理室ではなく財産管理のほうに配置を予定して増員する予定であり、そこと危機管理室、あともしくは企画であったり私とで連携調整をしながら、ここの特に令和7年度までが緊急防災・減災事業債、もしくは緊急自然災害防止対策事業債なので、どうしても急がねばならないという事情もありますが、多くの事業は抱えておりますけれども、責任は持って最後までやり切りたいというふうに、それがやれる体制の構築に取り組んでおりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

かなりの業務量になってきますので、今、人員も増やしていくということで募集かけていることも認識しておりますので、必要な人材を確保しながら適切に進めていただきたいというふうに思います。

この緊防債が活用できるかについて、大阪府と一定調整されてきてはいますが、具体的に、ごめんなさい、そうですね、緊防債の事業で特に寺作業所の跡地ですとか、いろいろ防災多目的広場として位置づけられるところとか、都市公園との関係で、防災公園じゃなくて防災多目的広場として位置づけを区別していくということでこの間、説明されてきたんですけども、この位置づけを区別すれば、見た目は公園のようなものだったとしても都市公園法に基づく整理が今されていない状況だと思っておりますけれども、その状況でも緊防債の活用というのは可能であるということで、大阪府と具体的にその確認というのはされているのか教えてください。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

事業債の活用についての協議ですが、現在、先ほど申し上げましたが、まず、緊急自然災害対策防止事業債ですが、協議時期は年が替わって1月、2月、1月に実際行ったところなんですけど、一応、街区公園として申請はさせていただいて、本市の中で都市計画公園と、都市計画公園というのは元から計画に基づいて造るものですので、それとは違う街区

公園としての位置づけ、私どもはその防災拠点として危機管理が主にこれから管理していくところになりますので、申請としては街区公園として申請させていただいてございます。

寺作業所の跡地につきましても、これからの利用はまたこれから私どもが防災広場として設計を行って、比較検討を行ってからの活用にはなりますが、今、街区公園として指定して、防災多目的広場という名称で街区公園として申請して、緊急自然災害の防止対策事業債の活用はある程度可能ではあるというふうに、国交省のほうからはお答えをいただいたところでございます。

1. 委員（藤田茉里） それは例えば設置条例とかそういうものが要るのか、今ないので令和7年度にはそういう設置条例をつくって緊防債の適用を図っていくという動きが必要なのか、そのあたりはいかがですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

例えば寺作業所が防災の拠点として整備するのであれば、設置条例を制定させていただいて設置に当たっていききたいと考えてございます。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

その寺作業所の跡地なんですけれども、参考資料を確認しますと令和7年度は4月から7月で予備設計というふうに書かれているんですけれども、この予備設計とは何ですかね。全協とかで説明を受けていたときに予備設計という言葉はなかったなと思うんですけど。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

寺作業所の予備設計ですが、まず、この寺作業所自体をスポーツ施設にするのか、防災の拠点にするのかというところの判断が必要ですので、そこをスポーツ施設というところ、ある一定金額が出たところでございますので、これから防災施設として幾らかかるのかというところを予備設計で計上させていただきたいと考えてございます。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

予備設計というのは、これは幾らぐらい予算見込まれているのか、ちょっと予算書では分からなかったんですけれども、どこに含まれていて幾らぐらいこの予備設計費としては組んでいるのか、教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

寺作業所跡地の予備設計といたしましては1千350万円を予定しております。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） すみません、それ予算書のどこを見れば分かるんですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

予算書の136ページ、設計業務委託料のところに記載がございます。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。すみません、ありがとうございます。

この場所なんですけれども、多目的防災広場という位置づけで緊防債活用見込んであるということなんですけれども、改めて平時についての使い方としては、今スポーツ施設にするのか多目的防災広場にするのかというところで予備設計が組まれているんですけれども、平時の使い方は、市民に開放される場所ということで検討が進められていくということではないんですかね。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、平時につきましては広場という形にはなるんですけれども、

高齢者であるとか小さいお子さんであるとかが活用できる場所として検討してございます。

1. 委員（藤田茉里） その前提に立ったときに、この場所は開発規制がかかっている場所だと思うんですけども、ちょっと専門的なところなので、改めてこの場所がどういう規制がかかっている場所かというのをこの間何度か聞いてはいるんですけども、改めてちょっと説明いただけますか。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

こちら市街化調整区域でございますので、基本的には建物等々は難しいというところなんですけれども、設置できるものについて、協議もちろんさせていただきながら、それらも含めて、今後検討していくというところで考えてございます。

1. 委員（藤田茉里） そうではなくて、ごめんなさい、ここをもともと埋立て、ごみ埋め立てしているというところの土地なので、できること、掘れないとか重さがどこまでとかという制限があったと思うんですけども、荷重とか掘れる深さとかというのをちょっともう一度確認させてください。

1. 企画財政部次長兼都市まちづくり部次長（原田享一） お答えいたします。

今、中野室長代理言いましたように、まず市街化調整区域です。それに加えて、もともと池であった土地であるために、廃棄物の最終処分地という扱いです。

最終処分地の完了届の出された土地ではありますが、国のほうで出しています廃棄物の最終処分地のガイドラインというものがあって、それに基づいたものでしか使えないと、その中で重さの加重制限は20キロニュートン以内、掘削については50cm未満ということになっております。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

小さい子供たちとか高齢者の方とか、市民に平時にも開放する施設となれば、50cm以上掘ってはいけないという場所なので、小さい子供たちって土掘ったりして遊んだりということも考えられたりとか、あと実際かなりぼこぼこしているというのも聞くんですけども、盛土をしっかり造成の段階できっちり何cmぐらい盛土をして安全対策をするかというのが必要になってくると思ってこういう質問をしたんですけども、令和7年度の予備設計とかやって実際に事業化していく、広場としてやっていくときには盛土というのはどれぐらいしないといけないかというのは、今の段階で見えているんでしょうか。

1. 企画財政部次長兼都市まちづくり部次長（原田享一） お答えいたします。

寺作業所として廃棄物の中間処分しておったときに、既に上にアスファルトを引いております。アスファルトを引いた状態で、一定大阪府の見解は密封されているという認識というのは、大阪府とも確認できております。

あわせて、前にあそこの場所を使うためにボーリング調査をしまして、荷重の耐荷重であったり、あとは中の水が漏れていないとか、その辺の確認、モニタリングというのは常にできるように観測孔も設置しております。

表面利用する場合なんですけれども、もともとごみが埋まってすぐというわけではありませんので、ごみ埋めた後にあそこの場所でも1mほどの覆土をしております。さらにそこに土をかぶせてとかいうことになってきますんで、50cm掘ったらごみが出てくるというものではないというふうには確認しております。

1. 委員（藤田茉里） 多目的広場にしていくためには、さらに土をちゃんとかぶせるということでは

いんですかね。今の状態で使うわけではなくて、ちゃんと土かぶせていく。

1. 企画財政部次長兼都市まちづくり部次長（原田享一） 使い道とか、これからどういうふう設計するかというところにはなりますけれども、いろいろ起伏もある土地になります。そこをうまく活用するのであればというところあるんですけれども、かぶせる土のほうにも先ほど申しあげました20キロニュートンという1㎡当たり2.3tほどの荷重の制限ありますんで、土のかぶせ方であったり、場所の使い方はこれから設計の中で出てくるものだというふうに考えております。

1. 委員（藤田菜里） 市民に開放されていく場所ということで、安全第一で進めていただきたいと思ってこういう質問をしましたので、対応よろしくをお願いします。

続いていいですか。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 委員（藤田菜里） すみません、続いて同じところの第一中学校の跡地活用のところ、参考資料では155ページにあったんですけれども、スケジュール確認しますと、この防災拠点の整備については、設計業務が10月入札で11月から入られるということで書かれているんですけれども、この設計業務に含まれる部分、一中跡地の面積的に全体をこの設計業務で範囲として含むのか、そのあたりどういうふうに考えておけばいいか教えてください。

いや、解体じゃなく設計の部分。

1. 危機管理室長代理（中野貴雄） お答えいたします。

まず、委員ご質問の第一中学校の防災拠点の設置に係る設計というところでございますんで、こちらが例は155ページによりますと、私どもで示させていただいている、おおむね11月頃からいうところでございます。

こちらの設計する場所といいますか設計内容でございますが、解体をいたします建物、基本となりますのはその部分について、緊防債活用していくというところでございますので、まずもって建物のある部分について設計を組んで、まだ正式には決定してはございませんが、例えば避難所の対応ができる建物であったり、そういったところのものについて備蓄倉庫であったりというところについて設計を行っていくというところでございます。

1. 委員（藤田菜里） この間、一中跡地の活用については、例えばスポーツ施設も併設してテニスコートとかという話が出てきているんですけれども、その一中の跡地の全体像をどういうふうにデザインしていくかとかということがない中で設計業務に入るって、順番としてちょっと違和感を覚えるんですけれども、10月に入札する前段階で、その全体像というのは見えていると踏まえていいんですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 一中の全体の利用方法ということで、前に全員協議で2度ほど報告はさせていただいているんですけれども、まず、既存校舎の部分は、今、危機管理が申しあげたように、適用して防災用途の防災目的の建物を建てることで、有利な地方債を活用しようというのが大前提でございます。

残るエリアのところ、子育て支援であったりとか、今ちょっと可能性としてスポーツ施設の設置の可能性はできないかというのは、7年度予算で予算も一部つけさせていただいて検討を始めて、それも併せてご報告はさせていただくんですけれども、ルクセンのパビリオンの活用という部分も課題として残っています。こちらはまだ相手方と詰めを行っている段階で、活用できるところのボリューム感というのがまだ定まっていないという

ころもございますので、当然、議員おっしゃるように、全体のイメージが分からない中で防災の部分だけが進むのかということのご質問もご心配もあるかとは思いますが、我々もできる限り早めに全体像を見定めた上でお示しをしたいなというふうに思っているの、よろしく願いいたします。

1. 委員（藤田 菜里） 緊防債ありきで有利な起債でというのは、市政を運営していく部分で分らないくはないんです。

ただ、やっぱり本当に全体がどういうふうにデザインされるのか、どんな機能が一中跡地に含まれていくのかが見えない中で、先出しとかというのは、最終的につじつまを合わせていくのが大変になる可能性もあるだろうしという心配もあります。なので、そこは足並みそろえて一つの事業として進めていただきたいなと思いますし、議会には適宜説明もいただければというふうに思います。

1. 市長（山本 景） 本来であればこういった学校の跡地利用というのは、一定取壊しが決まる段階、もう取り壊さざるを得ない段階におきまして、本来であれば跡地利用についても検討はすべきでしたが、そういったこともなされず、一方で、公共施設等適正管理推進事業債の兼ね合いで、少なくとも一中に関しましては、全ての建物を除却せざるを得ないという状況で、除却をするとすると6億円、7億円かかると。

また、これに加えて地域の要望といたしましても、交野市消防団の私部分団からは消防団として利用がしたいという要望書ももう既に提出済みでございますし、また、地域におきましては、向井田の地区からは、もう避難所として使わせてほしいという要望がありますので、それらの要望もかなえらるとなると、現校舎の建っているところに関しましては、防災目的で使わざるを得ないところでございます。

なお、他の利用に関しましては、一部もうお示しはしておりますが、まだちょっとテニスコート等に関しましては、最終どうするのかというのは、寺作業所跡地との利用の比較検討の話もありますが、ちょっと現時点ではまだ言えないところであり、先ほど部長の苗村からありましたとおり、ルクセンブルグのパビリオンに関しましては、全体のコストがまだちょっと明らかになっていないところでありますので、また、そこら辺の、部分的には防災でありますけれども、全体としてどのようになるのかということに関しましては、また決まりましたら改めて皆様にはお示しをしたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷 政人） 藤田委員からは全体を示せという話でしたので、それを踏まえてしっかりと出していただきたいということですのでよろしく願いいたします。

続いて、いいですか、藤田委員。

1. 企画財政部長（苗村 徹） すみません、今委員のご心配のところは、設計の前に全体像を先に示してくれということだと思います。

今、実務的な話で申しますと、我々企画が中心となって一中の跡地に関連する部局を危機管理であったりとか生涯学習であったりとか子育ての分野であったりとかということ、どういうランドデザインを描くのかということ、始めておりますので、個々のパーツごとで、先ほど申しましたように、ちょっとルクセンとの関係があったりとか寺作業所との比較をやった上で判断したいとかという要素はありますけれども、全体としては道を広げたいとか、地域の思いとしてはこういうところが欲しいというところは、共通認識

として持てるように進めておりますし、鋭意取り組んでまいりますので、またそういった形で議会のほうにもお示しをしたいと思います。

1. 委員（藤田 菜里） 地域の要望があることも十分理解していますし、あそこ防災の避難所機能としては一刻も早くという思いも私自身も持っていますけれども、やはり行政の進める事業としてのプロセスは大事だと思いますので、そのあたりはお願いしたいなというふうに思います。

緊防債のところは以上です。

1. 委員（岡田 伴昌） 今のところで、同じところで148ページの郡津5丁目、地域防災拠点についてなんですけれども、ここだけ造成等拠点整備工事で、ちょっとイメージが出てこないんです。

皆さんもご存じでしょうけれども、入り口が非常に狭い土地になっていますし、これをどういった形で、もちろんこれが緊防債使って買い戻すことできたらすごく大きいとは思いますが、ここは今どういうイメージなのかだけ。

1. 危機管理室長代理（中野 貴雄） お答えいたします。

郡津5丁目につきましては、現在、6年度に基本設計と申しますか、業者委託を入れまして基本設計の部分を見せていただいています、そちらのほうから案を出していただいて検討しているというところまでございまして、特に委員ご指摘のように踏切から少し行ったところから入ると申しますところ、入り口が狭いというところは確かにございまして、そこら辺につきましても拡張ができるのかとか、そういったところについて、現在、基本設計のほうを行っております、それについての最終回答というところが今月、3月で出てまいりますので、それを含めまして検討をしっかりと行っていきたいというところまで考えてございます。

1. 委員（岡田 伴昌） ありがとうございます。

ただ、ここハザードマップでも浸水地域に入っていると思うんですけれども、もしここに防災拠点として持ってくるのであれば、その浸水に対する対策も行っていくんであったとして、それもセットで含まれるものなのか、予算の。

1. 危機管理室長代理（中野 貴雄） そちらの部分、浸水につきましてもこちらの部分は委員ご指摘のとおりでございまして、それにつきましても出てくる案の内容によりましては、例えばかさ上げを行ってそれに対応するとか、それに伴って擁壁を組むであるとか、そういったところの対応というところも必要になってきますので、そういうのも含めた最終、7年度に詳細設計を行って、それからその次の工事というところに進んでまいりたいというふうに考えてございます。

1. 委員（岡田 伴昌） ありがとうございます。

考えていて、ここだけが安全になればいいというんじゃなくて、この地域の課題の一つを解決する対応ができればいいと思っていますので、その辺も考慮してよろしく申し上げます。

1. 委員（黒田 実） じゃ、私からもこの参考資料でいうと148ページ、いや、7ページからの防災拠点整備事業ということで、まず、岡田委員のほうから郡津5丁目について説明はお聞きしましたがけれども、これはプロセスの問題なのか、どう進めておられるのか分かりません。まず今、今年度でいわゆる基本設計をやっています。それは今月末に上がってきま

す。それも含めて造成拠点整備工事設計をもう予算化するんですけども、その中身が我々に分からないので、今の質問でいくと踏切がどうなっているのかとか、浸水対策上どうしていくのかとかということを、具体的に我々何にも分からない中で次のステップに入りますなんていうことはちょっとあり得ないし、判断のしようがないんです。

今月末で上がってきて、でももう次年度でそれを踏まえて予算化しているということ自体が、プロセスとしては、まず、これはもう明確に申し上げます。議会軽視であるということを描いた上で、大体そういった、いや、条件でいくとやっぱり道幅が狭い、あるいは浸水も想定されると、条件の悪いところですよ、防災上は。そういったもろもろの費用ってどれぐらいかかるとかというのは、今説明できないんですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

今年度の基礎調査、それから基本設計におきまして、郡津5丁目防災拠点としての面整備に関するところで、2m弱のかさ上げが必要というところが基本設計で出たところです。

残念ながら、そこから郡津駅のほうに行く浸水対策は、ここの整備だけでは不可能と考えてございます。ですから、この面を整備することによって、それからあふれるところの水の整理ぐらいはできるんですが、郡津駅周辺の浸水対策はこの事業ではちょっと不可能であると考えてございます。ですから、今回は公社の土地を利用して、まず、この面での防災拠点の整備というところでご了承いただければと考えてございます。

あと動線につきまして、岡田委員もご質問いただいたんですが、南側の川をまたぐ道なんですけど、あそこは大阪ガスに確認したところ5千万ぐらいをかければ、ある一定、道の拡幅はできるという答えをいただいております。そこを拡幅するのか、西側に面している駐車場の敷地を交野市で買い取って、そこを動線として現在使えるように地主さんと今、調整しているところでございます。

1. 委員（黒田 実） 公社の買戻しとして非常に有利な起債だとはいえ、もろもろのことが全く示されていないので、これやっぱり防災拠点として本当に有効であるかどうかということ、もう現時点ではやっぱり判断できないというふうに思いました。

あと、その他1から11まで一括して各事業の概要を示していただいておりますが、せっかく補正予算でもいろいろと防災施設絡みで質問もさせていただいた。今回やっぱり備蓄倉庫新築、星田9丁目も備蓄倉庫新築、星田6丁目、備蓄倉庫新築、私市山手、先ほど話ありましたけれども新築、寺3丁目、備蓄倉庫新築、防災、災害に備えるということで備蓄品をしっかりと確保しておくというこの防災倉庫、これを整備するんだ。これ全部新築なんですけれども、具体的にじゃ、そこにどのような物をどういう目的で備蓄していく、そういったことについては、具体的にそれぞれ何をどれだけ備蓄していくんだという考え、計画、それぞれの倉庫についてというのはあるんでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

備蓄倉庫につきましては、現在、備蓄倉庫と設けているのは市内にはいきいき総合体育施設の100㎡のみでございまして、乙辺浄化センターや、学校の一部を間借りして備蓄している状況ですので、現在行っております防災拠点の中で、備蓄倉庫建築を委員おっしゃるように進めております。

備蓄品につきましては、生駒断層地震における避難者数を基に、現在、備蓄計画の見直しを行っているところでございますので、それが現段階においてはどこに何をどれだけ

というのは、現在見直しを行っております備蓄計画の修正が終わり次第お伝えいたしますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

1. 委員（黒田 実） 現状でいわゆる暫定的というようなことで備蓄はしていても、そういった備蓄倉庫としてこれまで整備してなかった、それは必要だ、その説明は分かるんですけども、今の話聞いていて、これからそれを当て込んでいきますというのは、これもうほんま本末転倒だと思います。

かつ今、間借りしているとはいってもいきいきランド、あそこはもう最新総合トータル防災拠点であって、あそこに間借りしているじゃない、あそこにもあえてしっかりと備えておくという視点もない、必要だと私は思います。

そうじゃなければ、物を置いててもそこから先、どのような形で流通、その備蓄品を回していくかというトータルのそういった計画というものも含めて、当然これから示していきますというお答えなのかもしれないかもしれませんが、場所があるからそこに備えますじゃなくて、より防災、災害時においては、どんどんいろんなものも受け入れていかなあかんわけですから、そのときに防災品の流通、物流、それも考えた上でしっかりと備えていかなければ、置いているだけでは全く意味がないと私は思っておりますので、現時点では、新築、新築とありますけれども、そこにどのような物をどのような目的で備蓄していくかという計画、考えはあるのですか、ないのですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

令和6年度末に、現在、防災拠点の整備指針、それから備蓄計画の策定が完了いたしますので、早ければ4月、5月には全員協議会で、今議員のご指摘の備蓄品目であるとか、どこに何を置くというところは示させていただきたいと考えてございます。

いきいきランドにつきましては、メインアリーナは物資の拠点としておりますので、基本は空の状態にしておいて、サブアリーナは今避難所として考えてございます。ですから、委員今おっしゃっていただいたように、あそこは空にしておいて他府県からの物資をまずあそこに入れるというところ、空の倉庫も必要ですので、いきいきランドにつきましては、そういう物資、物流の拠点として考えてございます。

1. 委員（黒田 実） 新年度に入ってからお示するということですがけれども、現段階で、これだけ備蓄倉庫を新築するという予算を組んでおられますが、中身については示されていないということは指摘しておきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（岡田伴昌） 確認だけさせていただきたいんですけども、さっきの郡津5丁目のところで、山添さんおっしゃった最後、今回の設計業務についてはこの地域の雨水対策、その辺の設計は一切含まれていないということをおっしゃっていたと思うんですけども、それによるいいんですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

郡津5丁目におきましても、郡津駅周辺の浸水対策についても検討はしたんですが、なかなか量が多過ぎて、今回のこの事業ではその浸水対策は不可能であると考えました。

今回、整備をいたします郡津5丁目の防災拠点におきましても、現状、土のところで雨が降れば、それが下にしみ込むところがひよっとすれば流れてきてしまうので、その面

に対しての浸水対策はもちろん行いますが、なかなかあの地域全体での浸水対策は、この郡津5丁目の防災拠点事業ではなかなか不可能であると判断したところです。

1. 市長（山本 景） 私からも答弁をいたします。確かに地域の方からもちょっと併せて、どこまで浸水対策できるのかというご意見は賜っているところでございます。

ただ、横にこの名前はない雑河川にはなるんですけども、その川がありましてその流量、非常に多く、また下流も枚方側でちょっとなかなか下流から掘ったりというわけにもちょっといかないところでございます。

ただ一方で、また郡津エリアの当該エリアにおきまして、ちょっとまちづくり、土地区画整理事業の話がありまして、過去から実は排水機場の整備の話をしていたところですが、ちょっと整備には前市長時代には至っていなかったところなので、今回そのまちづくりに合わせまして雨水排機場をまた別ルート、今、交野市といたしました当該エリアにおきましては、管路敷ということで4mの幅員の道路を、道路というか管路敷というか持っておりまして、そこに地下で埋設管を埋めまして、排水機場とかませてこのエリアの北側に北川という川がありますので、そちらに雨水を流して、郡津地エリア全体の排水対策をできないかということで対応しておりますが、今回の郡津5丁目のところについてはどうしても駅前周辺のところで、今でもよく浸水とかもやはり過去におきましては議会の皆様のご理解も賜りまして、公園の下にちょっと雨水タンクは埋めさせてもらったんですけども、やはりそれでも被害生じておりますので、もし生じた場合にやはりそういった住民の方が緊急的に逃げたりする、ちょっと高台に位置する広場としての整備もありますので、どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

1. 委員（岡田伴昌） すみません、ありがとうございます。

こここのエリア、僕ちょっと大雨の中、行ったことあるんですけども、確かにここが全部水を受けて、それが真下の駐車場に落ちて、そこから川にどンドン入ってきている状況で、かなりここがネックになってくると思うんです。ですので、そこまたご検討いただいて、何か対策取れるんであればぜひ取っていききたいというのが、また地域の人らの願いでもあると思いますのでお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに。

1. 委員（黒田 実） 今、市長答弁いただいたんですけども、すみません、浸水対策で自宅が浸水するような中で、ここに何か一時避難するみたいな発言ありました。それもう全く浸水対策、ここ何か屋根つきの建物か何か建てるんですか。浸水対策で、自宅でしたら怖いという方がここに避難するというような、そういうことを想定なさっているんですか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

郡津5丁目の防災拠点ですが、現在、災害時における一時避難場所として、もちろん自宅が浸水、ここより低いところがありますので、一時的には上に避難できるようなところはあると思います。

私ども今考えてございますのは、やはり備蓄倉庫ですので、避難所というところまではないと、あずまやは公園機能も持たすつもりですので、一時的に避難できる箇所はあるかなとは考えてございますが、やはり地震における一時避難場所、皆さんが一旦集まる場所をイメージしております。

市長が申しあげましたように、雨水、雨が降ってきた場合、自宅に水が入ってきた場合、

昼間であればちょっと高台には逃げるのが可能なとは考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（岡田伴昌） すみません、防災拠点で整備して、国からのもし補助を受けれてましたとなったときに、ここ一応駅前のええ場所ではあるんですけども、この活用ってもうここから一生、防災拠点でいかなければならないのか、いずれ手放すことになるのかと、そういうことはできるんですかね。

1. 市長（山本 景） 一般論でございますけれども、こういう例えば20億円の土地開発公社の土地を緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債で買い戻すと、最終的には7割、14億円の債務の償還は交野市が負わなくていいと、地方財政措置で賄えるというところでございます。

その債務の償還年限が終わってから、例えば20年とかたった後に当該土地に関して、もちろんそのときの判断だと思います。やはり防災公園で残したいとか、もしくはもうその頃にはもう郡津エリア全体がまちづくりで、北川への排水機場の整備が終わっていて、もう浸水対策が要らないという話になるんだったら、駅前の一等地なんで何らかの活用をするという方法もあるのかなというふうに考えており、今、防災目的で利用すると14億円でここの土地を売却してもそんな14億円になりませんので、それぐらいの負債の削減なり、また将来にはなりますけれども、売却をすれば売却したお金が市には入るという流れとなります。

1. 委員長（中谷政人） ほかに。

1. 委員（堀 天地） 事業が変わりまして、実施計画書114ページ、予算書52ページの姉妹都市交流事業なんですけれども1点だけ確認させていただきます。

令和7年度の事業費計画が増えておりまして、取組内容を拝見しますと相手国から当市への訪問による交流事業実施と記載されているんですけども、この事業の詳細について教えていただけたらと思います。

1. 地域振興課長（森 敦介） お答えいたします。

当該事業につきましては、今年度初め入った頃に姉妹都市提携しておりますコリングウッドから国際交流協会というNPO法人を通じまして、本市のほうへ訪問したいという打診がございました。

本市としましては、昨年度、令和5年度に市長と職員、また市民の使節団というところで訪問しまして、歓迎を受けましたこともありまして、今度来られるというところでは、本市も歓迎、おもてなしをしたいというところで、交流会であったり歓迎式典というところと、また、その翻訳、通訳というところでアテンドもしていただくようなところで、国際交流協会に協力を仰いで委託事業として事業を行いたいと考えております。

1. 委員（堀 天地） もう少し具体的に、その交流事業のところを教えていただけたらと思います。

1. 地域振興課長（森 敦介） お答えいたします。

詳細というところで、歓迎式典を行いまして、あと市内にあります公共施設の視察であったりとか、工場の視察であったりというところを考えています。

1. 委員（堀 天地） 詳細ちょっと分からなかったんですけども、ぜひ万博の機会も生かしながら姉妹都市の交流も深めていただけたらと思います。

1. 市長（山本 景） 私もこれ関係者ではあるんですけども、令和5年度に交野市民の皆様等も含

めまして30名ほどでコリングウッドを訪問いたしました。その際に、大阪・関西万博が令和7年度にやるから、そのときに合わせてカナダのコリングウッドの皆さんが来るからということでお越しになっているので、関係があるかないかという、このお金自体は直接関係ないんですけども、もちろんその関西万博に行くためのお金とかそういうのではないんですけども、万博があるからお越しになっている、合わせてお越しになっているという事業でございますので、万博との関連性は全くないかというところある事業、ただお金としてはないということをご理解賜りますようお願いを申し上げます。

1. 委員（堀 天地） 今の答弁の内容を聞きたかった次第です。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） 付託案件審査の途中ですが、間もなく東日本大震災の発災時刻となります。

ただいまより暫時休憩をいたします。再開時間は14時50分といたします。

じゃ、休憩といたします。基本的にはちょっとトイレとか行っていただいて結構なんですけれども、黙禱の時間には一旦お席のほうに戻っていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時47分 再開）

1. 委員長（中谷政人） それでは、再開します。

先ほどに続きまして、質疑はございますか。

1. 委員（藤田茉里） 予算書の60ページと参考資料の158ページの乙辺浄化センターの施設整備方針検討業務ということで、参考資料を読ませていただきましたら、令和7年度の取組として最も効率的な広域共同処理の枠組みの検討というふうに書かれているんですけども、この間、説明いただいていた中で、枚方市が広域に入ってくるかどうかというところの検討が必要になってくるということは聞いてきましたけれども、令和7年度で枚方市を含んだ広域にしていくのか、含まない広域にしていくのかというのの検討に入って、結論まで持っていくという内容ですか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

委員お指摘の乙辺浄化センターの施設整備方針検討業務でございますけれども、こちらの検討業務の中において、枚方市さんとの広域化のパターンであるとか、今、寝屋川市さんとは話は進めておりますが、プラスアルファ、四條畷市さん、門真市さんのお話も現在枠組みの検討を進めているところですので、想定されるパターンというものを洗い出した上で、こちらの施設の更新のパターンといたしますか、最も効率的な施設整備の在り方、これを導き出していきたくと、そのような検討業務と考えておりますので、実質上の枚方市さんとの広域化の判断をこのタイミングまでに完了させるという内容ではございません。

1. 委員（藤田茉里） ということは、実際に枚方市さんがこの広域の枠組みに入るかどうかの状況を踏まえてパターン化していくというわけじゃなくて、一旦この業務の中で、こちらサイドが、言葉は悪いかもしれないですけども、一方的にAパターン、Bパターンとかと考えたときにどれが一番いいかというのをまず出して、その中で、じゃ、一番いい方法のこのパターンでいくとなったときに、枚方市さんも入った広域が一番効率的だよねとなったら、そのタイミングで枚方市さんとの協議が始まっていくという流れになるということご理解しといていいんですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 乙辺の広域の組合せのところ、前にも全協で一度ご報告をさせていただきました。枚方と順調にということまでいけなかったというご報告と、寝屋川さんとは先行委託しています。枚方市さんが順調でないと。ところが近隣市で同じ課題を持っている四條畷市さんと門真市さんと勉強会を始めましたというご報告をさせていただいて、この調査の中では、いろんなパターン、組合せのパターンが、対象市としては畷、門真、枚方、寝屋川と我々と5市が対象の中で、どういう組合せをしていけばどういふ尿の処理量になるかという推計を当然させてもらいます。それらの量のときにはどういふ施設規模で、概算額としてはどれぐらいが見込めるかということも全部はじいた上で、いつのタイミングで処理施設を稼働させるのが一番効率的なのか。というのは、し尿はどうしても、年々、下水道の普及が進みますと、生し尿の量というのは減るといふところもございますので、ほぼ、畷さんは99.何%という普及率になっていますから大きくは減らないでしょうけれども、枚方さん、門真さんといふのはなかなか、今でも相当の量をお持ちです。2年後、3年後はかなり減ると、例えば5年後ではもっと減るといふようなところもございますので、そういった処理量の見通しも併せていって、一番いつのタイミングが効率的なのかということも今回の調査の中で整理をしていくと。それは先ほど申しました5市の中で共有をさせていただいて、皆さんの共通の課題であるし尿処理といふのが、このタイミングで実施をすることでこういふメリットがありますよといふところを示しながら、広域の枠組みを決定していきたいなといふふうに考えております。

1. 委員（藤田 菜里） 素人考えですけれども、単純に心配するのは、様々なパターンを検討して、例えば一番大きな部分の枚方市さんが入るか入らないかといふところの、効率的に、うちとしては入ってほしいというパターンが一番効率的だと結論出されたとしても、結果として枚方市が、いや、うちには入りませんとなったらそれはもう絵に描いた餅で、この検討は何だったのかとなってしまうないように進めていかなきゃいけないんじゃないかなと。そのときに、この委託業務の中で、検討業務の中で調査といふのが書かれている。その調査の内訳として、枚方市さんとも、一定メリットもこちらから示しながら、入っていただけるような流れで調査かけていく必要ってあるんじゃないかなと思ふんですけれども、まだその段階には至らない調査検討の業務ということなんですよね。

1. 企画財政部次長兼都市まちづくり部次長（原田 享一） お答え申し上げます。

平成28年度に乙辺の更新について1回コンサルに調査業務委託をやっているんです。そのベースの部分を見ながら、今回、先ほど課長、部長申し上げましたようにパターンを検討をします。枚方市、門真市、四條畷市、もう寝屋川は一緒にやっていますんで、この3市については、基本、一緒にやりたいという意は示しておられます。枚方市は長寿命化をされていますので、大体令和15年前後ぐらいまでは自前でいくということもおっしゃっています。その中で、そこから先の見通しがまだないということですので、その先の検討にはなるんですけれども、例えば、仮に令和15年に供用開始の施設を交野に建てたとした場合でも、工事とか環境アセスとかでやっぱりどの市でも5年ほどかかっているんです。そうなってくると、今、この時点で調査業務をかけて、組合せのパターンもそうですし、処理方式もそうですし、再度検討して確認をしていくといふような内容の業務でございます。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 実施計画の188ページの中段で庁舎の維持管理とあるんですが、令和7年度で別館裏駐輪スペース整備工事とあるんですが、これを詳しく教えてください。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

別館の建物の工事及び本館の耐震化工事等に伴いまして執務室の移転を予定しております。その中で利用者の増加等が考えられることから駐輪スペースを別館裏に新たに設けるものでございます。夏場に雑草等も生えますので、舗装することによって除草に係る費用の減少等も別途見込んでおるところでございます。

1. 副委員長（安部敬子） 裏手の駐輪場は来庁者さんが利用されるのでしょうか、職員が利用するというふうでしょうか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） 詳細につきましては工事の内容等々と調整しながらになってくるんですけれども、今のところは職員用かなとは思っているんですけれども、来庁者の方、そちらに止めないどうしても駄目だということであれば、そちらを一般用に開放するというのも検討かなとは思っております。

1. 副委員長（安部敬子） いつぐらいにというスケジュールがもし分かったら教えてください。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） 今年度中の実施というところで職員様用には開放できるかなとは思っておるんですけれども、先ほど申し上げたとおり工事との兼ね合いで、一般用にしていくのか、職員用にしていくのかというのは、どこかのタイミングで検討の必要があるかとは思っております。

1. 副委員長（安部敬子） ありがとうございます。

実施計画の143ページで、まちづくり市民提案型事業の令和7年度の予算が減っているんですが、この件について経緯を教えてください。

1. 地域振興課長（森 敦介） お答えいたします。

当該事業につきましては、市民団体さんのほうで地域の課題解決というところで取組していただきまして、1件20万円を上限に補助金を出しておりました。市のほうで補助金の在り方のガイドライン等にありますが対象事業の補助というのは事業費の2分の1以内に収めるということもございまして、要綱のほう、1事業につきまして2分の1、上限10万円というところでちょっと要綱のほうを変えさせていただいたというところがございます。ただし、例年、提案の募集であったり、採択案件は5ないし6件というところがございますので、10万円上限、補助金としまして6件を受けられるぐらいの60万円というところで予算の計上をさせていただいております。

1. 市長（山本 景） 今回、このような対応はさせてもらっておりますけれども、また来年度、当然のことながら募集はさせていただきます。そのときにどれぐらいの方が手挙げるかとか、そこら辺も含めてまた柔軟な対応、補正予算が必要かどうかもあるとは思いますが、そこは柔軟な対応は私としては考えているところがございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（安部敬子） ありがとうございます。市民にとっては多少ハードルが上がることにはなると思うので、ぜひ対応をお願いします。

あと、予算書の72ページにある一番下のところで、明るく正しい選挙推進費の中で印刷製本費のミニカレンダーというのがあるんですけれども、これは私も子供が学校から持ち帰ったことがあるんですが、このカレンダーにしようというのはどういうふうに進まっ

ていっているのか知りたいです。

1. 行政委員会事務局次長（野村昌司） お答えします。

カレンダーに決まってきた経緯なんですけれども、かなり昔からカレンダーというのは作っておりまして、もともとカレンダーにするきっかけとなったのが、小中学生から明るい選挙の推進のポスターを提出してもらいまして、選挙管理委員会の推進委員の中で、その中で優秀賞を決めさせてもらった上で、それをカレンダーにしていこうという流れからカレンダーにさせていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

1. 副委員長（安部敬子） ポスターコンクールの子供が書いたイラストを使って啓発するのはすごくいい取組だなと思うんですけれども、カレンダーがすごく小さくて、もうちょっと個人的には実用的なもののほうに使用してもらったほうがたくさん活用されるんじゃないかなと思って、意見として伝えさせていただきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） 予算書の59ページと、頂いている参考資料でいうと176、177のページで、交野市の公共施設20か年計画に基づく総合体育施設の改修事業で、予算書では6億7,450万円、工事請負費として予算上がってきているんですけれども、参考資料176ページにその内訳が書かれていまして、その中に総合体育施設の非常用備蓄電池の設備更新工事ということで1,400万上がっているんですが、1点、この備蓄電池の更新なんですけれども、今の備蓄電池の容量と、更新した後というのは少し大きく、表現難しいんですけれども、大きい備蓄電池に変えるのか、今の要領のまま新しいものに変えていくのか、変更点があれば教えてください。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

現在、非常用照明の電源及び発電機の起動電源、あと高圧受電盤の操作電源等に蓄電池等を利用しておりまして、54個ありまして同数を取替え予定でございます。メーカー期待寿命が7年から9年というところで、現在10何年たっておりますので、何か非常時の際に寄贈できるように更新するという工事でございます。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 非常時の際に、今のいきいきランドの施設全体の電力を賄えるというふうに考えていいんですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

非常用電気ですね、照明等一部とコンセント等ございまして、全体の電力を賄えるというわけではございません。一部、非常用で電気とコンセントが使えるという電源になっております。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 一部ということなんですけれども、災害時に、先ほどの質疑の答弁の中でもあったみたいに、防災の拠点として他府県から来る備蓄品とかをいきいきランドに一括管理で集中していくということもありますし、あと、今のいきいきランドは避難所の指定もされている中で、そういう施設に関しては電力というのは賄える状況になっているんですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

現在、先ほどのご質問の非常用電源というのと、あと発電機がありまして、停電時、自動で回るようにはなっているんですけれども、そちらを回せばおおむねの照明等々、あと

一部動力等を賄えることができるという設計になってございます。

以上です。

1. 委員（藤田菜里） 空調関係も賄えるんですか。

1. 企画財政部次長兼都市まちづくり部次長（原田享一） お答えいたします。

この蓄電池で先ほど言いましたように最低限の避難誘導灯であったり、最低限のコンセプトをつけるんですけれども、重油で動かす大きな発電機があるんです。そのスイッチを入れるための電源にもなるんです。その発電機、重油で入れるので回せば、電気のワット数とかにもよるんですけれども、重油の量にもよりまして空調から施設内の全ての電力を賄うことはできます。どのような計画で電気をつけるとか、その辺については危機管理室のほうで計画は持っておりますので、その中で発電機をどう使うかというところでは空調は十分賄えるものと思います。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

そしたら続いて、予算書53ページ、54ページ、あと参考資料179ページの標準準拠システム移行に伴う作業等ということで、この参考資料を見ると使用料及び賃借料で3,579万7千円と上がっているんですけれども、まず、この使用料及び賃借料というのはどういうものなのか、その内容について教えてください。

1. 情報マーケティング課長（藤生英徳） お答えいたします。

この使用料に関しましては、国のほうでガバメントクラウドという国が運営するクラウドがありますので、その中で標準のシステムを動かすということになりますので、このクラウドの使用料ということになります。

1. 委員（藤田菜里） クラウドの使用料ということで、予算書を見ますとクラウド使用料という名目で上がっているんですけれども、金額が違うんです。予算書のほうが3,651万4千円となっているんですね。予算書のほうがちょっと金額が高いんですけれども、これはこのクラウド使用料の予算書ベースで見ると、別のものも含まれて予算計上されているんでしょうか。

1. 情報マーケティング課長（藤生英徳） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、ガバメントクラウド使用料以外にも、別のクラウドのシステムの利用料も含んでおります。

1. 委員（藤田菜里） 別のクラウドの使用料というのはどういうものですか。

1. 情報マーケティング課長（藤生英徳） お答えいたします。

来年度ちょっと導入予定としておるんですけれども、議事録をAIで文字化するというシステムがクラウドのシステムでありますので、これの導入を考えております。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

そしたら続いて、予算書58ページ、参考資料の203ページですけれども、運転ぶりビデオ診断研修、初めて出てくるものなんで何だろうと思ったんですけれども、参考資料を見ると1日6人程度で2日間実施するという事なんですけれども、まず、この研修の対象職員というのはどういうふうによられるのか教えてください。

1. 財産管理室次長兼財産管理室課長（森下 真） お答え申し上げます。

対象というのは初心者であってもいいですし、ベテランさんでもいいんですけれども、今、主眼として思っているのが主に車両を使う業務、環境事業所の職員であったり、消防

職員というところをメインにやっていきたいなど。内容といたしましては、大阪ガスさんが特別な車を持っておりまして、何が特別かというところを全てモニターで撮れる、ビデオで撮れる。足元のブレーキングも撮れる、ハンドリングも撮れるというような車をご用意していただいて決められたコースを運転すると。ふだん自分ではしっかり止まっている一時停止であったり、左右確認であったりというのが癖が出てきますので、そういったものを確認した上で、庁舎に戻ってきた後にみんなでミーティングすることで、自分が起こしやすい事故であったりとか、どういったところがおざなりになっているんだとかというところを確認した上で、次の業務に生かしていくというような形で考えております。あくまでも3名乗車して、1名はインストラクターとして乗っていただいて評価をしていただくと。その3人が3人とも持って帰ってきたものを振り返って、それぞれが指摘し合うことによって、また自分の運転技術の向上、また危ないところでの確認というところを確認するという意味での研修をさせていただきたいと思っております。

1. 委員（藤田 菜里） 免許を持っている方は、必ずドライビングスクールで習って、一定その技術があるという認定を受けて運転されているので、確かに事故の件数報告が上がってはきていますけれども、どうかと思うところもあるんですが、実際インストラクターとして乗られる方というのは、教習所の方が来てくださるということなんですか。

1. 財産管理室次長兼財産管理室課長（森下 真） 教習所の方そのものではございませんが、大体、警察のOBの方であったりというのが、ちゃんと国の試験を受けてそういうインストラクターの資格を持っている方が大阪ガスの職員として乗っていただきます。先ほどちょっと藤田委員のほうからございましたけれども、やはり運転に慣れてくると、ふだんしないような、逆手でハンドルを持ったりであったりとか、ブレーキも止まっているつもりでちょっと進んでいたりとかというところが、ちょっと癖が出てくるのかなというのは、なぜかといいますと、今年度、何回か試しでやらせていただいたんです。ゆうゆうセンターの職員、消防の職員、環境の職員というところを、ちょっと一旦デモとしてやっていただく中で、非常にみんなからも好評だったということで、来年についても取り入れられないものかということで今回予算を上げさせていただいているような次第です。

1. 委員（藤田 菜里） 職員が安全に業務を進めていただくためには運転技術というところも確かに視点としてはあるかなとは思いますが、この2日間の研修というのは平日行われるのか、休日に休日手当つけながらやるのか、そのあたりは計画としてはどう考えているんですか。

1. 財産管理室次長兼財産管理室課長（森下 真） 勤務形態によると思いますが、消防職さんは休日はありませんので、そういった中で大阪ガスさんと年間のスケジュールを打合せさせていただいて無理のない状態でやらしていただくと。超勤等は発生しないようにというふうに考えております。

1. 委員（藤田 菜里） 限られた人員の中で、日々、様々な業務をこなして下さっている職員の皆さんですので、1日6名程度なんですけれども、抜けると困るといふときもあると思うので、そのあたりは現場と調整しながら進めていただきたいというふうに思います。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（岡田 伴昌） 予算書の48ページなんですけれども、会計年度職員さんの電話交換手の予算、令和6年と比べると大幅に増額になっているんですけれども、これ何か理由があるんですか。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

今年度実施しております電話交換の本庁への集約化というところを、今年度、試行的に10月から、議会にも報告させていただいておりますが、他施設からのものを本庁で一括、072-892-0121で受けて、うちの本庁の地下の電話交換手が各施設に振り分けを行うという形を取っております。そして、その中で体制の強化を図りまして、従前2人で回していたものを3人体制というところで体制の強化を図ったものです。

1. 委員（岡田伴昌） 大きく5人、常に5人というんじゃなくて、全体的に1日3人になるからというところで1.5倍ぐらいになっているという解釈の書き方でいいの。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答えします。

すみません、5人雇っておるんですけども、その中で毎日2人が勤務していたんですけども、今回から3人で勤務するというのでございます。

1. 委員（岡田伴昌） ここってそれだけ必要な部署になるんですかね、電話交換手というのが。

1. 市長（山本 景） 従来、施設の職員、正規職員の方が電話に出ていました。これが非常に負荷がかかるということで、職員さんとの意見交換でもご意見、多々もらいました。こんな言い方がいいのかどうかはともかくとして、人件費の時間当たりの単価で考えましたら、正規職員の方が出るよりも、やはり会計年度さんに出てもらって担当する課に振ってもらったほうが全体の業務の効率性は上がるのと、やはり職員の方の時間配分でいいましたら、やはり電話を取り次ぐのにかかる時間を他の業務に振り分けてほしいという思いがありまして体制強化を図りまして、あわせて、やはりもともと市民の方から、交野市役所に電話してもつながらへんとか。つながらない理由というのは、結局地下で電話に出ている人が今まで2人しかいなかったんで、2人の市民の方が問合せしたら対応できるんですけども、その間に別の市民さんが問合せすると誰も出られないということが実際に起きていましたので、特に災害時と電話がいっぱいかかってくるとかの対応とかも考えたら、やはり体制強化は一定必要だというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） 予算書の56ページ、参考資料の204ページの顧問弁護士等委託業務で、参考資料を見ますと、建築関係の技術専門性の高い相談案件に対応するためというふうに書かれているんですけども、具体的にどういう案件を想定しているのか、ちょっとイメージがつかないので説明をお願いしたいと思います。

1. 総務部総務課長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

先般、別館の不具合の工事等ございまして、その際にちょっとお世話になっておった先生なんですけれども、引き続き同様の案件等、建築等々に明るい方ですのでお願いできたらなというところで考えておるところでございます。

1. 委員（藤田茉里） 理解しました。

そしたら続いて、予算書52ページ、それから参考資料の206ページ、あと請求させていただいた資料の9ページの外部相談窓口の設置事業について質問させていただきます。

まず、窓口設置については、いつぐらいに設置ができるという見込みで進んでいくのか教えてください。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） お答えいたします。

設置の時期なんですけれども、まず、この予算をご可決いただきましたら業者の選定のほう取りかかりたいと思っております。それと、契約してから準備期間が約1か月程度はかかるというふうに業者の一部からは聞いておりますので、それを考えても夏前ぐらいになるのかなとは考えております。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

次に、資料を見ると通報受付者というところに臨床心理士や社会福祉労務士、社会保険労務士等というふうに書かれているんですけれども、通報受付者となってくださる方は、こういう資格を持った、ハラスメントなどの専門的な知識を持っている方という例示で書かれているのかなと思うんですけれども、受付者としては1名を想定しているのか、複数体制でお願いをしようと思定しているのか、そのあたりいかがですか。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） 業者にもよりけりなんですけれども、基本的には複数体制で受付はさせていただいて、電話なり、またあとメール等での対応もしていただける業者も多々ありますので、そういった中から選定して実施していきたいとは考えております。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

あと、請求資料の中の通報手段ですね、今もメールとか電話というのが課長からもあったんですけれども、その下にその他と書かれているんですけれども、このその他というのは通報手段としてはどういうものが含まれるのか教えてください。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） これも業者によりけりというところはあるんですけれども、相談体制の中で実際に面談して受付していただけるところもありますので、またそういった業者であれば、直接、例えば大阪市内のどここの場所とかいう場所を持っておられる業者ですね、そういった場所で相談に乗っていただくということも検討しております。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。この外部相談窓口の設置というのは、非常に重要な事業になるなというふうに私としては思っているんですけれども、窓口の設置が夏頃にはということ、予算が通ったら事業者の選定に入っていくということなんですけれども、それと同時に交野市のハラスメント防止指針とか、様々なところの整理が必要になってくると思うんですけれども、そのあたりの業務は並行して行われていくということによろしいのでしょうか。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） 先日の一般質問の中でも内部通報に関してそのような形の質問はあったと思いますので、同様にそういったところの整理ということも一定図っていききたいとは考えております。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。同時に整理されていくということ踏まえて、今、外部で相談窓口をお願いするとなったときに、実際に職員の方がこれを使われる、通報をされるとなったときに、どういう流れ、フローですね、外部通報がありました、通報というか相談がありました、個別の事案として対応しなければいけないとその業者が判断したときに、例えばその判断に基づいて総務のほうに、人事課の窓口のほうにそれが入ってくるのか、その外部の業者が単独で調査に入るのかとか、そのあたりのフローというのは、一定、今、頭の中に描いているものがあるのでしょうか。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） 一旦、業者のほうに相談された分については、こちらのほうにも一定返りはあるというふうな形になると思います。それに基づきましてこちらが今後

の調査、必要とあればここに書かせていただいておりますように調査代行という形ですね、それをもって必要な調査を進めていくという流れになると考えております。

1. 委員（藤田 菜里） ということは、調査が必要であるかどうかの判断は内部で行うということになりますか。
1. 総務部次長兼人事課長（今堀 祐児） 恐らくそういった形になるかと思えます。また、実際ハラスメントに該当するかどうかの判断というところも業者がしてくれるわけではありませので、こちらが一定進めていく必要はあると考えております。
1. 委員（藤田 菜里） まず、ハラスメントの対応って、ハラスメントを認定するかどうかだと思えます。そのときに通報側と、通報された側と別の人が聞き取り調査をしたりとか、あと目撃とかというところの調査を客観的事実として押さえていってハラスメントの認定をするということが必要だと思えますけれども、そういう調査もこの外部の業者がやってくさるといふに、一応、業務の委託と書かれていますのであるのかなと思いたんですけれども、内部で調査が必要かどうかを決めるとなればそこが難しくなるのかなと思いたんですけれども、そのあたりの整理って必要だと思いたんですが、いかがですか。
1. 総務部次長兼人事課長（今堀 祐児） 今でも調査、どういう形で進めるかというのは内部でやっている実績といいますか手法はありますので、それが一旦外部に移るといふ考えになるのかなと思っております。ですので、こちらが必要という部分であれば、当然外部の方がヒアリングを行っていただいたりといふところで事業実施していくものと考えております。
1. 委員（藤田 菜里） これから整理がされていくということなので、それを見守りたいとは思いたんですけれども、せっかくこの外部相談窓口が設置をされるという動き、これかなり前進だと思いたんです。その中で実際に職員の方が安心して相談ができる体制といふのを構築していくためには、その調査がどうなっていくのか、調査をするかしないかをどこが決めるのかといふところはすごく大事な部分になるんじゃないかと思いたんです。ぜひ、この外部相談窓口の信頼性を高める、そういう設計にさせていただきたいといふふうに強く求めておきます。
1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑ありませんか。
1. 委員（黒田 実） それでは、ちょっと戻りますけれども、参考資料で158、159、160と、これ一連の乙辺浄化センターに関わる話で、この中で記載している内容について確認したいんです。現有施設を一定期間継続して活用すると。同時に、今後、この乙辺浄化センターの施設整備方針、し尿処理の最適化を目指すといふことなんです。要はこの一定期間といふのはどれぐらいを想定されているのかお聞きします。
1. 企画財政部長（苗村 徹） 先ほど別の、藤田委員のご質問の中でも少し触れさせていただいたんですけれども、組合せを考えると、枚方市さんとの協議の中で、枚方市さんは現有施設を15年度までを目安として使うといふところを方針出されておりますので、供用開始のスタートイメージとしては15年度といふところが一つのメルクマールかなと思いたいます。それまでの期間は寝屋川市さんとの先行委託、また、もしかしたら四條畷さん、門真さんといふのが先行委託といふ可能性も否定はしませんけれども、その間については今の乙辺の施設を使っていくといふ前提で物事は考えていきたいなといふふうに思いたいます。
1. 委員（黒田 実） 今回、先ほど午前中ですか、視察もさせていただいた施設内の機器ですね、これについては一定終了する、受水槽等々も解消すると。令和15年、別に令和15年にこ

だわるわけじゃない。大体8年、あるいは10年前後ということですが、やはりこの間、その機器についてはもう限界であるというような判断の中での今回の改修ということなのでしょう。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 委員ご質問のところの参考資料の159ページ、160ページの部分は、環境部に予算づけはさせていただいてはおりますけれども、一連のというところでご答弁をさせていただきます。

先ほど委員おっしゃっていた15年度ぐらいを目途ということであれば、あと8年とかという期間を使っていくことになりますので、今、現状のスクリュードラムであったり受入槽についても、ちょっとまだ8年間使用するにはなかなか難しいというところの判断もさせていただいた中で、今回こういった予算づけ、予算要求をさせていただいているところでございます。

1. 委員（黒田 実） これはちょっと直接、これは関連ということになるんですけども、あのあたりは一定、磐船線、168号線に関わるエリアである。大体10年前後ということになるんですけども、これは総括になるのかな、もし総括であれば総括で聞きますが、いや、これ企画の話なんで。要は、あのルート168、この整備を府でするのか、市でするのか。これはもうもろもろの関わりがあります。ただ、乙辺のリニューアル云々とあの道路整備というのは、実は非常に密接に関わっているというふうに思うわけで、この道路整備についての考え方について、この場で答えられんのであれば総括でお聞きさせていただきます。

1. 委員長（中谷政人） 都市まちづくり部が今日はいないので、総括のほうがより答弁がいただきやすいかなと。

1. 委員（黒田 実） でしょうか。

1. 委員長（中谷政人） はい。

1. 委員（黒田 実） はい。

1. 委員長（中谷政人） では、総括質疑のときにまた改めてお願いしていいですか。

1. 委員（黒田 実） 続けていいですか。

1. 委員長（中谷政人） はい、どうぞ。

1. 委員（黒田 実） 参考資料の201ページ、産業活性化推進事業、これ削ろう会全国大会を支援しますと。100万円ですと。一定、団体としては、まあまあネットでも検索すると削ろう会。ただ、これも任意団体なのかなと。実行委員会形式で開催されるということですが、これに直接補助をする理由。いろいろと産業活性化絡みで事業目的を記載はいただいているんですけども、当然これ、本市内で開催するにおいては公園とか、いろんな形での支援というのはあるにしても、これ具体的に100万円このイベントに予算を出すということなので、これが本市にどのような影響がある、あるいはこれを市として具体的に実行委員会に補助をする理由をもう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

1. 地域振興課長（森 敦介） お答えいたします。

今回、削ろう会全国大会ということで、特に産業振興の中でも工業振興という面で、次世代の担い手の育成であったり、伝統技術の継承というところで工業振興には大きな意味があるのかなというところで、実施する団体に対しての補助というところで考えております。

また、実行委員会からマルシェの会議のほうへ、削ろう会の競技自体は中のアリーナでやるんですけれども、外のにぎわい創出というところでマルシェ会議のほうへ依頼がありまして、そこにも産業振興というところで意味があるというところで、事業の補助をするというところで予算計上させていただいております。内容としまして、会場の使用料であったり、ごみの処理費であったり、また警備、交通整理というところで十分注意していただくようにというところでの補助金となっております。

1. 委員（黒田 実） ごめんなさい、ちょっと今のご説明いただいて、ちょっと私のほうで理解ができていないんですけれども、要は、この大会の実行委員会に直接補助をするという書き方をされているので。マルシェはマルシェの話なんですよね。マルシェとしていろいろとにぎわいを持たせるというのは分かるんですけれども、この削ろう会全国大会を実行委員会形式ですと。じゃ、その実行委員会に直接補助をするという理由、根拠、背景を説明いただきたいというふうに申し上げたんですが。

1. 地域振興課長（森 敦介） お答えいたします。

重ねての答弁になって申し訳ないんですけれども、やはり工業としての振興というのがなかなか市のほうでも、工業会による企業巡りとかされておるんですけれども、古い伝統技術というような継承であるようなところのイベントというのはなかなかない。また、これが全国大会というところで全国から人が集まってこられるので、そこに対して市としても市の魅力が発信できたりというところでも大きな意味があると考えております。

1. 委員（黒田 実） この大会の中身については私は直接知らない。でも全国でやっておられるんだ、それは理解するんですが、ただ、今の説明で、当然こういった木工関係ですね、これは工業の一部だとはいえ、あるいはここで全国大会を開催するとはいえ、今の説明で市がこの実行委員会に直接補助をするという説明には、ちょっと私としては全く理解できない。あ、なるほど、そういうことなら当然市としても直接補助をして大いに盛り上げようというような説明があれば分かりますけれども、今の話は全国大会ですし、あるいは工業の一環ですから、ただそれだけであって、例えば毎年工業会さんがやっている、地元、地域に根差して工業会としてやっている、それがイベントをする、それはそれで必然性はあると思うんですけれども、この削ろう会全国大会に直接補助するという理由はちょっと不明確であるなというふうに思いましたので、これはもう大いに指摘をしておきます。全国大会であるからとかそういうことではなく、本市にとってどうかというところの説明が今なかったように思いますが、補足はありますか。なければ、もう次へいきます。

1. 市長（山本 景） 本大会に関しましては、大阪府といたしましては26年ぶりで、削ろう会の大会が大阪府内の自治体で開催が決まったところであり、工業会に加盟している事業者の方がかなり頑張りをまして、昨年に関しましては神奈川県秦野市で開催されたところ、次の開催をぜひ交野市内で開催をしたいということで頑張りをまして、何とか誘致には成功したというところがございます。大会が開催されましたら交野市には外部から約3千名の方が少なくともお越しになるというふうに聞いておりますし、また、前回大会とかでもテレビとかでも放送されたりとかということで、本市のにぎわいには、誘客、そして本市のシティプロモーションには間違いなく貢献はするというふうに考えているところがございます。かつ、2分の1補助ということで、一定、交野市の補助金の他の事業との整合性も取った上で、かつ、イベントの警備であったり等、必要なところに対しましての事業でございます。

す。

また、本市の工場会に加盟している複数の事業者さんに関しましても、同じように建設とかで関わっている事業者がありますと、そちらもエントリーがされて技を競われるということで聞いており、十分に本市といたしましては、このお金に関しましては補助ということで支出をしても説明責任は果たせるものであるというふうには考えているところでございます。もし、これがやはりしんどいとなってくると、交野市やもしくは他の自治体で全国大会とかそういったものの誘致は、ほぼほぼ違法、不当だと言っているのに等しいかなというふうには思っているところでございます。

1. 委員（黒田 実） 違法、不当とは何も、一言も言っていません。今ご答弁いただきましたけれども、誘致されるのは、それはもうそれで結構。大いに、いろいろと全国から集まってこられる、そういった経済効果も見込まれる、それも分かります。ただ、私が質問しているのはシンプルです。この大会実行委員会に直接補助をするというその根拠というものは、いまだに経済効果がどうであるとか、利害がもたらされるんだとか言っても、それはまた別の話です。市として公金を支出する、その理由、背景というものをお聞きしましたが、なかなか説明がいただけなかったということでございます。

すみません、委員長いいですか。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 委員（黒田 実） 続きまして、先ほどの外部相談窓口、参考資料の206ページです。他の委員さんからも質問があつて、これは外部に設置する。それは分かるんですけども、まあまあ説明を聞くところによると、これはいわゆる窓口として外部かつ民間さんに、要は市の職員さんではなく外部の民間さんへの相談ということで、それは相談する先が、また雰囲気も変わり、あるいは庁内でお話する云々ではなくて、また、相談者にとっては入り口として相談しやすい環境にするということは理解しますが、1点、これは、独立性は全く担保されていないというふうに先ほどは説明でお聞きしました。最終的には人事課がやっている事業ですから。となると、その情報の扱いも含めて、やはり入り口は別だけれども、相談者としては、これがある程度、ある程度じゃない、絶対に庁内の中であっても漏れることがないようにするという事は非常に大きな私はポイントだと思うんです。いうことになると、結局、入り口は違うけれども、それは結果的にいくと人事課の中でのということになれば、独立性というものは、これ、何も人事課がそういった相談をべらべらしゃべるとかそういうことを言っているわけじゃありません。独立性の話はどこまで担保されているのかということについて確認をしたいと思います。

1. 総務部次長兼人事課長（今堀祐児） すみません、独立性の担保という点を委員がどういう形でちょっとおっしゃっているのかが、あまりはっきり、申し訳ないです、ちょっと理解ができなくて申し訳ないんですけども、当然人事課が委託する事業でございますので、最終的には人事のほうで一定何らかの判断をしたり、次に進めるという形のことはしていくものであるとは考えております。

1. 委員（黒田 実） 私の質問、聞き方がちょっと不足だったかと思います。あくまでこれ人事課の事業なんで、行き着くところ人事課に行くんだ。これはこれで相談の窓口をさらに増やしたということについて理解はするんですけども、じゃ、今後、この相談体制そのものを、一定、この庁内、役所ということではなくて、第三者的なものとして一定設ける、そうい

う体制を整えるというような考え方についてはいかがですか。というのは、委員長、すみません、要は先ほども言いましたように、そのことがより知られない形でというのが、やっぱり一番相談者にとって安心する話。入り口が知られなくても、結果としてそれが何らかの形でということに対する不安があると、相談者としてはやはり安心はできないというふうに私は思っております。そういう意味において、今回のことで、この事業が不十分だとかいう、そういう指摘というわけじゃありませんが、今後の体制としてどのようにお考えかもお聞かせください。

1. 総務部長（阿佐正和） 委員ご指摘のように外部の相談窓口になりますので、第三者機関的なものでなくて市の事業になります。それで情報の当然部分なんですけれども、これまでどおり当然のことながら外部に漏れないようにというところの情報管理になりますし、そういう部分では外部相談というところで第三者的なところの相談ではないので、ある意味内部での相談で情報管理についてはしっかりしていくというところでございます。

1. 市長（山本 景） 私は議員時代に外部通報窓口の導入に関しましては前市長に対して求めましたが、残念ながら導入はしてもらえませんでした。私になりまして、その状況はまずいということで今回外部通報窓口を導入いたしまして、今後につきましては外部通報窓口の運用状況も含めまして、より独立性がある体制を取るべきかどうかのところはきっちり判断はさせてもらいたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田茉里） すみません、人の質問を取るようで申し訳ないんですけれども、今からぜひ、せっかくやるので、今から独立性をどう担保するかとか、信頼性をどう上げていく、運用していくとか、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

すみません、参考資料で182ページなんですけれども、青年の家の執務室の移転で、これ教育委員会が進めるんですよね。そもそものところで、教育委員会分野ですけれども、改修工事とかその設計とかというのも教育委員会でやるんですか。財産管理とかではなくて。そこだけ確認させてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） すみません、今回、みらい小学校の跡地のほうに教育委員会の執務室を一部移転させるという予算を上げさせていただいています。予算づけは教育総務室と、情報系の端末の関係がありますので、情報マーケティング課にも予算を計上はさせていただきます。

実際の設計とかというところでもありますけれども、今、まなび舎整備課さんが中心になって、大阪府に許可申請を行わないといけないことになるんです。そういった手続も含めて、当然、建築士の世界の話なんで、設計というか、府の使用許可をもらうに当たってのポイントを押さえた上で、どういった使い方ができるのかというところの窓口にはまなび舎整備課がなってもらっていて、そういう意味もあって予算づけは教育総務室、予算としては教育総務室につけていますけれども、教育委員会全体で執行していただくというイメージで考えているところです。

1. 委員長（中谷政人） 藤田委員、これDブロックになるんですね。

1. 委員（藤田茉里） そうなんですけれどもね、Dブロックで聞いたほうがいいのか。今はみらい小だから、例えばみらい小として残るんだったら教育委員会マターかなと思うんですけれども、今後はみらい小じゃなくなるので、そうすると一つの公共施設という扱いになるのであれば、教育委員会ではなくて、そういう設計とかというのは財産管理室なのかなという

ふうにしてちょっと確認。そのあとの質問というのは教育委員会のブロックで思っているんですけども、前提がこれでいいのかというのがあって。

1. 委員長（中谷政人） もう一度、その質問の内容。

1. 委員（藤田茉里） 今は学校なので分かるんですけども、教育委員会がやるという流れが学校として残るんなら分かるんですけども、学校じゃなくなる段階で教育委員会が設計とかというのに入るとというのが、ちょっと私としてはかみ合わないなと思っているので、もう一回そこだけ説明ください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 委員ご指摘の部分は、学校目的が変わったので、財産管理なり市長部局側が技術支援なりというところに入るべきではないかというご質問ですかね。

1. 委員（藤田茉里） そもそも予算づけを、そちらでつけるべきじゃないかなと。令和7年度はもう学校じゃないので。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今回、別館を耐震の工事に絡めて利用させてほしいというのと少しちょっとパターンが違うかなと思っていて、一時的に本来みらい小学校の校舎を事務所として活用するというのはかなり技術的に難しい課題があります。だからこそ大阪府に許可をもらう行為を事前に行うんですけども、その許可は、今の間取りをこういう用途で使いたいというところを許可の要件の中で協議をしていくわけですけども、その作業については実際入っていただく教育委員会というところが主になっていただく必要があるのかなと思っています。そこを超えてから予算づけをどうするかというところもあるかも分からないんですけども、今回、まなび舎整備課のほうでも建築士が配置できている状態ですし、逆にちょっと実は財産管理室のほうも、いろんな部の技術応援をしている中で、なかなかお互いに難しいところもあるかなというところの判断もあって、今回はこういう予算づけをさせていただいたというところなんです。すみません、あわせて、今のみらい小学校の現状をよく理解しているまなび舎整備課さんというところが、一番許可をもらいにいくところの窓口としてふさわしいだろうというところもございますので、こういった予算づけをさせていただいています。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、Aブロックの質疑はこの程度にとどめます。

明日12日は午前10時から委員会を開き、議案第22号のBブロック及びCブロックの質疑を行います。

以上で総務文教常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 3時48分 散会）

3 日 目 令 和 7 年 3 月 12 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

10:00～11:35

13:00～14:00

案 件 1. 付託案件の審査について

議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について

議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員長	中谷政人	副委員長	安部敬子
委員	黒田実	委員	岡田伴昌
委員	堀天地	委員	松永隆太
委員	藤田茉里	委員	山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 岡田智里

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
副市長 危機管理監	山添学	企画財政部長	苗村徹
市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川暢子	健やか部長	島田国久
福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子	環境部長	濱中嘉之
都市まちづくり 部長	竹内一生	消防長	山田健治
財産管理室次長 兼財産管理室 課長	森下真	企画財政部次長	山埜勝哉
企画財政部 次長兼都市まち づくり部次長	原田享一	市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅和美
市民部次長兼 税務室長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	大門秀幸	健やか部次長兼 子ども家庭室長	森山友美子
福祉部次長	藤原功	環境部次長兼 乙辺浄化 センター所長兼 環境事業課長	中井俊博
都市まちづくり 部次長	木村浩幸	都市まちづくり 部次長	林直希
都市まちづくり 部次長	谷隆清	消防本部次長	岡本和樹
消防本部次長兼 消防署長	西中敦也	秘書政策課長	松浦新太郎
財務課長	厚主敏治	市民課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	寺島孝彦
医療保険課長	村上務	税務室課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	東田和成
税務室課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	山口始	子育て支援課長	今村陽子
こども家庭室 課長	南埜融治	こども家庭室 課長	寺島祐理子
児童発達支援 センター所長	樋掛佳代子	こども園課長	西田賢之
健康増進課長	早野多恵子	福祉総務課長	畠山悦子
生活福祉課長	中野陽子	高齢介護課長兼 賦課徴収係長	福田美樹

環境衛生課長兼 ふるさといきも のふれあい センター所長	山 口 一 也	都市まちづくり 課 長	古 澤 悠 司
開発調整課長	野 田 喜 彦	緑地公園課長	土 井 章 央
消 防 本 部 総 務 課 長	今 西 和 義	予 防 課 長	来 間 崇
警 防 課 長 兼 消防署副署長	亀 井 新 人	警 防 2 課 長	吉 村 孝 人
警 防 2 課 長	阪 田 英 樹	市民課長代理	平 井 良 太
市民課長代理兼 マイナンバー カード係長	角 樋 由 紀 子	医療保険課長 代理兼収納係長	亀 井 香 織
医療保険課長 代 理 兼 保健事業係長	村 田 奈 美	税 務 室 課 長 代 理 兼 固定資産税係長	森 本 一 穂
税 務 室 課 長 代 理 兼 税務総務係長	中 貴 之	税務室課長代理	天 野 勝 弘
税務室課長代理	木 田 昌 彦	子育て支援課長 代理兼育成係長	松 浦 香 苗
子育て支援課長 代理兼支援係長	吉 田 有 美 子	こども家庭室 課 長 代 理	西 元 洋 子
こども園課長 代 理	木 下 恭 子	こども園課長 代 理	大 下 明 仁
健康増進課長 代 理	松 田 利 之	福祉総務課長 代 理	木 南 良 太
生活福祉課長 代 理	和 田 吉 功	生活福祉課長 代 理	鶴 義 行
障がい福祉課長 代 理	猿 橋 峻	環境衛生課長 代 理	加 門 高 志
環境事業課長 代 理	山 下 高 幸	環境事業課長 代 理	梅 本 浩 二
環境事業課長 代 理	森 田 一 樹	開発調整課長 代 理	岸 部 信 吾
道路河川課長 代 理	山 下 孝 太 郎	消 防 本 部 総 務 課 長 代 理 兼 消 防 団 係 長	小 野 高 広
警備2課長代理	安 岡 謙 次	児童家庭相談 係 長	阪 野 真 司
児童発達支援 センター係長	篠 田 か お り	高齢介護事業 係 長	坂 口 ひ ろ み
維持・工務係長	岩 城 明	維持・工務係長	有 岡 暢 晋
緑地公園課係長	金 居 雅 俊	予 防 係 長	川 上 修 司
秘書政策課係員	木 村 梓 美	秘書政策課係員	小 寺 隆 文

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 村 健 一
係 員 中 島 咲 葵

係 長 竹 村 真 仁

校 長 官 前 原 裕 高

(午前10時00分 開議)

1. 委員長（中谷政人） おはようございます。

本日は、昨日に引き続き総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

この際、傍聴人に申し上げます。

委員会においては、交野市議会委員会条例第16条の規定に基づき、撮影及び録音を禁止するとともに、傍聴人の守るべき事項等を遵守願います。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

それでは、引き続き案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託されております議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算についてを引き続き議題とします。

なお、本日は、午前中にBブロック、午後からCブロックの質疑を行います。

これより、議案第22号のBブロックの質疑を行います。質疑はありませんか。

1. 委員（藤田茉里） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、実施計画書の97ページから、特定健診の未受診者の対策事業なんですけど、97ページでは廃止というふうに書かれておまして、これまで国保の被保険者に対して、特定健診の受診率向上を目的として実施されてきたこの事業なんですけども、令和7年度は正式に廃止をされるということで、令和6年度から未受診者対策事業は、特定保健指導事業に統合して実施するように変更をされているということで実施計画書には書かれているんですけども、令和7年度についても令和6年度と同様の形で実施されるということで、この実施計画書の中には廃止という記載になっているということでいいのか、まず確認させてください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、7年度は6年度と同様の取組をさせていただくんですけども、ちょっと内容が特別会計のほうになりますので、本委員会での審議事項ではないんですけども、実施した……

1. 委員長（中谷政人） そしたら、特別会計でしたら答弁結構です。

1. 医療保険課長（村上 務） はい。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。すみません。実施計画書の99ページのがん検診の部分もこれも特別会計ですかね。分かりました、すみません。

では、実施計画書の29ページ、それから追加資料で頂いてます12ページのところなんですけども、待機児童ゼロ継続への取組というところなんですけど、実施計画書を確認しますと、令和7年度については施設整備の実施予定なしというふうに書かれています。星田北の開発など転入が超過する傾向にある本市で、保育所入所を希望するニーズというの

は増えているのではないかと思われるんですけども、実際に星田エリアの保育園については、今年度の入所希望も殺到しているというふうにも聞いておりますし、こども園課として令和7年度の実施と記載されている、まずその理由と実情の把握をどのようにされているのかということ、確認させてください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

まず、今年度になります、開智幼稚園のほうで認定こども園へ移行したこと、また、第2きんもくせい保育園など移転がありまして、保育の受皿として令和7年度に向けて120人確保しております。

7年度につきましては、施設整備の予定についてはありませんが、今後、まだ既存園の老朽化対策がありますので、必要に応じた保育定員、その際に確保を行っていかねばということと考えております。7年度4月に向けた保育の申込みにつきましては、今現在集計しておりますので、ただ保育ニーズが増えているなというところは感じております。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 今ある既存の施設の老朽化対策に伴って、定員を増やしていくという方向性と答弁されたんですけども、例えば令和7年度、弾力運用というのはどういうふうにしていくのか、そのあたりは定員を超えて弾力的に子供の入所をしていくというのは、そういう方針を持っているのか、そのあたりいかがですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

小規模保育施設につきましては、ゼロ歳～2歳と定員のほうが余裕がある園につきましては、定員の範囲内で1歳の受入れもお願いしているところ、それを超えて、まだ1歳枠、2歳枠必要となれば、定員の弾力化も必要に応じてお願いをしているところでございます。

1. 委員（藤田茉里） 保育現場の立場からすれば、弾力運用で定員を超えて子供たちが入ってくるというのは、かなり保育をしていく上では大変なことだと思うんです。弾力運用ではなくて、必要な受皿確保として施設整備をしていく、面積的にも園の数的にも確保していくということが、子供の立場や保育現場の立場にとっては重要なことというふうにも思うんですけども、今後の見通しとして星田北だけじゃなくて、ほかの開発も進んでいく中で、保育ニーズが増えていくときに交野市としては、例えば新たな保育所を造ろうとか、民間さんをお願いして新たな保育所を誘致しようとか、そういう動きを取っていくというのは検討されているのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今、令和7年度から5年間を計画期間とする、こども計画のほうを立てているところです。そこで、保育ニーズについて確保方策を定めております。その分につきましては、5年間の計画では、新たな誘致というところの計画はございませんでして、老朽化対策というところでの保育枠の確保を考えているところです。

1. 委員（藤田茉里） 新たな計画の策定は、3月末に完成という状況ですか。

1. こども園課長（西田賢之） こども計画につきましては、今月中に完成の予定になっております。

1. 委員（藤田茉里） 今月末に提示される新たな計画には、新しい施設の誘致とかそのあたりはないということで、老朽化対策が主だということなんですけど、例えば3歳児以降とかも、本当は保育所2号、3号認定を受けて、保育所部分で入園を希望しているけれども受皿がな

くて、1号部分で延長保育を活用して何とか働きに行っているという方たちもいて、そういう方たちは、資料を請求させていただいた12ページの中でも待機児童にはカウントされないですね、ほかの保育施設を利用しているということで。ただ、ニーズとしては、保育所のニーズとなると思うんですね。そういうところも、待機児童に含まれないところにどういったニーズがあるのかということもつかみながら、施設整備の方向性というのは、まちとして転入が増えていく今の交野の流れをつかむ中では重要ではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの考え方というのは計画の検討の中では議論に上がってきたんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

委員がおっしゃるとおり、3歳児の保育の受皿につきましても計画の中で話は上がっております。既存の園になりますが、今年度につきましても高岡幼稚園のほうで3歳児以降の受皿の確保をしております、今後も既存園での3歳以降の受皿の確保も検討していくところでございます。

1. 委員（藤田菜里） 既存園というのは、幼稚園のところで3歳児以降の拡大ということを考えておられるということですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

幼稚園のところになりますが、今1号のニーズが減っていて、2号のニーズが増えているということは各園からも聞いておまして、各園からも2号定員を増やせないかという相談も受けておりますので、そういったところで確保のほうを考えております。

1. 委員（藤田菜里） 市長は、この間の一般質問でも、住みやすい、育てやすいまちづくりをしていくんだということで答弁されておりました。就学前のところにも焦点を当てて、まちづくりしていくということが大事だというふうに言われていて、これ私はすごくそのとおりで思っているんです。そのときに、保育所入所のところでつまずいてしまうというのは、子育て世帯としては、そういう魅力あるまち交野というところで、一つのつまずきになってはいけないなと思いますので、やはり市長が目指すまちづくりの形として、保育所の受皿確保というところは、引き続きのテーマではないかなというふうに思いますので、新たな計画が令和7年度からそれにのっとって実施されていくとは思いますが、受皿確保の部分についてもう少し掘り下げて議論を深めていただければなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

1. 市長（山本 景） 客観的事実だけ申します。交野市の転入超過に関しましては、年間で申しましたら200人、300人ぐらいの範囲でございます。一方で、出生数で申しましたら500人を割っておりまして、微減傾向であります。したがって、保育ニーズに関しましては、保育に預けたいという割合の向上に伴う増加であってか、長期的にどこまで伸びるとかいうものではないというふうには思っているところでございます。

翻って、先ほど課長からの答弁もありましたとおり、幼稚園部分に関しましてはすかさずかになっているところも事実としてあります。また、交野市内の一部、名指しはちょっとできないですけど、保育園におきましては、耐震だったり老朽化のところはまだできていないところで、そちらが移転等となりますと、どうしても保育定員のところも増えてしまうところもありますので、そのバランスを取ろうとすると、どうしても市で介入できない移転のところもありますし、また、市といたしましても当然今、民間園さんの経営の間

題もありますので、なかなか新しい保育園の開園とかというのは慎重にせざるを得ないのかなというふうに思っているところがございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田茉里） 民間の保育園さんの経営のところとかというのは、前日も市長そういうことを言われていたと思うんですけど、確かにそれはあると思います。ただ、市民の立場からして今、保育園入所の2次選考の結果を待っている方たちも多い中で、実際に選考から落ちてしまっただろうと困っている市民の方というのはたくさん見えています。そうした人たちの姿を見たときに、やはり安心して預けられる、選考に落ちないで働きに行けるという環境整備は必要ではないかと思っておりますので、バランスはあると思っておりますけれども、しっかりニーズ把握した上で進めていただきたいというふうに改めて申し上げます。

それから、予算書の105ページ、106ページ、あと参考資料頂いておりますところの135ページの妊産婦タクシー利用の支援事業について伺いたいと思います。

この事業なんですけど、これまで外出支援策として福祉部が所管でやっておられた事業を、令和7年度からは健やか部に移すということだと思うんですけど、妊婦の方対象にこの間やってこられたタクシーチケットなんですけど、令和7年度からは拡充をされるということで、まずは、健やか部に移ったというその経緯というか、今までの外出支援策ではなくなるというのはなぜなのか、そのあたりどちらが答えていただけるか分からないんですけど、教えていただけますか。

1. 市長（山本 景） 経緯で申しますと、阿部委員から過去に一般質問で、こちらの制度の拡充に関しまして、妊婦のところに関しては妊産婦にできないかという相談がありました。本市といたしまして対応といたしまして検討いたしましたところ、やはり子供に関わるころなので、福祉部でやるよりも健やか部でやったほうが良いということで、私のほうで健やか部長と、そしてまた福祉部長に来てもらいました。その課題を整理のところをお願いいたしまして、結果といたしまして今回、健やか部にて対応をするところになったところがございます。

あわせて、これ大阪府の新子育て支援交付金ということで、新子育て支援交付金というのは、決してこの事業のためだけに充てられるものじゃなくて、こども医療費の助成のところにも充てられるものではございますけれども、そちらの交付金の一部も活用いたしまして、この事業を健やか部にて展開をすることとなった次第で、結果といたしまして、市民さんからいたしましても、いずれにせよ健やか部には関係する業務が多々、妊産婦の方に関しましてありますので、結果的に福祉部に行かなくても一緒に対応できるということで、市民の皆様の利便性、また、おりひめすこやかナビに関しましても利用しておりますので、より今の時代に合ったサービスにはなるかなというふうには思っているところがございます。

1. 委員（藤田茉里） 拡充をされる方向ですし、所管がどこであっても市民にとってはうれしいことだと思うので、それはいいんですけど、今まで外出支援策という位置づけの中でやってこられていたんですけど、今回、令和7年度以降も外出支援策の位置づけは変わらないんですかね。位置づけのところは所管が替わると変わっていくのか、どうですか。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

これまで外出支援制度というところで打ち出していましたけれども、産前産後サポート

を拡充するということで、子育て支援を目的としております。

1. 委員（藤田 菜里） 分かりました、ありがとうございます。

その上で、今回、産後のサポートというところが拡充の対象になっているんですけども、具体的に産後のサポートでどういう使い方をしてほしいな、どういう部分で支援になったらいいなと思ってここの対象拡大を図ったのか、そのあたりを教えてください。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

利用いただけたらなというところに関しましては、やはり産後ケア事業のところに関しても1歳までというふうに拡充しているという点もございますし、やはり医療機関とか受診の際であったりとか、あと健診のときというところでも使っていただけたらというところはございます。

1. 委員（藤田 菜里） 分かりました。ぜひ産後の対象の方により多く使っていただければというふうに思うんですけど、また、多胎というんですか、双子だったりとか、そういう方の妊産婦に対しては、20枚とプラス20枚で計40枚交付されるということなんですけど、倍にしているというところはどういう意図があるのか。例えばお母さんが健診に行くとかというのは、1回同じだと思うんです、タクシーに乗るというのは。それを倍にしているというのはどういった意図があるのか、教えてください。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

実際、産後まで延ばすことを想定しますと、医療機関を想定した場合に、お子さんが双子であれば2人出るというところで、同時に疾患とかで医療機関に行く場合でしたら一緒に利用できるんですけども、また、時期がずれてということも想定されますので、そういった意味でお子さん1人に1万円という形で加算のほうを考えております。

1. 委員（藤田 菜里） 分かりました、ありがとうございます。

1. 委員（堀 天地） よろしく願いいたします。

実施計画書の57ページの重層的支援体制整備事業についてなんですけども、まるまど、現在35か所と一般質問等でも伺っておりますけども、令和7年度において小さいまるまど、小まるの検討及び進捗状況について教えてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

小さいまるまどという意味合いで、令和6年8月の都市環境福祉常任委員会の重点テーマの報告内で、小まるというふうな表現を使っていたかと思えます。先ほど委員おっしゃられたように今、まるまどにつきましては35か所、市内の協力事業所さんに拡大をしております今、総合的な相談窓口としての開設をお願いしております。

今後は、市民の日常生活により密接な場所であるスーパーやコンビニ、喫茶店といったところに見守りや事案発見機能というのをお願いいたしまして、市内のセーフティーネットの拡充というところを考えていきたいというふうに思っております。現在、高齢介護課のほうで実施をしておる見守り事業というふうなところがありまして、その締結いただいている協力事業者を基本にお願いをいたしまして、高齢者以外にも困り事を抱えた方を発見したときには、まるまどや行政の関係機関へのつなぎをお願いできるような体制づくりを進めていきたいと考えているところです。

1. 委員（堀 天地） ご説明ありがとうございます。

続いて、前期の所管委員会で個人情報の取扱いの整備について提言があったんですけど

も、令和7年度において整備される予定はあるのか、あるいはもう既に整備されているのか教えてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） 重層事業における個人情報の整備につきましては、市の個人情報の取扱いに基づいてさせていただき予定にしております。現在も、本人さんの同意が必要な場合には、同意を取った上で重層的支援会議にかけるというふうな感じで対応していただいています。重層の事業におきましては、本人さんの同意がない中でも会議を開催できるというふうな規定になっておりますので、その辺の取扱いを都度都度考えながら対応させてもらっているところです。

1. 委員（堀 天地） 続いて、第4期地域福祉計画が令和7年度最終年度だと思うんですけども、地域課題をどのように抽出して、把握して、本事業に令和7年度において生かしていくのか、教えてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

今現在、第4期の地域福祉計画の最終年度というところで、各地域からの地域課題を抽出しながら、その課題解決に向けて取り組んでいるところです。次の第5期の地域福祉計画におきましても、市民さんのアンケートであったり、社会福祉協議会のほうで実施してもらっている地域懇談会というふうなところで各地域からの地域課題を抽出して、それを解決に向けた方策について、どういうふうにまとめていくのかというふうなところを今準備しているところになっています。

1. 委員（堀 天地） 続いて、2月20日に庁内連携の重要性についての人事研修が実施されていますけども、令和7年度において、さらに庁内連携を深めるような取組等の予定があれば教えてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

2月20日の庁内連携をテーマにした会議の中では、各部長級の方には出席をいただきまして、人事研修というところで実施をしました。重層事業については、福祉部だけでは進められるものではないというふうなところと、各部局における課題についても仕事が増えるということではなくて、効率化が図れたり、合理化していくところもあるのじゃないかというふうなところは、各部長級のほうにもご理解いただけたのかなというふうに思っているところです。

今後、令和7年度につきましては、そういった体制づくりは一定できているのかなと思いますので、より、部長級だけではなくて各課長級であったり、今、福祉部内でも係長級のネットワーク会議を実施させてもらっているところですが、係長級ネットワークの部分も他部署に広げるような形でより進めていくことができたらと考えています。

1. 委員（堀 天地） 引き続き本事業において、庁内連携を円滑に進めていただけたらと思います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 実施計画書の15ページ、地域子育て支援ネットワーク事業についてです。令和6年度でサークルの数がゼロ団体になっているんですが、これはもう全てなくなってしまったのでしょうか。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

子育てサークルの登録なんですけど、今年度、当初は活動をされる予定をしていたんですけども、ちょっと活動団体がなくなっておまして、令和6年度ゼロ団体となっております。

ます。この子育てサークルにつきましては、子育てしている保護者同士のつながりをつくるというところで、本当に平成11年頃からスタートしている事業でして、サークル活動のカイチョウ補助とかを始めておったんですけれども、だんだん子育て支援の場や、そういう保護者同士のつながりがほかの場でもできるようになってきたところではありまして、ただ、自主的に活動する団体の支援というのは、引き続き続けていきたいとは考えているんですけれども、その中で今後の動向を見ながら、この関係の事業について検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

1. 副委員長（安部敬子）　　すごくにぎわっていたサークル時代も、私も行っていたことがあるので、ちょっと寂しいなどは思っているんですけど、共働きが増えたりとかそういう環境もあるのかなと思います。

令和7年度は1団体はあるという、それがなくなってしまったんでしょうか。

1. 子育て支援課長（今村陽子）　　令和7年度、1団体ぐらい生まれたらいいなというところで計画値として書かせていただいております。

1. 委員長（中谷政人）　　ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（藤田茉里）　　それでは、実施計画書15ページの病児保育の事業なんですけど、令和7年度は受皿確保を含め、サービスの充実を図るといふふうに書いてくださってまして、拡充される事業というふうに黄色で印がついているんですけれども、具体的にどうしようと、どういう方向性で進んでいこうとしているのかというのを確認したいんですけど、現在は1か所ですよ。それを何か所か増やすということなのか、今の1か所については定員が1日4名ということなんですけど、定員を今の1か所で増やしていくということなのか。そのあたり、どこに設置をするのかとか、どういう計画に基づいているのか教えてください。

1. 子育て支援課長（今村陽子）　　お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今のところおがわクリニックで行っている1か所となっております。今、休所しております交野病院につきましても、動向は常々確認はしているところです。今、拡充につきましては、定員拡充であったり事業の時間であったりとか、そういうところもクリニックと調整して拡充を考えているところです。

また、ほかの市内の医療機関や、病児保育実施に向けて拡充できるかどうかは検討は同時に進めていきたいと考えているところです。

1. 委員（藤田茉里）　　交野市として、例えば保護者が利用しやすいように、市内に2か所や3か所ぐらいは必要だという方針を持って拡充を進めていこうとされているのか、そのあたりはどのようなふうにご検討されているんですか。

1. 子育て支援課長（今村陽子）　　お答えいたします。

今回、こども計画のニーズ調査をしましたときにも、やはり利用というのは一定落ち着いているというか、急激に伸びるところではないんですけれども、やはりセーフティネット事業としては必ず必要な事業と考えております。設置箇所数につきましても現在1か所で、一応ニーズの中では十分補えるというか、ニーズのところではやっていける段階ではあるんですけれども、やはり委員おっしゃるとおり、今後の動向も見つつ拡充部分のところも踏まえて、箇所数についても検討したいと考えております。

1. 委員（藤田菜里） 私自身が聞いた声として、病児保育が使いたくてもなかなかそのタイミングって、例えばインフルエンザがはやる時期とかというのは一気にはやったりして、そういうときに使いたいんだけどどうせ使えないから、もう休むしかないねんというお母さんの声とか実際に聞くことがあるんですね。なので、今実際持っておられるデータとニーズというのがどこまで合っているのかというのは、もう初めから使うことを諦めている方もいらっしゃるなどというのを感じますので、どう的確にニーズを把握するかというところは難しいところではあると思うんですけども、ぜひ施設をもう一か所増やしていくとかという方向性も維持しながら、事業拡大を進めてほしいなというふうに思っています。
1. 委員長（中谷政人） ほかに。
1. 委員（堀 天地） 実施計画書の14ページのファミリー・サポート・センター事業なんですけども、昨年の広報かたの5月号等で当該事業のアンケートを取っておられましたけども、このアンケート結果を踏まえて、どのように令和7年度において本事業に生かしていくのか、教えてください。
1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。
今回、広報に載せさせていただいたアンケートの結果ですが、すごく数的に少なかったところもございますので、引き続きニーズを確認することを始めたいとは思っております。ただ、今の事業の充実でありますとか、会員の質の向上というところで引き続き事業実施を考えているところです。
1. 委員（堀 天地） どのようにニーズを把握されるのでしょうか。
1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。
アンケート調査を一応予定しております。あとは、ファミリー・サポート・センターの会員さんに対するアンケート等、その辺はファミリー・サポート・センター事業者とも詰めているところですので、今ちょっとこれということはお答えできないですけども、そういうアンケート調査を考えております。
1. 委員（堀 天地） 昨年度のアンケート結果の公表の予定とかはあるのでしょうか、公開される予定とかは。
1. 子育て支援課長（今村陽子） アンケート結果につきましては、ホームページのほうで公表させていただいております。
1. 委員（堀 天地） また、折りを見て確認させていただきます。
会員数はほぼ横ばいですけど、引き続き当該事業の周知も図っていただけたらと思います。
1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。
1. 委員（山下千穂） おはようございます。よろしくお願いたします。
予算書の83、85ページ、参考資料の141ページ、高齢者・障がい者等外出支援事業についてお尋ねいたします。
おりひめバスの活用や、またタクシーに活用していただけるということで、ご高齢者や障がい者等の外出支援を支援することなんですけれども、こちらのほう介護の方とか付添人の方とかは、何か考えておられることとかございますか。
1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。
障がいをお持ちの方で同行援護、行動援護、移動支援というところの障がいにまつわる

支給決定を受けている方につきましては、今現在も乗車の際の介助が必要というふうなところで、介助の必要な方についても対象とさせていただいています。バスチケットの発行をさせていただいているところです。

1. 委員（山下千穂） 京阪バスさんとかでは、介護人とか付添人の方に一部割引のようなものもしていただいていたりにしているみたいなんですけれども、おりひめバスさんにらせていただくときに、例えば要介護3以上という方とか、また重度障がい者の方とかがお1人で乗られるときとかなかなか困難があるかと思ひます。また、行かれるときも必ずお1人で行くというのが難しい方がいらっしゃるかと思ひますので、そういった方々の配慮といひますか、また一緒にしていただけたらと考へておひります。よろしくお願ひいたします。

続きますて、実施計画書の100ページ、高齢者の帯状疱疹のワクチンについてお尋ねいたします。

国のほうで定期接種のほうが始まりましたけれども、こちらの今、自治体によって対象年齢とか、また助成金とか差異があるかと思ひますけれども、今、交野市のほうで考へておられる助成金、また対象年齢、そして取り扱われているワクチンについてお答へいただけますでしょうか。

1. 健康増進課長（早野多恵子） お答へさせていただきます。

対象年齢ですけれども、年度内に65歳を迎える方、また、60から64歳の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方、それから、5年間の経過措置としまして、年度内に70、75、80、85、90、95、100歳で、なお100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象というふうに考へておひります。

また、ワクチンの種類ですけれども2種類ありまして、生ワクチンのほうですけれども皮下に1回注射するというものと、組換えワクチン、2か月以上の間隔を空けて2回筋肉内に注射するという予防接種の種類を用意しておひります。

また、助成につきましては、生ワクチン3千円、組替えワクチン7千500円相当を支援しておひらまして、最終は、決定後は速やかに議会のほうに報告させていただきたいと思ひておひります。よろしくお願ひいたします。

1. 委員（山下千穂） 帯状疱疹につきましては市民の方のニーズも大変高く、またワクチンが高額で、50代からなられる方も多いとのことですので、また市のほうでもしっかり対応していただけたらと思ひます。周知方法についてはどのようにしていただけるのでしょうか。

1. 健康増進課長（早野多恵子） お答へさせていただきます。

広報及びわが家の健康管理、それからホームページのほうに掲載させていただく予定としておひります。お願ひいたします。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

1. 市長（山本 景） 本来、広報かたのに掲載する前に、議員の全員協議会等では報告すべき事案だったと思ひているところがございます。私もちょっと調べたんですけれども、おおよそB類と言われるようなワクチン接種に関しましては、3割が地方財政措置がされているところです。残りの7割のところをどうするかというところは、しっかりここを検討いたしましたところ、大体半分半分ぐらい、打たれる方が半分で市側が半分単費で持つという考へ方で整理をいたしまして、先ほどの答弁のような費用負担になったところがございます。

なお、対象となるワクチンといたしましては、新型コロナのワクチンで、今もうB類に変わっております。そちらもありますし、またインフルエンザのワクチンもありますので、ちょっと後ればせながら、また改めて全員協議会の場にて皆様にはご報告をさせていただきたいと思っておりますけど、本来であれば、本年度中にそこら辺の考え方も含めて皆様には説明すべきだったと思っております、その点に関しまして市として大変反省をしているところでございます。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありますか。

1. 委員（黒田 実） ただいま高齢者・障がい者等外出支援事業についての質疑があったと思います。私もそれに絡んで、参考資料で141、142ページです。ちなみに追加資料として提出いただいている10ページ、11ページを踏まえて内容の確認、特に積算、あるいは利用者数の動向ということについてちょっと確認をしたいと思っております。

要は今回、参考資料141、142ページ、高齢者外出支援タクシー利用助成想定人数を304人、重度障がい者外出支援タクシー利用助成想定を461名とされている、積算としてですね。ただ、この追加資料で見ると、5年、6年、要介護高齢者タクシー、5年度で342人、件と書いて2人、令和6年、これ12月末で330。重度障がい者タクシーでいくと、令和5年で589、令和6年は600人を超えています、これ12月末現在。

ただし、これ資料として要介護3以上、これはバスを利用されるということ想定して1万6千円、重度障がい者は90人分、1万6千円。これ合算しても、これまでの利用実績からすると低い数字になる。1の位、1人、2人、3人というレベルは、それもう誤差の範囲というか、予算としてどう枠を取るかということなんです。ただ、いずれにしても、これまでの特に重度障がいタクシーチケット、6年度12月までに628、まあ630人。参考資料でいくと、今回はこのタクシーチケットの利用者数は461人。ただ、バスを利用される方も想定されると90人。これ足してもやっぱりもう600いかないということで、この積算の考え方と、要はこれもう基本的には多分利用者数の動向にも関わってくると思うんです。要介護高齢者においては、そんなに大きな数字の減ではないですけども、340から330。障がい者に至っては実は増えているということなので、動向も踏まえ、これまでの実績も踏まえ積算をされているんですが、当初出されている参考資料の人数と追加で頂いている資料とで、言うてもやっぱりちょっと少なめなのかなという印象を持ちますので、この積算、あるいは動向についての捉え方を確認したいと思っております。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

ちょっと資料の書き方についてややこしかったかなというふうに今反省しております。申し訳ございません。まず、一般会計予算の参考資料として出させてもらった142ページの部分の積算根拠において、高齢者外出支援タクシーと重度障がい者の外出支援タクシーもろもろの数字なんですけれども、想定利用者数というふうなところで記載をさせてもらっているのが、申請者に対して実際の利用率というふうなところを勘案して算出した数字になります。

Bブロックでの追加資料で出させていただいた10ページ、11ページ、特に11ページのほうで、令和5年度と令和6年度の数字を出させていただいているものについては、申請者数を記載させていただいておりますので、申請いただいても実際にご利用になられる

方というのは、それよりも低い数字になるというのが現状になっています。実際のところ、要介護高齢者については、申請いただいた方のうちの昨年度、令和5年度ですと、利用率は49%にとどまっています、重度障がい者につきましても59%のご利用になっています。その辺を勘案いたしまして、参考資料の部分の積算根拠については、利用される想定数というふうなところで数字を計上したところになります。

1. 委員（黒田 実） おっしゃっていることは分かるんです。ちょっと確認です。要は、142ページの想定利用者数というのは、実際の利用者数というものをベースの数字、この追加資料はあくまで申請者数、そうすると、実際これを申請数じゃなくて実態でいくと、今おっしゃられたように、令和6年度12月末で要介護高齢者330件とあるが、実際は今先ほどのパーセンテージでいくと、恐らく半分前後みたいなお話あったんですけども、あくまでこれは実態の利用者数というわけではないという理解ですか。
1. 福祉総務課長（畠山悦子） すみません。もう少し詳しくお話をいたしますと、タクシーチケットは500円券を33枚、まずお手元にお渡しをいたします。その33枚全てをお使いになれる方とそうでない方とおられるというふうなところでの利用枚数といいますか、使用枚数といいますか、そういったところでの数字の計上というふうなところで予算は上げさせてもらっています。ですので、申請者といたしましては、先ほど委員おっしゃられたようなこの数字が正しい数字にはなるんですけども、実際に100%、全部33枚分を使われるかどうかというふうなところは、申請者数とはリンクしてこないということになります。
1. 委員長（中谷政人） ちょっと整理させていただきますけども、33枚掛ける人数の総数の49パーセントを利用されたという考えですか。
1. 福祉総務課長（畠山悦子） すみません。先ほどの49%の利用というところにつきましては、342件を33枚持たれているので、342件に33枚を掛けてその枚数を出しました。そこから利用枚数と割り算をしまして、49%というふうな数字を産出したところです。
1. 委員長（中谷政人） 利用枚数の49%ということですね、人数ではなくて。
1. 委員（黒田 実） それは多分、これに対して最終この追加資料においては、金額というところは恐らく使用された実績ということに反映されると思うんですけども、私はこれも数字の捉え方、考え方ということで、資料の作成の考え方も含めてにはなるんですけども、いずれにしても、それはおかしいということではないにしても、今の説明でちょっとさらに疑問が湧くのは、言うても予算の想定利用者数、これはもうチケット枚数をどれだけ使おうが、利用者数に対して、304人に対して1万6千500円ですか、高齢者の外出支援タクシーの積算はなっているわけで、実際それが1万6千500円を入手されて、どれだけ使っていたか云々はともかく、利用者数の話で私は質問しているので、利用者数の話と実際の使った運賃の実績とごちゃごちゃにされると、今言っているようなお話で積算根拠として、やはり利用者数をベースにしているということであれば、その人がどれだけ使おうが使うまいがということまでも結局、利用者数にカウントしちゃうと、ちょっとわけの分からない話になってしまうので、当初私が質問したのは、要は想定利用者数というのは金額ベースで換算するというんじゃなくて、これまでの実績でいけばやはり少なめじゃないんですかというふうに思いますね。それと少なめということになると、普通考えられるのは、利用者数がどうも減少傾向にあるのかなというふうな考えを持つので、そのあたり

の確認をさせていただきたかったんです。なので、説明している意味は分かりますが、ちょっと私の質問に対して今のご説明ですと、利用者数の根拠ということの説明にはならない。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） すみません。304の想定利用者数というのは、申請者のところに先ほど申し上げた約40%、50%の利用率を掛けた数字というふうなところで算出をしたものになります。

委員おっしゃられた今後の申請者が減っているのかというふうなところに関しましては、すみません、本日ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、年々申請者数はどの事業についても伸びているところになります。

1. 委員（黒田 実） これもうあくまで積算根拠の確認と動向を知りたいという、ちょっと今ご答弁いただいたんですけども、それでもおっしゃられて利用率を掛けたら、これまでの実績、申請者数に対して利用率ということになると、例えば高齢者の方ですと340、330、これに利用率を掛けると今の説明で、だとすれば200いかないという話になっちゃうので、ちょっと人数の話と利用率をごちゃごちゃにして、結局、想定利用者数は何人と出しているところの説明が、今ちょっと私にはやっぱり理解できないので、これすみません、これも確認なので、ここで……。それと、動向についても今資料を持ち合わせていないということでございますので、委員長、すみません、総括において再度、今の私の質問に対してのお答えをいただけたらというふうに思うんですが。

1. 委員長（中谷政人） 動向について、後日、示していただくことはできますか。大丈夫ですか。そしたら、それを示していただいて……

1. 委員（黒田 実） いいです別に、ちょっとまだ何か全然。想定利用者数というのと、利用実績の――の――のチケット枚数とかいうのが、全然、私にとってはぴんときない。

1. 副市長（良 幸浩） すみません。資料がちょっと分かりにくくて申し訳ございません。繰り返しにはなるんですけど、想定利用者数の考え方については、申請者の数がありまして、その方が丸々その33枚を全て使われているかというところではないということがございます。今、答弁であったとおり、全体として平均では49%使われている、33枚の約半分が使われているという実績がありますので、想定利用者数、高齢のところでしたら304人という数字があるんですけど、その想定利用者数の表記自体については、また今後についてはちょっと見当を要するんですけど、想定利用者数というのは、全体の申請者数に対して使用率を掛けさせていただいた数を想定利用者数という形でしております。

先ほどの304人からすると、49%の使用率を掛けていますので割り戻すと、これについては一定304人の49%を割り戻すということになりますので、それが申請者数という形で表記をすればよかったかなと思っております。だから、申請者数があって、使用率があつてという形で2段階で表記しておけば、より分かりやすかったと思いますので、その点についてはまた次回以降、参考資料の作り方については改めたいと思います。

動向につきましては、また、総括の時点で答弁させていただくように用意をさせていただきたいと思いますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） 参考資料の書き方について、また、請求した資料との整合性をきっちり取れるように、また積算となる根拠が分かりやすい資料の作成をお願いいたします。

1. 副市長（良 幸浩） はい。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございますか。

1. 委員（藤田茉里） 参考資料の136ページの見守りおむつ定期便の新規事業なんですけど、これすごく期待しているところなんですけど、まるまど事業との連携というのは考えておられるのか、訪問した先でお母さんだけじゃなくて、家庭の状況というのが把握できるので、そこでつかった困難、お困り事というのがあった場合、まるまどにつなげてということも事業を実施される方々に、事業者をお願いをしていくのか、そのあたりどういうふうになるのでしょうか。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

事業に関して実際行っていただいた後、月1回程度なんですけれども、定例会のほうを開催予定にしております。そこで、状況のほうを聞かせてもらう中で、また、専門職、保健師のほうがまず関わりのほうを持たせてもらって、ちょっとつないでいくというところでは想定はしておりますので、その中でまるまど、重層支援会議のほうとかにも、またお知恵をもらうというところでは想定はしております。

以上です。

1. 委員（藤田茉里） 子育て世代でも、例えば同居世代だとか、お兄ちゃん、お姉ちゃんとかひきこもりの子供を抱えている世代とか様々あると思いますので、適宜そうした事案がつかめるようであったら、まるまどのほうにもつなげてというところをお願いしたいと思います。

それと、先ほどの高齢者・障がい者の外出支援事業のところ、今回その対象が新規で拡大される部分として、要介護3以上と重度障がい者部分が上げられているんですけど、ICカード等の補助事業のところの対象拡大ということで、バスに乗るということが前提の部分の拡大なんですけど、例えば要介護3という方がどういう状態の方なのかという、自力で立つことも困難だったりとか、着替えとか食事も自力ではなかなか難しい、介助が必要という方が要介護3に当たると思うんです。ニーズとして、要支援とかだったらバスに乗ってとかと考えやすいんですけど、要介護3以上の方がバスに乗るということが、実際考えられるのかどうか。そのあたりはどのような検討がされて、対象拡大に至っているのかというのを教えてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

実際、要介護3以上の方ですと、確かに委員おっしゃるような身体状況の方が多いのかなと思いますので、そちらの方がおりひめバス乗車券を選択されるということは、実際には少ないのかもしれませんが、ですが、重度障がい者の方につきましては、お1人でも状況によっては移動ができるとふうなことも想定されますので、そういった方が今まではタクシーしか選べなかったところをおりひめバスを選んでいただいて、より外出の機会が増えるというふうなところは想定されると思っています。

1. 委員（藤田茉里） 重度障がいを持たれている方がタクシーではなくて、バス停まで歩いてバスに乗ってという、そういうお出かけの支援ができるというのはあったらいいなと思うんですけど、特に要介護3以上というところを私は引っかけたいて、無駄とは言わないんですけど、実際に利用ニーズを把握されてこの予算計上に至っているのか、どうなんだろうというのがあって、もしニーズがないのであれば、要介護3以上の方の対象の外出支援のところは違うメニューで検討されてもよかったのかなと思った次第です。なので、実際の利用実績などを見ていながらニーズ把握して、今後の展開というのも検討が必要なところ

かなというふうには感じた次第です。

1. 市長（山本 景） こちらの考え方でございますけれども、今回交野市で市の責任におきまして、おりひめバスに関しましては運行いたします。当然いろんなケースが考えられますので、生じたケースについては市として説明責任は伴うと思っております。過去だったら京阪バスがやっていた事業なんで、それはもう京阪で説明してと言えたところが、今回それができなくなってしまいます。したがって、例えば要介護3でありましたり、もしくは重度障がい者の方が利用すると、その分を市として支援をしないとなった場合、それを例えば苦情があったと、市として説明できるかというたらもう説明できないですよ。だから、市といたしましては、選択肢といたしましては提供しているほうがよいという、それこそ公平で公正であれば差別、区別にはならないという判断でこうした取組、公平性確保のためにやっているということで、どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

1. 委員（藤田菜里） やっていくことに、一人でもこの対象者がいればその方は助かりますので、無駄とは言いません。ただ、実際ニーズどうかなというふうに思ったところなので、またそのあたりは把握をお願いしたいと思います。

それから、予算書で言うと44ページ、82ページ、参考資料で183ページ、184ページのゆうゆうセンターの駐車場用地の購入で市駐車場の部分、今回、購入されるということなんですけれども、参考資料を見ますと、ゆうゆうセンターが今後50年ぐらいは使う場所だということを前提に、50年賃料払い続けるよりは、30年ぐらいの賃料を払うぐらいの買取りの値段で土地が買えるということなので、そっちのほうが将来的な市負担が軽減されるだろうということで、今回その土地を購入というふうに至ったということで受け止めていいのか。まず、その前提のところを教えてください。

1. 福祉部次長（藤原 功） お答えいたします。

ゆうゆうセンター、資料にも書かせていただいておりますが、RC構造いわゆる鉄筋コンクリート造であります。公共施設等総合計画、また再配置計画におきましても、鉄筋コンクリート造の建物自体が、改修等を行った上で長寿命化することで80年使用できる施設と位置づけられています。

その中で、先ほど委員おっしゃいましたとおり、今現在、ゆうゆうセンター供用開始以降約30年が経過しておりまして、残り50年の使用が想定されます。まず、今回購入いたします駐車場につきましては、センター自身に隣接していることもありますし、今後50年間、まず、賃貸契約自体が結べるという保証もございません。なので、その中で買取りというか売却の意向を地権者のほうに確認しましたところ、地権者のほうから買取り申出もいただきましたので、今回購入するという経緯に至ったところでございます。

1. 委員（藤田菜里） 確かに、今答弁の中で言われた今後50年先も同じ土地を貸してくださるかどうかがというのが分からないというところは、確かにそうかなというふうに思ったんですけど、一つ、例えば人口ビジョンベースで考えたときに、20年後の交野市の人口って2.1万人ぐらい減少すると書かれていて、社人研のデータがベースなので、その通りにいくとは思わないんですけど、ただその20年後の高齢化率とかを見ても、やはり50%ぐらいいまで近づいていくという推計がされている。そうなったときに駐車場利用、ゆうゆうセンターとしては、あと50年ぐらいい使っていくということが可能な施設なのは確かだと思うんですけど、車の利用者というのが人口減や高齢化が進むにつれて減るのではないか

なというふうに単純に思うんです。そのときに、駐車場の場所の確保として50年先を見据えて、今、土地を買うということが時代の流れの中で本当に合うかどうかという検討も必要かなと私自身は思ったんですけど、そのあたりの検討はされているのでしょうか。どういうふうな見通しを持っているのか、あれば教えてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） お答えします。

公共施設等再配置計画等の考え方は、今、福祉が答弁させていただいたとおりで、将来にわたって使い続ける施設、高齢者健康づくりの拠点でありますので、再配置計画で示す鉄骨造りであれば80年を目指して使い続ける施設でございますので、将来にわたっては使います。

今言われた人口の動向のところなんですけれども、確かに全体人口としては減るところは、社人研等の推計では出ております。ただ、やはり高齢者だけではなくて、乳児の健診でありますとか市民健診の拠点というところもございますので、一定車で来庁者というのは今でも多い状況で、だからこそ借り上げ駐車場という形を取らせていただいておりますので、そこを安定的に確保するというのも一つの考え方かなと思っておりますので、今回、地権者さんの意向とも合うというところもありましたので、こういう予算を提案させていただいたところです。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。実際に20年後、どういうふうに車の保有率がどうなるのかという予測は難しいとは思いますが、ちょっと気になりました。

続いて、同じゆうゆうセンターに関連しての……

（「ほかのー」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） 次までいってください。

1. 委員（藤田菜里） いいですか。

1. 委員長（中谷政人） はい。

1. 委員（藤田菜里） 委員長が指名してくれていますので、私たち質疑することが仕事ですので。

予算書81ページ、それから参考資料の185ページのゆうゆうセンターの駐輪場整備設計事業です。

この参考資料を読みますと、立地特性の高いゆうゆうセンター内において、施設利用者の駐輪と、あと、駅などを利用する方の駐輪が共存した駐輪場の整備が実現できるかどうかというのを検討するというふうに書かれています。現在、ゆうゆうセンターの利用者は、駐輪場は無料です。駅周辺にある駐輪場は有料です。そこを共存するということができれば、ゆうゆうセンターの中に有料の駐輪場を設置していけるかどうかの検討をされるということになるのかなと思うんですけど、そういう意味で捉えていいのか、まず教えてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 全体の考え方といたしましては、今、委員のご質問のとおりで、立地特性が高い、特に駅に近いところで公共施設を持っているところについては、これまでは施設利用者の駐輪場のみという位置づけでございましたが、そこを一部有料の駐輪場と併設することによって、市民の利便性を高めるところ、施設利用者のところの扱いにつきましては、施設を利用していただく方に対して無料にするのか、有料にするのかということも運用上の課題ということもございますが、まずは、駅などの機関に近いところの公共施設をうまく活用して、市民サービスの向上につなげることができないのかということの発想と、駐輪場の今抱えている課題、借地という問題がございますので、そこを

解決するために、まずここでどういったことができるのかというところを検討する業務として、予算のほうを提案させていただいています。

1. 委員（藤田菜里） そもそも今の話で、例えば駅周辺を利用する方の有料の駐輪場をゆうゆうセンターの敷地内で共存させる、その周辺の土地なんかも活用しながらではなくて、敷地内で共存させるというイメージを持っておられるんですね。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今検討というイメージしているのは委員おっしゃるとおりで、今、追加資料でも都市まちづくりのほうから、現状の駐輪場の状況はお示ししていると思います。磐船駅周辺で借地の駐輪場で、市営駐輪場として運営している部分がございます。ここ借地ですので、先ほどもあった安定的な運用ができるかどうかという課題であったりとか、駅からの距離というところでもう少しサービス向上できないかというような課題もございます。駅周辺でそれに代替するような土地を検討はいたしましたけども、なかなか公有地で適地がないということもございます。ゆうゆうセンターにつきましては、駅に近いという、先ほどもありました立地特性がございますので、そこを有効に活用できないかなというところで、こういうご提案をさせていただいたところです。

1. 委員（藤田菜里） 例えばゆうゆうセンターの敷地内で、施設利用者以外の方の駐輪を有料で設置できる、そういう場所なんですか、そもそものところで。

1. 企画財政部次長都市まちづくり部次長（原田享一） お答えいたします。

当該場所なんですけども、建築基準法上の中で施設利用者の駐輪場、これがまず大原則です。ただ、駅に近いというところで施設利用者の駐輪場であるべき場所が、駅利用者無断で止められているという現状もあります。その中で、そういった部分を一定補完するということでは、大阪府のほうにも確認はさせていただきました。駅利用者のための駐輪場ではないと、施設利用者の駐輪場の枠を駅利用者の一部そのまま取られてしまうところがあるので、そこを補完するという意味では建築基準法上問題はないということで、府のほうからは回答をいただいています。

1. 委員（藤田菜里） それは、用途変更をした上で問題がないということなのか、今の状態のままで問題がないということなのか、いかがですか。

1. 企画財政部次長都市まちづくり部次長（原田享一） 用途変更等は必要ないと、今のままで問題ないということで確認しております。

1. 委員（藤田菜里） 今回、予算として上がっているのが、調査設計費ということで上がってきているんですけど、まず今、大阪府に用途変更しなくても問題ないという答えをもらっている段階で、次の段階の調査って何があるのかなと思うんですけど、その調査がどんなものなのかということと、併せて調査結果が出ない中で設計も含まれているというところで、結論として有料の駐輪場とかを何台設置するかという設計までを考えているのか、ちょっと教えてください。

1. 企画財政部次長都市まちづくり部次長（原田享一） 調査の内容につきましては、まず台数です。例えば有料にした場合に、ゲート式なのかラック式なのか、その土地の形状によってどういうパターンが考えられるかというところがございますので、そのあたりを調査するということになります。

1. 委員（藤田菜里） この追加で頂いた資料で見ると、磐船周辺の駐輪場2か所あって、台数として足して1千150台分、今、実際にゆうゆうセンターの利用者が使われている駐輪場の台

数分というのがあると思うんです。それを全部台数を減らさずに、ゆうゆうセンターの敷地の中でちゃんと台数を確保するというのを調査するんですか。

1. 市長（山本 景） 1千100ではなくて、もう既に答弁済みではありますがけれども、磐船駅の北の新北の駐輪場に関しましては駅から非常に遠くて、河内磐船駅の近くなんで、やはり利用者の方からも遠いと聞いておりますし、中には、本当はよくないんですけども、ゆうゆうセンターのところに駐輪される方もいますので、かつ借地なんで、何かのタイミングで返してほしいと言われてたらもう返さざるを得ない、廃止せざるを得ないという事情、安定的な運営をするためにも、市といたしましてはゆうゆうセンターの敷地内に、ゆうゆうセンターの利用者は無料ですけども、駅を通勤とかで利用される方は有料で駐輪場を開設をしたいということで、調査でありましたり設計をしたいという趣旨でのことでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田菜里） 周辺の2か所ある駐輪場をゆうゆうセンターの中にというわけじゃなくて、遠い部分をゆうゆうセンターの中にということなんですね。分かりました、理解しました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（松永隆太） よろしくお願ひします。

実施計画書の15ページ、少し戻りますけども、病児保育事業についてなんですけど、過去のデータがコロナウイルスのところではなくなっているんでないと思うんですけど、この時期によってやっぱり増減ってあると思うんです。その時期、例えば何月に何名とかいう推計というのは取られているんでしょうか。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えします。

病児保育の利用の状況ですが、実際、今ちょっと手持ちに資料を持ち合わせていないんですけども、やはりインフルエンザがはやる冬場であったりとか、夏も流行のものがございまして、やはり年間通してコンスタントにあるところではありますけど、ただ、やっぱり冬場は増加しているように、過去の状況を見てもそういうふうには認識しております。

1. 委員（松永隆太） 今回拡充というところで、人数が増えていくということなんですけど、事業者側の立場に立つと、受皿としてやっぱり数を見られるようにするとすると、人員の確保というところがあると思うんですけど、そのランニングコストというのがやっぱり事業者のほうにかかってくるということもあるんですけど、そのあたりの例えばならした考え方というところの補助などはどういうふうな考え方でいらっしゃるのかなと思ひまして、確認したいです。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

病児保育の事業費につきましては、国が示します補助金に沿った形で補助させていただいているところです。なので今、国のほうでも病児保育の事業費のところでは、やはり加算であるとか、病気のお子さんを預かるというところで、やっぱり当日キャンセルというところもございまして、当日キャンセルがあった場合でも加算に含まれるという当日キャンセルの加算が増えたりとか、そういうような形で補助のほうも拡充はしてきているところです。なので、それを踏まえて交野市のほうも、国・府の補助金を活用しつつ、今の現状を確認しながら進めたいと考えております。

利用定員につきましても状況を見てですので、増やす方向では考えたいと思ひますが、現状の確認をしてからということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。

この計画で利用人数を拡大していくというところがあったので、どういう考え方をお持ちなのかなというところをちょっと思ったんですけど、市民さんにとっては、確かに拡充されて受皿があるというのはすごくありがたいことなんですけれど、どうしてもやっぱり事業者側がやりたくないような形で、今、交野病院もなくなっちゃったというところがあるので、なぜそうなっているのかという原因というところは必ずそこにあるのかなと。その増減によってとか、当日キャンセルによって出ないとか、ここはもうかる部分ではないと思うんですけど、本当にその受皿としてマイナスにはならないというか、それによって事業者の負担にならないようにすれば、恐らく受皿というのは広がっていくんだろうなというのは思いますので、そのあたり国との関わりはあると思うんですけど、考えていただきながら拡充していただけたらなと思います。

続きまして、実施計画の55ページの避難行動要支援者支援事業というのがあるんですけども、実績の中で計画50に対して2件、計画50に対して3件と、令和5年、令和6年と計画をつくっていったらと思うんですけど、今の計画の策定率というか、この利用者2千300前後の登録者に対する計画の策定率というのは、どんなぐらいになっているのかなと思ひまして、その点確認させてください。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

個別避難計画の作成のところなんですけど、昨年度、令和6年度は市内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの身体状況の重篤な方から優先的に作成を進めてきました。その中で、計画作成をご希望されるか否かというアンケートを取らせてもらった結果、希望としてはもうちょっと少なく、対象者として50件あったというふうなところが実情です。その後、アンケートの結果の中で、つくりたいということで手を挙げてくださった方、ご希望があられた方が令和6年度に関しては3件あったというふうな中身になります。

今後は、危機管理室と調整をした中で、次、どのエリアの重篤者の方々から優先的につくっていくのかというふうなところを検討しまして、進めていくつもりで今準備をしているところです。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。対象地域があるということで、50件に対してこの数字が大分少なかったんで、計画に対して進捗が遅れているのかなというところだったんですけども、対象者と希望者というところを合わせていくとこの件数になると、地域ごとに行っているんで、件数的には計画の部分では件数は出るんですけど、そこに対しての実績としては希望者になるというところですね。あとは、各地区の協力が要るところで、やっぱりそのあたり計画作成というのは、結構ハードル高いという認識でよろしいですか。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） 委員おっしゃるとおりです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（岡田伴昌） よろしくお願ひします。

実施計画書の13ページなんですけど、未熟児養育医療給付事業なんですけど、こちらの予算、令和7年度大きく増額になっているんですけど、これ何か理由があったら教えてください。

1. 子育て支援課長代理兼支援係長（吉田有美子） お答えいたします。

こちらのほうが、予算策定時には例年どおりの予算を立てさせていただいておりました

が、年が明けてから医療機関のほうから、小さいお子さんが生まれたというふうなことで、どういうふうに請求すればいいかというお問合せがありました。ちょっと母数自体が10数名の小さい母数に交野市内ではなっておりますので、あまり個人情報に関わる場所は触れたくないところにはなりますが、本来、未熟児の医療というのはいろんな条件がある中で、8割を医療保険のほうで見ます。その残りの額についてを助成しますというところになってくるんですけども、今回ご相談があった内容では、医療保険の未加入者の方のご相談というところがありましたので、10割のご請求が見込まれたというところで、ちょっと急遽、財政のほうと協議を重ねまして、予算のほうを増やさせていただいたところになります。

1. 委員（岡田伴昌） ありがとうございます。

これ予算書やったら、どのページで見えることできるか教えてもらえますか。

1. 子育て支援課長代理兼支援係長（吉田有美子） お答えいたします。

101ページの右上の扶助費のところになります。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 予算書の101ページで、予防費の中の負担金、交付金で予防接種健康被害救済制度給付金で2千927万円があるんですけど、この内容について教えてください。

1. 健康増進課長（早野多恵子） お答えいたします。

予防接種の救済制度におきまして、令和6年度の申請者はゼロ人だったのですが、令和5年度は3人の申請者がおられました。そのうち1人はもう死亡され、既に認定されておりますので、ご家族の方に支給している形になっております。3人のうちの1人は非認定となりましたので、支給等はございません。もう一人につきましては、令和5年度のことなんですけれども、認定待ちという状況がありましたので、障害年金、介護加算、医療手当等がつくのかというのを認定待ちをしておりました。先日、令和7年2月におきまして、国のほうから認定が下りたという形になっております。その方につきましては、毎年救済金として支払っていく方向となっておりますので、この予算を計上させていただいております。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） 実施計画書の75ページの高齢者ICTリテラシー向上事業で、前も少し聞いてお願いをしていたところなんですけど、利用実績なども伸びてきているというふうに思っています。令和6年度は、たしか初級の方と中級とかあって、次の段階に進んでいたと思うんですけど、まず、令和6年度はどういう段階の事業をされたのかお教えてください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） お答えいたします。

まず、初級のほうでございますけれども、主に基本的な操作というところで、ネットの利用方法や、あるいはLINEの活用方法などを中心に学んでいただいたところでございます。今回6年度につきましては、中級者も対象にさせていただいたんですけども、中級者につきましては、スマホ決済を用いたネットショッピングであるとか、あるいは地図アプリの使い方、それとSNSの使い方、そういったものを少しレベルアップした形で学んでいただいたというところでございます。

1. 委員（藤田茉里） それを踏まえて、令和7年度はどういうことを学んでいただく予定なんですよ

うか。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） 7年度の事業内容については、主に同じような形で引き続き継続してさせていただこうかなと思っています。ただし、場所的などところで言いますと、今回はゆうゆうセンターだけだったんですけども、倉治図書館のほうも利用させていただきまして、倉治図書館とゆうゆうセンターの2か所で実施をさせていただくこととなります。

1. 委員（藤田菜里） 場所が増えるというのは参加しやすい状況になると思うので、それはいいなと思うんです。ただ、高齢者の方でもSNSを使ったり、電子決裁を使ったりできる方もいれば、まだLINEを使うというところにもハードルがある方もいらっしゃるので、7年度、またそれ以降の取組としては、例えば初級クラス、中級クラスというのをつくっておいて、自分に合ったところに学びに行けるというような、そういう取組の展開というのをぜひ7年度の実績も踏まえながら、検討していただきたいなと思うんですけども、そういう事業の展開というのは実際問題難しいのでしょうか、できそうなのでしょうか。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） お答えいたします。

スマホ教室に関しましては、各キャリアのほうでも実際やっているところがございますので、市として何をしていくのかというところをまず考えなければならぬのかなというふうに考えております。市の目的といたしましては、少なくとも高齢者の生きがいを見つけたりとか、そういったところを目的としておりますので、初級、中級をまずは重点的にさせていただきまして、それ以外にもスマホ以外の例えば情報通信機器、そういったところも対象にしながら考えていけたらなというふうに考えております。

1. 委員（藤田菜里） 例えばタクシーを呼ぶアプリがありますが、ああいうのを使えるように高齢者の方にも伝えていただくとか、例えば今後の展開として、オンデマンドとかという将来的な展開を見据えたときに、そういうアプリが使える、抵抗感なく受け入れられるような状況の土壌づくりとしてこの事業を位置づけて、スマホの使い方に慣れていただくという見通しを持って、交野市の状況に踏まえた見通しを持ってこの事業展開がされればいいんじゃないかなというふうに、より有効なものになるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひそうした対応もお願いしたいと思います。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（山下千穂） 実施計画書の93ページ、がん検診等事業についてお尋ねいたします。

がん検診の受診率ですが、ワンコインとまた国保の加入者無料をしていただいたことで、少しずつ上がっているのかなというふうに感じます。そういった中で令和7年度ですが、実施計画書の210ページの目標のところにも内視鏡検査の導入というのでも進めていただいているかと思います。なかなか大変なかと思いますが、もし進捗状況等ございましたらお願いできますでしょうか。

1. 健康増進課長（早野多恵子） お答えさせていただきます。

内視鏡検査の導入に向けてですが、この事業におきましては交野市医師会の協力が必要とされておりますので、令和8年度の開催に向けて、具体的な方法等については国が勧める「胃内視鏡マニュアル」を参考に進めていきたいと思っております。

以上です。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。

検診の受診率もまだまだ上げていかなければならないと思います。さらなるがん検診を充実させていくことで、受診率の向上を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、Bブロックの質疑はこの程度にとどめます。

なお、午後1時からはCブロックの質疑を行います。

ただいまから午後1時まで休憩とします。

（午前11時35分 休憩）

（午後1時00分 再開）

1. 委員長（中谷政人） それでは、再開いたします。

これより議案第22号のCブロックの質疑を行います。

質疑はありませんか。

1. 委員（藤田茉里） よろしく申し上げます。

まず、予算書の44、62、参考資料164、それから追加で頂いた資料の14を基に質問したいと思います。

ぎんりんターミナル交野の自転車駐車場の改修事業ということで、追加資料を見させていただきますと、このぎんりんターミナル交野の利用率については、現状で32%という状況で資料で書かれていました。その要因として、素人考えで申し訳ないですけども、駅から少し離れている場所にあるということが今の利用率につながっているのかなというふうに思うんですけども、担当としてはどのようにそのあたり考えておられるか、まず教えてください。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、立地の部分も大いにある部分かとは思いますが。線路を渡ってというような状況もございますので距離時間ございますと思います。

1. 委員（藤田茉里） 今回、その上で予算計上されていて、駐車台数を増やすという方向で改修されていくというふうに認識しているんですけども、現状の421台止められるという駐車台数からどれぐらいまで増やす改修になるのか、今の計画を教えてください。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

駐輪場再編という形で市内全域の中での検討も進めているところでありますけれども、交野市駅周辺におきましても、現状、市有地と民地、あと借地とある中で再編を検討しておるという状況でございます。その中で集約を行ったときに、どのような形でぎんりんの空きスペースを増やせるかというところの台数も含めて検討業務を行いたいと考えておるんですけども、単純計算でこの交野市駅周辺のところの集約をしたときに、全体部分の借地部分について見直したとしたときに、ぎんりんを増やさないといけないというのが、現状の数だけでいきますと15台程度にはなるんですけども、それ以上のスペースはあるのかなというところで、配置に関しても全体的に見直したいと、ぎんりんのスペースの中での配置の仕方ですね、自転車の並べ方を具体的に含めて検討したいと考えています。

1. 委員（藤田茉里） 今のご答弁を踏まえたと、今、担当課のほうで作成中の再編計画に基づいて、

このぎんりんターミナル交野についても、その再編計画で出される結論に基づいて改修、どれぐらい台数を増やせるのかとか、そういうことも含めて改修に入っていくということですか。基本となるところは再編計画になるということですか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

再編計画そのものについては、まだ決定をしている段階ではございません。先ほど午前中の駐車場の件でも言ったとおり、借地がいつまでも借りられるということではないということも考えますと、市有地のほうにある分を活用していくということは、大きな方向性としては間違っていないと考えております。その中でどこを閉じることをしようと思うと、どれだけの台数を確保しなければいけないのかでしたりですとか、今後、自転車とバイクの割合をどうしていくのかという話も含めた中で、利用台数等についてはやり方も含めて検討できればなというところのベースとしてぎんりんを考えているというご理解をいただければと思っております。交野市駅についてはです。

1. 委員（藤田菜里） 今の説明で方向性としては理解したんですけども、この再編計画というのは令和7年度のいつぐらいに完成させるスケジュールなのか。それに基づいて改修なりが進んでいくということなんですけれども、スケジュール感を教えてください。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） 速やかにできればお示しさせていただきたいなと思っておりますが、すみません、今のところ、めどとしては第1四半期中ぐらいにはと思っております。

1. 委員（藤田菜里） 方向性としては、ぎんりんターミナル交野は市有地で、そのほかの駅前とか駅東のところは借地というところで、借地部分を返しながら市有地の中でどれだけ確保できるかということがその考え方の基にあるということだと思っておりますけれども、ただ、市民の利便性という視点に立ったときに、このぎんりんターミナル交野の立地というのはちょっと駅から離れているので、止めてそこから駅まで歩いて、利用者としては面倒くさいなど正直思ってしまう立地なんだと思っております。そうすると、駅前周辺に駐輪場があるのに借地だから返すとかという議論は、市民の理解というところで少しハレーションが起きるんじゃないかというふうにも危惧するところなんですけれども、基本的な考えとして、借地を返していくなり、例えば先ほど午前中の質問でもそうでしたけれども、その借地の部分を買収するという方向性で考えていくという流れになるんですか。

1. 市長（山本 景） お答えいたします。

もうちょっと大きい話でございまして、過去、交野市におきましては、駐輪場の指定管理を導入して、今までシルバー人材センターの皆さんにお願いをしていたところを、令和4年度から5年間ということで指定管理で民間で公募をいたしたところでございます。その際に、今ある駐輪場をそのまま指定管理で公募いたしましたので、結果といたしまして、本来再編できる、もしくは再編すべきところもそのまま残っていたところでもありますので、私といたしましては、この5年間というのはもうどうしようもない、見直しはできませんので、私の任期の期間中の責任におきまして、今ある駐輪場の在り方を改めて検討すべきだというふうに考えたところでございます。初め公園を駐輪場に使えないかと思ったんですよ。どうも法的にそれは無理だという話でございましたので、今、交野市が持っている土地は最大限使うということで、かつ、再編できるところはできるということで考えているところでございます。

資料で申しましたら、委員に後で配った資料のところで申しますと、初めの交野市駅前のところは、こちらは実は京阪電車のところから借りておまして非常に利便性が高いので、こちらを返還するということが基本的にないですし、かつ、返還を求められる可能性も極めて低いというふうに考えており、今後も借地として利用はしたいというふうに考えているところでございます。一方で、交野市駅東に関しましては、確かに利用率としては高いんですけれども、駅までの距離でいったら、じゃ、交野市駅東と、あと近隣に関しましては、距離的にそこまでの差があるわけではないというふうには考えているところでございます。

一方で、お手元の資料のところの7番の河内森駅東のところに関しましては、併せて備考のところの放置自転車のところも書いておりますけれども、この放置自転車の管理をするためにわざわざ借地を借りているという実態がありますので、だったら今もう既に市有地である駐輪場の一部を使って放置自転車のほうの対策も進めたほうが、全体としては効率的になるのかなというふうに思っているところであり、そういったことも含めて全庁的に今検討をしているところでございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田菜里） これは推移を見守って、実際の再編計画が出た段階で私たちとしては判断をしていかなくちゃいけないというふうに思っていますので、今いいかどうかということが論点ではないと思っています。ただ、やはり利用率だとか立地というところは、駐輪場を利用する市民にとっては、より駅に近いところだったり利便性の高いところに止めたいという心理は働くと思いますので、そのあたりも考慮した再編計画ということになっていくように、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（藤田菜里） 予算書の124ページ、それから参考資料の162ページの地域公共交通計画策定事業ということで、まず、この計画策定をどれぐらいの期間をかけて策定していくのか教えてください。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

令和7年度、8年度、2か年かけて計画策定のほう取り組みたいと考えてございます。

1. 委員（藤田菜里） 策定にかけては十分時間を取っていただけるということで確認しました。

参考資料に利便性とか持続可能性、生産性の高い地域公共交通の再構築を進めるためということで書かれていて、すごく重要だと思います。現在設置されている地域公共交通会議の第1回目の開催のときに紹介されていた国土交通省の資料があったと思うんですけれども、その中には地域公共交通について活発に議論ができる会議のためということが国土交通省からも言われていて、この地域公共交通会議の中で、地域にふさわしい公共交通をつくり上げていくためには、住民と交通事業者と行政など関係者みんなで話し合っただけで決める場ですということがうたわれています。一番に住民というのが位置づけられているところが大事なポイントなのかなと思っているのと踏まえて、市長のスローガンでもある「みんなでつくるみんなの交野」というところの体现ができる、本当にみんなでつくる地域の公共交通というのをできる機会になるのではないかとこのように思うんです。運行ルートを検討とか、利用者を増やすためのアイデア出しとか、そういったところを住民参加で十分な対話の中で会議、議論を煮詰めて計画策定していただきたいなと切に願うところ

なんですけれども、今、その計画策定に当たって、2か年の期間でということの中でどう
いう取組を考えておられるのか、今、イメージを持たれていれば教えていただきたいんで
すが。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

地域公共交通会議、今回ニホウキョウという形で計画策定のほうも担っていただくとい
うところで進めさせていただいているところでございます。計画策定に当たりましては、
もちろんアンケート調査という部分であったりとか、もちろんパブリックコメント等、市
民の意見を聞く機会であるとか、また、次年度から、この3月23日からではございませ
んが、おりひめバスという形でコミュニティバスを運行させていただきますので、そういつ
たところの利用者の声を聞き上げる。また、その中にはセンサー等も設置させていただ
いて利用状況等も確認をさせていただくというところもございませぬので、そういった情報
を得ながら、地域公共交通会議の中で活発な意見を伺いながら策定に向けて動かしていただ
きたいと考えているところでございます。

1. 委員（藤田菜里） 今ご答弁いただいた取組もとても重要だと思います。それはぜひ必要なことだ
と思うんですけども、この国土交通省の資料とかを参考にすると、分科会などもつくり
ながら様々な立場や地域に暮らす住民の意見を出し合っていくということが書かれていて、
それを計画に落とし込んでいくということが重要なんだろうなど。第1回目の地域公共交
通会議の中でも、講師の先生が講演されていたお話の中にも、やはり地域のニーズに合っ
たものをみんなでつくっていくということが大事なんだよと、そうじゃないと絵に描いた
餅で、結局使われないということになってしまうということも指摘をされていましたので、
ぜひ対話の場、すごく重要だと思うんです。様々な立場の市民の対話ができる場、その中
でどういふ交野サイズの地域公共交通計画が必要なのかというところを、ぜひ「みんな
でつくるみんなの交野」を体現していただく取組にさせていただきたいということを重ねてお
願いしておきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかにございますか。

1. 副委員長（安部敬子） 実施計画書の126ページの救急活動事業についてです。

救急出動の件数がすごく増えている印象があるんですが、事故が増えているのか、急病
が増えているのか、ご高齢の方が多いいのか、若い方も増えているのか、そういう傾向があ
れば教えていただきたいです。

1. 警備2課長（吉村孝人） お答えいたします。

救急の件数は年々右肩上がりが増えてきているような状況です。高齢化社会と言われており
ますので、やはり高齢者の急病の事案が多数増えているところでもあります。

以上です。

1. 副委員長（安部敬子） 令和3年度からのデータが出ているんですけども、その前からも増加傾
向にはあったんでしょうか。

1. 警備2課長（吉村孝人） お答えします。

やっぱり救急に関しては、右肩上がり年々増えているという状況です。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかにございませぬか。

1. 委員（松永隆太） よろしくお願ひします。

昨日ちょっと出たところなんですけれども、乙辺浄化センターの見学へ行かせていただきましたありがとうございます。その中で、層内防食工事とドラムスクリーン、スクリーブレスの整備というところで今回予算計上されているんですけれども。

1. 委員長（中谷政人） 松永委員、ページ数を示してください。

1. 委員（松永隆太） ごめんなさい、参考資料の159ページ、160ページの分になります。大丈夫ですかね。昨日視察へ行かせていただきましたありがとうございます。この層内防食工事については、昨日のご説明では、この工事をすることによって、ほぼ、さらの状態になるということでお伺いしているんですけれども、この後に出てくるこのドラムスクリーン、スクリーブレスというところに関しては、昨日もお話聞いている中で、これがなければ要は前処理ができないので、今受入れしているところというのができなくなってしまうということで、かなり要なところということでお伺いしている中で、この一定期間というところで、昨日、令和15年をめどにということではお伺いしているんですが、この、今、今回の中で出ている、大体500万円前後の予算ということなんですけれども、もし更新となった場合にどれぐらいかかるというのは試算されているんでしょうか。

1. 環境部次長兼乙辺浄化センター所長（中井俊博） お答えいたします。

更新できっちりとした形で見積りとかを取ったことはないんですけれども、他市の大体、事例を見ておりますと、3千万から4千万ぐらいの額を出せば更新するようなことはできると考えております。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。昨日の話の中では、枚方市さんもまた入ってくる可能性というのは明るいような形のご答弁いただいているんですけれども、もし15年度に枚方市も入りませんというふうになった場合には、今のこの事業を継続しながら収入を得ながらということなんですけれども、今の収益的には結構、入ってくる量にもよるとは思うんですけれども、現時点でも交野市としては収益があるという現状の中で、これを更新するという考えは、今回、修繕と更新を比較して、今回、修繕というところに至った経緯というのがあれば教えていただきたいです。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 昨日の委員会の質疑の中で、一定、目安として施設の更新のタイミングが15年度というところを答弁させていただいたのと併せて、15年度の供用開始を目指すとなると、他市の事例を見ても5年程度前からは意思決定をしっかりとらせてもらって、設計、環境調査、工事という期間がプロセスが要りますという答弁をさせてもらったと思います。枚方市さんとの結論については、だからそういうことを想定すると、15年という一応目標の年次を立てた上では、そこから4、5年前にはどうするのかというところは決定しておかないと施設の設計に移れないという形にはなってくると思いますので、あまり、今の時点から想定すると、期間があと、あるようでないというところもございますので、施設全体を更新かけるということになると、耐用年数がまだ使えるよというものが残ってしまうことにもなりますので、今、一定の修繕をかけるところ、オーバーホールをかけるところで使用できるものについては使用させてもらうという考え方の中で、今、見積りというか経費を見込んでもらって予算措置をしたというところでございます。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。

それでは、4、5年前というところなので、令和10年ぐらいにはその話が出てこないとなかなか先に進まないというところなんです、この先、例えば枚方市さんが入らない

となった場合に、これ可能性調査を今からしていくというところなので分かる範囲でいいんですけども、入れられないときに更新工事ができる可能性というのは、全体の改修工事、今回出ているのが層の防食工事とドラムスクリーン、スクリュースプレスの修繕という、今非常にシンプルなところだけしか使っていませんという話やったんですけども、恐らく改修となると全体の移転というか、新しく施設をつくるという話になるんですけども、この新しく施設をつくるというのは前提である上での改修になるんでしょうか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今回、乙辺の更新に関しては、効率的に実施をするために広域化というのが大前提だと考えています。その組合せについて最も効率的なもの、効率的なタイミングを図るのに、昨日の委員会でご質問いただいた調査事業をやらせていただいて、次期で処理方法等を見極めましょうというのが今回の予算です。基本的には施設を更新したので、今の場所で手を加えるということじゃなくて、また新たに枠組みを整理した上で、必要な施設について必要な処理方式で検討を進めたいというところですので、ご理解賜ればと思います。よろしくお願いします。

1. 市長（山本 景） 私からタイムスケジュールにつきまして追加で答弁をいたします。おおよそのめどでございますが、令和7年度と8年度のいずれかのタイミングで、暇さんと門真さんどどこをどうするのかというところの方向性は見だして、議会の皆様にはご説明、ご提案はしたいなというふうには思っているところでございます。ただし、枚方さんに関しましては、最終的には令和15年という話もあります。協議に関しましては、主に令和9年度や、もしくは令和10年度になるとは思っておりますけれども、本市といたしましては広域化したいというふうに思っております。対して枚方様におかれましては、今議会での一般質問でご指摘を賜りました消防の広域化に関しましては、改めて枚方様には話はしたいと思っておりますし、そこの話もちょっと併せてしないといけないというふうに思っておりますし、また、令和8年度、9年度となってまいりますと私の任期の外にもなる部分もありますので、ちょっと枚方のところはまだ明言できないところも多々ありますが、いずれにいたしましても、できるだけ広域ができるところは広域化をいたしまして、最終的には更新というところを目指していくことによりまして、より効率的でよい行政サービスを市民の皆様には提供していきたいというふうには思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。大体、流れについては理解させていただきました。もともと、この質問をさせてもらったのは、昭和55年に供用開始してから平成2年に改修というところで、大体10年ぐらいで一旦改修して、そこから全く更新していないというところで、10年ぐらいで一旦更新しているのに、こんだけたって修繕でもつのかというところと、昨日お話を伺った上で、ここの機械が本当に肝なんですというところがあったので、本当にこの話をしている間、もつのか、大丈夫なのかというところがありましたので、一定収入があるのであれば更新という考えはどうなのかなというところでご質問させていただきました。ありがとうございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（岡田伴昌） よろしく申し上げます。

すみません、実施計画の118ページのがけ地近接等危険住宅移転のところなんですけれども、令和6年、令和7年、非常に具体的に数字が出せていると思うんですけども、

こういった計算の中でこの数字が出てくるのか、一回お聞かせください。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

がけ地近接等危険住宅移転と補強に関する補助の件でございますが、実際、件数として計画では1件と上げさせていただいているところではございますが、実際、実績というところがないという状況でございます。こちらにつきましては、相談窓口等も設けながら広報も通じて周知を行っているところではございますが、現状そういった相談というところがない状況でございますので、今後もそういったところについては周知を行いながら、活用できるところについては活用していきたいという考えでございます。

1. 委員（岡田伴昌） ありがとうございます。これ、予算書のほうでしたら124ページなんですけれども、また金額が変わっているんです。これ、何かと含めてこの実施計画のほうの予算になっているということでしょうか。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） すみません、ちょっと金額については、ちょっと確認をさせていただいて。すみません、ちょっと今、分からないところがございます。

1. 委員（岡田伴昌） またよろしくお願ひします。この事業、たしか何年か前に一般質問で他の議員ですけれどもされていたんで、やっぱり粘土が入っているところとか、そういうところの家庭、市民さんを守るためにも、またぜひ活用できるように取組をお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） 予算書でいいますと119ページ、参考資料が165ページの砂子坂の交差点改良設計業務委託のところ、ここの交差点の改良で渋滞解消できないか調査するという方向性は聞いていたんですけれども、設計業務ということで委託されるということで予算が上がっているんですけれども、実際に渋滞解消ができるということで結論がつけられたということでしょうか。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

その渋滞の実態も含めまして、砂子坂の改良に関しましては、その実態の調査も含めまして設計業務をやりたいというところではございます。まだ工事をするというところではございません。

1. 委員（藤田茉里） 事業名称からしたら、改良工事と書いてあるので設計も含めて工事までいく予算で組まれているのかなと思ったんですけれども。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

工事を見越したところの設計業務を令和7年度は予算計上させていただいております。

1. 委員（藤田茉里） ということは、調査して、ここの渋滞の解消の方法が、実際にどういう方法があるのか、ちょっと私には素人で分かりませんが、結論としてなかなか工事したとしても改良できない、渋滞解消できないよねとなると、工事までいかないという可能性もあり得るということですか。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

現在の詳細な調査はこの業務も通じてというところではございますけれども、現状の現地の状況からいきますと、南から交差点に進入した際の2車線のうち、1車線は右折と、もう一車線が直進と左折ということになっておりまして、歩行者の関係で左折待ちをする車で直進が行けないですとか、そういったことがあってその渋滞のメカニズムのかなという見通しはございますので、めどとしましては左折レーンを設けるというようなところになるのか

なという部分は、見通しは持っておるところでございます。

1. 市長（山本 景） 発案は私なので、私のほうから答弁いたします。

こちらに関しましては、そもそも渋滞の原因は何かといたら、ここの周辺の砂子坂のところの交差点は、国道168号、大阪府管理のそちらを優先して信号機等も設定をされておりまして、結果といたしまして、この歩道橋がある道の部分は旧府道、今は市道でございますけれども、青信号の時間が非常に短くなっております。じゃ、この青信号を長くできるかと思ったら、長くしたら今度は168号の通行の妨げとなりますので、私が考えたやり方といたしましては、もう一車線増やすということでございます。

じゃ、増やせるか、増やせられないのかという話で申しますと、この参考資料のところのオレンジ色の囲った場所がありますけれども、こちら実は法定外公共物でございます。もう返還済みでございます。今ちょうど鉄道運輸機構さんがボーリング調査をやっている場所ではあるんですけども、こちらの場所は市の土地なので、こちらに歩道を移設いたしまして、歩道の部分を車道にするということは可能であるのかなというふうに考えておりますけれども、あくまで理論上はそうはできるといいましても、実際、設計やってみないとちょっと分からないところもありますので、今回設計等をやらせていただく予定としているところでございます。市有地でも使わないところはできるだけ有効に活用して、この界限全体の交通アクセスの改善をすべく、ちょうど今回、マクドナルドのところの交差点のところの改良も、先般、議会の皆様からのご理解を賜りまして設計には入らせてもらっておるところでございますけれども、この2か所を通じまして市駅周辺の交通アクセスや利便性を高めようとする事業でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田茉里） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。実際改良できるのかなと単純に思っていたので、理解いたしました。

それと続けて、予算書でいうと119ページ、砂子坂の交差点改良工事の下にある河内森駅の付近の交通量調査業務委託料として予算が上げられているんですけども、これは以前、議長団報告なんかもありました河内森駅の横の駐車場の件で、地元の区長さんとかからも意見が上がっていた部分で、安全対策ということで進められるのかなと思うんですけども、この交通量調査をしてどういうデータをどう生かそうとしているのか、そのあたりを教えてください。

1. 道路河川課長代理（山下孝太郎） お答えいたします。

まずは、主には歩行者の動線、量を交通量調査で確認いたしまして、歩道を改良するに当たって、どのような幅が必要か、どのような動線を取るのがいいのかというところを検討するための基礎資料となる交通量というものを測りたいと考えております。

1. 委員（藤田茉里） 実際、区長さんのお話を聞きに行ったら、道を渡って文具店とかがあったところ、一定、市に土地が返還された部分があると思うんですけども、あそこに歩道をつけてもあんまり意味がないというご意見を持たれていて、それよりも、今、有料駐車場として使っている部分を、少しセットバックをして歩道を広げてもらったほうが利用者としてはいいんじゃないかという、そんな意見も伺ったところなんですけれども、そういうイメージで交通量調査をして、歩道をどう確保するかということを検討されていくということではないですか。

1. 市長（山本 景） 市の考え方といたしましては、踏切横の土地はそもそも返ってきておりません。まだ返ってきていないところなのでなかなか手は出せないところでございます。踏切横の隣の、また隣の土地が市有地でありまして、まだ返還はされていない、お住まいの方もいらっしゃるところで、そちらが返ってこないとなかなか市といたしましても対応はできないというふうには思っております。現在の駐車場のところを何か別のところに変えて、じゃ、全体としての安全性が高まるかと思ったらそうではないと思っておりますけれども、ただし、実際に何人ぐらいの方がお使いになっているのかというのは、やはり市といたしましても把握はする必要があると思っております。ここの交通、歩道、歩行者の安全性のところでは一番大きい影響があると思われるところが、河内森駅の東のところには1軒家がありまして、そちらの通行の関係で、車両の通行も過去、前市長時代に5年間ということで認めてしまっておりまして、そこはもう取消しが効かないところでございます。結果といたしまして、車であったり、もしくはお住まいの方の通行を認めるがために横断防止柵の設置ができなくて、設置できないところで乱横断が生じております。本来であるならば、道路交通法12条におきまして、近接に横断歩道がある場合については、その横断歩道で渡らないといけないというふうに道路交通法上、明確に規定がされているにもかかわらず、残念ながらそれを守ってもらえなくて、結果として乱横断、斜め横断が横行しております。市としても、ちょっといろんな視点があると思います。注意看板を立てたりであったりとか、もしくは一時的に横断防止柵の部分にひもをかけるとか、そういったやり方もいろいろあるとは思っておりますけれども、それらをするためには、まずはどれぐらいの方が何時ぐらいのタイミングで当該河内森駅、河内磐船駅間を往来しているのかをしっかりと把握する必要があると考えており、今回の調査の予算の提案に至ったところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田 菜里） 実態調査するというのは大事やと思います。地元等の区長さんなんか、私たち議員にもお手紙を頂いたりとか、いろいろあるところだからというわけじゃないですけども、地元理解も得ながら、やっぱり対話が大事だと思いますので、今、交野市はこう考えている、こんなことしようと思っているということ、適宜情報を提供していただきながら進めてほしいなというふうに思っていますので、よろしくお祈りいたします。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田 菜里） 予算書の63ページ、それから参考資料を頂いている174ページの森林環境譲与税の基金の積立てのところ、これ前回、決算のときに私のほうから意見もさせていただいた部分で、今回、有効に活用していくために基金を創設されるということで、それ自体はやはり有効に活用するという目的に沿ってしていただきたいなというふうに思うんですけども、交野市は、この間、基金を運用に回しているというところもあるので、この近隣環境譲与税の基金については運用には回さないという位置づけでいいのか、まずそこを確認したいんですが、いかがですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 森林環境譲与税に関しましては、目的税として改めて徴収を行って交付される譲与税となりますので必要な事業に充てると。当該年度の事業が、本市の場合、交付額に毎年度、毎年度使えるという状況ではないので、一旦積立てをさせていただきたいという形の基金増設ですので、運用の資金の中からはカウントしないという形で想定はしているところです。

1. 委員（藤田 菜里） まず、その確認ができてよかったです。

この森林環境譲与税のところ、国の資料を見るとパリ協定に基づいて、その効果を高めていくために使ってくださいというひもづけがされているものなんですけれども、パリ協定って2030年度までに2013年度比の温室効果ガスをマイナス26%まで抑制するという、そういう目標が設定されていて、日本も国としてその目標をクリアしていくことをうたわれている。そのパリ協定の実現のためにということなんですけれども、交野市として基金積み立てていきます。2030年度までにという目標に合わせてこの基金活用するということになったら、どこかのタイミングで、30年度、あと5年しかないんですけれども、その5年間の中で取り崩して活用していくということになると思うんですけれども、そういうスケジュールでこの基金は使われていくものということでしょうか。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口 一也） お答えいたします。

パリ協定のほうでも いると思うんですけれども、今回、この森林環境増譲与税、今までは危険木の伐採とか、小中一貫校の分にに使わせていただいていたんですけれども、こちらのほう森林環境譲与税自体が木材利用の促進とかそういったものにも使えていきますので、公共施設に木材を利用するとか、そういった形でも今後は利用していただけるのかなと考えております。

1. 委員（藤田 菜里） 木材の活用とかも確かに使えるとはなっているんですけれども、基金として有効活用していくということで一定積立てをするということですので、本当の大筋のところのパリ協定に基づいてという目標値に照らして、どういう活用が交野市としては合うのか。例えば太陽光パネルの設置とかいろいろあると思うんですけれども、それはぜひ検討していただきたいんですけれども、その検討を踏まえて活用を決めていくということでしょうか。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

昨年の決算の場、時期でいうたら10月にご指摘を賜り、議会だよりも掲載されたというのは重く受け止めているところでございます。本市に限らず他の地方公共団体もそうですけれども、予算編成では大体年内におおよそやってしまうところであり、2か月間という中で藤田委員がお示しのところまで検討できるかといったら、それこそ方法不可能だというふうに考えております。ただ、森林環境譲与税を本市で頂戴しているにもかかわらずそれを利用したいとなりますと、その部分に関しましては返納ということにもなりかねないので、それは市民の皆様がお支払いをくださった税を、本市のためではなく結果的に国に返納というのは趣旨もまた違ってくると思っております。したがって、改めて今年度しっかり考えさせてもらって、いずれかのタイミングで議会の皆様にもご説明、ご報告をさせてもらって、しっかりと利用についてはしていきたいと思っておりますので、その時間的猶予が欲しいということでの取組でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 委員（藤田 菜里） 理解はしました。ぜひ丁寧に検討を重ねていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） それでは私のほうから、参考資料161ページ、コミュニティバスの予算なんですけれども、それと162ページは計画策定となっていて、先ほどいろいろ調査をする

というなお話でありました。

1点だけちょっと気になるのが交通系のICカード。これは一般利用者の方もそうなんですけれども、福祉のほうでは外出支援としても交通系のICカードを活用するというところで、実は、ちょっと、これはもう基本的には、私、それがどうなっているのかというのは分からない中での質問なんですけれども、要は外出支援としてのチャージされた交通系ICカードの利用者、外出支援での利用者と、いわゆる一般の利用者と、これは識別できるようになっているんでしょうか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） すみません、お答えします。

外出支援についてのICカードのチャージにつきましては、利用実績に基づいてお支払いをされているというふうに認識をしておりますので、こちら側にわざわざ先にチャージして使うのではなくて、利用実績に応じて、そんだけ分使われているので払われているというふうに認識をしておりますので、その返ってきたやつがどう使われるのかのところについては、外出支援のところではないと思うんですけれども。

1. 委員（黒田 実） 質問の趣旨として、要は利用実態を調査されるということで、要するに一般の利用者と外出支援の中で利用されている方が、どこかで識別。それはICカードの中で識別されるかどうかは別として。というのは、歳入関係でいくと161、これ2、280万というのは、これは別に、いわゆる一般の利用者を想定しているものであって、例えば外出支援の方までを想定しているというふうには私は理解してないんですけれども、ただ、今後、実態調査の中でいくと、やっぱり実際、一般としてどれだけ使われているのか、外出支援としてはどのような利用があるのかということがちょっと分かるようなことのほうが、より地域公共交通を考える上で、今後の検討に資する資料になるというふうに私は思いますので。私はね。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

外出支援のほうで要求される部分につきましては、おりひめバスでICOCAなりPiTaPaなりを使っていたらと、おりひめバスのほうで使ったというふうに出ますので、その分の利用実態については、福祉経由にはなりますがカウントはできます。ただ、私どものほうの利用実態につきましては、一般質問でもお答えさせていただいたんですけど、センサーなり運転手のカウントというふうになりますので、それはそれで、福祉のほうでどれだけ使われているのかについては、チケットもそうなんですけれども、どれだけ使われているのかについては、もちろん私たちのほうも福祉のほうに回答させていただきますし、福祉のほうでも利用実態のほうについては、ICカードを使ったものについてはカウントされますので、総合的に数は把握できると思っております。ただ、返された後、利用実績として返された後については、先ほど、これは外出支援でもらったお金をどう使われるのかという分については、それは対象ではないと思いますので、わざわざそのICそのもの、チケットそのもの、カードそのものを外出支援用と区別しているわけではありませんので、そのカウントについてはちょっとできかねます。

1. 委員（黒田 実） 要は、この調査の中で、外出支援として、実際コミュニティバスの乗車数こんだけだという中で、外出支援としてはどんだけ利用しているかということが、ぜひ、これは担当者ということではなくて、まあまあ全体としてね、これ調査の中でより分かるように調査いただけたらというふうに要望しておきます。

1. 委員長（中谷政人） 要望ということですね。ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

1. 委員（山下千穂） よろしくお願ひします。

資料、実施計画の124ページ、消防職員の人材育成についてお尋ねいたします。

今、消防職員としての専門知識、また技術の確保のため研修及び教育訓練を行っているということですが、今、消防署員の方、70名超える方、77とかいらっしゃるかと思うんですが、うち32人がこの研修を受けておられるということですが、基本的にこの研修や訓練を受けられるというのは、例えば採用何年目、1年目からの若手の職員の方を中心に受けておられるという認識で間違いないでしょうか。

1. 消防本部総務課長（今西和義） お答えさせていただきます。

消防吏員として府立消防学校と大阪市の高度専門研修センターの中で様々な研修というのがございまして、うち、消防本部におきましても予防分野、警防、警備、様々な分野がございます。それに見合った職階級で依頼がございますので、年間、うちも派遣計画を立てた上で職員を派遣させていただいておりますので、一定、若手職員のみならず、管理職、幹部職員候補者も踏まえた研修でございます。

以上です。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。

そうしましたら、その研修の内容と違って、ちょっとお答えいただいて大丈夫ですか。これ予算書に載せていただいていると思うんですが、この載せていただいているような内容ということで、基本的には訓練だったりとか研修ということなんですけれども、要はこの中に消防職員の方のメンタルケアをされるような何か研修とかはされたりしているんでしょうか。

1. 消防本部総務課長（今西和義） 研修内容というのは、先ほども申し上げましたように救急であるとか、救助、警防、様々ある中で、一定座学講義というのもございます。その座学講義の中でメンタル的な研修等も受講の一つとなっております。

以上でございます。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。今、災害の形態も大きく変化をしてる中で、また、本当に消防職員のお力というのはすごく大切だと感じています。防災倉庫とか、またいろんな、避難所のことも大事ですが、やはり職員の方の人材育成というのが本当に大切なことだなと感じておまして、本当に命と背中合わせで常におられる、また惨事によるストレスというのもすごいのではないかなというふうに思いました。そういった中で、若手職員の方、また本当に実際災害を目の当たりにされている職員の方に対して、やっぱりしっかりしたメンタルケアを行っていただいた上で、きっちりいつでも、どんな体制でも市民の方のためにお力いただけるような体制を取っていただきたいなと思います。

今、ただでさえ普通の仕事をされていてもやはり心労というのはありますので、でもその中で上に命と背中合わせでおられる消防職員の方でございますので、やっぱりそこはメンタルケアというのをしっかりしていただきながら、ベテランの現場の方の知恵もしっかり生かしていただきながら、今後の若手の職員の方の人材育成をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかにございますか。

1. 委員（藤田茉里） 参考資料を頂いています。追加請求させていただいた分で、13ページの公共施設の省エネ改修工事（照明LED化事業）の予定工期を出していただきました。個々に全部聞くのもあれなので、ちょっとピックアップして確認したいんですが、あさひ認定こども園、くらやま認定こども園が3か月というふうに書かれているんですけども、どういう工事になるのかなと思うところで、保育園、認定こども園というのは、ほぼ休みなく、日曜日、祝日以外とかは休みなく子供たちがいるので、お昼寝とかもあったりするんですけども、どういう工事になるのか、園の運営上、支障がないのか、そのあたり確認させてください。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口一也） お答えいたします。

あさひ認定こども園、くらやま認定こども園につきましては、こちら3か月と書いてあるんですけども、工事をするのは全て土日とさせていただきますので、基本的に園の運営等には影響がないとは考えております。

1. 委員（藤田茉里） 基本土日ということなんですけれども、土曜日は園を運営されていてお昼寝とかもあったりするんですけども、日祝じゃなくて土日ですか。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口一也） お答えいたします。

園のほうにも確認はさせていただいたんですけども、そのときだけ違うところにどいてもらうとか、土曜日使っているところがそんなに多くはないというのは聞いておりますので、その辺に関してはちょっと協力を得ながらさせていただきたいとは考えております。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。子供たちの園生活に支障のない工事の在り方、ぜひ模索していただきたいと思います。

基本的にこの照明LED化というのは、ここの対象施設の全てをLED化するという認識でいいんですか。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口一也） お答えいたします。

そちらの考えで間違いございません。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。ちなみに、電力的には、このLED化をしたときに、今かかっている電力コストと比較してどれぐらい圧縮できるのか、そのあたりって効果が出るのでしょうか。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口一也） お答えいたします。

今はあくまで概算なんですけれども、ちょっと契約形態とかいろいろあるんですけども、平均的な金額からいうと、この施設全部合わせれば年間大体640万円ぐらい削減できると考えております。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

あと、ここの対象施設の全てをLED化していくというところで、市民が日常的に利用しているお部屋なんかもその対象になってくるということなので、一定の期間使えないということが出てくると思うんです。そこは各施設の管理者との協議で、どういうふうに市民周知していくかということとかが出てくると思うんですけども、そこは管理者がやるのか、事業主体は環境衛生課ですので環境部のほうが事業主体としてそのあたりもやっていくのか、再度確認させてください。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長（山口一也） お答えいたします。

そちらの事業主体としては環境衛生課でさせていただくんですけども、やはり部屋貸しとか、そういったいろいろ施設によって状況が違いますので、そちらのほうについては施設の管理者さんのほうにお願いしてはいかがでしょうかと考えております。環境衛生課としては入札等までさせていただいて、それ以降の調整については各施設の管理者さんをお願いするというふうに考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、Cブロックの質疑はこの程度にとどめます。

明日13日は午後1時から委員会を開き、議案第22号のDブロックの質疑を行います。

以上で総務文教常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 2時00分 散会）

4 日 目 令 和 7 年 3 月 13 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

13:00～14:54

15:00～15:53

案 件 1. 付託案件審査について

議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について

議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員長	中谷政人	副委員長	安部敬子
委員	黒田実	委員	岡田伴昌
委員	堀天地	委員	松永隆太
委員	藤田茉里	委員	山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 岡田智里

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
教育長	北田千秋	企画財政部長	苗村徹
健やか部長	島田国久	教育次長兼 教育総務室長	大湾喜久男
学校教育部長	和久田寿樹	学校教育部長	内山美智子
生涯学習推進 部長	西岡浩二	財産管理室次長 兼財産管理室 課長	森下真
企画財政部次長	山埜勝哉	企画財政部次長 兼都市まち づくり部次長	原田享一
健やか部次長兼 こども家庭室長	森山友美子	学校教育部次長	井上成博
生涯学習推進部 次長	本多章博	財産管理室課長	山口茂樹
秘書政策課長	松浦新太郎	財務課長	厚主敏治
こども園課長	西田賢之	教育総務室長 代理	堤下栄基
まなび舎整備 課長	草野将明	まなび舎整備 課付課長兼 施設整備係長	飯田由治
学務保健課長	坂元智紀	学校給食 センター所長	出村公一
指導課長	大隅昌之	まなび未来課長	花田睦美
社会教育課長	佐伯尚之	社会教育課長兼 教育文化会館長	真鍋成史
青少年育成課長	西口香苗	図書館長	福田道正
こども園課長 代理	木下恭子	こども園課長 代理	大下明仁
学務保健課長 代理	中村由紀子	学務保健課長 代理兼 学校保健係長	衣川英明
学校給食セン ター所長代理	原園弥生	指導課長代理	佐藤洋一
指導課長代理	的場寛彬	まなび未来課長 代理	川崎誠
社会教育課長 代理	会川久美子	青少年育成 課長代理	岡本太一
図書館課長代理	吉田菜穂	図書館課長代理	原田麻生

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	次長	大湾桂子
係長	竹村真仁	係員	中島咲葵

(午後 1時00分 開会)

1. 委員長(中谷政人) 本日は、昨日に引き続き総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

この際、傍聴人に申し上げます。

委員会においては、交野市議会委員会条例第16条の規定に基づき、撮影及び録音を禁止するとともに、傍聴人の守るべき事項等を遵守願います。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) こんにちは。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

本日の会議出席委員は8名で、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

1. 委員長(中谷政人) これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

それでは、引き続き案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託されています議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算についてを引き続き議題とします。

なお、本日はDブロックの質疑を行います。

これより議案第22号のDブロックの質疑を行います。

質疑ありませんか。

1. 委員(堀 天地) よろしくお願いたします。

実施計画書の33ページ、交野市小中9年間教育推進事業についてなんですけれども、中学校フォロー支援員の配置校数が4校から3校に減少する理由について教えていただけたらと思います。

1. 指導課長(大隅昌之) 答えいたします。

ご指摘のフォロー支援員につきましては、中学校教員が小学校のほうに乗り入れて授業をするという事業の後補充をするための人材を派遣するというものでございますけれども、交野みらい学園につきましては、前期課程、後期課程のそれぞれの教員が一つの学校の中におりますことから、中学校教員がその後補充を特段する必要なく、乗り入れ授業を実施することが可能でございますので、来年度につきましては、第二中学校から第四中学校区までの予算を確保しております。

1. 委員(堀 天地) それで、配置校、減少することで何か児童・生徒への影響等は考えられますか。

1. 指導課長(大隅昌之) 答えいたします。

現在では、小学校、中学校、距離的にも離れておりますので、教員の移動時間等がございますので、来年度の交野みらい学園につきましては、一つの学校の中で移動するだけということになりますので、現在実施しているよりより多くの教科等での乗り入れの実施は可能であるというふうに考えます。

1. 委員(堀 天地) ありがとうございます。

続いて、実施計画書の34ページ、予算書の139ページ、支援教育の推進についてなんですけれども、支援教育支援員派遣時数が3千時間増加する計画になっておりますけれども、その背景について教えてください。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

支援教育支援員につきましては、学校の中で一定の特性のおありの子供たちに対する支援、学習支援をするために人材派遣するという事業でございますが、各学校からのニーズはとても高まっているという状況が続いております。現時点でも、学校からの申請を精査して、そのうち一定の割合のみを配置するということをしておりますので、拡充については要望しておりまして、一定かなうということになったということでございます。

1. 委員（堀 天地） ニーズが高まっているところなんですけれども、令和7年度において人員の確保等で対策を講じられるということで認識してよろしいでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

地域の皆様等への呼びかけ等は継続的に行っておりますので、予算が拡充した分についても、人材を4月当初から配置することができるというふうに考えています。

1. 委員（堀 天地） 引き続き、支援が必要な児童・生徒に行き届くよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、実施計画書の46ページ、適正な就学事務についてなんですけれども、事業費の計画が令和7年度において大幅に増加する見込みなんですけれども、当該事業の内容について教えてください。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

この増額分につきましては、他課から階段の昇降機が下りてきまして、その保守点検費用約39万1千円を計上した分でございます。

1. 委員（堀 天地） ありがとうございます。

あと、続いて1点だけ確認なんですけれども、実施計画書の51ページ、通学路の安全確保事業について、令和6年度との交通誘導員配置の変更箇所について教えていただけたらと思います。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

現在、みらい小学校には5か所、岩船小学校には2か所、各ほかの小学校に関しては1か所ですけれども、令和7年度より、各小学校には2か所、みらい学園には、旧交野小学校、長宝寺小学校分の2校分として4か所配置する予定となっております。

1. 市長（山本 景） 一応訂正いたします。

岩船小学校は2か所ではなく、みらい学園の校区でありますけれども、岩船小学校に越境される方が多かったので、そちらに対しまして2年間、令和5年度と6年度に通学されている方々を対象に、別に1か所配置をしているものであり、岩船小学校が2か所ではなく、そこは公平に各小学校区に1か所ずつ配置をしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（黒田 実） ただいまの交通誘導員について、予算書でいきますと、142ページです。堀委員のほうからの事実確認の質疑がありましたけれども、私のほうからも確認をさせていただきたいと思います。

ただいまの説明で、今年度から来年度にかけて拡充をすると。誘導員の配置箇所を1か所から2か所に増やすというご説明ございました。まず、1か所から2か所に増やすというのは、当然市としてもより支援をしていこうということは、その趣旨は理解いたします

が、一律2か所という考え方、これ予算も限りがありますので、そういった予算の配分というのもあります。

ただ、予算は限りがある中でいくと、例えば道路整備等々についていくと、やはり優先順位をつけてという考え方もあります。この安全対策というのは、当然より手厚くすればそれは安心だと思ふんですけども、限りがあるというのは理解します。が、2か所にすると。この考え方自体は否定はいたしません、ただ、これ危険箇所の見守りをしっかり市として支援するということになる、当然やはり市としてどういった箇所に公金を投入して誘導員を配置するといった一定の考え方、これを、どのレベルの基準というのかはともかく、考え方というものはあると思ふんですが、今回は箇所を数字では示していただきましたが、考え方についてお聞かせいただきたいと思ふます。どういったところに配置するんだといったことを、市としてどのように考えているのか、あるいはその位置づけ、基準のあるやなしも含めてお聞かせいただきたいと思ふます。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

一律には配置基準としては設けておりませんが、交通量の多いところとか、その他、学校区によってPTAと地域の見回り等様々な要因がありますので、基本的にはその辺を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

1. 市長（山本 景） ちょっと併せて答弁いたしますと、過去に実際にあった事象といたしまして、PTAの会長さんがいらっしゃって、その会長さんのお子さんがいらっしゃる箇所に意図的に支援員、今回の交通誘導員を配置をしようという事象もありましたので、そういったことも含めて、市といたしましてしっかりと検討、調整は総合的にはしているところでございます。

1. 委員（黒田 実） すみません、今の答弁でちょっと。

補足答弁いただいたんですけども、PTA会長がおられるところにしようとしたという、そういった発言がありますが、それはちょっと明確な何か根拠があつてそのようなことをおっしゃっておられるのか、結果としてそういうことはあつたとしても、そのような捉え方で答弁をなさるといふのは、それも含めて基準があるやなしやの話を聞いているんですけども、今の答弁については、ちょっと確認させてください。明らかにそのようなところに箇所づけをしようとした明白な根拠等はあるのですか。

これ、場合によっては、結果としてそうであつたとしても、そのような見方を公然とこのような場所でなさるといふのは、非常に大きな誤解を招くおそれもありますので、すみませんが、そこをまず確認させてください。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） お答えさせていただきます。

明白な根拠といいますか、一定通学路の見守り誘導員につきましては、学校のほうに依頼をさせていただいて、PTAと地域の方々と協議されて、希望の箇所を申し出ていると。それを市のほうで精査してやっていく中で、そういった箇所があつたと、その箇所の要望が上がってきたといふのは事実でございますので、その経緯につきましては学校が把握していると思ふますけれども、事実そういう箇所があつたといふところは事実でございます。

1. 市長（山本 景） すみません、事実といたしまして、過去に、校区外にもかかわらず配置をしようとした方もいらっしゃったという事実はあります。これは間違いなく★音声サブ①00:1

2:18——です。過去に、校区外であるにもかかわらず、その校区以外のところに意図的に配置をしようとした事実があります。

1. 委員（黒田 実） 委員長、すみません。話が何かちょっと、私さっき確認したのは、校区外であろうが校区内でもいいですよ、PTA会長という立場を利用してそういったところに優先的に箇所づけをしようとしたという明白な根拠があつてのお話なのかどうか。校区外であろうがなかろうがですよ、それは。

先ほどの答弁は、PTA会長が意図的にそういった箇所づけをしようとしたと取れる、私はそのように解釈する返答がありましたので、それについて再答弁を求めておまして、校区外、校区内等は関係なく、また今、部長がお答えいただきましたけれども、聞いていると、それは結果としてそのような、そのPTA会長の付近といいますか、に関わる箇所にとつてということがあつたとしても、それは結果の話であつて、先ほどの答弁でいくと、もう意図的にそこに持つていこうとしたといった意思があつたと受け取れる発言がありましたので、確認をいたしているところでございます。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 繰り返しになるんですけれども、委員言われるように、そういった箇所のご要望が出てきたという事実でございます。

（発言する者あり）

1. 委員長（中谷政人） すみません、ちょっと論点をまとめますけれども、事実上は事実として理事者側はご答弁いただいたと。

（発言する者あり）

1. 委員長（中谷政人） すみません、発言中ですので。

その上で、黒田委員からは、それが意図的だという発言に対して、質問されています。この意図的であるかどうかをご答弁いただけますか。もう撤回するなら撤回するで結構ですし、事実であるということを示し述べてもらえたらそれでいいですよ。

1. 市長（山本 景） 私といたしましては、当時の経過は意図的だったと考えております。

1. 委員長（中谷政人） そういうことですので、黒田委員、よろしくお願ひします。

1. 委員（黒田 実） それ、じゃ、すみません、今日ここで、ほかにも質疑がありますので、一旦はこれに対しての質問を掘り下げをすることはいたしません、市長がそう思われているのであれば、その根拠を示していただきたい、この委員会が終わるまでに。というのは申し上げておきます。

思うだけではなく、それは客観的に明らかに、地域においてもうごり押しででもここに私は持つていくんだ等の話があつたとしても、そのようなことを示せることはできないはずであつて、それはもう推測の域は出ません。ですので、明らかな根拠というものを、まず示していただきたいと思ひます。

引き続き、委員長、すみません。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 委員（黒田 実） 基準は、実はないと。そのことについて、どうのこうのと言うつもりはありませんが、ただですよ、それは結果的に、そのときの委員会の構成メンバー、あるいは学校長も含めてでしょうか、あるいは地域の方々も含めてでしょうか、で、最終的に決定すると。これはこれで決定プロセスとしてはいいんですけれども、やはりその中には、やはり明らかにここは危険箇所としてしっかりと公的支援が必要だよ。ところが、ある一方で

は、それを地域任せにしちゃうと、やはりここよりかはここでしょうとかいろいろあるかもしれない、今回は、粹配といいますか、2か所という、これは考え方としての話でいくと、当然まずはベースとして2か所は配分するけれども、場合によっては2か所では足りない場合もあるかもしれないということも想定すると、やはりこの基準がまずなければ、じゃ、一体どこでコントロールするんだという疑問が湧いてまいります。

それで、今回は2か所での拡充ということですが、これはあくまでも平等割りの話であって、実際、じゃ、その現場現場においてどうかという公平な考え方でいけば、やはり原則そうであったとしても、例えば、ここはどうしてもやっぱり危険だと認められるなどという場合には、例えばですよ、原則2か所であっても加配といったような考え方も出てくる、そういった検討もなさって今回拡充をなされたのか、取りあえずまず1か所を2か所にしようという拡充の域を出ないのかについての考え方をお聞かせください。

1. 市長（山本 景） 私、公約といたしましては、そもそも前市長時代におきまして、みらい学園のみ通学路の見守りを配置している結果といたしまして、他の地域の方々が大変お怒りの状況でございました。そのため、公平性・公正性を確保いたすために、まず他の小学校区におきまして1か所ずつ配置をいたしたところでございます。

そして、今回みらい学園の開校に伴いまして、みらい学園のところは5足す1で6か所でございます。そちらがただ単に1へ減ってしまいますと、5か所でシルバー人材センターの方が働かれていたけれども、またその雇用が結果として失われてしまう。前市長時代に、駐輪場の民間委託によりまして85名のシルバー人材センター皆様が雇い止めになって、大変私といたしましても心外に考えていたところでございましたので、今回、公平性と公正性と、そして子供たちの安全・安心の確保、そしてまた高齢者雇用の拡充も含めまして、他の校区も含めまして2か所ずつといたしましたが、ただし、ここに追加で言わなければならないのは、黒田委員の指摘があった2か所ずつというのは誤りで、過去の一般質問で答弁をいたしましたとおり、チームみんなの交野の松永議員からのご指摘を賜りまして、やはり統合校に関しましては2か所とすると、逆に、かえって不公平になるのではないかとということで、みらい学園に関しましては、2足す2で2校分ということで4か所とさせていただいたところで、単に2足す2にするというわけではなく、一定経緯等も踏まえて、公平性・公正性に対しては最大限配慮いたしまして、一旦2だけれども、みらい学園に関しては4ということで配置をさせていただいたところでございます。

1. 委員長（中谷政人） ごめんなさい、黒田委員からは、加配の部分、今はいいですけども。
（発言する者あり）

1. 委員長（中谷政人） すみません、黒田委員。

2ずつですけども、今後、加配の検討も含めて今回2にしたか、その経緯を教えてくださいませんか。

1. 市長（山本 景） 2のところに関しまして、加配とかそういうものではなくて、みらい学園の開校に伴いまして、みらい小学校の見守りに当てていた6か所のところを減らすことになって、その方々の雇用が失われてしまいますので、そのために、その部分を他の小学校のところへ割り振ったところでございますけれども、特定の学校を2にして特定の学校を1にしますと、当然、前市長時代みたいに増えないところが大変怒るというのはもう目に見えておりましたので、今回は2ずつにして、ご納得をお願いしているところでございます。

1が2になることに関しまして、そう不満を言うというのはちょっと考えにくいのかなというふうには考えておるところでございます。

1. 委員長（中谷政人） 整理しますと、2以上の検討はまだされていないということですかね。

1. 市長（山本 景） 6を、まず2減らす、もしくは4に減らすと、そこがまずありますので、3にするとなると、逆に大增員ということになりまして、シルバー人材センターの人員も足りないことから、3にするということは事実上困難というふうに考えています。人員の確保の点もあります。

1. 教育長（北田千秋） 失礼します。ご存じのように、10数年前までは各小学校区に1か所だけ、いわゆる緑のおばさんとか呼ばれるような形で、安全の見守りの方がいらっしゃいました。ところが、財政健全化によりましてそれが一切なくなって、そのときには、地域で、あるいは保護者の方で見守りをお願いしますという、そういうお話だったと思います。

ただ、それでは今、交通量も含めて安全の確保が難しいということで、昨年度から各小学校区には1か所、市のほうで配置する、それで、今年度はそれを拡充ということで2になりましたので、加配というよりも、今までのものを拡充しておりますので、そのあたりで2ということでご了解いただけましたらありがたいです。

1. 委員（黒田 実） ちょっとまだ質疑と答弁がかみ合っていないくて、まず、市長に申し上げます。関係ないことは説明しないでください。シルバー人材センターの雇用確保云々は関係ありません。かつ、この課題は、じゃ、私が当時市長であったときから、今後は全市展開を想定しなければならないという考えは持っておりましたので、それは申し添えておきます。

それで、市長の答弁なのか教育長の答弁なのか、ともかく私が今聞いているのは、拡充するということについては一定理解はしていますということなんだけれども、ただ、今、教育委員会としてはそういう基準というものはやはりないと。当然、平等に2か所分を配置する、予算として配分するという考え方も一定理解はしつつも、地域事情によっては、広い通り沿いだとか、交通量が多いぞとか、そういったことで、当然2か所だけでは足りないかなというような場所も、可能性として私は否定できないと思っておりますし、そういったところに対応するためには、今回2か所、ベースとしてはそうであっても、場合によってはといった考え方もあってもよかったのではないかというふうに私は思っています。

そういう視点で、1か所から2カノカサイを言っているんじゃないんです。もう既に全市展開しておりますから、1か所の時代でもそうなんです。今年度は申し訳ない、全市的にまずは1か所配分するけれども、やはり危険な箇所についてはという考え方は、実はもう本年度もあるべきであってと私は思うんです。

という考え方からして、今後、あるいは現状も含めて、教育委員会としてどのように考えておられるのかということをお聞きしておりますので、1か所から2カノ、これ加配じゃないです。これはベースをアップしたということです。加配というのは、原則論がある中で、場合によってはこの校区はという配慮という考え方は私は必要だと思うんですが、いかがですか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） お答えいたします。

失礼します、考え方といいましては、まず、基本的には教育委員会のほうも、設置場所については検討させていただいております。学校が決めたからその場所に決まるという問題ではなくて、出てきた希望場所について精査して、やはりほかの場所が有効であるとい

う場合につきましては、学校に指示して変更している例もございますので、そこはご理解いただきたいと思ひます。

今回、拡充という形で2か所させていただきました。委員言われるように、例えば3か所の必要な学校もあるかもしれませんし、逆に1か所でいいという学校も、事実上あるのはございます。地域事情がございまして、まずは展開させていただいた以上、まず、公平に配置をさせていただくと。今後、いろんな状況も変わりますし、通学路も毎年変わりますので、そこは精査しながら、今後の課題として拡充するのか、逆に、縮小するというのも可能性はあるというふうには考えておりますので、いろいろと状況を判断しながら検討していきたいというふうには考えているところでございます。

1. 委員（黒田 実） せっかく全市展開されましたので、ぜひ、これも予算に限りのあることですが、これは今後将来にわたっても、いろいろと教育長からも答弁いただいて、地域の皆様方のボランティアですか、の方々の力もお借りしないとなかなかできない、これも現実だと思ひます。

ただ、その地域の方々も今後高齢化が進んでいく中で、ボランティアとしての人材確保も厳しい中で、この課題はこれからもニーズは高まるんだろうというふうには私は想定しております、ただ、そのときに、教育委員会として、誰が教育委員会の構成員であろうがしっかりとこういう場所には一定我々としては配置するという考え方を持っていますといったことを、しっかり示せるものがなければ、これはやはり実際学校と地域で決めてくださいだけでは、この配置の在り方については果たして本当に適正なんだろうかという、やはり疑問も出てくると思ひますので、ぜひそういった基準、考え方の整理をしていただきたいということと、それに応じては、やはり一定1校区2か所という考え方もどうなのかというふうには思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど校区内、校区外というふうなお話も出てきたんですけども、この移行期において、みらい学園の整備の移行期において、先ほど担当部からも配置状況を説明いただきました。当然これは地域の不安も解消するためにと、いろいろと対応いただいたということは十分理解しておりますが、その中で、要は、校区外であろうがなかろうが実は当然広い大通りを横断しなくちゃならないとかということになると、これは各校区配分では収まらないというふうになってくると思ひます。

それで、その地域のみに対しての特段の配慮をせよという意図ではなく、今回、移行期において岩船小学校に指定校変更で通われた子供たち、新年度には大体どれぐらいになりますか。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

令和7年度には、みらい学園校区のほうが岩船小学校校区に行かれる児童につきましては約60名を予定しております。

1. 委員（黒田 実） ありがとうございます。

恐らくたしかこれまで大体80名程度というような数字をお聞きしていたんですが、ただ、新年度においても60名、これやっぱり児童数としては数はやはり多いなというふうなのが率直な感想です。

いいですか。それで、これは校区外であるとかないとかそんな話もありましたけれども、これはあくまで配置として各校区ごとという考え方、その筋論の考え方は分かりますが、

ただ、基本的なベースは交野の児童、登下校は特にこの交通誘導員というのは、恐らくいろんな危険はあるにせよ、まずは交通安全ということが第一義的だと思います。当然、細い道で何か事件に巻き込まれたりそんないろんな不安もあるにせよ、まずこれ一義的には交通安全対策、ならば、交通量の多いところ、これはやはり危険であるというふうに一般的には捉えられるものであります。

そうなりますと、これまでは移行期だからつけていました。これはもう移行期が終わりましたからといっても、現実60名の子供たちがいる。その子供たちは、一定委員会として指定校変更を認めたわけですから、区外、内にかかわらず一定数の児童を、一定安全を確保するという視点に立てば、その部分について、単なる校区ごとの配分だけで私は取まらない。これは決して当該地域のみを、今回のケースはそういうことなんです、今後いろいろなことを想定する中でいきますと、やはり考え方としては、交野の児童をしっかり安全に守る、それは、その校区外、内問わずです。

ということからすると、この移行期だから今まではつけていました、ただ、もうその移行期が終わりました、なのでといっても、現実60人の児童が通っているこの通学路の安全対策について、交通誘導員のみで対応するというわけじゃないですよ、当然地域のボランティアもですよ。ただそこに対しての配慮、考え方についてお聞かせください。

1. 市長（山本 景） 移行のところに關して申しますと、移行の期間といたしましては、令和4年度、令和5年度、令和6年度でございます。

当該私部南のエリア、みらい小学校、みらい学園の校区から岩船小学校に通われた方に關しまして、まず、令和4年度に交通誘導員をつけなかったのは黒田前市長でございます。私が市長に就任後、2年間に限りまして令和5年度と令和6年度に關しまして、その移行の残りの2年間のところを私の判断によりまして予算をつけるという対応を取らせてもらって、交通の誘導員の配置を2年間いたしたところでございます。今回は、令和7年度の予算の審議のところでございます。移行期間に關しましては終わっているところでございます。

人数が60名というところで申しますと、岩船小学校の児童・生徒の数、児童数で申しますと372名でございます。主にエリアで申しますと、天野が原、森、そして寺でございます。森と寺のところに關しましては、もう既に1か所は配置がされているところでございます。天野が原の側には全く配置がされていないところでございます。

全体の児童の6分の1が私部南、それが旧みらい小学校のみらい学園の校区から通っているところでございます。校区外でもあります。そちらに配置をするよりも、まだ天野が原のエリアのほうが児童数のほうが圧倒的に多いというのは間違いない事実でございますので、全体の6分の1のところにつけるよりも、他のところに2か所をつけるのがごくごく普通の考え方ではないかなというふうには思っているところでございます。

1. 委員（黒田 実） 殊さら問題視するつもりはありませんが、申し訳ないが、市政というのは継続していますので、当然私は事実として前市長である、前市長のときはそうで、私はこうしました、それもおっしゃることを殊さらに否定はしませんが、市政は継続しておりますので、何をそこで殊さらに強調しておっしゃりたいか分かりませんので、今後は、慎んでいただきたいということと、それで確認です。じゃ、令和5年度からは市長の判断でつけたということですか。

1. 市長（山本 景） 予算の執行及びは編成のところの権限については市長でございますので、予算の編成の過程におきまして、私の選挙の公約であり、また重点施策でありますので、通学路の見守りについては予算をつけたいということで、教育委員会のほうにお願いをしたという事実はございます。

1. 委員（黒田 実） では、移行期が終わったので、市長としても、もうそこはつける必要はないという、市長として判断なさったということ。これは教育行政の話ですから、基準がないというのが一つある。ただ、当然、予算編成上、予算編成権は市長にあるというのは分かりますが、これは組織でやっていることですので、じゃ、そのときは市長がつけました、じゃ、今回は誰が判断したんですか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 今回というのは、場所を変更したということでしょうか。何を判断したと。

1. 委員（黒田 実） いやいや、だから、1か所つけたんでしょう。

1. 委員長（中谷政人） 黒田委員、今の判断というのが、岩小の2名の配置のうちの1名を天野が原のほうにつけて、岩小からの部分の動線にはつけていないという判断でよろしいですか。

1. 委員（黒田 実） いや、そこまでは、僕、言うていない。要は。
（「質問が分からないと」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） もう一度、質問主意をお願いします。

1. 委員（黒田 実） 要は、移行期において、私部南エリア対応として配置をしたのは市長の判断だったというふうに、先ほど明確に答弁されたわけです。なので、今回は一定2か所にするにおけるの考え方を示していただきましたけれども、そこはもう校区外ということで2か所の中に含めない、配置をしたのは市長ですよね。そやけれども、今回の新たなこの配置の考え方の中で、2か所の中にそれは含めないとしたのも市長ということにならざるを得ないと思うんですが、いかがですか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 今回そこは含まないというのは、もともと指定校変更といいますものは、個人さんがご判断いただいて近くの学校に条件で行ってもらおうという制度でございます。そのときには、基本的には、安全対策についてはご家庭でお願いするという付して許可をしているところでございますので、まず、通学路を決められるのはご家庭で、安全対策を取って行ってもらおうというのが基本路線でございます。

その中で、やはり移行期というところで限定で2年間、市長のご意向もありましたけれども、教育委員会とも判断させていただいて、場所を決めさせていただいたと。今回、令和7年4月以降につきましては、その統合という条件は消えます。元の条件になりますので、指定校変更時代の要件としてはなくなるというような状況でございます。ただし、もともといた学校に引き続き行きたいという方については、そのまま岩船に行ってもらおうというような状況でございますので、指定校変更の状況自体はもう解消されたというふうに理解している中でございます。

その中で、ご家庭で判断いただいて、安全対策を取って行ってもらおうというのが基本ベースではございます。

また、先ほど60名という形でお話しさせていただきましたけれども、実際全ての子がこの該当箇所を通っているものはございませんので、一部の方は私部グラウンドに近い交差点を通っている児童もございます。そういった部分もご理解いただいて、また、先ほど

市長が言われたように、天野が原から来ている子供たちが集中する箇所はたくさんございます。人数でいうと、そちらのほうがかなり多くの子供たちが横断歩道もしくは交差点を通過している箇所があるというところを踏まえて、教育委員会のほうからも一定場所を検討してくれというふうな指示をした下で、今回、1か所を違う箇所にしたというような状況でございます。

1. 委員（黒田 実） すみません、今の答弁でちょっと確認なんですけど、今回60名が岩船小学校に通う、これは指定校変更の手続きは経ていないということですか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 統合に伴う指定校変更というのを今までやっておりました。ただし、統合がもう解消されるということですので、今通学されている方につきましては、引き続きその統合に伴うものの延長という形で行っていただくという形になります。

1. 委員（黒田 実） すみません、新しい学校建設の移行期云々というのはあったとしても、ただ、その話でいけば、そもそも指定校変更というのは、それは、当然各ご家庭の自由であるとか個別対応の中で設けられている制度であって、学校建設の移行期というものは、実はその制度そのものにはあまり想定されているものではないというふうに私は理解しますが、ただ一定そういった対応をする中で、あのエリアについては岩船小学校への移行期だという理由も、指定校変更の理由として認めたという経緯はあったというふうに私は記憶しています。

それで、今回、令和7年度も引き続き行かれる60名の児童さんは、それは、いわゆる指定校変更の手続きをしているんじゃないですかという話なんです。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 岩船の60名の方につきましては、指定校変更で行かれる方々です。ただし、来年の新1年生につきましては、指定校変更で行かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、今回、指定校変更にも何種類かございまして、統合に伴う指定校変更はもう既に解消しておりますので、新1年生につきましては、統合に伴う指定校変更で行かれる方はいらっしゃらないという形にはなります。

1. 委員（黒田 実） すみません、教育委員会としての位置づけ、それが実は当事者の方々がどこまで理解しておられるのかはともかく、いずれにしても、現実として、まだ新年度において岩船小学校に60名程度の児童が通われるという現実があるということは、非常に私は、子供の安全対策上、しっかりとこれは踏まえなければならないというふうに考えております。

先ほど市長のほうから、もう一度確認をさせていただきたいんですが、ここをつけたのは私の判断だとおっしゃった、そんなん、本来、当然そういった考え方も含めてですけども、つけるときは私の判断で、あなたのときはつけていないけれども私はつけたんだ、こういったお話でした。それは、当然移行期の安全対策もそうですけれども、そもそも論として、やはり子供の安全対策ということがまずベースだと思うんです。

移行期であるとなにかかわらず、その現実がある状況の中で、移行期だから私の判断でつけました。もう移行期を終わりましたから、ということになると、そのときには、教育委員会としてこういう判断をしました。これ、何か聞いていると、やっぱり教育行政が、非常に何か市長部局のほうと教育委員会とで、本当にしっかりと主軸がどこにあるのかというのは不安になるというふうに考えております。

なので、話を元に戻しますが、私が冒頭から言っているのは、今年度対応しろとって

も、この予算編成で出ている以上もうこれはどうしようもないということかもしれませんが、配置基準がないということにおいて、私はやはり、今回拡充はしたけれども、その箇所づけも含めて、実際現場でどうなのかというのは非常に不十分な対応であるということ指摘せざるを得ないということ、それと、非常に交通量の多い道路を渡らなければならない、そこにある一定数の児童数がいるということに対して、これは校区内、外のその配置の考え方を適用して考えること自体が、私は、子供の安全対策ということからいくと、全ての子供たちをできるだけ安全に通わせようという考え方からすると、やはりそういった理屈づけだけで説明できない、やはりちょっと理解できないというふうに思いますので、そういった考え方については、ぜひ対処していただきたいということを、今この場では、まず、要望といいますか、指摘をしておきます。

1. 委員長（中谷政人） ここで確認ですけれども、本日、予算委員会です。その予算に関わるそれまでの経緯をご説明いただくのは結構です。ただ、そこに、前市長とか政策的な、政治的な発言はできるだけ控えていただくように、よろしく願いいたします。あくまで予算委員会ですので、よろしく願いいたします。

続いて質問ございますか。

1. 委員（松永隆太） よろしく願いします。

すみません、ちょっと今いろいろな話が飛び交った後で申し訳ないんですけども、同じところの、ページでいうと50ページかな、ごめんなさい。

1. 委員長（中谷政人） 何の50ページですか。

1. 委員（松永隆太） 実施計画書の50ページの通学路の安全確保のところですか。ごめんなさい、51ページの通学路の安全対策のところなんですけれども、この20か所というところの、先ほど、ごめんなさい、ルールがないというところがあったんですけれども、この20か所をつけるところのルールという中で、校区内というルールはあるんでしょうか。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

特にルールとは明確には示しておりませんが、各学校に2か所という形なので、学校区に。

1. 委員（松永隆太） 区に2か所というルールですよ。

1. 学務保健課長（坂元智紀） 学校区に2か所。

1. 委員（松永隆太） 学校区に2か所というルール、このルールだけあるということですか。

1. 学務保健課長（坂元智紀） そうですね、はい。明確には示していませんけれども。

1. 委員長（中谷政人） すみません、答弁まとめて、もう一度答弁ください。

1. 学務保健課長（坂元智紀） 一応学校区に対して2か所というルールですので、学校区域外に対しての適用というのは基本的には考えておりません。

1. 委員（松永隆太） またこの令和7年度60名の方が行くと。経緯的に話あったんですけども、私も、その移動する区にはいまして、その要旨も見て、届出するのかわからないのかというところで、私はしなかったんですけども、そのする中には、やっぱり保護者の中で見ないといけないというのがあるのと、今ついているところと、もう一個同じ道路を渡るところがあるんですけども、そこはついていなかったという事実はあったのかなということで認識しております。

今後、そこの60名になってくるんですけども、新しい1年生は校区がみらい学園に

なるので、みらい学園に行くと。今、岩船小学校に行っている児童の兄弟は、同じだということで行けるという特別なルールが今あると。この中で、今後、その道を通る児童・生徒というのは増えることはあるんですか。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

恐らくですけれども、増えることなく減少していく方向ではないかと考えております。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。その確認だけです、すみません。

ここ、同じところの登下校見守りシステム利用者の増加というところの項目があるんですけれども、これ割合、70%計画で、実績がどんどん下がっていったようなイメージではあるんですけれども、これの要因について教えてください。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えさせていただきます。

実績として下がっていますのは、令和4年度まで、新1年生に対して全ての児童に端末を配付しておりましたが、令和5年度から、必要な、手を挙げただけに配付するようになっておりますので、それが原因だと考えられます。

1. 委員（松永隆太） 機械を希望者のみにしたということなんですから、この計画の70%というのは目標なのか。

目標であれば、この減少傾向なところというのはもう認識されていると思うんですけれども、この上げるためという、配るといふところになると思うんですけれども、これ目標値というのが必要な方のパーセンテージになるのか。今後の計画というか、目標値というところなんですけれども、このパーセンテージは、今の話だとどんどん下がってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりどうお考えでしょうか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 70%をずっと目標に立てているというところで、当初の目標は、やはり70%にしたいというところで目標を立てておりました。

先ほどの機械の貸出しにつきましては、現在、企業さんのほうからのご意向がございまして、市としては、やはり全員に配っていただいて加入率を上げていきたいというところで望んではいたんですけれども、やっぱり企業さんのほうがございまして、残念ながら希望者のみになったということで考えています。

また、あと、最近、近年、スマートフォンでもそういった機能がついている点もございまして、なかなか加入率が伸びていないというところで、この計画目標値につきましても、今後ちょっと目標を見直すというのは必要かなというふうには考えているところでございます。

1. 委員（松永隆太） 事情は分かりました。

目標値というところであれば、ちょっとその、今、企業さん等の話もありますし、希望者には一応行き渡っているというところなんで、特段保護者のほうからクレームが出るのか争いが起きるということはないと思うんですけれども、この目標値で70というところに対してやっぱり減少傾向にあるというところであれば、この計画の時点で変えていかないと、希望者に対しての割合とか、このパーセンテージの内容を変えていただかないと、ちょっと減少傾向になっていくのがもう目に見えて分かっているところを目標値に定めていると、ちょっとおかしなことになると思いますので、そのあたりよろしく願います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに、質疑はございますか。

1. 委員（藤田茉里） よろしく願います。

予算書の139ページのところに関わってくる、支援教育支援員のところに関わってくるのかなと思ってちょっと質問するんですが、みらい小学校に、今、府の予算で職員をほかの学校よりも多く配置をされていたと思うんですけども、令和7年度以降、みらい学園になって以降も同じ職員数を維持されると、府からついている加配分も含めて職員数が維持されるということでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

ご指摘の支援員、支援教育支援員につきましては、市単費で措置をしているものでございますので、現状以上、現状程度の維持はしたいというふうに考えておりますが、ご指摘の府費負担教職員につきましては、現時点でも統合に関わっての加配等を受けておりますけれども、来年度につきましても、一定の拡充の傾向ということで予定しております。

1. 委員（藤田菜里） ありがとうございます。

一定拡充傾向ということなんですけれども、それはみらい学園単独で拡充されるということですか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

加配全体ということで申し上げますと、国の予算が基になるものですので、一定これから減少傾向であるというふうなことは、もう長年の間言われているところですけども、交野みらい学園に限りますと、統合によって学級数が増えるということなども受けまして、来年度については一定の拡充ができるというふうに考えます。

1. 委員（藤田菜里） 分かりました。

では、予算書でいうと、同じく138ページ、139ページの人件費部分に関わるところと、あと、参考資料の192ページの小学校の1、2年生における30人以下学級のところで確認をしたいんですが、参考資料を見ますと、市負担で配置職員6名分の人件費ということで今回計上されているというふうに書かれているんですが、令和7年度4月に向けての職員の確保の状況を、今の段階でどうなっているか教えてください。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

来年度から実施をいたします小学校1、2年生における30人以下学級の人材につきましては、もう既に12月の段階で募集、選考いたしまして、必要である人材の確保はもう既に済んでいるところです。

1. 委員（藤田菜里） 昨年度かなり苦労しながら確保していただいたという経緯もありましたので、どうなっているかなと思って、既に済んでいるというところで、かなり努力されたんだろうというふうに推察します。ありがとうございます。

教室の確保については、十分足りるというところで進んでいくという認識でよろしいですか。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） お答えいたします。

現在のところでは、何とかいけるというふうには考えているところでございますが、学校によってはやっぱり児童・生徒数が増えている学校もございますので、そこは一定推移を見ながら今後は検討していかないといけないかなとは考えておりますが、現時点では、何とか足りているというふうに考えているところでございます。

1. 委員（藤田菜里） ありがとうございます。

では、続いて、予算書の53、それから142、143、163に関わる部分、参考資

料で182ページ、あと、追加させていただいた資料で17ページの青年の家の執務室の移転のところで質問をしていきたいと思います。

まず、参考資料の182ページを確認しますと、教育委員会の執務室を交野みらい小学校跡地へ移転をします。市民が利用する公共的空間を、青年の家部分の公共空間を増やすということで、その目的として位置づけられているんですけども、市役所の耐震化を進めている際には、市民空間がその分減りそうだなというふうに思うので、その際に、この青年の家部分の公共空間を広げて、今、例えば別館の部分で市民に開放している部分とかが使えなくなったときに、青年の家でそれが補完できるような空間が間に合うのかどうか、そのあたりの、まず、状況を教えてもらえますか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 青年の家の今回の執務室の移転のところで、参考資料のほうに記載をさせていただいている公共空間を拡充したいというところなんですけれども、そもそもその大きな考え方といたしましては、本庁の庁舎を耐震化させていただきます。もともと計画の中では、青年の家も、統合施設として検討対象に上がっておりましたけれども、本庁のほうを耐震化で活用していきますので、青年の家も今後も活用していくと。そのために、エレベーターの設置をまずやらせていただきました。

その後、今後も使っていただく施設として、長寿命化対策を施していくことになるんですけども、その際に、できるだけ市民の方々の利用空間を拡充するということと、駅前に立地する活動のしやすい場所でございますので、より市民の方に使っていただきたい施設にするためには、今の執務室のところを市民利用の空間に転換をしたいというところが一つ。

そうすることによって、全体の長寿命化対策の中での財源の確保をするときにも有利に働くという部分もございますので、そういったことから、執務室のほうの移転を検討しているという状態でございます。

1. 委員（藤田茉里） この庁舎の耐震化の中で、市民部が別館に移ってくる中での、市民の今開放されている部分が補完できるかどうかというのはなかなか難しいのかなというふうに理解をします。

青年の家の公共空間を広げていくというところの部分では、図書館のところを広げるという計画はあるのか、そのあたり、検討状況を教えてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 青年の家の公共空間の拡充については、今の貸し部屋のところの充実もさることながら、図書室の充実というところも検討対象の中に入れておりますので、全体の中でどういったことがどこまでできるかというのは検討していきたいなと思っています。

1. 委員（藤田茉里） 青年の家の図書室のところをもう少し、例えば星田会館のところでしたみたいなああいう図書室にしてほしいとかという声も聞きますので、そうした市民の声も、ニーズも反映しながら進めてほしいなというふうに思っています。

ただ、参考資料に、既存の公共施設を暫定的に利用することからというふうな記述がありまして、その理由で今回予算計上されているんですけども、移転する執務室というのは暫定利用ということですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今回、青年の家の執務室の移転を想定しますが、みらい小学校のところになりますので、あそこ校舎としても撤去の場所もございます。残る部分もござい

ますが、あそこを恒久的に事務室というところは、なかなか建築基準法の関係で難しいところもございますので、暫定的という表現を取らせていただいています。

1. 委員（藤田 菜里） ということは、青年の家の執務室をみらい小跡地に今回移転をするという方向で動いたとしても、ある一定の期間がきたときには、例えば庁舎の耐震化が終わったとか、そういう一定の期間がきたときには、青年の家の今の教育委員会の執務室というのはまた移動をするという前提で、この青年の家の執務室の移転というのは予算計上されているという理解でいいですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 委員おっしゃるとおり、今のみらい小学校で恒久的な事務室利用というのはかなわないという考え方を取っておりますので、今回の本庁の耐震化工事が完了したタイミングの中では、またみらい小学校からの移転ということも、当然検討はしていかないとはいけなかなというふうに考えています。

1. 委員（藤田 菜里） 検討していかないとはいけないという含みを持たせた答弁なんですけれども、建築基準法上の、たしか第一種中高層住宅何とかという規制がかかっているということがネックになっていると思うんですけれども、検討結果として、みらい小跡地を、暫定ではなくて恒久的に使うという選択肢も残しているということですか、検討していくというのは。

1. 企画財政部長（苗村 徹） すみません、少しちょっと答弁が検討という言い方をしてしまったんですけれども、おっしゃるとおり、建築基準法上、事務室としての恒久的利用というのが難しく、一部許可をいただく中で使用を認めていただくという形になりますので、暫定は暫定でございます。

ですので、今回の本庁の耐震化の工事の中で、まずは、別館のほうに本館から市民部が移る、本館が工事が終われば戻るという形になりますので、ここの別館を活用するところと今想定している事務室の利用の方法となっております。

1. 委員（藤田 菜里） そうした流れを含めて、全体像というのは、この間、議会には説明がされていないと思うんです。青年の家の今後についての、この公共的スペースをどこまで広げていけるのかというところで、何が増えてというところ、そのイメージが今全くないままで、執務室を暫定的に移転をさせる、将来的にはみらい小跡地からまた別の場所に移転をさせる。

じゃ、果たしてはまるのかどうか、最終的な移転のところにはまるのかどうか、そこまでの検討、プランニングがあって初めて執務室の移転というのは実現可能性があるというふうに言えると思うんですけれども、今、そうした青年の家にある教育委員会の執務室の必要面積が、戻ってこられるスペースが十分に確保できるというそういう絵というのは、持っているんですか。議会には全く説明がないので、理解ができていないんですけれども。

1. 市長（山本 景） 私の市長選挙のときの公約の中身で、まず申しますと、ご存じだとは思いますが、こちらの耐震工事をする。青年の家に関しましては、まずはエレベーターを設置するというものでございました。

なぜそうしたかというたら、これも理由はあります。藤田委員やったらもうご存じだと思いますけれども、青年の家ってかなり老朽化が進んでおります。老朽化の対策をするには、例えばトイレを改修するためにも、じゃ、今、青年の家の3階を利用されている方が、トイレ改修中で使えない場合、じゃ、どこのトイレに行くといっても、エレベーターがないと行けないということで、やはり優先順位としては、まずはエレベーターの改修をいた

したところでございます。

また、来年度におきましては武道館のところのトイレを改修することによりまして、結果的に、本館のほうでトイレに行きたくなった方に関しまして武道館に行ったらトイレが利用できるよくなるようになります。令和8年度に、令和7年度の予算でトイレの改修の設計の予算を上げさせてもらいますけれども、それに基づいて令和8年度に青年の家のトイレの改修をやると。

ただ、まだこれだけじゃなくて、屋上防水とか外壁塗装とかの改修もやらなければならないというところがあります。方向性といたしましては、図書スペースの拡充であったり、もしくは公共スペースの拡充を通じて、緊急防災・減災事業債の有効活用、要は、あそこは庁舎じゃなくて避難所であり公共施設だという言い方によりまして、有利な起債を利用可能といったことを想定しているところでございますが、今、委員がご指摘の点に関しましては、私の任期を大幅に超過する、もう令和9年とか10年とかそれぐらいのことで、それをちょっとなかなか今の役所に問われても、なかなか答弁というのは非常にしんどいかなというふうには思っております。

1. 委員（藤田 菜里） すみません、申し訳ないですけども、予算を上げられているんですよ、移転する。私の任期を超えてするものだから、今答弁できないという答弁であれば、予算を上げないでいただきたい。

1. 市長（山本 景） 違う、意味が違う。

1. 委員（藤田 菜里） いや、意味、そういう意味でしょう。

1. 市長（山本 景） 違います。

1. 委員（藤田 菜里） すみません。

1. 委員長（中谷 政人） 続けて。

1. 委員（藤田 菜里） 私が今問うたのは、その青年の家に今ある執務室の必要面積を、みらい小跡地に移転をして、その後またどこかに戻ってくる、それが別館を想定しているという答弁がありましたけれども、別館に戻って、またさらに移転をするときに、ちゃんと必要面積分がはまるのかどうかも踏まえて、もしはまらなかったら、また青年の家に戻るということもあるかもしれないですし、別のほかの公共施設に移すということもあるかもしれない。そのときに、本当に戻ってこれるのか。暫定利用をするということなので、戻ってこれるのかという担保が示されなければ、やはり移転だけをして、いや、戻れませんということにはならないので、そこの全体像をちゃんと持っているのかという質問を私はしたので、市長の答弁はちょっと私の質問とかみ合っていないんです。そこをもう一回教えてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） お答えいたします。

今現在、青年の家の中で、今回移転対象としています執務室スペースというのが、おおむね360平米程度、占有面積ベースでございますが、360平米程度でございます。

それが、この別館で申しますと、1階と3階を空けた状態が実現すると470から480ぐらいのスペースがあることになりますので、占有面積ベースでイメージすると、みらい小学校に一旦移っていただく、耐震工事が終わって別館の1階、3階が空きますということになると、数字上は不可能ではない数字だと考えていますし、また、実際には、そのときの執務体制をどうしていくのかという機構の問題も併せて考えていくということも、

作業としては併せ技なのかなというふうには考えていますけれども、そういったことを組み合せて物理的にも不可能ではない数字かなというふうに理解はしております。

1. 市長（山本 景） 付け加えて申しますと、戻ってくることはできるんですが、戻ってくるタイミングというのは、もう私の任期を大幅に超過をしていますので、ここに、じゃ、必ず戻ってくると確約できるかという、それはできませんので、戻ってくることはできるということで、戻るというか、こちらを利用するという選択肢はあるということでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） 一応面積の見立てはしているという理解で、藤田委員、その後、続けてください。

1. 副市長（良 幸浩） 先ほど苗村のほうで答弁いたしましたとおりに、青年の家については公共的空間を増やす、それで、図書室の機能の強化充実というのも視野に入れてやりたいという、方向性としてはそういう方向性を持って検討を進めている状況です。

ただ、先ほど市長が答弁いたしましたとおりに、青年の家の課題として、老朽化対策は、本庁の耐震に伴ってやっていかなければならないという近々の課題になっておりますので、その点については、ちょっと年数はかかりますけれども、トイレから外壁とか屋上防水とか、そういうところについては計画的にやっていきたい。それが年数を超えますので、市長とその任期の話はしたんですけれども、ただ、今、そういう方針というのはきちんと持った上で予算計上させていただいているということについては、ご理解いただきたいと思えます。

そういう意味で、公共的空間を広げるという意味で、今の教育委員会の執務室については、一旦暫定的に今のみらい小に移っていただく、職員のほうは負担をかける形にはなるんですけれども、市民の使う空間の充実、また、安全・安心の面での施設の老朽化対策というところについてはしっかりやっていきたい、そういう絵を持った上で予算計上をさせていただいていると。

ただ、それが年数的には結構な、中長期的な形になるということでご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

1. 委員（藤田菜里） この間、例えば庁舎の移転だとか、交野みらい学園の建設、小中一貫校建設とか、そういう事業も経験してきて、必ず基本方針というのがまず示されて、それは議会にも示されて、どんな絵を描いているのか、それに伴って基本設計や実施設計が踏まれていった、予算の概要が見えてきた、こういうプロセスを踏んできた経験があるんです。

それで、今回の今の副市長の答弁で、基本的な方針は持っているという答弁があるのであれば、まず、その基本的な方針を、その絵を議会に示していただかないと、何をもって大丈夫と踏んで予算オーケーですと言えるのかということに、やはり不安です、その進め方は。ということをおっしゃっていただきたいと思えます。ぜひ、その方針を持っているなら、次の全協とかでも結構だと思うので、示してほしいです、ちゃんと絵を。その今答弁された面積的にはいけますとかというものを持っているのであれば、示していただきたいというふうに思えます。

続いて、併せて、令和7年度に公共施設の再配置計画が見直しされると思うんです。その中でも、例えばこの執務室の移転とか将来的なところというのは、再配置計画の中でも見直しをかけて、ひもづけで出て、ちゃんと見直しがかかけられるということでもいいですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 再配置計画の見直しの部分につきましては、一番大きなところは、市役所本庁舎を耐震化して使用する、それに伴って、統合対象であった青年の家のところも利活用していくというところの記述が大きく変わりますというところの変更をさせていただくのがメインかなと。ただ、その中で、他の施設におきましても、現状と計画上の位置づけと異なっている部分もございますので、そういったところの整合は図りたいというふうに考えています。

大きな改定は、5年に1度のタイミングが令和9年度に迎えることとなりますので、そのタイミングで、その時点での公共施設全体の老朽化対策をどうしていくのかというところも含めて、改定の時期がやってくるのかなというふうに理解をしておりますので、まずは、7年度にさせていただくのは、2月の全員協議会でもお話を少しさせていただいたと思うんですけども、今回の本庁耐震化に関連した形で、それぞれの施設の計画と現状というか、考えているところの差異を修正するという作業をさせていただきたいというふうに考えています。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

再度になりますけれども、本来であれば、予算審議の前にそういうものは示していただく必要があったというふうに思います。

改めてちょっと担保したいんですけども、ちゃんとその基本的なイメージ、基本方針というのは議会にお示ししていただけるということで担保できますか。

1. 副市長（良 幸浩） 申し訳ございません。中長期的な形になりますので、このスケジュール感、先ほど市長も申しました、申し訳ないんです、その確約という形ではないんですけども、こういう方針というか考え方を持ってこの予算を計上させているということが、スケジュールとかイメージのところについては、また全員協議会等でお示しをさせていただきたいと考えております。その点については、時期的にはまた調整をさせていただいてと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 委員（藤田茉里） 例えば別館も、今こうして予算委員会をしている場所にもなっています。青年の家の執務室が別館に来たとなれば、ここの3階のスペースは潰れるということになります。なので、こうした、例えば議会を運営していくときに、予算委員会などしていくときのスペースがどうなるのかとかそういうこともひっくるめて、絵を描いていただく必要はあるというふうに思いますので、そうした基本方針というのはぜひ示してください。

予算書の141ページの執務室の移転改修関係設計等の業務委託料なんですけれども、教育総務室の予算というふうに上がっています。建築技師の方とかが教育総務室には今の段階では配置されていないのかなと思うんですけども、令和7年度は、教育総務室にそういう建築の専門的な知識のある職員が配置されるということではないでしょうか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 今現在、教育総務費の予算がついております。次年度におきましても、教育総務、あるいはそこを企画するという課を設ける予定をしておりますので、予算としてはそこで執行することは考えているところです。

ただ、そこに建築技師を配置するというよりは、基本的には、まなび舎整備課のほうに建築士がいますので、その支援を受けながら、予算の執行としては教育総務企画のところで行っていくというようなことを考えているところでございます。

1. 委員（藤田茉里） まなび舎整備課の支援を受けるということなんですけれども、まなび舎整備課

は、学校の補修とか営繕工事というのが整備課の業務の範囲だと思うんです。教育委員会の執務室、庁舎といいますかに当たる部分は、範囲外になってくるというふうに思うんです。予算としては、教育総務室についていると。その改修関係の設計業務としてついていくということになれば、本来は、筋論としては、そこにちゃんとそういう専門の職員を配置して、その人の下で事業が展開されていくということが筋論ではないのかなと思うんですけれども、違うんですか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 例えば建築の専門家が必要な部署にすべからず全てが配置できるというのは、確かに理想かもしれないけれども、今現状でも、例えば、青年の家の改修等につきましては、社会教育課のほうでしておりますけれども、ただ、社会教育課にそういう職員がいるかということとそういうことはございませんでして、財産管理課の支援を受けながらやっているというような形を取っております。

です。ですので、實際上、まなび舎整備課の仕事としてというよりは、まなび舎整備課にいる専門家のほうの支援を受けながらというようなイメージかと考えております。

1. 委員（藤田茉莉） 改めて確認ですが、この事業の主体は教育総務室でよろしいですか、主体。
1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 今回あくまでも執務室ですので、教育機関ではありませんので、本来的なところで、その執務室の改築を教育委員会でするのかということはあるかもしれませんが、ただ、今現在、この本庁舎あるいは別館の工事でありまして、様々なところで様々なことが動いている中で、限られた人材の中、限られた組織の中でやっていくという中で、企画部局とも調整した中で、この件については、教育総務企画のほうで予算を取ってやっていこうということで調整させていただいたところでございます。

1. 委員（藤田茉莉） 改めて明確に、主体は教育総務室でいいんですか。どこが責任の所在なのか、事業主体なのか。調整した結果、教育総務室が主体でこの事業を進めるということになったという理解でいいんですか。

1. 委員長（中谷政人） もうちょっと簡単に答弁。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 当然そうでございます。教育委員会のほうで予算を取っておりますので、教育委員会のほうの決裁を取りながら進めていきますので。ただ、そこには、他部署からの支援を受けながら進めるということでございます。

1. 委員（藤田茉莉） 確かに本当に幅広く様々な事業が一気に進んでいますので、どこかの課に全てをとるところが難しいというところも理解はしますが、少し違和感があるなというふうには思うところです。

そうであるなら、だったとしても、違和感があったとしても、教育総務室が主体であるということであるなら、まず、事務決裁の規定とかそういう部分も、解釈整理をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの整理はもうできているのでしょうか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 例えば教育委員会のほうで、市長部局が本来すべきことをするという場合には、例えば事務委任というような制度、あるいは補助執行という制度がございます。それで、今回のことにつきましては、補助執行という形でしていくのかなと考えております。

1. 委員（藤田茉莉） 補助執行でしていくということだということなんですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのを見たんですけれども、その逐条解説を見ると、

教育計画の一部と解される設計までは教育委員会事務で、建設行為は市長部局事務であるというふうに書かれているんです。

そこの整合が、今答弁いただいた補助執行というところが整合性を取れるのかというところを、もう少し解説いただけますか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 例えば、今回完成いたしました交野みらい学園、ここにつきましても、当然こういう学校を設置するということは教育委員会が進めてまいります。その学校自体を取得する、建築するということですね、これについては、基本的には市長がするということになりますので、市長部局のほうとしてです。

ただ、実際、ご存じのとおり、そこの工事をやっているのはまなび舎整備課のところで所管してやっていますので、基本的にはそういう形だと考えていただければと思います。

1. 委員（藤田茉里） 最後の基本的にはそういう形で考えていただければというところを、もうちょっと掘り下げて教えてください。ごめんなさい、理解できていなくて。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） すみません、基本的にはと、余分なことを言うたかもしれませんが、例えば、言いましたように、交野みらい学園につきましては、市長が取得、建設するということなんですけれども、実質やっているのは、予算としても教育委員会の予算をつけさせていただきまして、まなび舎整備課のほうで担当しているという形でございますので、そういうことをするというところでございます。

1. 委員（藤田茉里） それは、あくまでも学校施設だからだという私は理解をしていて、今度の移転先というのは、もう新年度からは学校の設置条例からは外れる場所で、行政財産というんですか、そういうの、だと思っんです。本来は、学校施設じゃなくなることで、そこがちょっと今の説明と食い違うんじゃないかというふうな違和感があって聞いているんですけれども、それは、学校施設に類するようなものという位置づけのまま維持されるからということですか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 当然、学校施設ではないということは明確やとは考えております。

ただ、そこの、今度事務室になるところがあるとします、じゃ、そこにつきましては、今後管理とかにつきましては、教育総務のところやってくると思うんです。例えば防火管理者を置くでありますとか、電気代を支払うとか、そういうことについてやっていくことになります。

また、もう一点、ちょっとなかなか明確に切り分けられない部分としましては、例えば、今教育委員会のほうにありますグレープという施設がありますけれども、そこについていうと、やはりここが教育施設と考えられると考えておりますので、そういうことも含めまして、先ほど言いましたように人員の話とかもございまして、今回についてはそういう調整をさせていただいたということでございます。

1. 委員（藤田茉里） 分かりました。

公共施設、学校には学校設置条例があったり、公共施設それぞれに設置条例があるんですけれども、交野みらい小跡地になったときに、執務室としてその施設を使うとなったときには、そういう公共施設としての設置条例、何か位置づけていく必要があるんじゃないか、そのあたりの整理も必要なんじゃないかと思うんですけれども、今、答弁で、管理者としては教育総務のほうでなっていくんじゃないかという答弁があったんですけれども、

そういう設置条例を、教育委員会のほうで令和7年度議会のほうに提案をしていただくという流れになるということでしょうか。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 今、その施設自体の位置づけをどんな形にするかというところ、ちょっとまだ明確に決まっていないところがございます。今後、企画財政部局なんかとも調整させてもらいながら、その位置づけ的なことは固めてまいりたい。

ただ、今現状といたしましては、その場所で実際どこまでのことをどういう活用までできるのかということも、今、整理しているところがございますので、その辺が済んだ段階で調整させてもらう話かなと考えております。

1. 委員（藤田茉里） 交野みらい小学校の跡地をどう活用していくのか、有効に活用していくのか、そのコストも抑えながらうまく活用したいという思いは、私は否定するものではありません。

ただ、物事の進み方がどうしても拙速だなというふうな気がしてならなくて、本来であれば、そういう設置条例がどうなるのかとかいうのも、併せてやはり示していただきながら、予算というのはつけていくべきものではないかというふうには正直思うところです。ぜひそのあたり、管理者が一体本当に教育総務室になるのか、それとも市長部局になるのかとか、そのあたりの整理も令和7年度きっちりしていただきたいというふうに思います。

次に、いきいきランドの体育館の改修に伴う代替施設として、交野みらい小跡地の体育館を利用されるということで、その部分で使用料は取るのかどうか、そのあたりどうですか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。

こちらのほうの使用料につきましては、現在、学校開放事業に関する使用料がございます。そちらのほうを準用していただきたいと考えております。

1. 委員（藤田茉里） それは、この間、補正予算審議のときに、使用料の部分も審議させていただきましたけれども、学校の設置条例の中にない施設となる中での準用は可能なんですか。

1. 生涯学習推進部長（西岡浩二） すみません、補足になりますけれども、学校ではない施設を学校開放事業ということはないと思っておりますので、あくまでも施設開放事業という、当部、生涯学習推進部の事業化をして、結果、その運用を準用するという形を取らせてもらいます。

1. 委員長（中谷政人） 藤田委員、改めて資料のページ数を示してもらっていいですか。

1. 委員（藤田茉里） これは、参考資料の部分で書いていますので。

1. 委員長（中谷政人） 何ページですか。

1. 委員（藤田茉里） 182ページの参考資料のところに、総合体育施設の改修に伴う代替施設として、交野みらい小学校跡地を活用した開放事業を行うということで、施設開放事業としての予算も上がっています。2千142万5千円、そこに伴っての質問です。

1. 委員長（中谷政人） 続けて質問してください。

1. 委員（藤田茉里） 開放事業としてやるということなんですけれども、それは正攻法なのか。本来、それ部分の条例をつくっておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、大丈夫ですか。

1. 生涯学習推進部長（西岡浩二） 本来、複数年かけて活用していくとなると、当然その条例設置というのは必要なのかな、使用料がかかってきますので、必要なのかなと思っております。

ただ、やっぱり1年間という暫定という形で使わせていただくということで、あくまで

も実施要領という形で事業化した上で、その運用に関しては、学校開放事業のほうを準用するという形を取らせてもらっています。

1. 委員長（中谷政人） ほかにご質問ありますか。

1. 副委員長（安部敬子） 参考資料の193ページ、スクールローヤーの導入について、いじめや虐待、暴力行為、不登校の諸課題についてというところがあるんですけども、もう少し詳しく教えていただきたいです。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

本事業、来年度から新規で立ち上げたいと思っております。

本事業につきましては、本年度の実績から申し上げましても、市の顧問弁護士であったり、緊急の要請による活用で、府が連携する弁護士を活用することができるんですけども、本年度も既に10数回の活用をしているところです。ただ、これはかなり絞った件数となっております、やはり保護者からのニーズの多様化であったり、法に照らして学校の適切な対応というものについては、その都度確認が必要であるという事例が増えてきておりますことを受けまして、来年度につきましては、大阪府弁護士会の推薦を受けた弁護士事務所と契約を結ぶことによって、月5万円、年間60万円で、これ無制限です、相談であったり、作成した文書の確認等で活用ができるというふうに考えています。

1. 副委員長（安部敬子） 学校とか教員を守るというのも大切な視点だなと思うんですけども、これは、保護者とか子供、当事者からの相談というのはできないのでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

本事業の相談の主体は、教育委員会の職員または学校の職員というふうに考えております。

これは、学校、教育委員会組織を守るということではなくて、やはり我々は全て法令に基づいた適切な対応ということが求められますので、過剰であると考えられるようなニーズについても、やはり法令に照らすと対応が求められるということも中にはございますので、そのあたり、法の専門家と調整をした上で適切な対応ができるようにということを考えているものでございます。

1. 副委員長（安部敬子） ありがとうございます。

1点懸念するのが、法を遵守、守る、大切なんですけれども、何か学校を守るというのが第一優先になったときに、子供たちとか保護者に不利益が出るんじゃないかなという懸念は、個人的に持っているところはあるので、当たり前のことではあるんですけども、子供の権利第一優先で運用をお願いします。

続いて、実施計画の35ページの中段の学校教育活性化推進事業とあるんですが、これがどういうことに使われているのかを教えてください。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

本事業につきましては、各学校がそれぞれ特色のある事業を行うために措置をしているというものでございます。

費目につきましては、例えば教職員研修を行う際の研修講師謝礼の報償費であったり、消耗品費、また、教職員が外部での研修に参加する際の負担金等を含むものでございます。基本的には、児童・生徒の数によって案分するというものにしておりますけれども、各学校によって特色ある事業を行うという分につきましては、こちらで精査をして配当してい

るというものです。

1. 副委員長（安部敬子） 児童・生徒によって案分とあるんですけれども、1校当たり大体どのくらいで配分されているんでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） 一定子供たちの数を基本としているところから、学校の規模は、学級数も全く違いますので、1校当たり幾らということは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、一定の配分の割合で配当した上で、各学校で、この部分については来年度必要なので欲しいという計画書が上がってきた分については、こちらで精査して配当しております。

1. 副委員長（安部敬子） この実際の令和4年度、5年度、6年度を見ると、計画に上がっている事業費を全て使っているという状況で、とても学校さんにとっても必要な予算かなと思うんですけれども、令和7年度はどうして下がり、少しなんですけれども、減っているのはどうしてでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

各学校が、一定その裁量でもって自由に使える予算というのが限られておりますけれども、その大きな部分を占める一つであるというふうに考えておりますが、もちろん市全体の財政状況もございますので、そのあたりの関係はあるかなというふうに思います。

1. 副委員長（安部敬子） 市全体の事情はもちろんあるんだろうと思うんですけれども、とても必要だから使われているのかなと思うので、安易に削るべきでなく、ぜひ予算の増額も検討していただくように要望します。

1点ちょっと気になるのは、この活動指標が、ほかに評価するものがなかったのかなと思うんですけれども、どうしてこの活動指標が目的とうまくリンクしていないように感じるんですけれども、その点はどうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

本事業につきましては、成果をはかるということが若干難しいというふうに考えておるところですけれども、やはりまず本市での学校教育においては、心を育むということの一つの柱として取り組んでおりますことから、まず、学校では人権教育を充実させるということも踏まえて、研修であったり各学校での取組を充実させるということは、根本にはしております。

1. 副委員長（安部敬子） ありがとうございます。ぜひ予算の増額の検討をお願いします。

あと、もう一点だけ、実施計画の222ページに、児童・生徒支援ルーム、グレープの充実、あと、多様な経験というふうに書いてあるんですけれども、これ、どのようにされるのか教えてください。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

本市教育センターに設置をしております児童・生徒支援ルーム、通称グレープにおきましては、これまでは過去に適応指導教室という名称で運営をしておりましたが、教育機会確保の施行などを受けまして、やはり学校復帰ではなく、社会的自立を求めるということを目標として取組を進めております。

ということから、学校に何らかの理由で行っていない子供たちについても、体験学習、体験をしてもらいたいというふうな思いを込めまして、この2年間ほど、理科の実験教室であったり、給食センターの協力を受けまして、給食センターへの遠足といいますか視察

といいますか、給食の試食を行ったり、また、他課の協力も得まして、週1回体育館での体を動かす運動など、そのような体験学習の取組を行っておりまして、来年度もさらに拡充していきたいというふうに考えます。

1. 副委員長（安部敬子） 拡充して、体験もぜひ増やしていただけるのはありがたいです。

グレープも、さっき出たみらい小跡地に移転するかもしれないんですけども、現状として、小学校1年生から利用できるはずと思うんですけども、実際には、行って座って静かに学習するでないと、利用が難しいというふうに、市民さんからの声も踏まえつつ、そういうふうに私自身感じているので、できれば、いろんな、低学年でも利用できるような施設というふうに考えていっていただきたいと思います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに。

1. 委員（松永隆太） よろしくをお願いします。

実施計画書の19ページ、青少年育成の指導及び振興等の活動支援事業というところで、令和3年度から、90回からどんどん減って行って、今回半分になっていると。回数、実施計画の活動回数が半分になっている、この要因についてお聞かせください。

1. 青少年育成課長（西口香苗） お答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、青少年指導委員会の活動と子供会育成連絡協議会の活動についてを活動回数として上げさせていただいております。

子供会育成連絡協議会についてですけれども、今年度をもって解散する見込みとなりましたので、活動回数につきましては、こちらを抜いた額を記載させていただいているところでございます。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。

非常に残念やなところなんですけれども、その代替案みたいなもの、地域のコミュニケーションとかが取れるところがどんどんなくなってきている、子供会さんとかもなくなってきているという現状の中で、市、教育委員会等々からのコミュニケーションが取れる場所というのもこういう活動場所になるのかなと思うんですけども、そういう何か集まりみたいな、この代替案みたいなのは、今、あるのかないのかだけお聞かせください。

1. 青少年育成課長（西口香苗） お答えさせていただきます。

交野市としまして、子供会育成連絡協議会は解散する見込みとなっておりますが、地域の単位子供会の活動は続けられるということをお聞きしておりますので、引き続き子供会のほうで事業等を継続していただけたらと考えております。

1. 委員（松永隆太） 分かりました。

ちょっと市のほうとの関わりのところをもう少し取れるような形でやっていただけたらなと思います。

続きまして、実施計画書の37ページの生徒指導（相談）の体制の充実というところで、いじめの解消率が100%ということで、ものすごいことやなと思うんですけども、この目的・概要のところ、スマートフォン、タブレット端末、SNSのネットトラブルの対策を図るという形であるんですけども、これ非常に見えづらい問題かなと思っていて、解消率だけでは見られないところはあると思うんですけども、そのあたりどういう捉えをされているかお聞かせください。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、いじめにつきましては、一定100%の解消率で各学校、いじめの件数については増加傾向ございますけれども、その全てに適切にきめ細かく対応するというところでやっております。

ただ、その中で、スマートフォン、タブレット、SNSを活用したいじめというものは、件数としては大変少ないですけれども、あるのはございます。まず、学校単体で把握することが難しい件ではありますので、保護者との連携も非常に大切になってくるかと思えますし、場合によっては、いじめについてももう即警察との連携ということも、交野警察ともお話しさせていただいていますので、保護者の方とも連携しながら、場合によつたら警察の力も借りるといふこともしながら対応しているところですが、現時点においては、各学校の中での指導で対応できているという現状がございます。

1. 委員（松永隆太） 分かりました。

私どもの中でも、やっぱり学校には見えていないけれども、保護者の中であるという話も実は回ってきていたりということはあるので、学校に相談を保護者がしやすいというか、こういうことがあったら言ってくださいねということでも声かけていただくとか、そういう連携の中で、先生にやっぱり相談しにくいということもあるみたいなので、どういふふうにしてそういう意見を回収するのかわかるという方法も考えてやっていただけたらなと思えます。

続きまして、実施計画書の46ページ、就学援助のところの話なんですけど、去年度、1千人に対して1千人というので、きっちりした数字になっているので、これは何か1千人という上限があるような形でしょうか。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えいたします。

これ、まだ現在、確定していないので、一応予定の数を上げています。申し訳ございません。

1. 委員（松永隆太） 分かりました。では、大丈夫です。

あと、全体的な予算の中での、学校の中での予算の話なんですけれども、ページ数、ごめんなさい、ないんですけれども、先ほども出ました学校の裁量によってある程度自由に使える予算だということ、恐らくこの中に多々あるのかなというところがあるんですけれども、その中で、先生たちと話していると、予算が足りないというところを聞いたところがあるんですけれども、教育委員会の捉えとして、ある程度ほかのものにも使える裁量を持たせた予算というところで、ただ、学校としては、この部分の予算が足りないということで私たちに相談されたりというのはあるんですが、その辺の捉え方というか感覚というのは、どういふふうにお考えかお聞かせください。

1. 学務保健課長（坂元智紀） お答えします。

基本、学校には、備品・消耗品等配当予算として、配当させていただいております。基本的なその項目についての使用をお願いしているところではありますけど、このものが足りないというときであれば、流用等、特別な理由がある限り認めている場合もあります。

1. 委員（松永隆太） その流用のところは、私も柔軟にできるというところでは、その視点ではすごくいいかなと思うんですけれども、この流用によって、本当にどの部分がどの学校に足りていないのかというのが、本当に見えてこないような気がしてなりませんので、そのあ

たり、流用は認めるんだけど、本当にその学校にとってどこが足りないかというところが、予算上やっばり見えてこない。決算上も見えてこないというところがあるので、そのあたりが、この予算ベースではなかなか見られない、決算ベースでなかなか見られない実情というところをちょっとしっかり確認していただいて、予算の増額といっても、どこに充てるのかということも含めて、検討、調整していただきたいなと思います。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（山下千穂） よろしく申し上げます。

先ほど他の委員からもございましたけれども、スクールローヤーの活動事業について、もう一点確認をさせていただけたらと思います。

1. 委員長（中谷政人） ページ数を示してください。

1. 委員（山下千穂） すみません、参考資料の193ページです。

先ほどの相談方法についてですけれども、学校側は、教育委員会を通さないとこのスクールローヤーさんに相談できないのか、それとも直接相談することができるのかお教えいただけますか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えをいたします。

基本的には、各学校から申請を上げさせた上で、我々も内容を把握した上で相談、相談についてはもう直接できるような形を考えておりますけれども、一定の手続は踏むことが必要であるというように考えておりますけれども、過度な負担にならないような、今、調整をしているところでございます。

1. 委員（山下千穂） 相談される際は、電話とかメールとかでも対応していただけるのでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えいたします。

相談については、そうですね、通所による、面談による相談も可能ですし、電話、メール等でも可能だというふうに確認しております。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。

そうしましたら、すみません、次、参考資料の192ページ、小学校の1、2年生における30人以下学級についてお尋ねいたします。

市費の負担配置教員が6人ということですが、5校に対して大体満遍なく1校にお1人という形ということは大体よろしいでしょうか。

1. 指導課長（大隅昌之） お答えをいたします。

国の事業として、既に小学校につきましては35人以下学級を実施されておりますので、30人以上35人未満の子供たちが存在する学校が対象ということになりますので、もう既に35人を超えておりますと、国の費用によって2つの学級が存在するという形になりますので、満遍なくという形ではありませんけれども、対象の学校に配置するというところでございます。

1. 委員（山下千穂） ありがとうございます。

府内初ということで6年度から実施していただいておりますけれども、本当に低学年の児童にとっても確かな学力と生きる力を育てているということで、現場からも喜びの声を聞いております。また、令和8年度も、3年生に向けての拡充を楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

1. 委員（岡田伴昌） よろしく申し上げます。

予算書の142ページの真ん中ぐらいなんですけれども、校内LAN環境等整備委託料というのがあるんですけれども、これどういった事業内容かお聞かせください。どういった内容かだけ。

1. 委員長（中谷政人） もう一度、項目を言ってもらっていいですか、岡田委員、分かりますか。

1. 委員（岡田伴昌） 142ページの真ん中ぐらいです。校内LAN環境等。

1. まなび未来課長（花田睦美） お答えいたします。

校内LAN環境整備ですけれども、こちらは、各学校、みらい学園以外の全小中学校の校務用教職員の校務用のパソコンのLAN線の整備を実施させていただきます。

1. 委員（岡田伴昌） ありがとうございます。

この前、令和6年では、また違って、校内統合という形で、前年度も学校統合LAN整備委託料というのが入っていたんですけれども、それとはまた違う事業になるということですか。

1. まなび未来課長（花田睦美） お答えいたします。

令和6年度は、みらい学園のLAN整備のほうで計上させていただいておりました。

1. 委員（岡田伴昌） ありがとうございます。

これはもう、じゃ、先生用、教職員用ということで、いろいろ昨年度からあったと思うんですけれども、一部学校の電波状況が悪いとかそういうところで、解決していかなければいけないというのがいろいろ上がっていたと思うんですけれども、そこには絡んでくるのでしょうか。

1. まなび未来課長（花田睦美） お答えいたします。

電波状況というのは、タブレット、GIGAスクールでの子供たちが使える学習用のタブレット端末のことで、こちらのLAN整備というのは、教職員、先生たちが校務用で使われるLAN整備になります。

1. 委員（岡田伴昌） そしたら、計画書のほうの44ページで、学校ICT環境整備事業とあるんですけれども、これによって、子供たちが使うGIGAスクールのほうのICT環境が補綴されるというか、強化されるということはあるのか、お聞かせください。

1. 委員長（中谷政人） もう一度質問を言ってもらっていいですか。

1. 委員（岡田伴昌） 44ページの学校ICT環境整備事業のほうで、子供たちの使うほうの環境をよくするという予算は組まれているのか。

1. まなび未来課長（花田睦美） お答えします。

子供たちの使われる学習用のタブレットは、43ページのほうの未来の教育ICT環境整備（NEXT）推進事業のほうに含まれております。

1. 委員（岡田伴昌） 環境整備、委託されたりしていますので、ぜひタブレットの電波状況がよくなるようには改善していただくようお願いしておきます。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） 質疑の途中ですが、ただいまから午後3時まで休憩をいたします。

（午後 2時54分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

1. 委員長（中谷政人） それでは、再開いたします。
引き続き、Dブロックの質疑を行います。
補足の説明をいただくということです。
1. 生涯学習推進部長（西岡浩二） すみません、先ほどの藤田委員の施設開放事業の関係で、補足として、この場をお借りして追加でちょっと説明させていただきます。
根拠としましては、先ほど実施要領を定めるというその前段に、交野市行政財産使用料条例の目的外利用という形で位置づけしたもので、実際運用に関しては実施要領で定めるという形を取っております。
1. 委員長（中谷政人） それでは、質疑はございませんか。
1. 委員（黒田 実） 参考資料143ページの中跡地施設整備検討業務委託、これ一中跡地の活用についてさらに調査をしてみたいという予算です。
確認をしたいと思います。寺作業所跡地で検討を進めてきたスポーツ施設とあります。
このスポーツ施設とはもう具体的に決まっているんですか。
1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。
スポーツ施設につきましては、テニスコート及びアーチェリー場ということになっております。
1. 委員（黒田 実） 当然これ、寺作業跡地というものは、それまでの活用から空き地になったのでということで、一定そういうスポーツ施設を検討してきたというのは理解しております。
経緯も私は知っております。
ただ、今回この第一中学校跡地のスポーツ施設というのも、これやっぱりテニスコートを指しているのでしょうか。
1. 社会教育課長（佐伯尚之） はい、そのとおりでございます。
1. 委員（黒田 実） 一定議会のほうでは全協等々で方向性は示していただいておりますが、昨年の全協今年明けの全協かで、一定その方向性を踏まえて地域住民の説明会あるいは団体の意見も入れてという、これを今年度中にするという、住民説明会はなされたんですか。
1. 財産管理室次長兼財産管理室課長（森下 真） お答え申し上げます。
たしか黒田委員の今のご指摘は、2月の全協のときに、一旦財政見直し10億に対して15億程度の寺作業所のお金がかかるというところで、寺作業所跡地については防災広場としての整備、また一中校区についてはテニス、先ほど佐伯課長のほうからも答弁させていただいたテニスコートを基準としたスポーツ施設の整備を進めたいということで、計画をする中で進めていく、また、来年度に向けて地域の方々のご意見、団体さんのご意見、また集約をさせていただく中で取りまとめた上で、各市民さんのほうにまた周知を図っていくということでしたので、まだ今現状として、住民説明会を行っているという現状はございません。
1. 委員（黒田 実） 取りまとめた段階でというか、私の資料の読み違いかどうか、今年度中に住民説明会を開く、あるいは地域、団体も含めていろいろとご意見を伺うと、そういう趣旨のことを書いていました。それで、それも踏まえてということ。ですから、もし住民説明会を開催している等々であれば、実はそこでどんな意見が出ていたんですかというのをお聞きしたかったんですけども、開催をしていないということを確認いたしました。
テニスコートについて、じゃ、それがいいとか悪いとかの判断を今現在私はするつもり

はありませんが、ただ場所、ロケーションからすると、今までの寺作業跡地とは全然また違う場所の跡地活用なのです。ということになると、当然スペースの広さ等々もあるにせよ、これは、じゃ、テニスコートをなぜあそこに造らねばならんか等も含めて、やはり検討はしなくちゃならないと私は感じているところです。

じゃ、あそこにテニスコートを持ってくるというのは、これは、もう寺作業所で検討してきたのをそのままスライドさせているという理解でいいんですか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答え申し上げます。

寺作業所で今まで進めておりました検討、それと、それが15億とかという話になっておりました。その中で、第一中学校でしたならば、どんだけの費用がかかって、どういった検討がほかにできるのかということ、今回の一中跡地施設整備検討業務委託の中でさせていただくこととしております。

1. 委員（黒田 実） いろんな活用を検討していかないといけないと思いますし、それぞれの団体もいろんな思いを持って、スポーツや文化活動や、やっていると思います。ただ、今日のところは、じゃ、この一中跡地においてこれまでの経緯があるにしても、そこに、スポーツ施設と今表現しますが、テニスコートありきというのは私はちょっと疑問を感じております。

地域にとって、例えばもっとフリースペースの広場が必要だ、そんなのはどうなんだ、そういった声も出てくるかもしれません。住民説明会を開催しておられませんので、今日のところ何の具体的な議論もできないんですが、今日のところは、これを今後、具体的にさらに一中跡地で調査、検討するということですが、それは、やはりもう少し広く住民の皆様や団体の皆様方の意見もしっかりと踏まえた上で検討していただかないと、スポーツ施設としてのテニスコートありきというのは、これは、もう住民の意向を酌んでというような形ではないというふうに言わざるを得ないということでもあります。

ちなみに、今現在、私部公園にテニスコートがあります。ここに、仮にですよ、テニスコートを造ったとして、あそこの私部公園のテニスコートはどうなるんでしょうか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。

基本的には、私部公園のテニスコートに代わっての第一中学校または寺作業所のテニスコートの整備と考えております。

ですので、そちらのほう整備されましたら、次、現在のテニスコートのほうの新たな更新しないというところで、新たな整備を進めていくことを考えております。

1. 委員（黒田 実） すみません、ちょっと質問の仕方、要は、現私部公園テニスコート場は、もし仮に一中跡地でテニスコートを整備されたら、常識的には、残すのか、あるいはそれをまた、現在のテニスコートをどうするのかということをお聞きしているんです。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） すみません、新たに整備された場合は、現在のテニスコートを残すことは考えておりません。

1. 委員（黒田 実） じゃ、テニスコートじゃない使い方をすることなんだろうが、要するに廃止すると。じゃ、どのような活用を考えておられますか。

1. 委員長（中谷政人） それは考えているんですかね、できないんですかね。今回の資料では、跡地活用は載っていませんので。

1. 委員（黒田 実） いや、委員長、すみません、私の質問の趣旨は、これはテニスコートを想定し

ているということなので、じゃ、それであれば現施設はどうなるのかということ、廃止するということなので、ほんならその先、廃止された後はどうしようという考え方、方針はあるのかということのを聞いているわけであって、直接的な質問じゃないですけども、要は、その先、どういう絵が描かれている、あるいは具体的にどのような検討をなされているのかということを確認しているということでご理解いただきたいと思います。

1. 委員長（中谷政人） 検討とかはされているんですかね、その後。

1. 生涯学習推進部長（西岡浩二） 寺作業所で進めてきた段階においても、私部公園グラウンドのテニスコートと倉治公園のテニスコート、これは集約化していこうというので、それぞれのテニスコートの課題というのがございましたので、駐車場がないという課題がございましたので、その跡地につきましては、駐車場というのは継続しているものと考えております。

ただ、その整備、跡地を駐車場整備する場合に、いろいろコストがかかるという形になるのであれば、例えばボール遊び広場にしていこうじゃないとか、そういうのは今後検討していく必要があるのかなとは思っております。

1. 委員（黒田 実） これはあくまで一中跡地施設整備検討業務委託ということなんですけれども、それに関連するこれまでの既存のテニスコート等々の活用、駐車場にするなり何なりすると、そういった考え方は示されていますけれども、これ多分もうワンセットで示していただかないと、やっぱりこっちはこれで造ります、その後については今検討ですというのでは、ちょっとやはりなかなか将来的にどうしようとなさっているのかということが示されないで、やはりちょっと判断材料として欠けているというふうに言わざるを得ませんので、この業務につけてそこも検討されたしということではない。なかなか難しいと思うんですが、やはりテニスコートというのであれば、既存のテニスコートをどうされるのかということもしっかりとまた示していただきたいというふうに考えております。

委員長、続きましていいですか。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 委員（黒田 実） 参考資料182ページで、先ほど藤田委員のほうからいろいろと質疑されて、一定その中身についてお聞きした中でやはり疑問を感じたところなんです、藤田委員の指摘に対しても、さらにあえてということではありませんが、ただ、先ほど面積的には数字的に、現教育委員会執務室スペース、すなわち職員さんの机と椅子がある部屋の話をしておられるんでしょう。それだけで執務が全てできるというわけではないと、私は考えております。

要は、いわゆる教育委員会としての庁舎機能、庁舎を広く捉えて、いわゆる庁舎機能を果たせるのかどうかという視点、それはもう藤田委員からも指摘がありました。さらに付け加えて言うならば、やはり駐車場、来庁者だけじゃない、教育委員会に従事する職員さんが日々使う公用車等々もどうするのか、つまりこの本館別館で、青年の家、教育委員会も集約してやるということに対して、まあ感覚的に言うと、これまでも既に手狭なこの庁舎スペースでそれが現実的にできるなんてことは私は考えられない。

先ほどの説明では、執務室、机、椅子スペースの面積だけしか提示されていませんので、藤田委員からは早急に示されたしということですが、残念ながら、指摘をしておきます。その中で、今のタイミングで執務室を移転して、その後のことはまたそういう可能性も含めてまた検討しています、また提示しますでは、なかなかこれをゴーサインするには、非

常にタイミングとしてはなかなか議会としては判断できない、私自身としては判断できないところだということを指摘しておきます。

委員長、もう一ついいですか。

1. 委員長（中谷政人） はい。

1. 委員（黒田 実） 参考資料187ページの小学校の体育館トイレ、これ、現場を私は詳しくは確認していないんですが、このトイレ改修によって、これは当然避難所という位置づけもあるわけですから、通常は大体子供用のトイレというイメージなり印象が私はあるんですけども、当然これ避難所用にも大人が使えるようなトイレとか、そういったことも想定しての改修なんでしょうか。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

学校のトイレ、この187ページの藤が尾小ほか1校、私市小になるんですけども、いわゆる体育館のトイレの改修工事になります。体育館の中にありまして、外側からと中からと両方使える形のトイレになるんですけども、学校のトイレにおきましては、便器の大きさというのは、全て大人用のサイズを用いていますので、特段小さい子供用であるということはないですので、これは全ての学校で統一して、大人と同じ工事をしております。

1. 委員（黒田 実） 分かりました。

ということであれば、通常は主に使用するのは子供たちを想定するにしても、有事の際には大人も活用できるサイズだと。

かつ、この改修によって、これもスペースの関係もあるんでしょうけれども、仮に、例えば今5つがあるところを少し増設するとか、そういった考えというか改修の中身について、増設も考えていますということなのかどうかについてもお聞かせいただきたいと思えます。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、体育館の室としてのトイレの大きさが決まっておりますので、その中で配置を考えていくことになります。昔のトイレは和式でブースを取っておった加減で、かなり小さくなっておりました。その加減で、今回洋式に変えますので、これ残念ながら、1減ぐらいには、ちょっと正確な数は今、忘れたんですけども、1減ぐらいにはなっていますので、女性でいえば3ブースぐらい、男性の洋式便器で2ブースぐらいは取れる大きさになっていたかと思えます。

1. 委員（黒田 実） そうすると、これ、各学校の体育館の今のトータルのトイレスペースによって、実際ブースというか便器の数というか、それもまちまちになると思うんですが、今のご説明だと、ちょっとやっぱり今までの便器数からいくと減るという考え方。学校によってまちまちやと思うんですけども、例えばこの藤小の場合、今5つあるのが例えば3つになりますとか、今の説明、具体的に言うと、もう今日これはいきなりの話なんですけれども、今後、全部の学校を改修していくじゃないですか。ではないんですか。

大体どれくらい減るんですかね。要は、防災時を考えると、増えたほうがいいんですけども、今回の改修によっては減る。大体どれくらい減るという、もう大体で結構です。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

減る便器の数に関しましては、恐らく1つではないかと。それぞれ男子のブース1つ、

女子のブース1つが減るのではないかと想定をしております。

1. 委員（黒田 実） すみません、例えば男子の場合は、ごめんなさい、細くなるんですけれども、現場を見たら分かる、小便器と大便器があるから、女性の場合は、減ると言うたら、ああそんだけ減るねやと分かるんですけれども、男子の場合はちょっと分からないんで、それでもやっぱり減るんですか。

1. まなび舎整備課長（草野将明） ちょっと今、まだ図面が全部出来上がっておりませんので、正確な数をお答えできないんですけれども、小便器の数も1つ減ぐらいにはやむなくせざるを得ないかなと考えております。男子の洋式便器のほうも、1つ減りまして、2つぐらいになるのではないかと考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） では、予算書の155ページ、それから参考資料170ページ、あと、追加させていただいた資料の18ページ以降の星の里いわふねのシャワーブース設置可能性調査、あと設計業務委託というところで質問させていただきたいんですけれども、参考資料を見ると、避難施設として防災機能の強化を図るためと。

先日、視察にも行かせていただいて現場を見させていただいて、その状況を踏まえて、避難施設としての防災強化というところで、そのときも説明をいただいたんですけれども、その上で確認なんですけど、まず、ロッジ部分は避難所の指定の範囲に入るのか、改めて確認をしたいんですけど、危機管理室が今、来ていらっしゃるんで、本来危機管理室の答弁になると思うんですけど、答弁できますか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。

ロッジ部分は避難所の範囲に含まれておりません。

1. 委員（藤田茉里） 避難所の部分の範囲に含まれておりませんと明確にいただいた上で、今回、避難所の部分に含まれているところの防災強化として、シャワーブースの増設とかは理論上成り立つと思います。ただ、参考資料を見ると、ロッジの宿泊定員が100名の施設で、宿泊者向けのシャワーブースが男性用4か所、女性用4か所で書かれているんです。

それで、ロッジも見させていただいて、確かに古くて、ここを使うのは利用者としては嫌だなという印象を受けるので、ロッジとしての改修をするということは必要性は感じますが、今回のこのいわふねのシャワーブース設置可能性調査設計業務委託費の部分に、ロッジ部分は含まれているという想定で計上されているという認識なんですけれども、それでいいですか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） この設計業務の中には、レクリエーションセンター部分の設計を含んでおります。ただし、おっしゃられる、ロッジに係る天体研修センターのほうのシャワーブース、そちらのほう、どのようなことをしたらできるのか程度の検討ぐらいのイメージでは含ませていただいているところはございます。

1. 委員（藤田茉里） 含む必要があるんでしょうか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） あくまで可能性のところを確認させていただくところになります。これに金額がどのくらいそれにかかるのかというところは、個別には出していないんですけど、基本ベース、レクリエーションセンター部分のシャワーの設計というところでさせてもらっていますので、ちょっと口頭でお伝えさせてもらっている程度のところでございます。

1. 委員（藤田茉里） この立つつけが、避難施設としての防災機能の強化を図るためなんです。今ま

では避難施設としてという設定がなかったもので、集客を増やすためとか、この星の里いわふねを中心としたエリアの魅力を高めるためには、シャワーブースの改修なりが必要だという立てつけでこられていて、今回新たに防災機能というのが付け加えられて、予算計上されて、ただ、ロッジの部分は避難所指定されていないわけです。

そこでまず大きな矛盾があると思うので、この予算執行に当たって、ロッジの部分まで含めるということは、私はいかがなものかというふうに思っているんです。参考資料を見ると、そう書いてあって、じゃ、生涯学習の部からロッジの部分まで含めて、もう古くなっているから、ロッジの部分も含めてシャワーブース室の改修をこの際どうかという、そういう事業を提案された流れなのか、非常に違和感を覚えるので、そのあたりの事実経過を、まず教えてもらえますか。どこから出てきた話ですか、これは。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。

もともとそのシャワーブースがいろいろ問題を抱えていたところは、生涯学習推進部で持っていたところでした。改めて、過去に星の里いわふねの魅力の創設というところ、にぎわいの創設というところを議会のほうから指摘のほうを受けておりました。

それで、今回、指定管理の事業者を募集したとき、指定管理の事業者からもシャワーブースの設置というところを提案いただいておりました。また、指定避難所という話も出てきた中で、全てが合わさって、まずシャワーブースの設置が必要であるというところ、また、市長のほうからも指摘を受けたところございます。いろんなアンケートでも、シャワーブースが少ない、なかなか上は古くて入れないとかいうところ、市長のほうも受けておられたところがあるということで、こちらのほうにも話がありました。

それで、今回、防災の指定なったことから緊防債の活用というところで、我々生涯学習側から、指定管理の提案を待たずして速やかに行っていきたいというところで進めてきた事業でございます。

1. 委員（藤田菜里） 改めて確認ですけれども、ロッジの部分のシャワーブースの改修も含めて検討したいというのは、生涯学習部から発信されたということでもいいですか。改めてそこを明確にください。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） すみません、ロッジの部分というところが、ロッジの宿泊者のためにという意味でしょうか。

1. 委員（藤田菜里） 避難所指定になっていない部分ですので、そう考えれば、ロッジの部分のシャワーブースは、防災機能の強化というよりは宿泊者のためというところが大きくなると思います。そこが指定避難所になっているなら、防災強化というのは成り立つと思うんですけれども、そうではないという明確な答弁があったので。

1. 生涯学習推進部長（西岡浩二） あのエリアは、委員もご承知のとおり、かなり規制が強いところでございます。当然その魅力創出の集客の促進という意味で言えば、当然ロッジの中にシャワー室なり、トイレも含めてですけれども、設置されるのが理想というのは理想なんですけれども、ただやっぱり法的なところでいきますと、なかなか難しいところもございまして、では、じゃ、今現状設置されているスポレク本体のシャワー室であったり、天体研修センターのシャワー室であったり、このあたりを何とか改修して、防災の観点も含めながら集客というところも見据えて、緊防債、有利な国債を活用して整備していきたいというふうには考えております。

1. 市長（山本 景） 再度答弁申しますと、あと、この事業に関しては、防災だけのためにやるというわけではないということでございまして、防災だけではなく、記載のとおり、魅力の向上を高めるためにもやる事業でございます。そのため、防災のためだけではないので、それに関しての可能性の調査をする★音声メイン②00:28:39——、魅力向上も含めた可能性調査をすることにはなります。

したがいまして、やはりシャワーとかの利用を単純に考えると、やはりもうわざわざ外まで行って、もしくは天体研修センターまで行ってというよりも、ロッジの中でシャワー等を浴びれるほうが本来だったらいいのだと思います。ただ、それが技術的に可能かどうか、貯水槽とかそういった問題があったり、もしくは当該場所はガス管が通っていないので、プロパンガスじゃないとガスが利用できない、いろんな課題がありますので、一旦避難所指定がされていないロッジとかも含めて、可能性の調査は実施をいたしまして、可能性の調査を実施した後に、設計をする範囲というのをまた改めて選定をいたしまして、市としての方向性については決めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

1. 委員（藤田 菜里） 星の里いわふねエリアの魅力を高める、集客を増やすという目的で、指定管理をせず市がやっている事業ということであれば、まだ理解はできます。あくまでも今回出てきた部分については、市がやると言って、その理由づけで、避難所施設として防災機能の強化というのを付け加えて出されています。そのときに、市長が今言われたみたいに、いわふねの施設本体の部分、私たちも視察行かせていただいて、実際見て、あそこの体育館横のシャワーブースが改修されるというのは、それは防災機能の強化に資するものだというふうに私も理解して、視察で見させてもらいました。そこは、必要性あるかなと、理かなっているかなというふうには理解します。

ただ、ロッジの部分は、やはり急な坂を上らなくちゃいけない、どろどろになる可能性がある、視察のとき雨が降っていましたが、あそこを雨の中高齢者が坂を上って本当にシャワーブースに行けるだろうかと、いろんな条件を考えたときに、防災機能強化として、あそこのロッジのシャワーブースまでをそもそも調査する必要性があるのかなというふうには、率直に感じたところです。

それは申し上げておいた上で、請求資料の19ページを見ていただきたいんですけども、指定管理者、事業者を決定するときの現在の事業者から提案されている事業計画書の抜粋を出していただきました。その19ページのまず一番上に、施設利用促進、括弧として、環境改善を含めた集客促進策に関する方針や政策についてというふうに書かれています。これは、事業者側が指定管理を受けることとなった場合には、我々事業者側がこういう環境改善を含めて、集客促進をしていきますという、主体は指定管理者側だということの意味する記載だと理解をします。

次に、26ページを見ていただきますと、その環境改善を含めた集客促進策を具体的にどんなことを提案されているかというのが載っていて、その2つ目に、ロッジのユニットシャワー設備の設置で、写真もつけて載っているわけです。事業者の事業として提案をされています。

次に、35ページ、この資料を見ていただくと、指定管理者の候補者選定委員会の概要を出していただきました。その中の中段部分には、事業内容と書かれていて、ロッジにユ

ニットシャワー設備の設置と記載されていて、下段のところには、第2回目の選定委員会において、こうした事業提案も含めて事業者側からプレゼンがされて、ヒアリングを行っているということで、その上で指定管理者の決定プロセスを踏んでいったという流れが書かれています。

最後のところ、下段の一番最後のところですが、委員の主な意見のところ、現状の課題を把握した上で設備の投資計画が提案をされていたという、評価されたポイントとして記載が書かれています。それを踏まえて、その行政プロセスを踏んだ上で、自主事業提案の内容も含めて評価を受けて、教育委員会として指定管理者を今の指定管理者がいいということで決めた上で、議会に提案がされて、議決を受けて、指定管理者として決定をして、予算執行まで現に至っているわけですね。

それで、事業者の事業提案の内容を、なぜ避難所として指定をしていない部分のログも含めて、ログは事業者が自主提案でやると言っていた部分です。それを、避難所として指定されたので交野市がやりますならまだ100歩譲って分かるんですけども、そうじゃないのに、なぜ交野市がやってあげるんでしょうか。

このことの流れを踏まえれば、事業者にとっては越権行為、市民にとっては利益相反行為と言われても仕方ないんじゃないかという一抹の不安を私は感じざるを得ないんですが、そのあたり説明していただけますか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） すみません、避難所の指定の部分につきましては、星の里レクリエーションセンターの部分が指定場所ということで答弁させてもらっています。ログに係る部分のシャワー、ログに宿泊される方が利用される部分については、避難所の指定というところは外れているのは現実問題あります。

今、委員からご紹介いただいたところで、提案者のほうからログに対してのシャワーブースの可能性というところが出ているのも認識はしているところです。

1点、避難所としての機能向上としてのシャワーブースを検討させてもらうというのが、今回予算で上げている緊防債のところを活用してということなんですけれども、それに加えまして、いざ災害が起こったときに、いろんなところから応援職員であったりとか派遣をいただいて、救援に来ていただく方々がおられることも想定をする中で、交野市内では宿泊施設、ご存じのようにございませんので、唯一泊まれる可能性があるのはあのログだけということもあって、あそこのログに、災害時にはそういった応援職員の方々を泊まらせていただくと、それらの方々も利用していただく可能性もあると。

ただ、法的に難しいところと、地形的に難しいところと、検討するに当たっても課題があるので、今回レクリエーションセンターにシャワーブースの増設を考えるときに、併せて、現状の施設からどういったことができるのかというのを考えたいというのが、今回の1千万の提案の内容でございますので、何もその提案者の自主事業として提案いただいている分を市が肩代わりしてみたいな話では全くございませんので、基本的には防災機能を充実させる。それは避難所としての充実の部分と、実際に支援をいただく際に、いろんなところから来ていただく方々が使っていただくためにも必要な部分はございますので、それが本当に実現可能かどうかということ、まずは検討をさせていただきたいという調査内容でございます。

1. 委員（藤田茉里） 可能性調査をした上で、その結果次第で、設計業務までいくということだと思います。

うんですけども、可能性としてはいけますよと出たときに、実際にロッジ部分、こだわって申し訳ないですけども、ロッジ部分の設計とか、実際に工事していくとか、それは事業者がやるということでもいいんですか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えを申し上げます。

今回この1千万の予算の中には、施設としての可能性は入っています。それと、設計に係る部分につきましては、レクリエーションセンターのシャワーブースの設計までしか入っておりません。

1. 委員（藤田茉里） ということは、ロッジ部分の可能性調査をする意味は、そこは今回設計には予算としては入っていないけれども、ロッジ部分のシャワーブースも調査をするというのは、どう考えたらいいんですか。調査をしたとしても、結果としていけるとなっても、設計には入らないということでもいいですか。それは事業者がやるという前提で入っていないんですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 今、佐伯課長が答弁したように、設計そのものの中には、ロッジに係るシャワーブースの部分は設計相当の中に入れておりません。

先ほど申しましたように、地形的な問題であったりとか、現有施設をどこまでどう使っでどこにどういうことができるかというところをまずさせてほしいというのが、今回の調査の中身です。その上で、可能性があると、こういう手法であればこれぐらいのオーダー感でできますよというところが明確になってくるのであれば、提案をいただいている事業者が実際にあるわけですから、提案の事業者の中で、魅力向上に向けてこういうことをこれぐらいの経費で、実際には設計をしてほしい、工事をしてほしいというような協議になってくるかと思うんですけども、そうしたことで、我々としては避難所の部分をまずはやりたいと。

それに併せて検討することで、施設全体として、あのエリア全体としての今の設備を有効に活用して可能かどうかというところまでの調査はやらせてほしいというのが、市の負担分。それでできるのであれば、そこに実際にロッジに対してシャワーブースを造るという作業については、指定管理者との協議が発生してくるのかなという認識を持っています。

1. 委員（藤田茉里） 協議次第では、市が設計や工事をやるという結論も含まれているんですか。協議って、曖昧なんですけれども、それは事業者の仕事だというふうに言い切らないところはなぜですか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 基本的には協議の中で事業者さんが負担すべきものというところは一義なんですけれども、先ほど申しましたように、防災施設、避難所として運用する中で、応援していただく方々を行政の目的として利用するということも想定しておりますので、それはちょっと今までにないパターン、指定管理の指定募集を受けるときには、そういう使い方を想定していなかったので、行政が今度新たにそういった発災時における応援職員、応援の方々のためのシャワー利用というところを想定しますというのであれば、そこはやはり協議だという認識をしていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

1. 委員（藤田茉里） あそこは、土砂災のイエローゾーンに引っかかっている部分だと思いますし、そこはもう事実としてそうで、地震の際とかに応援していただくボランティアの方だったり、ほかの他市の職員さんの寝泊まりする場所の確保が必要になるというのは否定しない

ですけれども、わざわざあそこなのかというのを感じますし、そもそも指定管理のプロセスを踏んで事業者を決めて、指定管理料を払っているわけですよね、税金で。自主事業提案を評価を受けた指定管理者なわけですよね。

事業者が、ロッジのシャワールームは環境改善して行って、集客を見込んでいきますよという事業提案の評価を受けてやっているの、そこは、やはり行政的なプロセスとして後出しじゃんけんのなところにごく違和感を感じるんです。

結論として、例えば協議の結果、市がお金を出して、税金使って、シャワールームを改修します、工事もやりますとかという結論が出たときには、指定管理料の部分というのは、一部事業者に返還を求めるとかという対応が必要なんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどう考えていますか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 実際の協議の中の項目というか、内容になってくるのかなと思います。

また、仮にというか、行政が出さなくても指定管理者さんがしっかりいろんな自主事業を実施していく中で、我々今、指定管理のモニタリングをやらせていただいているんですけれども、しっかりそこで提案事業をできていないということであれば、そこはそういう評価にはなってきますし、ソフト事業についてもですね、それは施設だけに限らず、そういった形でしっかり指定管理の事業者の活動というのはモニタリングはしていきます。

先ほど、繰り返しになりなりますけれども、募集のときと違った市としての提案というか考え方を入れたいというところですので、協議の対象には十分になってくるのかなと思っています。

1. 委員（藤田 菜里） あとは意見にとどめたいとは思いますが、やはり行政的にプロセスを踏んで議会の議決も経て、指定管理者が決まって、今、実際に指定管理料を税金で納めている場所で、指定避難所の指定を受けていないロッジ部分についても、例えば、協議の結果、市が税金を使ってシャワールームの改修やるというのは、私はやるべきでないと思います。そこは事業者提案をした責任があるので、事業者がやるべきものだと思います。それができないというのであれば、そこは市として手を出すのではなくて、事業者にさせていく方向でやるべきだというふうに言っておきます。

今回の予算については、設計はそこを含まないということですので、そこは理解をしますけれども、そもそもの調査の段階で、本当に防災強化、機能強化に資するののかというのは、検討することもどうかなと思うんですけれども、そもそもの立地を考えたときに。ただ、そこは、ちゃんと税金の使い方として正しいのかどうかというのは見極めていただきたいというふうに、意見として申し上げておきます。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） 私も170ページについて、今、藤田委員のほうからる質疑がありましたけれども、ずっと予算を見る限り、これに限らずいろいろと調査調査と。この見立てがどこまでできているのかというの、これも疑わしい中で、調査からさせていただきます、実はもう設計も含めてということが、往々にして散見されます。

それで、まず確認したいと思うんですが、これそもそも、体育館のシャワー、レクリエーションセンターというか体育館ですね、更衣室のシャワー、あれを改修するのに大体概算でどれぐらいの見立てを持っておられるのか。

今回、それに付随して、実はプラネタリウム下のシャワールームも調査するというん

ですけれども、大体概算費用どれぐらいを。今回は、これは調査と設置設計なんですけれども、まず概算費用ですね。これぐらいもやっぱり出さないと、それも含めて全部調査してもらいますであれば、ちょっといささかそれはあまりにも乱暴な仕事の振りがあって、やっぱり予算規模、今後想定される予算規模をちょっと理解をしたいので、まず概算費用を教えてください。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） お答えいたします。

今回、このレクリエーションセンターの中で設計ということを考えております。その設計するに当たって、水道を引っ張ってくる、ガスを設置する、給湯器を設置するとか様々なことがございます。それをこの設計の中で明確に費用を算出して、費用感でどのように工事を進めていくかというのを検討したいと思っておりますのでございます。

1. 委員（黒田 実） すみません、概算費用の見立ては全く今も、それも含めてもう調査の中に含まれているということですか。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） はい、そのとおりでございます。

1. 委員（黒田 実） 予算審議じゃないんですけども、ただ、その調査ということの中身について確認をするんですけども、星の里いわふねの駐車場を造ります、概算費用は、何かもによもよという話。通常これ、そら精度はどんどん進め進むほど上げていくべきなんですけれども、これ概算費用も使わない中で、取りあえず調査させてくださいということ自体がまず1点。これ調査としての段階ではないと。やっぱりしっかりと行政としてのある一定の見立てを持っていただかないと、これに調査費をつけてくださいなんていうのは、通常、行政運営的に私としては経験したことがないということを指摘しておきます。

もうとにかく確認なんですけれども。

1. 委員長（中谷政人） 指摘ですね、今の。

1. 委員（黒田 実） 指摘です。

1. 委員長（中谷政人） 続けてどうぞ。

1. 委員（黒田 実） 参考資料は、これ施設の現状は、ロッジの宿泊定員が100名の施設内で宿泊者用シャワーブースが男性4か所、女性4か所であることとあるんですけども、先ほどの藤田委員の質疑の中で、メインは、明確にいうと体育館、スポレク体育館の更衣室にシャワー室ありました、あそこがメインの話ですか。それ、確認させてください。

1. 社会教育課長（佐伯尚之） はい、そのとおりでございます。

1. 委員（黒田 実） 申し訳ないが、この参考資料では、現場確認して、視察して、初めて我々もあそこを知るとか、これはもう私自身が不案内やったというのものもあるにしても、この参考資料は、どう見てもどう読んでも、体育館更衣室のシャワーブースを調査云々はなかなか読み取れないということで、これについては、今、質疑の中で明らかになりましたけれども、なるうことなら訂正をいただきたいというふうに思っております。

1. 委員長（中谷政人） 要望ですね。

ほかに質疑はございませんか。

修正で、はい。

1. まなび舎整備課長（草野将明） すみません、参考資料の187ページなんですけれども、先ほど黒田委員よりご指摘いただきました体育館のトイレの数についてなんですけれども、ちょっと一部補足訂正させていただきます。

トイレの便器の数なんですけれども、男女ともに変わりはありません。具体的な数といましては、男子トイレが小便器3、大便器2、女子トイレ3、現状維持で、数は変わらないこと、修正させていただきます。

1. 委員長（中谷政人） 黒田委員、よろしいですか。

1. 委員（黒田 実） 質疑ではないんですけれども。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ、ご意見ですね。

1. 委員（黒田 実） ちょっと私はもう全ての質疑はこれで一通り終了するんですけれども、委員長、先ほど来の質疑の中で、ちょっと気になる点をそのときにも指摘いたしましたけれども、ある学区の立ち番、見守り体制の中で、極めて限定的な発言を市長自らなされた、これは非常に不適切であるというふうに思っております、先ほど言いましたように、今日それを提示せいということではないけれども、この委員会が最終終了するまでに、明日そして月曜日とありますが、明白に、その指摘された方、発言された方が、あたかも箇所づけにその方の意向がもろに反映したという明白な事実があるのかどうかを示してくれということを行いました。

ただ、これは示す以前に、もうその発言自体も極めて不適切であると。個人情報、個人的な情報が非常に限定されるような内容でありますので、それも含めて、これ委員長、すみません、まずはその明白な根拠を示していただきたいというのはさておき、これ委員会としても、ちょっとそういった発言をこの場で許してもいいのかどうかというのは、ぜひご協議、検討いただけたらというふうに思っております。

1. 委員長（中谷政人） 明確な根拠を示せということに関しましては、示していただくと個人が特定されると思いますので、そこはもう示さない方向でお願いしたいと思います。

その上で、黒田委員からの指摘がありました。発言には、理事者の皆様、十分ご留意いただきたいと指摘しておきます。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、Dブロックの質疑はこの程度にとどめます。

明日14日は午後1時30分から委員会を開き、議案第22号の総括の質疑を行います。

以上で、総務文教常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 3時53分 散会）

5 日 目 令 和 7 年 3 月 14 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

13:30～14:29

案 件 1. 付託案件審査について

議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4 号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6 号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7 号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9 号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 令和 6 年度交野市一般会計補正予算（第 9 号）について

議案第 22 号 令和 7 年度交野市一般会計予算について

議案第 25 号 令和 7 年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第 29 号 令和 7 年度交野市一般会計補正予算（第 1 号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員長 中谷政人

副委員長 安部敬子

委員 黒田実

委員 岡田伴昌

委員 堀天地

委員 松永隆太

委員 藤田茉里

委員 山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 岡田智里

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本 景	副市長	良 幸 浩
副市長兼 危機管理監	山添 学	教育長	北田 千秋
財産管理室長	南 賢 治	総務部長	阿佐 正和
企画財政部長	苗村 徹	市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川 暢子
健やか部長	島田 国久	福祉部長兼 福祉事務所長	北井 多栄子
環境部長	濱中 嘉之	都市まちづくり 部 長	竹内 一生
教育次長兼 教育総務室長	大湾 喜久男	学校教育部長	和久田 寿樹
学校教育部長	内山 美智子	生涯学習 推進部長	西岡 浩二
消防長	山田 健治	行政委員会 事務局 長	今井 靖志
財産管理室次長 兼財産管理室 課 長	森下 真	総務部次長兼 人事課 長	今堀 祐児
企画財政部次長	山埜 勝哉	企画財政部次長 兼都市まちづく り部 次長	原田 享一
健やか部次長兼 こども家庭室長	森山 友美子	福祉部次長	藤原 功
都市まちづくり 部 次 長	林 直 希	都市まちづくり 部 次 長	谷 隆 清
学校教育部次長	井上 成博	会計管理者兼 会計室長兼 会計室課長	佐竹 利和
総務部総務課長	船戸 貴彰	財務課長	厚主 敏治
福祉総務課長	畠山 悦子	都市まちづくり 課 長	古澤 悠司

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	中村 健一	局 次 長	大湾 桂子
係 長	竹村 真仁	係 員	中島 咲葵

(午後 1時30分 開会)

1. 委員長（中谷政人） こんにちは。

本日は、昨日に引き続き総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） こんにちは。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

それでは、引き続き案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託されております議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算についてを引き続き議題とします。

議案第22号の総括の質疑に入る前に、Bブロックの高齢者・障がい者等外出支援事業の質疑において、参考資料と追加で請求した資料の記載内容が異なることにより、事業利用者の動向など質疑に必要な情報が得られず、質疑が中断いたしました。

改めて、理事者から再答弁の申出がありましたので許可いたします。

1. 福祉部長兼福祉事務所長（北井多栄子） お答えいたします。

外出支援制度の申請者の動向でございますが、まず実施計画書の58ページをご参照いただきたいと思います。

委員からご質問がありました、高齢者のタクシーチケットについて記載をしておりますのはこの58ページの中段の高齢者外出支援サービス事業でございます。こちらでご説明のほうさせていただきます。

ここに記載のございます、活動指標中の申請件数の計画に記載しておりますのが、申請の見込件数でございます。実際の実績に記載をしておりますのが実際の申請者数となっております。令和6年度は全体の申請対象者数からみて530件の申請見込件数としておりまして、このうち利用率を約58%相当と想定しまして508万2千円の予算計上をいたしました。

令和7年度におきましても、申請見込者数は530件としておりますが利用率を57%程度で想定をしており、501万6千円の計上をしたところでございます。令和5年度の予算執行率と比較しまして令和6年度がやや下がる見込みであったことから、減額での予算計上をしたところでございます。なお、他の外出支援の事業についても同様な考え方で積算をしております。

一方で、外出支援制度につきましては、福祉部のほうでも利用促進等を行っていることから令和6年度は令和5年度の申請件数を実際は上回るような見込みをしております。今後も利用促進による申請者数と予算の執行率の推移については引き続き検証していきたいと考えております。

今回は、予算計上しております501万6千円の積算において全ての方が33枚、1万6千500円を利用したとしての想定利用者としての304人という記載をしたことで大

変分かりにくい資料となりました。次年度以降は、資料作成時におきましては留意していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） この件に関して。

1. 委員（黒田 実） 改めての答弁ありがとうございます。

当然予算については、金額の確保ということで実際の利用人数に対して利用率というか、その方がどれだけ乗られたかということは金額に最終的に落ちることやと思うんですけども。ただ、大事なことはこれからやっぱり利用率はともかく、ただやっぱり延べ人数としてというか実際どれだけの人数の方々が利用されているのかということを経後の地域公共交通、これは外出支援という話ですけども地域公共交通の実態を把握するには大事な数字だと思いますので、今の説明で先だつての質疑に対しては理解いたしました。今後そこは明確に予算書として金額を反映するために、ということであっても人数と額とが明確にわかるようにぜひご説明頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） この件に関しては、この程度にとどめたいと思えます。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの案件に関係のない理事者については、退席していただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、Cブロックのがけ地近接等危険住宅移転・補強に係る補助事業の質疑において、正確な数字を持ち合わせておらず答弁ができていなかったことに対し、改めて理事者から再答弁の申出がありましたので、許可いたします。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） 3月12日のCブロックにおきまして、岡田伴昌議員よりもご指摘いただきました実施計画119ページのがけ地近接等危険住宅移転・補強に関する事業ということで、事業費に1千427万7千円とありますが予算書124ページのがけ地等につきましては、1千24万5千円と、その差がありますというご指摘だったんですけども、これにつきましては予算書の125ページの土砂災害特別警戒区域既存不適格住宅補強事業補助金の403万2千円を加算させていただきまして、1千427万7千円となっております。なので、実施計画のほうの表記につきましても居住移転または住宅補強という形で記載をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 委員（岡田伴昌） すいません、お調べいただいてありがとうございます。

あの時も、要望出させていただいたんですけどもまた活用できるようにしっかりと市民周知できるようにお願いします。

1. 委員長（中谷政人） この件に関しては、この程度にとどめたいと思えます。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの案件に関係のない理事者については、退席していただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） これより、議案第22号の総括の質疑を行います。

質疑はありませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 参考資料の185ページです。

保健福祉総合センター駐輪場整備設計事業で、過去Bブロック、Cブロックでも出てい

たんですが福祉部、都市まちづくり部にまたがっているので1点だけ確認をさせていただきます。

駐輪場の整備の流れはわかったんですが、駐輪場を整備するにあたって駐車場が減らないかっていう不安があるんですけども、市としてはどういうふうにお考えなのかを教えてください。

1. 企画財政部長（苗村 徹） お答えします。

今回、保健福祉総合センターの敷地を活用した駐輪場整備ができないかどうかを検討させていただきます。副委員長おっしゃるように整備場所によっては現在駐車場として活用しているところを転用。転用といいますか駐輪場のほうに振り替えるということも必要になるのかなと思っています。ただ、その場合駐車台数を単純に落とすということではなくて、当該敷地内でそういう必要があるのであれば車のほうもどういった形で再配置できるのかということも検討させていただいて、台数としては今回の駐輪場で供出した場合においても台数は減らすということは想定はしておりません。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） よろしくをお願いします。

まず、実施計画書の189ページの定員管理のところでお聞きしたいんですけども、令和7年度は定員管理計画を運用するということが計画としては99%というふうになっているんですけども、例えば定員管理計画の中では議会事務局とかそういったところで数と実態が違うというところは見受けられる状況なんですけれども、令和7年度の定員管理計画の運用というのは例えば数が足りていないところを強化しようとしているのか、今の令和6年度の実情とイコールぐらいで運用しようとしているのかそのあたりの考え方教えてください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えします。

定員管理計画なんですけれども、令和7年度のが536名の計画で、今現状が524名で12名不足する状態です。令和7年7月1日採用試験一応予定しておりまして、そこで事務職5名、建築、土木で2名ずつ予定をしております、それも一応9名程度になっておりますので、ちょっと不足する部分でいい方がいらっしゃればその分で採用して補充していきたいと思っています。

あと、配置先なんですけれども藤田委員おっしゃっていただいたいわゆる定員の条例とまた定員計画とは異なりますので、一応今の業務上支障が出ているところについて補充していくという形になろうと思いますので今時点でちょっとどこにということはまだ考えておるところではございませんが、業務上必要なところに配置していくというところで考えております。

1. 委員（藤田茉里） 確かにどの部署も人員が潤沢に配置できているという状況ではないですし、令和7年度の事業をこの予算委員会の中で見させていただく中でも、かなり複雑な事業たくさん抱えていくということになるので、どこも人が欲しいという部分はあるというのは認識しています。ただ、その条例もある中でどこに人的に配置するかというのはぜひ現場の声に耳を傾けていただきながら人材育成という視点ももちろん持ち合わせていただきたいなというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

それと併せて、少し関連という形になるんですけども、この同じ実施計画書の189

ページの定員管理と職員給与の適正な管理に関する事務というところの事業目的のところ
に、職員の生活を保障し働きがいを引き出すためという前段が書かれていて、その部分
についての関連で令和7年度全員協議会のほうでも行ってご説明いただいていた。令
和6年10月の全員協議会で報告がされていた開庁の時間の見直し、それから職員の就業
時間の見直しの部分で、職員の就業時間というのが8時45分に15分前倒しをされる
というところで、この変更に対して働きやすくなる職員と逆に働きづらくなる職員とい
うのが、例えばその職員の世代間でも違いが出てくるのかなというふうに感じている
んです。

例えば、子育て世代真ただ中で子供さんを保育所とかに送り迎えをしている世代とか
でしたら、特に共働きだったりとかするとなかなか朝の15分を前倒しで仕事に来ると
いうのが難しくなるということも考えられるのかなと思うんですけども、これ実施につ
いては全協では7月頃ということでお話いただいていたと思うんですけども、その7月
までの間に来年度実施に向けて職員のそうした声なんかを集めて実際どういうふうに具
体的に運用していくのか、フレックスにしていくのかとか。そういう検討というのは令
和7年度以降されていくんでしょうか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） お答えします。

先日の、秋の全員協議会で7月頃を目途にというお話もさせていただいて、今現在職員
のというところでは組合さんにもこういったことを考えていますよというところはお話
をさせていただいています。その意見の中では、今委員おっしゃっていただいた、前に倒れ
ることで送り迎えでちょっと支障があるよという職員もおるん違うかというようなお話も
いただいているのも事実です。ただ、それに対してこういう制度で解決しますというこ
ろではないんですけども、ただ全体としては勤務時間が別に短縮、増えるという話では
なくてスライドをさせるというところで両組合とも一手考え方としては理解はしている
というところのお話はいただいていますので、再度もう少し実際の運用面のところはしっ
かり総務部さんとも詰めながらまた議会の方にもお示しするタイミングでお話させて
いただきたいなと思っています。

1. 委員（藤田 菜里） 職員の働きやすい環境づくりの一環として、やはりど
いういう形がいいのかというのは世代でも違うと思いますけれども、より職員が働
きやすい環境づくりになるように進めていただきたいなというふうに、まずは
声を聞いていただきたいなというふうに思っています。

それと、開庁のところでも例えば本庁舎、別館含めて5時までということだと思
うんですけども、ゆうゆうセンターもそうですよね。例えば、公共施設をそうい
う運用にするとなったときに窓口間に合わない市民さんとかが、平日働いてい
る方とかいらっしゃる場合に、例えば、月のこの曜日は6時ぐらいまで開
きますとか、月1回は土曜日開きますとかそういう柔軟な対応も必要にな
ってくるのかなと思うんですけども。

市民の意見公募もこの間、広報なんかでされてたと思うんですけども、その
あたりの全庁的に、ゆうゆうセンターや本庁やというところも含めてどうい
うふうに変えるのではなくてそのあたりの柔軟な対応というのは検討されて
いくのか。そのあたりいかがですか。

1. 委員長（中谷 政人） 藤田委員、それはここの職員の生活保護をし、
働きがいを引き出すための関連ではないと思いますので、要望程度にとどめて
いただけますか。

1. 委員（藤田 菜里） 要望ていうか。わかりました。

ぜひ、市民の利便性というところでも全公共施設にまたがる話だとは思いますが、そのあたりそれぞれの公共施設の特性なんかもつかみながら、市民の利便性というところでぜひ検討いただきたいというふうに思います。

1. 委員長（中谷 政人） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（黒田 実） それでは、私のほうから参考資料では158から160にかけての乙辺浄化センター関係で、先日のブロックではまちづくりの観点からもということでの質問についてはこのコーナーでということですので、質問させていただきたいと思います。

158ページでは、整備の方針。これは、要は広域化を前提にし尿処理の最適化を目指す、どの枠組みでどういった自治体と連携を取ってということも含めてだと思んですが。この地域は一方で168号線大阪府の都市計画道路、計画がある所です。これはもうやはり、まちづくりあるいはインフラ整備、道路等の整備と、それと乙辺の施設更新ということが両にらみでいかなければいけないことだと思っております。

私が聞きたいのは、最適化を目指すより広域でというのは、当然それはそれでスケールメリットということになるんですが、ただそればかりを追い求めていわゆる磐船線168号線の整備がどんどん遅れれば、それは実はまちづくりそのものが先送りになってしまうということになります。まちづくりというのは、これは施設整備の効率化ではなくやはりまちの活力である、あるいは税収増にもつながっていくという観点からすれば、いつまでも広域化を最大限をはかっていくという考え方もあるかと思いますが、イッタイそれは我々のスケジュールの中でまちづくりも速やかに道路整備も速やかに進めながら、最適化をはかるという考え方になると思うんですけども。

そのことについての、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

要は、どこまでいっても広域化、最適化ばかりを追い求めてもまちづくりのタイミングが遅れてしまったら、それはそれでメリットが失われてしまうというふうに私は考えるんですが。いかがですか。

1. 都市まちづくり部長（竹内 一生） お答えします。

天の川磐船線につきましては、皆様ご存じのとおり大阪府のほうから条件提示をさせていただきます。ただし、まちづくりにつきましては今現在この建て替えに加えて見直しという形ですし、もう1個の2つめの条件とさせていただいていますJRアンダーを含めたサキ線の整備についても、計画の提案をされている京阪不動産のほうがいまだ着手されていないような状況で、大阪府としては条件緩和のほうを交野市からお願いをいたしました。条件緩和のほうには応じてもらえないというような状況ですので、これを踏まえてまた改めて覚書を交わしておりますので、覚書にのっとった形で交野市としてもこういう状況の中で再度大阪府と協議を進めさせていただいた中で、やり方については検討していきたいと考えてございます。

1. 委員（黒田 実） 今、都市まちづくり部からの168号線の大阪府との関わりのご説明をいただいた。ただ、これ今までの議会答弁の中でもそういったいろいろと府としての整備が可能なのかどうかということもそうですけれども、場合によっては、市としてこれはこれで整備をしていくといった考え方も示されている中でいきますと、大阪府が着手するかどうかというタイミング、それはこれまでの経緯の中での話で今答弁いただいた内容だと思うん

ですが、いずれにしても、これは府が主体としてやるのかあるいは市としてやるのかはともかく、いずれにしてもここは道路を整備し、かつ、リニューアルと同時にやはり一定の道路整備だけじゃなくてやはり可能な限りまちづくりにつながるような考え方を持っておかないと私はいけないエリアだと思っております。

単に、乙辺だけのために、じゃより便利な道をつけるということを市として、もし着手したとしてもそれでは私はいかがなものかというふうに思っておりますので、今の答弁は大阪府との絡みの中で今後の道路整備についてはということなんです。

私が聞きたいのは、乙辺浄化センターの最適化これは当然より関わる自治体が増えれば増えるほど効率化図られるということですが、じゃそれだけを待ってしまっていたら、じゃあ磐船線の整備もどんどん遅れていくことになりませんか。先だっつの質疑において、大体一定期間をどれぐらいを想定してるかということ、令和15年概ね今からだいたい10年。8年か、9年か、10年かということなんですけれども。ただ、それはあくまでこの施設の一定継続して活用するという期間であるんです。では、それ以上伸びてしまうとどうなるのか、道路整備もどんどん先送りになるということになりますので、それはトータル実はこのエリアだけではなくて交野市全体の活力からいくと、やはりなろうことならできるだけ便利な道路をできるだけ速やかに整備していくことがまちの活力につながっていくと。施設の効率化だけじゃなくて、まちの活力によってトータルとしてやはり市の財政にも寄与していくという視点も必要だということなど質問なんです、ただいまの答弁では道路整備のこれまでの経緯と今後の考え方しかありませんので、もう一度答弁を願います。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

過去に覚書が大阪府と間結ばれておりまして、その覚書の条件あまりにも厳しいというところがございます。まちづくりだけが条件というわけではなくてサキ線の整備、交野久御山線よりも南の部分の整備、おおよそ妙見坂くらいまでのところの整備を求められておりますが、当該エリアまでの間にフレンドタウンさんのまちづくりのエリアのところのアンダーパスのところも課題もありまして、簡単に解決が大阪府の道路整備では解決できないところがございます。一時的に天の川磐船線というのは、大阪府の都市計画道路でございますので大阪府が整備をするところがございます。

し尿処理に関しましては、令和15年という話があるのは事実でございますけれども広域化を願っているのは別に交野市だけではなく、近隣市においても願っていることであり、それらのご意向もしくは長寿命化の状況を踏まえすと最長でもやはり令和15年、そして門真さんであったり、なわてさんであれば令和10年頃になるということですのでその点はそういう事情があるということはお理解をお願いいたします。

あわせて、ちょっとこれは事実として認識しておいてほしいんですが、単に市として道路を整備をするという場合と、乙辺浄化センターの更新は相反することかといったら並立するものがございます。道路を市が整備をするとなったエリアと乙辺浄化センターを更新するというエリアについては、エリアは隣接はしていますが別でございますので、市として道路を整備するとなった場合、乙辺浄化センター隣接のところに向けて高速道路二国のところまで延伸をすることからまったく別の問題に結果としてはなるというふうに考えております。

なお、大阪府に整備を、お願いを今後もし続けた場合については、いつ大阪府様が覚書を締結している4つの条件をクリアできるのかというのはめどすらついていないところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 乙辺浄化センターのリニューアルの話と実は磐船線とは厳密に言うたら別なんだということなんですけど、乙辺浄化センターのある、あの一带奥にもこれまで市としてごみ処理に関わる施設がありました。今もう全部私市の焼却場に持って行って。あそこは一手もう実は空いている状態、実は跡地活用。あの辺一带は乙辺浄化センターだけじゃなくて、これまでの市のごみ行政に関わっていたエリアも含めてあるわけですから。実は、今の答弁で行くとまったくそれは乙辺浄化センターのみの話をしているというのであれば、すいません、私の聞き方が間違っているのかもしれませんがやはりあの道路とあの一带の今後処理施設及びその周辺にある公有地の活用というものは、密接に関わっておりますので道路整備はやはり非常に大きな重要なファクターになってくるわけであります。

かつ、まちづくりの視点からするとそういった公共施設のリニューアル、それから跡地活用、そしてその新たな道路を整備するということをやうまくかみ合わせることによって、より相乗効果が出てくるということですから、今の答弁ではちょっと私としてはまったく今回の乙辺浄化センターの最適化を目指すというのはそのことのみのお話であって、じゃ周辺の跡地活用、あるいは道路整備のことについては一帯的に、今回は当然これは整備方針ということなのですけれども、ただやはりその視点もなければせっかくの公有地、せっかくの跡地、そしてせっかくの道路整備計画これをより前に進めて行くという視点が必要なんじゃないですか。いかがでしょうか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

すいません、天の川磐船線沿道につきましてはもうすでに市街化区域でございます。府道側につきましては、ほとんどすでに土地利用がされておましてその中に乙部のところも持っているということで、市として活用できる方策としてお示しできるところにつきましては乙辺浄化センターのところの持っている市有地のみというふうになっておるというふうな認識になってございます。

これにつきましては、過去からの一般答弁にもお答えさせていただきましたが、まずは順番として乙辺浄化センターの建て替えがありまして、既存の施設の取壊し、それから活用ということになるので時間がかかるということでの一般質問での回答をさせていただいているという認識でございます。加えて、その中で乙辺浄化センターを活用を踏まえた形で大阪府の条件を待っているというまでたってもできないということで市としても必要な道路であるという認識は持っているということですので、市としての整備主体になることも検討させていく必要があるというふうな答弁をさせていただいたかと認識してございます。

基本的には、今大阪府の中期計画にも位置づけられているような道路を市が勝手に事業化できるのかということ、これは無理です。なので、覚書にのっとった形で示された条件がクリアできないという中で、大阪府とのまずは協議をさせていただくということが手順なのではないかと認識してございます。その中で、周辺のまちづくりというのがどのイメージをされているのかわからないですけれども基本的には乙辺が建て替わったあとの、取壊した後の話という形にしか市有地の活用というところについては、そこに至らないという

ところについてはすでに一般質問の答弁でもお示しをさせていただいているところ。

なおかつ、そのあとの第二京阪側の今農地となっている未利用地につきましては、一般の方のお持ちのところですのでそれが幹線道路に、沿道になるということでのどのような土地活用するのかということについては、組合施行でもされるのか開発をされるのかということについては、市としてもコントロールをしてごさいませんし、もう既に市街化区域ですので道路整備したあとの話になるのであれば個人的な活用されるのか、皆さんで一体的な活用をされるのかということについてはこちらとしてはご相談されているところではありますが、今、市として大きな方向性がお聞きしているところではないというふうなところでごさいますのでご理解いただければと思っております。

1. 委員（黒田 実） 整備において、様々な課題があるというのは認識しております。ただ、乙辺浄化センターの最適化ばかりのみを追ってて結果的に道路整備も大阪府の条件をこなせるかどうか、ただそれについては最悪は市としてもつけていきますよというような考え方も視野に入れてるんであればやはりそれはどこまでいっても両にらみで、どこかのタイミングでこの乙辺浄化センターの最適化、その最適化の最大化を目指すのか、当然最適化といってもそれは他市さんとの条件あることですから、これはまちづくりにお聞きすることではないと思うんですけれども。

私が申し上げたいのは最適化ばかりを目指して、道路整備及び道路整備をきっかけに様々な起こってくるであろうまちづくりのタイミング。これを逸することはあってはならないのではないかというふうに考え方を申し上げておきます。

予算書でいきますと、これは実はもうAブロックのほうで繰入金、予算書で行くと6ページに繰入金とあって約25億。

委員長、再質問というわけではないんですが、総括的な質問ということで申し上げますてもよろしいでしょうか。

1. 委員長（中谷政人） はい。内容はちょっと精査させていただく。

1. 委員（黒田 実） ほんじゃちょっと申し上げます。

今回の委員会質疑においても、市長の方からの発言で任期というものを非常に重要視されていると。当然、任期があることは承知しております。ただ、任期はあっても市政は継続していきます。先だつての質疑において、任期を超えているから答弁は差し控えると言ったことですが、実務レベルに落としておいて差し控えるもくそもないでしょっていうのは私の考えです。

先だつては、この2か年にわたって20億を超える基金を取り崩して実際今の基金の状況、保有状況からいくと、これはもうどうなのという指摘をさせていただいたんですが。

市長にお伺いしたいんですけれども、今回すでに基金を債券運用してるのが74億5千万。そのうち15年以上でいくと56億5千万。実はもう10年を超えるということはこれは任期をはるかに超えます。はるかに超えているんです。今まで、任期を超えることについては答弁を差し控える云々とおっしゃっておられるんですけれども、この債券運用いわゆる債券購入ですよね。この契約。これもうはるかに任期を超えた形でなさっておられるというのもこれ事実であります。という状況について、市長としてどのようにお考えなのかご説明をいただきたいと思っております。

1. 委員長（中谷政人） 考え方だけ示していただけますか。

1. 市長（山本 景） 答弁いたします。

任期にこだわっているのは、私これはまず事実か事実でないかと言いますと、まず事実でございます。理由といたしましては、過去に任期を大幅に超える取組みによりまして私着任1年から2年におきまして大変私自身が苦しんだから。そういった思いを今後の市長、役を担う方々に負わせるわけにはいかないという判断で私は任期に非常にこだわりを持っているということで、まずはご理解賜りますようお願い申し上げます。

債券運用に関しましては、これはそのためうちの運用に関しましてのルールといたしまして、安全確実な方法で運用するというようにしており運用が可能な債権の種類に関しましては外貨建てとかは無理ですし、一般の社債に関しては駄目と、ただし電力債とかは可というふうにかなり厳格なルールをさしてもらっており、例えていうならば期間の長い定期預金に近いようなものしか運用ができないという取組みをしており、安全確実な方法により運用をしていることから、投資した分に関しては戻ってくるのはほぼ間違いのないものに限っていることから、従いまして任期もこの場合は超過をいたしましてもそれによって得られる市民へのリターン、少なくとも5年間に関しましては、年間1億1千万に関しましては、利息が入るという確実でもあることからこれに関しては任期を超えても問題はないというふうに考えているところでございます。

1. 委員（黒田 実） 今、極めて確実性の高いという見解をおっしゃられたんですけども、当然社債の信用性というか国債等も含めて。それは定期預金に近いというようなおっしゃり方をされましたけれども、すいません、あくまで満期を迎えて一定元本というかそれが返ってくるというのはその債権の信用度は高いというのは理解はいたしますが。

私が申し上げているのは運用期間10年、15年、20年、30年その中で、これまでの説明では満期を前提におっしゃっておられるんですが、その前提自体がまず任期を超えているということと、もう1つ、今ここで議論している私、あるいは答弁いただいている説明員の皆様方もこの中で20年、30年後におられる方だけですかという状況がありますので、市長は今、社債そのものの信用性というか安定性のお話をいただいているんだと思うんですけども、私はそもそも論です。

長期運用というのは当然満期を迎えれば元本は返ってくると。それは理解するんですけども、長期運用そのもののリスク。それはないとは誰も言えないと思います。

かつ、市長は任期を超えてからの話はしない、任期を重要視するというのであれば当然そのあとの市政の考え方によっては、当面はもう公共施設はもう新規・リニューアルはしませんと言ってもそれどうなるかわからないですよ。じゃ、そのときに財源がどうなのか。そのときに即使える現金はあるのか。じゃそれをナギとして債券を一旦現金化したときに、そのときに発生するのがいわゆる市場価格で出回ったときに元本が保証されているなんてことあり得ないわけです。特に今、金利が上がり出しているといっていますので、今の説明は債券そのものの安定性というお話をされているんですが、私が申し上げているのは20年、30年という長期運用。

それともう1つ、やっぱり額の問題です。これが、例えば数億程度の話で、それが20年間運用ということであつたら、数億程度をじゃ20年間で現金化するというリスクはどうか。それはそれで、検討の余地はあると思うんです。ただ、長期間であることと、多額であることにおいてはその期間にやはり何が起こるかわからないといえますか、その中で

何が起るなんていうことを答えられる人は僕は誰もいないと思っているんです。それは普通の考え方だと思うんですが。

なので、今の答弁についてはちょっと私の問いかけに対しての答弁にはなっておりません。そもそも論の話をしております。銘柄の問題ではありません。長期かつ多額運用に対して、はるかに任期を超えている。そして、その間に何が起るか分からない。それは政策は変更されるかもしれないということも含めてでございますので、それも含めて改めて答弁を願います。

1. 委員長（中谷政人） 先ほど、任期を超えての施策に関して基金を運用している、その考えについては市長から答弁いただきました。

市長からすると安全な運用。定期預金に近いものと。これまでも、市においては定期預金を使っておりました。そういう意味においては黒田委員からの質問にはご答弁いただいているものと私は考えます。

その上で、長期、多額何があるかわからないということに関してはAブロックでもうご質問いただいておりますので、それについてはご答弁いただかなくても結構です。

ほかに質問ありませんか。

1. 委員（黒田 実） 答弁いただいておりますと、委員長。今すいませんここで委員長と。

1. 委員長（中谷政人） ごめんなさいね。質問していただいておりますよねAブロックで。

1. 委員（黒田 実） しています。

1. 委員長（中谷政人） 今は総括質疑ですので。

1. 委員（黒田 実） そうです。

1. 委員長（中谷政人） それについての、任期を超えての部分のご答弁はいただきました。

Aブロックで、今、多額、長期何があるかわからないのご質問していただいておりますので、それはAブロックの質問ですので総括質疑にはふさわしくありませんので。これに関しては、この程度にとどめてください。

1. 委員（黒田 実） 任期を超える考え方についてお聞きして、ただ私が聞いているのはそれはAブロックで質問したというふうにおっしゃるんですけども、併せて今、市長は銘柄の安定性でのご答弁をいただいたんですよ。銘柄の。でも私が問うているのは、この長期運用そのものということ、任期については大切に考えているというのはわかるんですけど任期を超えているものの契約をして、かつ、長期運用そのもののリスクというものについてAブロックで答弁いただいたとはいえ、それは満期を持って初めて元本が返ってくるというだけの話であって、私としては今の市長の答弁に対して任期というものを大切にしている、この長期運用に対してどうかというふうに問うておりますので。

委員長、これは質疑それで終わったというふうにちょっと区切らないでいただきたいと思うんですが。いかがですか。

1. 委員長（中谷政人） 長期運用に関して考えは市長として答弁できますか。

1. 市長（山本 景） ちょっと繰り返しにはなる。

1. 副市長（良 幸浩） Aブロックでもご答弁させていただいたんですけども、債券運用についてはもちろん法的に認められているところで、他市においてもやられております。

本市においては、その運用を市長答弁でもありましたように、リスクまたデメリットということについてもその運用とかホームページの中でもきちんとお示した上で、それを

できるだけリスクを低くするということで市長もAブロックでも答弁しておりました償還年数の分散であったり、今の安全性な銘柄であったり、そういうところをきちんと運用方針として定めた上で、活用させていただいていると。その運用額についてもきちんと当該においての、毎年度においての当初予算額で想定される基金の取崩し額や特目の基金の2分の1、それらを確保することを前提とした上での運用ということとさせていただいておりますので、その点についてはきちんとお示しをした上でさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

市長が任期というものをもちろん憂慮されているんですけども、今必要な施策に対してきちんと実行する、それに対しての財源確保として債券運用ということもひとつと、手法として取り入れをさせていただいて毎年度1.1億円の財源確保が今できているところでございます。

私のほうからもAブロックでお答えをさせていただいた、今の財政見通しのところについても従前より改善をしているということの取組み内容としても、自主財源の確保であったり、事務事業の見直し、また今言うような債券の運用についても、財源確保の方策としてできる限り一定実質収支の見込まれているマイナスの部分をできるだけ抑えていくという財政運営をしていきたいということも合わせてしておりますので、満期が任期を超えるということについて、そこだけを捉えられてどうかということについては当てはまらないのかなと考えておりますので総合的な視点として財政運営については捉えていただけたらと思っております。

1. 委員（黒田 実） ご答弁いただいたんですが、任期を超えて満期まで時間があるのにそこだけを捉えてということですけども。申し訳ない、それがリスクに対する考え方だということとあります。これは、この基金の保有状況について実は議決権は有しておりません。それをどのような状況で保有するか、これは行政の裁量になっている。ただ、議会としても一定そのリスクをしっかりと見極めた上で、適切な、適当な保有の状況をしっかりとチェックする立場にはあります。そういった意味においては、今、副市長答弁をいただきましたがまったくリスクというものの考え方自体が全然。そういう見込みだから大丈夫じゃなくて、リスクというのはそういうことも想定した場合どうかということをも可能な限り減らしていく中で最終的に運用額を決める。かつ、運用期間を決める。という考え方だと私は思っておりますので、現在市がとっておられるこのリスクに対する考え方、これは極めて危険であるということをお知らせいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（藤田茉里） すいません。Aブロックのところでのちょっと答弁の確認で、その答弁次第では他部署にまたがる場所があるかなと思ってちょっと質問させていただきたいんですけども。

郡津5丁目の防災拠点のところ、たしか私の記憶が間違っていたら申し訳ないんですけど、盛土をすると。将来的には。これは市長の答弁だったと思うんですけども、将来的にはもしかしたら立地のいい駅前なので、売るといってもそれはその時々であり得るかもしれないという答弁をされていたと思うんです。一方で、ここがちょっと定かではないんですけども、雨水排水計画に位置づけるという答弁もあったのかなと思って。もしそこが間違っていたらこの質疑はいいんですけども。もし、私が今言ったところが答弁ど

おりであれば、ちょっと確認をしたいんですけれども。まず、その位置づけといいますか答弁がっているかどうか確認をさせていただきたいんですけれども。

1. 委員長（中谷政人） 郡津5丁目の開発の。

1. 委員（藤田茉里） そうです。

1. 委員長（中谷政人） ご答弁の中で。

1. 委員（藤田茉里） 緊防災のところ。

1. 委員長（中谷政人） 郡津より北側に接続する雨水施設を今後建設する予定もございませう。というようなご答弁はされたんですしたっけ。

1. 市長（山本 景） 繰り返して——。

1. 委員長（中谷政人） ほな、繰り返しになりますけど。

1. 委員（藤田茉里） 大丈夫です。

そこの活用というか、駅前の立地のいいところなのでという流れで将来的にはというところで、それを明言されたわけではない。将来的な可能性として言われたと思うんですけれども、市長は。

（「全体の」と呼ぶ者あり）

1. 委員（藤田茉里） 全体の話の中で。

1. 市長（山本 景） ちょっと一部繰り返しとなりますこととはご容赦賜りますようお願い申し上げます。

来年度の予算におきまして、郡津5丁目の公社の保有地等を市が取得をいたしまして、今後防災、減災の関係もありまして一定の整備を計画をしているところでございます。

その、今後将来20年後とか30年後とか、跡地の利用についてはもちろん当該行政目的がなくなったらという仮定にはなるんですけれども、売却ということも可能であるという答弁は確かに申し上げたところでございます。

あわせて、答弁をいたしたことといたしまして、当該場所に隣接する形で道がありまして、一部道というよりも交野市の下水の管路がありましてそれを渚水みらいセンターまで流すための管路敷、幅員で言いましたら4メートルぐらいの道がありまして、そちらを郡津5丁目のまちづくりの際に増補幹線、一旦もう一度パイプみたいなものを通してさらに北側にある北川という川がありまして、そこでポンプアップをすることによりましてこの郡津のエリア全体の浸水の対策がこのエリアのまちづくりと共にできると、可能性があるという答弁の趣旨ではいたしたところでございますが、この浸水対策で考えている場所のエリアと今回公社保有地を買い戻すエリアというのは確かに近いエリアではあるんですが、重複するエリアではないのでまったく別のものというふうには考えているところでございますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田茉里） では、交野市の今ある雨水排水計画には位置づけずに進めるという考えで合っていますか。

1. 委員長（中谷政人） 将来的にはという発言はしたので。

1. 委員（藤田茉里） 将来的にそういうことを考えられるという可能性として今言われたと思うんですけれども、雨水排水計画に位置づけるとなれば例えば売るとかということはまた変わってくると思うので、位置づけないということであればそれでいいと思うんですけれども。位置づけるという答弁があったんじゃないかなと思って、そこをちょっと確認したかった

んですけれども。位置づけないでよろしいですか。位置づけないなら矛盾はないと思うんです。

1. 委員長（中谷政人） 雨水排水計画にということですか。

1. 副市長兼危機管理監（山添 学） お答えいたします。

今回の郡津5丁目の防災拠点の整備ですが、雨水対策に位置づけるという考え方は持っていないです。今回この郡津5丁目の浸水対策につきましては、今回整備いたします3千平方メートルにかかる雨水対策として今現在検討しているのみで、交野市全体についての雨水対策としては現在検討していないというところでございます。

1. 委員（藤田菜里） わかりました。理解しました。いいです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。ほかにないようですので。

1. 委員（岡田伴昌） すいません。実施計画書のほうでは51ページになるんですけれども。

まず最初に、通学路の安全対策の推進というところで通学路の安全確保事業、これ昨日やったかな。でも委員の皆さんも聞かれていたと思うんですけれどもここはあくまで交通安全プログラム取りまとめとあとは全小学校区へ交通誘導員配置を行うという認識でよかったのか確認させていただいていいですか。

1. 委員長（中谷政人） すいません。これは、Dブロックの質疑ですけど。

1. 委員（岡田伴昌） Dで。そこまでのなのかをちょっと確認だけさせていただきたいんですけれども。そのあとちょっと他部署へ。

1. 委員長（中谷政人） 確認で。

1. 委員（岡田伴昌） はい。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） 51ページの実施計画のところでございます。これにつきましては、先ほど言われていたように交通安全プログラムに対する実施状況と、あと交通誘導員の関係のことをお書きさせていただいているような状況でございます。

1. 委員（岡田伴昌） ここからちょっと聞きたいんですけれども、通学路の安全確保において、他部署との連携で今回また4月から新たに通学路が編成されると思うんですけれども、昨年度でここに取組んできた安全対策があったのかということと、来年度またプログラムにのって安全対策を進めて行くということがあるのかをお聞きしたいんですけれども。ここは。

1. 委員長（中谷政人） 質問の趣旨をもうちょっと明確に質問していただけますか。

1. 委員（岡田伴昌） 7年度に通学路の安全対策、今回やっていただくここに載っているのはあくまで誘導員の配置。ただ、その道路の工事だったりを必要とするような場合に、他部署との連携とって進めて行くことが迅速に行えるのかということなんですけれども。

1. 学校教育部長（和久田寿樹） お答えいたします。

まず、交通安全プログラムにつきましては、学校から出てきた交通安全対策について関係部署を集めさせていただいてそこに対する安全対策を協議するという形になります。実際に、どういった安全対策が必要かという、例えば道路整備が必要であればうちの道路河川課もしくは府道・国道に関しましては道路管理者の方に改善依頼をして、各ところで予算を取っていただくという形で対策を取っていただいているところでございます。

基本的に、6年度に交通安全プログラムで検討された内容を7年度で実施していただくというのが大体のパターンになりますので、6年の結果に基づいて翌年度の、例えば本市

の予算でしたら予算要求をするというような状況でございます。

1. 委員（岡田伴昌） ありがとうございます。4月からまた校区変わって新たな通学路、そのために保護者の皆さんとか教育の皆さんも関係者の皆さん、下見もしていただいたというところで、令和6年度にその改善されたというところがほとんどわからなかったんで、7年度もし改善されるのであれば迅速な対応お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、総括の質疑はこの程度にとどめます。

なお、17日月曜日は午後1時から委員会を開き、議案第22号の討論、採決、議案第29号の審査及び所管事務調査を行います。

この際、その他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようでしたら、以上で総務文教常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 2時29分 散会）

6 日 目 令 和 7 年 3 月 17 日

校 正 前 原 本 画

総務文教常任委員会

時 間

13:00～14:38

案 件 1. 付託案件審査について

議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 4 号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議案第 6 号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について

議案第 7 号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 9 号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第15号 交野市消費生活センター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について

議案第25号 令和7年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

学校での多様な学びの機会の確保について

4. その他

出席委員（8名）

委員 長 中 谷 政 人

副 委 員 長 安 部 敬 子

委 員 黒 田 実

委 員 岡 田 伴 昌

委 員 堀 天 地

委 員 松 永 隆 太

委 員 藤 田 茉 里

委 員 山 下 千 穂

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 本 景

副 市 長 良 幸 浩

副 市 長 山 添 学

財 産 管 理 室 長 南 賢 治

危 機 管 理 監

総務部長	阿佐正和	企画財政部長	苗村 徹
市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川 暢子	健やか部長	島田 国久
福祉部長兼 福祉事務所長	北井 多栄子	環境部長	濱中 嘉之
都市まちづくり 部長	竹内 一生	教育次長兼 教育総務室長	大湾 喜久男
学校教育部長	和久田 寿樹	学校教育部長	内山 美智子
生涯学習推進 部長	西岡 浩二	消防長	山田 健治
行政委員会 事務局長	今井 靖志	総務部次長兼 人事課長	今堀 祐児
企画財政部次長	山埜 勝哉	企画財政部 次長兼 都市まちづくり 部次長	原田 享一
都市まちづくり 部次長	林 直希	会計管理者兼 会計室長兼 会計室課長	佐竹 利和
総務課長	船戸 貴彰	秘書政策課長	松浦 新太郎
財務課長	厚主 敏治	学校給食 センター所長	出村 公一
指導課長	大隅 昌之	総務課長代理	安永 雄一
財務課長代理	西浦 朋子	指導課長代理	佐藤 洋一
指導課長代理	宮原 光		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村 健一	局次長	大湾 桂子
係長	竹村 真仁	係員	中島 咲葵

(午後 1時00分 開議)

1. 委員長 (中谷政人) 本日は、先週に引き続き総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長 (中村健一) こんにちは。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

本日、案件3、所管事務調査の重点テーマにおきまして、教育委員会学校教育部が作成した交野市の支援教育についてと題した資料を追加しております。総務文教常任委員会フォルダー内のR07031017フォルダーに格納していますので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長 (中谷政人) これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

それでは、引き続き案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託されています議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算についてを引き続き議題とします。

なお、本日は討論、採決、議案第29号の審査及び所管事務調査を行います。

これより議案第22号の討論に入ります。

討論はありませんか。

1. 委員 (藤田茉莉) よろしく申し上げます。

それでは、議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算に対して、日本共産党を代表し、賛成の立場で討論をいたします。

まず、賛成の理由を申し上げます。

新年度の予算には、妊産婦タクシー利用支援事業としてこれまで福祉部が行ってきた妊婦対象のタクシー利用の支援事業を、健やか部の子育て支援事業としてその対象を産前産後にまで広げ、産後ケアを移動の面でも支えられるように制度内容が見直され、多胎の妊産婦にはプラスアルファ1万円の追加給付もされる制度改善がされたことは、交野市で子供を産み育てる子育て世帯の支援となると考えます。

また、新規事業であります見守りおむつ定期便事業は、月1回1千500円相当のおむつなどの子育て用品を届けてもらえるという面で家計負担の軽減になるばかりでなく、訪問・対面することで孤立や孤独を感じやすい乳児期の子育てを支え、不安や心配事に寄り添いながら必要に応じて適切な支援へとつなげていける仕組みとして、みんなで子供を育むまち交野を体現するような事業になると大いに期待をするものです。

また、病児保育事業についても、現在1か所のみとなっている実施箇所を増やすなどをして受皿拡大を進める方向性が示されていることは、他市から転入してこられる子育て世帯や共働き世帯が増える中ではニーズの高い事業であり、交野市として保育士の人材確保

策など事業者が事業展開できる環境を具体的に整えながら、早急に拡充されることを求めるものです。

次に、昨年の小学1年生の30人以下学級に続き、令和7年度は小学校2年生への拡充を実行されることは、子供の学びをより丁寧に支え、一人一人の子供によりきめ細やかに寄り添える教育環境を提供できる先進的な取組として高く評価をいたします。また、小学校の体育館の空調整備工事が令和7年度についても市内4校の小学校で進められていくように予算計上がされ、夏場の子供たちの活動を保障するだけでなく、大規模災害時の避難所環境の改善という面においても、この事業が着実に進められていることは全ての市民にとって安心して暮らせる交野となる一助であり、評価できる点であります。

次に、令和7年度についても、高齢者・障がい者等外出支援策事業として高齢者や障がい者等の移動手段の確保と外出する機会を促進する立場で、交通系ICカード等活用運賃補助や高齢者・重度障がい者のタクシー利用助成が継続されることとともに、令和6年3月22日の市内を走る京阪バス路線の大幅廃止に伴って、市が事業主体となり切れ目なく市民の移動手段を確保するための緊急策を実施すること、また昨年度から実証運行を行っている北部巡回バスの路線を市民ニーズに合わせて延伸を行い、運賃についても300円から200円へと減額し、より市民が利用しやすい路線となるよう改善を図られていることは、住民の暮らしを支え移動する権利を行政として守る重要な施策であり、ゆうゆうバスがなくなり、京阪バスまでもが大幅に撤退という現実大きな不安を感じていた多くの市民に安心感をもたらし、交野市の魅力となる大切な事業であると評価をいたします。

その上で、令和7年度から2年をかけて策定される地域公共交通計画では、市長のスローガンである「みんなでつくる・みんなの交野」を体現するような、様々な立場や地域に暮らす住民の参加型の対話の場を設け、運行ルートの検討や利用促進につながるアイデア出しなど市民参加で行いながら、住民と共につくり上げる地域公共交通計画となるような取組を進めていただくことを要望いたします。

その上で、予算審議を通じて感じていることについて申し上げたいと思います。

まず、市が掲げる待機児童ゼロ継続への取組についてです。

令和7年度については、市内にある既存の保育施設の老朽化対策の際に定員拡大につなげていくことや、定員を上回る弾力運用によって保育の受皿確保をする方向性であるというふうに答弁がされました。実施計画には「施設整備の実施予定なし」とされています。しかし、交野市内では星田北エリアの開発などあちこちで宅地開発が進む傾向にあり、答弁でも言われていたように保育ニーズは高まっている状況です。

現に、他市から引っ越してこられた市民の方から「交野市は待機児童ゼロとうたっていたから引っ越してきたのに、入所選考でこんなに苦労するなんて」という声を聞くことも多く、保護者のニーズを踏まえればゼロ歳児から5歳児までを受け入れられる保育園や認定こども園の施設整備を市として積極的に進めていくことが、市民にとって子供を産み育てやすい交野市へとつながる道であり、逆にその対応が遅れ待機児童が発生する、また待機児童にカウントされていない人の中には、本来、保育施設の受皿があれば保育施設の入所を希望していたが、保育施設以外を選ばざるを得ないという状況の方がいらっしゃいます。そうした方々が今よりも増えるとなれば、費用負担、預かり時間も含めた様々な面で子供を産み育てにくい状況をつくり出す一助となってしまうことから、市には宅

地開発などの動向を適切に反映し、市民ニーズに沿った施設整備を進めていただくことを求めるものです。

次に、市役所本庁の耐震化に伴っての本館別館執務室等の移転工事について申し上げます。

設計業務の予算が未計上のまま先に工事請負費が計上されていることは、行政の事業を進める上でのプロセスとして非常にちぐはぐな状態となっており、まずは早急に設計業務に関わる作業を関係する部署と丁寧を確認しながら、設計業務を着実に進めるために必要な予算を議会に示していただくことを求めます。

また、青年の家の執務室移転についても、交野みらい小学校の跡地を有効に活用したい思いや、青年の家の公共的スペースを市民のために拡大したいという思いは十分理解できるものの、教育委員会の必要な執務室面積が暫定利用となる交野みらい小学校跡地から最終的な場所へと移転する際に、別館の市民利用スペースや議会や審議会などでの利用スペース、公用車や市民の駐車場スペースなどが本当に収まるのかどうかなど、その全体像が示されないまま、教育委員会の執務室が暫定利用とはいえ交野みらい小学校跡地に移転することが先行的に進められていくことは、下手すれば将来に禍根を残すことも考えられるため、まずはその全体計画・基本方針を議会へ示していただきたく、その必要があると考えます。また、交野みらい小学校の建物は令和7年度からは学校の設置条例の位置づけから外れ、交野市のどの公共施設の設置条例にも属さない建築物となることから、まずは市として管理者を決め設置条例などの必要な整理を行っていただくことを求めます。

次に、緊急防災・減災事業債を活用した防災拠点の整備事業について申し上げます。

南海トラフ地震や生駒断層帯地震が予想される中で、市民の暮らしや命を守るために防災意識を高め、いつ起こるか分からない大規模災害に備えることは重要な取組であると考えます。そして、緊防債の期限が令和7年度までという有限のものであったことで、でき得る限り有効に活用したいとの考えで事業展開が図られてきたことも一定理解するものです。

しかしながら、限られた人員の中で、非常に複雑な業務を令和7年度は同時進行で11事業進めなくてはならないスケジュールとなっており、いくら他部署からの支援や業務委託をしても、その全てをスケジュールどおりにこなすことは非常に困難であると危惧をいたします。職員も人間です。こなせる仕事量には限界があり、そのキャパを超えるような仕事をこなすことを求めることは、職員の健康を守る点や働きやすい職場づくりの点、またコンプライアンス遵守の点などでも問題をきたしかねません。つきましては、緊防債の期限延長の可能性も言われているのであれば、事業の優先順位を整理し、職員にとって過度な負担とならないようご留意いただきながら、それぞれの事業が着実に進められていくよう強く求めるものです。

次に、星の里いわふねシャワーブース設置可能性調査と設計業務委託について申し上げます。

令和7年度から、星の里いわふねのスポレク施設が避難所指定となることに伴って、これまで市民から改修の要望が出されていた体育館の横のシャワーブースを防災機能の強化として改修することは理解できるものです。しかし、それに併せる形でロッジのシャワーブースまでを防災機能の強化と位置づけ改修をかけることは認められません。なぜなら、

ロッジの位置が土砂災害警戒区域のイエローゾーンにかかっていることや、急な坂となっている砂利道を登っていかなければいけないという立地であること、そして何より現在の指定管理者が指定管理者として選考された際、その選考理由には事業者の自主事業提案としてロッジのシャワーブースの改修をやると提案をされ、そのことが指定管理者として決定される理由の一つになっているからです。その行政プロセスを踏みにじり、ロッジのシャワーブースまで防災機能の強化に位置づけ無理くり改修を進めることは、既に指定管理料を毎年支払っている市民にとっては利益相反行為と言われかねず、到底納得を得られるものではないからです。

最後に、働きやすい職場づくりの一環として、ハラスメントの相談窓口をこれまでの内部だけでなく外部相談窓口を設置し、より相談しやすい環境づくりに努められることは重要な取組であると評価をしておりますが、外部相談窓口にはハラスメント相談があった場合、調査をするかどうかを決定するのは内部であるとの答弁でしたが、「それでは結局内部でもみ消されるのではないか」、また「加害者や周りにその内容が知られてしまうのではないか」など、通報する側の相談窓口に対する信頼性という面では課題が残ると考えることから、具体的な制度設計を整理するときには調査の決定やその実行についてどのようなところに権限を委ねるのかなど、相談者が安心と信頼を持てる形で相談できるような制度のブラッシュアップを強く求めます。

以上、賛成討論といたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はありませんか。

1. 委員（黒田 実） 私ですか。ありがとうございます。

それでは、令和7年度一般会計予算に反対をいたします。

理由についてです。

歳入予算の大きな骨格の一つである繰入金について。

令和6年度に続き20億を超える基金を取り崩しての予算編成、予算上この2年で基金取崩しは40億円を超えます。一方、令和5年度決算で全体として約97億円の基金について、現在市は74億5千万という多額の基金を債券運用しており、基金の保有状況からすれば取崩し額は現金としての基金を超えております。説明を求めたところ、取崩し額を圧縮するよう財政運営を図っていくとのことであるが、多額の基金取崩しの予算計上に対して現時点において基金残高の裏づけはないのが事実であります。また、取崩し額はそうならないとするならば、基金の保有状況も踏まえた予算編成とすべきであります。また、多額の運用額のうち運用期間が15年以上の額は56億5千万円であり、将来の財政見通しを踏まえた運用額、長期運用についての質問に対してあくまで対応可能であるとする考えの説明のみであり、リスクについての客観的合理的な説明はなく財政運営そのものに対する重大な問題であると考えます。このような状況の中で、予算審議すること自体が困難であると考えます。

また、各事業予算について。

今後想定される概算費用や事業の全体像などについて、現在検討中などと審議に必要な具体的な説明が示されないものが散見されます。一中跡地施設整備検討業務委託については、これまで議会には跡地利用についての方向性は示されたが、方向性とはいえルクセンブルグパビリオンを利用した子育て関係施設や今回の審議において挙げられているテニス

コート整備など、施設の内容、整備の必要性、概算費用などの中身についての具体的な説明はありませんでした。

防災拠点の整備事業について。

備蓄倉庫の新築に関わる予算については、そもそも備蓄計画に対してどの程度の倉庫を整備するのかが全く示されておらず、また物資の物流、安定的かつ効率的な物流も踏まえての倉庫配置になっているのかなど防災施設の有効性も不明であります。その中で、特に郡津5丁目の地域防災拠点については浸水対策としての土地のかさ上げ、周辺道路拡幅など非常に大きく関わる関連工事についての説明が示されず、整備に係る総額も不明確。また、私市山手の倉庫についてはそもそも急傾斜地であり対策についての概算費用なども示されておりません。

青年の家の執務室の移転について。

移転は暫定的であると説明でありましたが、その後は別館に集約するという考え、説明がありました。そもそも、別館にそのキャパがあるのか、また執務スペース以外にも会議室や駐車場スペースなどそもそも本館、別館の全体像についての説明がないなど、個々の事業において重要な説明が示されていないということでありました。また、事業の可能性や有効性、概算費用など、本来市として一定の見立てをしなければならないところ、検討や可能性調査の名目でほぼ委託業務として丸投げしているという状況であり、極めて拙速かつ場当たりのな予算計上と言わざるを得ません。

以上の理由から、反対といたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はありませんか。

1. 委員（堀 天地） 議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算案について、会派大阪維新の会を代表し、賛成の立場で討論いたします。

本予算の総額は前年度比で増加しておりますが、特に学校給食費の段階的無償化や小学校屋内運動場空調整備など、教育および子育て環境等の充実に向けた施策が含まれている点については、おおむね評価できるものと考えます。あわせて、国の補助等が重要な役割を果たす事業も含まれており、その進捗状況については引き続き注視してまいります。

しかしながら、持続可能な財政運営を確保するためには、一時的な資金調達にとどまるクラウドファンディング等を活用するだけでなく、安定的な財源確保の方策を検討することが不可欠であると考えます。地方債の発行等に当たっては、公正性と透明性を確保しつつ将来世代への負担を最小限に抑え、持続可能な財政運営につなげるために長期的な視点に立った計画的な財政運営の推進を要望いたします。

また、乙部浄化センターの施設整備等をはじめ各事業の維持管理については十分な情報提供が求められますので、議会での議論に加え日頃から実施されているタウンミーティング等を積極的に活用し、市民との対話を一層推進されることを求めます。さらに、交野市の姉妹都市交流事業をはじめ、本年4月13日から半年間にわたり開催される大阪・関西万博を契機として、本市と親交のある国や都市との関係を一層深めるとともに、本市の魅力を国内外に向けて積極的に発信していただくよう強く要望し、討論といたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はございませんか。

1. 副委員長（安部敬子） 議案第22号 令和7年度交野市一般会計予算について、にじいろ対話の会を代表し賛成討論をいたします。

令和7年度予算は、372億円というこれまでより大きな額面になりますが、5つのまちづくりの目標に沿って市民の暮らしの質を高める内容となっていると考えます。

まず、子供を取り巻く環境として、次年度より始まる見守りおむつ定期便事業は近隣市にはない画期的な取組であり、養育者の見守りサポートと経済的支援が同時に叶うことに大いに期待をしております。また、妊産婦タクシー利用支援事業もこれまでの外出支援と比べてオンライン申請、電子クーポン、対象や利用期限も拡大しており、一部交付金や補助金も活用しつつ、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない子育て支援をいただいているものと考えます。その他にも、ボール遊びのできる公園整備や小学校屋内運動場空調整備、トイレ改修にブランコ設置、プライベートカーテンの設置、少人数学級は小学生1、2年生に、給食費は物価値上がり分を据え置いたまま小学5年生にも無償化を拡充するなど、未来を担う子供たちを大切に作る姿勢が伺える予算編成になっていることを評価します。

次に、令和7年度は市が主体となるおりひめバスがスタートします。限られた時間の中で、形をつくり上げるまでには多くのご苦勞があったと思いますが、京阪バス路線廃止というピンチをチャンスに変えた熱意と手腕に、また兼ねてより要望されていた地域公共交通計画策定に向けて動き出すこともうれしく思っています。

また、今回の予算には複数の防災拠点整備事業が含まれています。防災面を強化しつつ、緊急防災・減災事業債の活用で公社健全化を図るための取組であり、一つ一つはとても意義のあるものと認識しております。その上で、意見として、防災拠点の整備においても市役所の耐震化に伴う今後の執務室移転においても、全体像が分かりにくく感じる部分があります。市民にも見通しが伝わるよう、全体の計画を示して確認しながら事業を進めるというプロセスを大切にさせていただきたいと思っています。現在策定中の交野市地域防災計画には、災害支援車の内容も盛り込んでいただいた上で早期完成を要望します。

また、4月より、いよいよみらい学園が開校となります。登校見守りや民間プール活用なども予算に含まれていますが、そのほかにも実際に運営してみても課題は様々出てくるものと思います。その都度子供と保護者、教員の声を聞き取り、見直しが必要なものには柔軟に対応していただくことを要望します。

以上をもって、にじいろ対話の会の賛成討論とします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（中谷政人） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者については、退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第29号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第1号）につい

てを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1. 委員（藤田茉里） すみません。確認なんですけれども、下水道事業の下水の基本料金の免除のところで、参考資料では令和7年4月から7月までというふうに期限が4か月分のというふうに書かれているんですけれども、4月から7月までの世帯と5月から8月までの世帯が出てくるという認識で合っていますか。

1. 都市まちづくり部長（竹内一生） その認識で間違いないと思います。切れ目なくということで、2月、3月の——★（00：29：45）の方によってずれている方は翌部分だけずれていくということで認識いただければと思います。

1. 委員（藤田茉里） 了解しました。切れ目なく実施できるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、あと給食費の部分なんですけれども、参考資料で学校給食費の値上げ分のところで、財源確保のためのクラウドファンディング等を実施する予定というふうに書かれておりますけれども、これは以前にも説明があった企業版のクラウドファンディングだというふうに認識をしているんですが、現在、この部分での予算確保の見通しというのはどれぐらいなのか、そのあたりで見通しが立てられているのか教えてください。

1. 学校給食センター所長（出村公一） お答えいたします。

クラウドファンディングにつきましては、1年を通してクラウドファンディングだけじゃなくてたくさんの皆さんから寄附を頂くというところで、1年通じて行わせていただきます。クラウドファンディングにつきましては、5月1日から7月31日までの3か月間ということで、企業版であったりそういったことをしながら寄附のほうを募っていきたくと考えております。

また、今までにも寄附をされた方にも案内をしながら額のほうを集めていこうというところがございます。

1. 委員（藤田茉里） 企業版クラウドファンディング以外の寄附の部分というのは、具体的にどういうことを、例えば市民なり市内、市外の事業者なりに寄附を求めるのか、そのあたりあまり説明を聞いたことがないんですけれども、どう考えておられるのかももう少し説明いただけますか。

1. 学校給食センター所長（出村公一） 今後、チラシ等であったりふるさとチョイスなどを使いながら、皆さんにホームページなどで周知しながら寄附のほう募っていきたくと考えております。

1. 委員（藤田茉里） その寄附の分でどれぐらいを賄うのかというのは、額として目標額みたいなものも持っているのでしょうか。

1. 学校教育部長（内山美智子） お答えいたします。

はっきり幾らという金額としては明確には持っておりませんが、もうできるだけ多くの金額をこちらのほうで賄っていきたくという、そのためにしっかり周知をしてまいりたいというふうに考えております。

1. 委員（藤田茉里） 学校給食は、この物価高騰の中で値上がりしている分を市が保護者負担なくやるという取組、意気込みというのは非常に評価をしているんですけれども、その財源確

保をクラファンや寄附にも一部頼るところでは、少し今の経済状況なども勘案する
とどこまで実現できるのかというのは、非常に不安な部分ではあるのかなというふう
に思うんですけども、そもそもの考え方として学校給食という事業に寄附というの
が果たして合うのかというところは、庁内でも議論されてその判断をされているの
かなと思うんですけども、改めてそのあたりの考え方、どういうふうに整理をさ
れて寄附の部分も頼ってとなっていたのか少し説明いただけますでしょうか。

1. 市長（山本 景） ちょっと、先ほどの答弁の補足もありますし私からいたしますと、まず個人と法人があります、寄附のところでは法人に関してで申しますと、市外の方に関しましては企業版ふるさと納税で寄附ができて9割控除等がなされる、要は9割バックされます。市内の法人さんにつきましては寄附相当額を費用計上できますので、我が国の法人税率から考えますと寄附した額のうち3割ぐらいが戻ってくることにはなります。個人に関しましては、そもそも返礼品がないので、市民であっても市民以外でありまして、寄附した額に関しましてはふるさと納税の制度が利用できますので、2千円相当額を除く部分が戻ってくるということにはなります。もちろん、その方の所得にもよっては変わってくるのかなというふうには考えております。そういった制度を利用した寄附の呼びかけというふうには我々は想定をしております。

どれだけの金額を集めるかというよりも、こちらの考え方といたしましては、通年で寄附金を集められる仕組みをまずはつくるということが大事だと思っております。昨年度、昨年度というか今年度、防災車両の関係で2種類ふるさと納税等の仕組みを利用いたしましてクラウドファンディングを実施いたしましたところ、2事業で2千200万円以上事実としては集まっておりますが、防災車両の導入に併せての約2、3か月間でのクラウドファンディングでしたので、数期間のみしか集められなかったんです。要は、その期間に該当しない場合は寄附をお願いができない。これは、非常に機会ロスにつながると思っております。

その点、給食費に関しましては通年で集めることができます。個別にお願いをしたら、いつでも寄附をお願いして寄附をしてもらうということで、やはりそういった寄附金をもらうための口みたいなものを通年で持つておくというやり方は、別に本市が初めてとかじゃなくて他市では一般的に行われていることではございます。僕、設定額全てを、じゃ、集めなければならないのかといたらそうではございません。あくまで、口を開けていることによりましてより効率的に市の財源確保にもつながるという考え方で行っているところではございます。どれだけの金額が集まるのかという話ですが、もうあとはもうやる気の問題だと思っております。

シャワートラックに関しましては、実は本来集まっていた額、目標額からいいますと大体実際のところ2、300万円ぐらいでした、本当は。だから、もう個別に私がもう直接企業さんを回りまして、もう数週間で500万円ぐらい集めまして結果としては900万円近い金額になりましたので、どれだけの時間をどれだけ本気で出しているんな企業、私といたしましては本音ではもう全庁的に回ります。当然のことながら、回る業種といたしましては、今までだったら防災だったので防災に関わることを中心で回っていましたが、今回、教育委員会の関係も回りまして、また水道の関係とかも当然回らせてもらいますので、いろんなところを全庁的に回りますので、それなりの金額は集まるものというふう

うには思っているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（藤田茉莉） 市長、説明いただきましてありがとうございます。意気込みについても、何とか伝わるものがあります。

ただ、心配する点も正直あるんです。それは、市長自ら寄附をお願いしに行くという行動力は評価をするものの、やはりその立場上、来られた企業さん側がどういうふうを受け取るのかということとか、あと市民の立場から見て企業と行政の癒着関係みたいなところを疑われないように、やはりその辺はクリーンに物事が進められているというところが、分かりやすく見える化されるということがすごく大事ではないかなと、それは市長にとってもすごく大事な視点ではないかなと思います。

なので、学校給食費の値上げ分の財源確保など短期的ではなくて長期的に寄附も集めながら、財源確保していくという努力をする分は評価をするんですけども、その点は非常に見る人によってはすごくシビアに見られるものではないかというふうに思いますので、重々注意をしていただきながら事業として進めていただきたいというふうにあえて申し上げておきます。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

1. 委員長（中谷政人） この際、理事者関係のその他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようでしたら、これ以降は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいて結構です。

（理事者退席）

1. 委員長（中谷政人） 次に、案件3の所管事務調査についてのうち、当委員会所管の行政計画等のうち、パブリックコメントを実施するものについてを議題とします。

事務局より説明願います。

1. 事務局次長（大湾桂子） それでは、総務文教常任委員会のフォルダーのほうに入っております令和7年度に策定予定の行政計画基本方針についてという資料のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、所管事務調査のほうをしていただく計画につきまして上げさせていただきます。こちらにつきましては、既にもう調査継続中というような形になってまいります。2番につきましては、令和7年度新たに行政計画として上げられてきたもので、担当課が秘書政策課のほうの交野市公共施設等再配置計画、こちらのほうを新たに調査のほうをお願いしたいと考えております。

調査の目的や方法、期間等につきましては、左側の下の部分にありますような形となっております。また、右側に書かれておりますように、調査の方法につきましては策定改正作業に入る前後の早い時期に1回目の調査をお願いいたしまして、その後、パブリックコメント実施前に2回目の調査を、パブリックコメント実施後に3回目の調査というような形で総務文教常任委員会の皆様をお願いしたいと考えております。

以上、資料の説明となります。

1. 委員長（中谷政人） 説明はお聞きの次第です。

交野市公共施設等再配置計画について、本委員会として所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、以上の1件の行政計画について所管事務調査を実施することとします。

また、目的、方法及び期間等については、事務局からの説明による一覧の記載のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、ただいまのとおり実施する旨を議長へ通知します。

それでは、今後もなお一層慎重な調査を要するため、ただいまお諮りしました計画については調査終了まで、併せて交野市議会委員会条例第2条に規定されている本委員会の所管事項については行政計画等を含め閉会中に事務調査を実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、本委員会の閉会中所管事務調査の申出を議長に提出したいと思います。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 _____

校正前原稿